

◎高級工作機◎

各直結型

プレナート ミーリング

丸善鐵工所

所主 望月善太

静岡市神明町 電話2111番 電略(マセ)

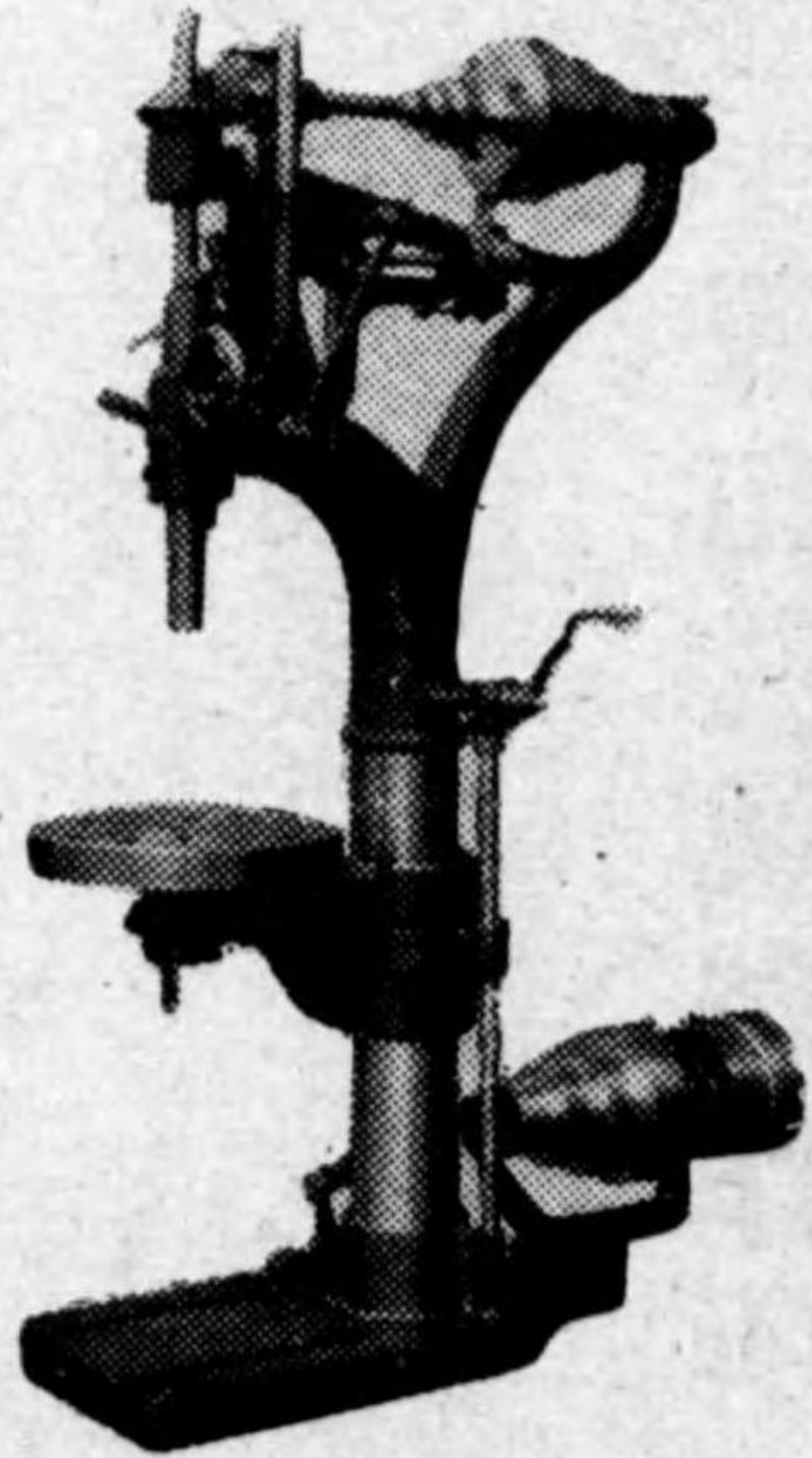
オイル研磨仕上げ

製作發賣元

鈴太製作所

名古屋市港區玉船町

ユニバーサル型



SKFボールベアリング入

(五一〇耗)

20吋S型ボール盤

京春鐵道株式會社

本社

京城府黄金町二丁目三番地

電話本局 { 四七二八・四七三八・六二八二
六五〇九・六五一〇

北鮮合同電氣株式會社

朝鮮咸興府知樂町九〇番地

電話 三六九番・一五三八番

機 刻 彫 ー ラ ー 染 捺
製 作 專 門 機 工 作 高 級

立花機械工作所

立花久雄

營業所 和歌山市尾形町西ノ丁
(電話 4 6 2 3 番)

工場 和歌山市尾形町七丁目

化學用機專門製作

- ◎ 高壓ブランジャーポンプ
- ◎ 鍛造型押水壓プレス
- ◎ 木製フィルタープレス
- ◎ 粉碎配合機ボールミール

其ノ他各種

阪和機械製作所

和歌山市北小雜賀町四四三
電話 二五九八番

日本カーバイト工業株式會社

東京・丸ノ内丸ビル

株式會社 久保田鐵工所

大阪市浪花區船出町二丁目

鑄石粉碎用
最高級鍛造

スチールボール

臺灣前田鐵工所

臺灣鐵工協會
臺灣總督府金庫
臺灣故銅鐵屑統制株式會社
株式會社滿山製作所
鑄山機械株式會社
理事 專門委員 評議 專門委員 監查 常務取締役 (新京)
取締役 (大阪)

所主 前田清作

本工場 基隆市外八堵驛前
電話一〇四〇番
第二工場 基隆市入船町三ノ一
電話七三三番
第三工場 基隆市入船町二ノ一
電話七二二番
臺北營業所 臺北市京町二ノ一
電話七一五七番
大阪營業所 大阪市北區堂島濱通(堂ビル内)
電話北(36)五八九〇—五八九九番
自宅 基隆市真砂町三一番地
電話園一三五一番

廣……三〇

臺南州新營郡新營街六五番地

鹽水港製糖株式會社

常務取締役 岡田幸三郎

同 黑田秀博

取締役 內ヶ崎良平
同 沖光次郎
同 淺野武雄
同 楠田正雄
同 勝又 獎
同 榎有 恒
同 松原 徹
同 監查役
同 長谷川貞成
同 阿部耕治郎

廣……三一

杉原産業株式會社

臺北市臺北州

臺灣電化株式會社

基隆工場

基隆市外木山九七番地

電話一二〇八・一二八二・一二八番

國產スレート株式會社

臺北市宮前町九六番地

電話 五二二三三番

出張所

上海北四川路永安里七〇號

電話(〇二)三六四二番

店約特社會式株事商線鐵灣臺・入買價高料材鐵伸船體解・
 商定指社會式株制統屑鐵銅故灣臺・店約特社會式株給配材鋼灣臺
 店約特合組給配品製材線灣臺・店約特合組給配板鐵鉛亞灣臺

・板浪板平・具工械機・需應造製鐵、角、平、丸
 負請工鐵・作製物鑄及物金諸・金針釘洋

所鐵製灣臺 株式會社

護金翁者表代

地番九二町見伏市南臺

番二三三・五一四話電宅社 番二五三話電社本
 番〇七三三話電雄高 所張出

理修作製械機種各
 冶鍛罐製造鑄般一

所工鐵榮共 株式會社

地番九二町見伏市南臺

(工ヨキ)ハ又(キ)略電 番四三三一話電

本社

臺北市書院町一ノ一

支社

東京市麴町區有樂町

(三信ビル)

臺灣電力株式會社

社長 松木幹一郎

營業所

臺北 基隆・臺中

臺南・高雄・宜蘭

營業支所

彰化・屏東

臺南市港町一丁目

越智鐵工所

電話一五六・三九〇番



臺南製麻株式會社

臺南市三分子一五七番地

監查役	越智寅一	監查役	中辻喜次郎	取締役	青木嘉三郎	取締役	島田敬二郎	取締役	飯田二三男	常務取締役	中辻長司	取締役社長	山田五郎
-----	------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-------	------	-------	------

專賣特許颯波式汽罐臺灣代理店



株式會社

臺北鐵工所

本社 臺北市宮前町二四一……二四三
電話 四二四四番
大阪出張所 大阪市東淀川區中津濱通三ノ六
電話(北)一八五〇番

廣……三六



臺陽鑛業株式會社

瑞芳鑛業所(金山) 石底鑛業所(石炭)
海山鑛業所(石炭)

基隆市壽町二丁目十九番地

營業種目

船舶用汽關內燃機關
鑛山、製糖製罐、ター
ビンポンプ、電氣捲上
機、其他各種鑄造品
及機械製作販賣、工事
請負

合資會社

基隆工作所

基隆市入船町三ノ二
電話 一四〇九番

廣……三七

川中鐵工所

臺南市明治町三一ノ五四



明石鐵工所

臺南市白金町四丁目六六番地

電話七六六番

廣……三八

製糖機械・製紙機械・鑛山機械
化學機械・鐵道用器・齒車齒切
鐵骨橋梁・工事請負・機械据付

臺北市太平町七丁目十二番地

株式會社

高砂鐵工所

電話三四一五番

社長 顏氏碧霞

常務取締役 顏慶蟾

株式會社

臺灣鐵工所

高雄市入舟町

廣……三九

資本金 壹千五百萬圓

營業科目

各種合金鋼 各種兵器鋼 各種工具鋼 各種炭素鋼 各種鑄鋼 高級發條鋼 高級鑄鋼 各種道具鋼 火造品一式 規格品一式

東京市麴町區丸ノ内ビル六階六六一・六六三號室



特殊製鋼株式會社

電話丸ノ内(23) 二二二 九九九 八八八 九八七 番番番

蒲田工場 東京市蒲田區南六郷二丁目三四番地

電話大森(06) 五六三 一五二 三二五 九八五 番番番

川崎工場 川崎市鹽濱町八〇四七番地

電話川崎 三九五五・三九五六番

大阪出張所 大阪市野區靱南通り一ノ一〇日清生命館
電話土佐堀 三五六四番

法規集

一 般

國家總動員法

(昭和十三年四月一日) 法律第五十五號

第一條 本法に於て國家總動員とは戰時(戰爭に準ずべき事變の場合を含む以下之に同じ)に際し國防目的達成の爲の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用するを謂ふ

- 第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐるものを謂ふ
 - 一 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
 - 二 國家總動員上必要な被服、食糧飲料及飼料
 - 三 國家總動員上必要な醫藥品、醫療機械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資
 - 四 國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資
 - 五 國家總動員上必要な通信用物資

一 般

第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐるものを謂ふ

- 一 總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務
- 二 國家總動員上必要な運輸又は通信に關する業務
- 三 國家總動員上必要な金融に關する業務
- 四 國家總動員上必要な衛生、家畜衛生又は救護に關する業務
- 五 國家總動員上必要な教育訓練に關する業務
- 六 國家總動員上必要な試験研究に關する業務
- 七 國家總動員上必要な情報又は啓發宣傳に關する業務
- 八 國家總動員上必要な警備に關する業務

九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な業務

第四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得但し兵役法の適用を妨げず

第五條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして國又は地方公共團體の行ふ總動員業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若しは解雇又は賃金其の他の労働條件に付必要な命令を爲すことを得

第七條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り労働争議の豫防若しは解決に關し必要な命令を爲し又は作業所の閉鎖、作業若しは労働の中止其の他の労働争議に關する行爲の制限若しは禁止を爲すことを得

一

第八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産、修理、配給、讓渡其の他の處分、使用、消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り輸出若しは輸入の制限若しは禁止を爲し、輸出若しは輸入を命じ、輸出税若しは輸入税を課し又は輸出税若しは輸入税を増課若しは減免することを得

第十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用又は收用することを

第十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若しは第二回以後の株金の拂込に付制限若しは禁止を爲し、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要なる命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用に關し必要なる命令を爲すことを得

第十二條 政府は戦時に際し國家總動員

上必要あるときは總動員業務たる事業を營む會社の當該事業に屬する設備の費用に充つる爲の社債の募集又は資本の増加に付商法第二百條又は第二百十條の規定に拘らず勅令を以て別段の規定を爲すことを得

第十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

第十四條 政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若しは登録實用新案を實施することを得

第十五條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要なる土地又は家屋其の他の工作物を管理、使用又は收用することを

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若しは改良を制限若しは禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若しは改良を命ずることを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種若しは異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若しは廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若しは取消を命じ又は統制協定の加盟者若しは其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種又は異種の事業の事業主に對し當該事業の統制を目的

第十五條 前二條の規定に依り收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下ぐるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若しは舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受くることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若しは改良を制限若しは禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若しは改良を命ずることを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種若しは異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若しは廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若しは取消を命じ又は統制協定の加盟者若しは其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業主又は戰時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戰時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲さしむることを得

第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業主又は戰時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戰時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲さしむることを得

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業主又は戰時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戰時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲さしむることを得

第二十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若しは使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得

第二十二條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に適當する施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭主に對し國家總動員上必要なる技能者の養成に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若しは材料の一定數量を保有せしむることを得

第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若しは材料の一定數量を保有せしむることを得

とする組合の設立を命ずることを得

前項の組合は法人とす

第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要なる處分を爲すことを得

第一項の組合成立したるときは政府は勅令の定むる所に依り當該組合の組合員たる資格を有する者をして其の組合の組合員たらしむることを得

政府は第一項の組合に對し其の組合員の營業に關する統制規程の設定、變更若しは廢止に付認可を受けしめ、統制規定の設定若しは變更を命じ又は其の組合員に對し組合の統制規程に依るべきことを命ずることを得

第一項の組合に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保險料、賃料又は加工賃に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙其の他の出版物の掲載に付制

限又は禁止を爲すことを得

政府は前項の制限又は禁止に違反したる新聞紙其の他の出版物にして國家總動員上支障あるものの發賣及頒布を禁止し之を差押ふることを得此の場合に於ては併せて其の原版を差押ふることを得

第二十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若しは使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得

第二十二條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に適當する施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭主に對し國家總動員上必要なる技能者の養成に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若しは材料の一定數量を保有せしむることを得

第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若しは材料の一定數量を保有せしむることを得

第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業主又は戰時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戰時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲さしむることを得

第二十六條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産又は修理を業とする者に對し豫算の範圍内に於て一定の利益を保證し又は補助金を交付することを得此の場合に於て政府は其の者に對し總動員物資の生産若しは修理を爲さしめ又は國家總動員上必要なる設備を爲さしむることを得

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條若しは第十四條の規程に依る處分、第九條の規程に依る輸出若しは輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通若しは有價證券の應募、引受若しは買入の命令又は第十

六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令に因り生じたる損失を補償す

第二十八條 政府は第二十二條、第二十三條又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す

第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及第十五條の規定に依る拂下の價格は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受ける事業を監督し之が爲必要な命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其他の物件を検査せしむることを得

第三十二條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す

は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

一 第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
二 第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
三 第十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第十七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者
四 第二十三條の規定に依る命令に違反し保有を爲さざる者
五 第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前三條の罪を犯したる者は情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す
一 第四條の規定に依る徵用に應ぜざる者
二 第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三千圓以下の罰金に處す
一 第二十二條の規定に依る命令に違反したる者
二 第二十四條の規定に依る命令に違反し計畫の設定又は演練を爲さざる者
三 第二十五條の規定に依り命令に違反し試験研究を爲さざる者
第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す
一 第十八條第一項の規定に依る命令に違反し組合の設立を爲さざる者
二 第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者
三 第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者
第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及著作者を二年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す
新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及掲載の記事に署名したる亦者前項に同じ

第四十條 第二十條第二項の規定に依る差押處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲役若は禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申告を怠り又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五十圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

公務員は其の職に在りたる者職務上知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは五年以下の懲役に處す

第四十五條 公務員は其の職に在りたる者本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を

漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す
第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規定に依り設立したる組合の役員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若は約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す
前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す
第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す
前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得
第四十八條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者其の法人又は人の業務に關し第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又は第四十三條前段の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對

し各本條の罰金刑又は科料刑を科す
 第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す本法施行地に住所を有する人の代理人、使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ
 本法の罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用す
 第五十條 本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)に付政府の諮問に應ずる爲國家總動員審議會を置く
 國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
 軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號は之を廢止す
 本法施行前軍需工業動員法に基きて爲したる命令又は之を本法中の相當規定に基きて爲したるものと看做す
 軍需工業動員法に違反したる者の處罰に付ては仍舊法に依る

輸出物品等に關する臨時措置に關する法律

(昭和十二年九月十日)
 法律第九十二號
 改正昭和十三年
 法律第八十五號

必要なる命令を爲すこと
 第二條の二 前條の物品の需給に關係ある産業を營む者又は其の組織する團體は當該物品の需給關係を調整する爲政府の認可を受け需給調整協議會を組織することを得
 前項の者需給調整協議會を組織せざる場合に於て政府支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは前項の者に對し需給調整協議會の組織を命ずることを得
 前項の規定に依り組織を命ぜられたる者其の認可を申請せざるときは政府は規約の作成其の他組織に關し必要なる處分を爲すことを得需給調整協議會の止を爲すことを得
 第二條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは輸入の制限其の他の事由に因り需給關係の調整を必要とする物品に付左の措置を爲すことを得
 一 命令の定むる所に依り當該物品を原料にする製品の製造に關し必要なる事項を命じ又は制限を爲すこと
 二 當該物品又は之を原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し

第一條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁
 成立ありたるときは勅令の定むる所に依り其の會員たる資格を有する者は其の會員とす
 第二條の三 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは需給調整協議會に對し當該物品の需給關係の調整に關し必要なる決定を爲すべきことを命じ又は需給調整協議會の會員に對し需給調整協議會の決定に従ふべきことを命ずる

需給調整協議會令

(昭和十三年五月二十四日)
 勅令第三百六十六號

ことを得
 第二條の四 本法に定むるものの外需給調整協議會及需給調整協議會に依る需給關係の調整に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む
 第三條 政府は第一條の制限若し禁止又は第二條の命令若し處分に關係ある事項に付報告を徴し又は帳簿其の他の検査を爲すことを得
 第四條 第一條の規定に依りて爲す制限又は禁止に違反して輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す
 前項の場合に於ては輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物品にして犯人の所有し又は所持するものを沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得
 第五條 第二條の規定に依る命令若し處分又は其の命令に基きて爲す處分に違反したる者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す
 第六條 第三條の規定に違反し報告を爲さず、虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若し忌避したる者は六月以下

一 般

の禁錮又は三千圓以下の罰金に處す本法に基きて發する命令に依り政府に提出する許可の申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲したる者亦同じ
 第七條 法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の従業員が其の法人又は人の業務に關して前三條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前三條の罰金刑を科す
 第八條 本法の罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す本法施行地に住所を有する人又は其の代理人使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ

附 則

本法は公布の日より之を施行す
 本法は支那事變終了後一年内に之を廢止するものとす

附 則

(昭和十三年五月二十四日)
 法律第八十五號附則
 本法は公布の日より之を施行す

を定め役員を選任し主務大臣の認可を申請すべし
 特別の事由に因り前項の同意を得ること能はざるときは主務大臣の認可を受け創立總會を招集することを得
 第五條 昭和十二年法律第九十二號第二條の二第二項の規定に依り協議會の組織を命ぜられたるときは創立總會を開き規約其の他必要なる事項を定め役員を選任し主務大臣の指定する期限迄に組織の認可を申請すべし
 第六條 創立總會の議事は第四條の創立總會に在りては組織同意者の三分の二以上、前條の創立總會に在りては出席者の三分の二以上を以て之を決す
 第十三條 第二項の規定は創立總會に於ける役員選任の決議に之を準用す
 第七條 主務大臣昭和十二年法律第九十二號第二條の二第三項の規定に依り規約を作成したるときは協議會の會長、理事及監事を命ず
 前項の會長は遅滞なく總會を招集すべし
 前項の總會に於ては協議會成立當時の收支豫算及經費の分賦収入方法を決議すべし

第八條 協議會は組織の認可ありたる時又は昭和十二年法律第九十二號第二條の二第三項の規定に依り規約の作成ありたる時成立す
 協議會の成立ありたるときは規約の定むる所に依り其の會員たる資格を有する者は其の會員とす
 第九條 規約は左に掲ぐる事項を記載すべし
 一 目的
 二 名稱
 三 事務所の所在地
 四 會員たる資格に關する規定
 五 會員の權利義務に關する規定
 六 業務及其の執行に關する規定
 七 役員に關する規定
 八 評議員に關する規定
 九 會議に關する規定
 十 會計に關する規定
 第十一條 協議會に左の役員を置く
 會長
 理事
 監事
 會長、理事及監事は總會に於て會員、會員たる法人の役員又は會員たる團體

の代表者の中より之を選任す但し成立當時の會長、理事及監事は創立總會に於て會員たる資格を有する者、會員たる資格を有する法人の役員又は會員たる資格を有する團體の代表者の中より之を選任すべし
 特別の事由あるときは會長、理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得
 第十一條 會長は協議會を代表し會務を總理す
 會長事故あるときは會長の指名する理事其の職務を代理す
 理事は會長を補助し會務を掌理す
 監事は會務の執行及財産の狀況を監査す
 第十二條 協議會に評議員會を置き評議員を以て之を組織す
 評議員は規約の定むる所に依り會員又は會員の推薦したる者の中より總會に於て之を選任す
 第十三條 左に掲ぐる事項は總會の決議を經べし
 一 收支豫算
 二 經費の分賦収入方法
 三 業務報告及收支決算の承認

四 第一條第一項の決定
 五 第一條第二項の業務を行ふ場合に於ては其の實施方法
 六 規約の變更
 七 役員及評議員の選任及解任
 八 協議會の解散
 前項の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
 第十四條 總會の議事は本令又は規約に別段の定ある場合を除くの外出席したる會員の議決權の過半数を以て之を決す
 會員は代理人を以て議決權を行ふことを得此の場合に於ては之を出席と看做す
 代理人は代理權を證する書面を會長に提出すべし
 第十五條 第十三條第一項第四號に掲ぐる事項は總會員の議決權の過半数を以て之を決す
 第十三條第一項第六號及第七號に掲ぐる事項は總會員の半数以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す
 第十三條第一項第八號に掲ぐる事項は總會員の議決權の三分の二以上を以て

之を決す
 第十六條 第十三條第一項第四號に掲ぐる事項は總會の議に付する前に豫め評議員會の議決を経べし
 第十七條 評議員會の議事は規約に別段の定ある場合の外出席したる評議員の議決權の三分の二以上を以て之を決す
 第十四條 第二項及第三項の規定は評議員會に之を準用す
 第十八條 主務大臣必要ありと認むるときは協議會の規約又は第一條第一項の決定の變更又は取消を爲すことを得
 第十九條 協議會は規約の定むる所に依り會員に對し經費を分賦し及過怠金を課することを得
 第二十條 協議會の會員第一條第一項の決定の實施に關し決定又は協定を爲したるときは命令の定むる所に依り之を主務大臣に届出づべし
 主務大臣必要ありと認むるときは前項の決定又は協定の變更又は取消を命ずることを得
 第二十一條 主務大臣は協議會に對し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得
 第二十二條 主務大臣必要ありと認むる

ときは當該官吏をして協議會の會議に出席して意見を陳述せしむることを得
 第二十三條 協議會の決議又は其の役員が行爲法令、規約若は主務大臣の處分に違反したるとき又は公益を害すと認むるときは主務大臣は左の處分を爲すことを得
 一 決議の取消
 二 役員の解任
 三 協議會の解散
 第二十四條 本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官とす
 附 則
 本令は公布の日より之を施行す
 需給調整協議會
 規則
 (昭和十三年五月二十五日)
 (商工省令第二十六號)
 第一條 昭和十二年法律第九十二號第二條の二第一項の規定に依り需給調整協議會(以下協議會と稱す)を組織せんと

は左に掲ぐる事項を記載したる輸出許可申請書正副二通及注文ありたることを證する書面を商工大臣に提出すべし

- 一 品名
- 二 數量及價額(種類別に記載すべし)
- 三 賣渡先の氏名又は名稱及事務所又は營業所
- 四 仕向地
- 五 仕向港
- 六 輸出港
- 七 輸出時期

第六條 第三條の許可を受けたる者は商工大臣の指定する期間内に其物品を輸入すべし

商工大臣は正當の事由ありと認むる場合

- 一 第二條第一號乃至第三號及第五號に規定する物品
- 二 官廳の輸入する物品
- 三 本邦より輸出したる物品にして返送せられたるもの
- 四 修繕の爲輸入する物品
- 五 見本若くは寄贈品として又は博覽會に出品する爲輸入する物品
- 六 販賣以外の目的を以て輸入し且其の原價五十圓を超えざる物品

第五條 第一條の許可を受けんとする者

三 産出地又は製造地

四 積出港

五 輸入港

六 輸入時期

前項の場合に於て許可を受けんとする者他人より委託を受け輸入せんとするものなるときは輸入許可申請書に前項各號に掲ぐる事項の外委託者の氏名又は名稱及事務所又は營業所を記載し且委託ありたることを證する書面を添附すべし

第八條 第一條の許可を受けたる者第五條第五號乃至第七號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め之を商工大臣合に限り前項の期間の延長を許可することあるべし

第三條の許可を受けたる者前二項の期間内に其の物品を輸入せざるときは許可は其の効力を失ふ

第七條 第三條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸入許可申請書正副二通を商工大臣に提出すべし

- 一 品名
- 二 數量及豫想價額(種類別に記載すべし)

十一 場合に於て商工大臣の交付する輸出許可書又は輸入許可書を當該税關に提出すべし

第十一條 第一條又は第三條の許可を受けたる者輸出又は輸入を爲したるときは七日以内に左に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし

- 一 輸出又は輸入の許可を受けたる物品の品名及數量並に許可の年月日
- 二 輸出又は輸入を爲したる物品の品名、數量及價額
- 三 輸入を爲したる物品の産出地又は製造地及積出港
- 四 輸出港又は輸入港
- 五 輸出又は輸入の年月日

に届出づべし第三條の許可を受けたる者前條第一項第四號乃至第六號に掲ぐる事項を變更せんとするときは亦同じ

第九條 第三條の許可を受けたる者他人より委託を受け輸入せんとするものなる場合に於て其の委託契約消滅し又は委託數量減少したるときは委託者と連署の上七日以内に之を商工大臣に届出づべし

第十條 第一條又は第三條の許可を受けたる者は其の物品の輸出又は輸入を爲

附 則

(昭和十二年十月十一日) 第二十三號

本則は公布の日より之を施行す

本則施行の際現に本邦に向け輸送の途に在る物品に付ては本則を適用せず

附 則

(昭和十二年十一月六日) 第二十九號

本則は公布の日より之を施行す

附 則

(昭和十二年十二月二十四日) 第三十三號

本則は公布の日より之を施行す

附 則

(昭和十三年三月二十三日) 第十號

本則は公布の日より之を施行す

附 則

(昭和十三年七月一日) 第四十七號

本則は公布の日より之を施行す

昭和十一年勅令第四百七十四號第一條又は第二條の許可を受けたる物品にして昭和十三年七月一日以後に輸入又は輸出せられるものは第一條又は第四條の許可を受けたるものと看做す

一 般

附 則

(昭和十三年七月二十九日) 第六十九號

本則は公布の日より之を施行す

附 則

(昭和十三年八月二十九日) 第七十七號

本則は公布の日より之を施行す

從前の規定に依り許可を受けたる物品に關しては仍從前の例に依る

甲號

【別表】

輸入税表番號	品名
六九ノ内	兎毛皮
七四ノ内	豚毛(長一吋四分の一を超えたるものを除く)
一〇四	ナフタリン
二二九ノ内	硝酸及苦汁
二七四ノ内	苧麻、ラミー及黃麻
二八二	羊毛、山羊毛及駱駝毛
二九五ノ内	肩の綿織維(長一分の一吋以上の綿織維の重量全綿織維の重量の百分の五十を超えざるもの及油の附着したる綿織維にして油の重量全重量の百分の六を超え
三三〇	別號に掲げざる衣類、同附屬品及其の部分品
二ノ内	故の衣類、同附屬品及其の部分品
四二五	クリオライト
四二九	石炭
四三五ノ内	螢石
四五八ノ内	安知母尼鑛、タンクスステン鑛及モリブデン鑛
四六二	鐵(別號に掲げたる特殊鋼を除く)
四六一ノ二	特殊鋼
四六一ノ三	鐵の筒及管
四六三	アルミニウム及アルミニウム合金

- 五 層及故(改造用のみに適するもの) 五二一ノ内 貴金屬を用ひ又は貴金屬を鍍したる金屬製品にして安知母尼を用ひたるもの(安知母尼の重量全重量の百分の二十五を超過するものを除く)
- 四六四 銅 七 層及故(改造用のみに適するもの)
- 四六五 鉛 六 層及故(改造用のみに適するもの)
- 四六六 錫 四 層及故(改造用のみに適するもの)
- 四六七 亜鉛 四 層及故(改造用のみに適するもの)
- 四七〇 安知母尼及硫化安知母尼 眞鍮及青
- 四七一 眞鍮及青 七 層及故(改造用のみに適するもの)
- 四七二 日耳曼銀 四 層及故(改造用のみに適するもの)
- 四七三 鐵 四七四 バビツツメダル其の他のアンチフリクシヨシメタル
- 四七六ノ内 安知母尼を用ひたる合金
- 五二一ノ内 貴金屬を用ひ又は貴金屬を鍍したる金屬製品にして安知母尼を用ひたるもの(安知母尼の重量全重量の百分の二十五を超過するものを除く)
- 五二五 別號に掲げざる金屬製品にして安知母尼を用ひたるもの(安知母尼の重量全重量の百分の二十五を超過するものを除く)
- 五四九 醫療器、オソソベヂックインストルーメント及同部分品(別號に掲げざるもの)
- 二ノ内 レントゲン装置及齒科用機械
- 五五九 電信機、電話機及同部分品(別號に掲げざるもの)
- 五六三 自動車
- 五六四 自動車 部分品(原動力機を除く)
- 一 シヤシ
- 五六九 汽罐(メカニカルストーカーに付ては分離して第五百七十一號を適用す)
- 五七〇 汽罐部分品及同附屬品(別號に掲げざるもの)
- 五七一 メカニカルストーカー
- 五七二 フェニールエノマイザー
- 五七四 蒸汽機關車(軌條を要せざるもの)及ボータブルスチームエンジン
- 五七四ノ二 ロードローラー
- 五七四ノ三 コンクリートミキサ
- 五七五 スチームタービン
- 五七六 蒸汽機關(別號に掲げざるもの)
- 五七七 内燃機關
- 五七八 ウォータータービン及ペルトンウイール
- 五七九 發電機、電動機、廻轉變流機、周波數變換機、廻轉變相機及發電機
- 五七九ノ二 變壓機
- 五八〇 原動力機と結合したる發電機
- 五八一 別等に掲げざる原動力機
- 五八二 ブロック及チエーンブロック
- 五八三 クレーン
- 五八四 キヤブスタン、ウインチ、ウインドラス其の他別號に掲げざるもの

- ワインディングマシン
- 五八五 浚渫機械
- 五八六 パワーハムマー
- 五八七 氣體壓縮機
- 五八八 縫衣機
- 五八九 縫衣機部分品及附屬品(針を除く)
- 五九一 唧筒(別號に掲げざるもの)
- 五九二 インゼクター及エゼクター
- 五九三 送風機
- 五九四 水壓機
- 五九五 ニウマチツクツール及ニウマチツクマシン
- 五九六 別號に掲げざる金屬工及木工機械(ローリングマシン、トロローイングマシン、ネールメーカーマシン、モーリングマシン、フランジングマシン、ペンディングマシン、リヴェツチングマシン等を含む)
- 五九七 紡績機械、紡績準備機械、紡績糸整理機械、織布準備機械及燃糸製造機械(ジニングマシン、スコアリングマシン、バンドリングマシン等を含む)

- 五九八 織布機
- 五九九 織布整理機械
- 六〇〇 メリヤス機械
- 六〇一 糸布染色機械(捺染機械を含む)、糸布漂白機械及マーセライングマシン
- 六〇二 製紙機械及製紙準備機械
- 六〇三 印刷機械
- 六〇四 別號に掲げざる機械
- 六〇五 機械部分品(別號に掲げざるもの)
- 六一九 電氣用カーボン(別號に掲げざるもの)

附則

本令は昭和十四年九月二十五日より之を施行す

- 乙號
- 輸入税 品名
- 一 植物、枝、幹、莖及根(栽植用又は接木用のもの)

- 一 別號に掲げざる動物
- 一四 バールパーレー
- 一五 麥芽
- 二 穀粉及澱粉類
- 二 オートミール
- 三 コーンミール
- 三 コーンスターチ
- 三 蔬菜、果實及核子
- 三一の二 椰子
- 三二 茶
- 三三 マーテ其の他の茶代用物
- 三五 チコリー其の他の咖啡代用物
- 三七 胡椒(種子を除く)
- 三八 カリー
- 三九 マスタード
- 四一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの
- 四二 糖蜜
- 四三 葡萄酒、麥芽糖及飴
- 四四 蜂蜜
- 四五 菓子
- 四六 ジャム、フルイトゼリー類
- 四七 ビスケツト(砂糖を加へたるもの)
- 四八 マカロニー、ヴァーミセリー其

- の他各煙の煙類
- 四九 果汁及糖水
- 五〇 ソース
- 五一 食酢
- 五二 鳥獸肉類(一甲、一丙及二を除く)
- 五三 コンデンスドミルク
- 五七 肉越幾斯
- 五八 ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其の類似の滋養食料
- 五九 鳥卵(生鮮なるもの)
- 五九の二 鳥卵液及鳥卵粉
- 六〇 礦水、曹達水其の他砂糖又は酒精を含まざる諸飲料
- 六二 支那酒(醸造したるもの)
- 六三 麥酒
- 六七 別號に掲げざる飲食物
- 六九 毛皮(犬毛皮、猫毛皮、兎毛皮、綿羊皮及山羊皮を除く)
- 七〇 毛皮製品(別號に掲げざるもの)
- 七一 皮類(別號に掲げざるもの)(牛皮、水牛皮、馬皮、綿羊皮、山羊皮及豚皮を除く)
- 七二 革類(一及六を除く)
- 七三 革製品(別號に掲げざるもの)
- 二 帽子用裏革(模造革を含む)

- 三 其の他
- 七五 羽毛
- 七六 羽毛皮
- 七七 羽毛製品及羽毛皮製品(別號に掲げざるもの)
- 七八 クイルブリツスル及ホーンブリツスル
- 八一 獸牙製品(別號に掲げざるもの)
- 八四の二 ガット(テニスラケット用のもの)
- 八八 鼈甲製品(別號に掲げざるもの)
- 八九 珊瑚
- 九〇 珊瑚製品(別號に掲げざるもの)
- 九四の内 化學試験用ハイドロパウダー
- 以外の皮毛骨角齒牙甲殼類製品(別號に掲げざるもの)
- 一〇〇 落花生油
- 一〇六 肝油
- 一〇九 コムバウンドラード
- 一一〇 ステアリン
- 一一一 オレイン
- 一一五 漆蠟及檟蠟
- 一二六 蠟燭
- 一二七 石鹼
- 一二八 薰香を付したる油、脂、蠟及其の製品

- 一一九 香水
- 一四七 魚膠
- 一五四 醋酸
- 一五五 乳酸
- 一五六 蔞酸
- 一五七 酒石酸
- 一六六 重炭酸曹達
- 一六七 過酸化曹達
- 一七一 硅酸曹達
- 一七二 クロール酸曹達
- 一七八 ヨード曹達
- 一八一 鹽化バリウム
- 一八一の二 過酸化バリウム
- 一八一の三 過酸化水素
- 一八二 明礬
- 一八三 フェロ青化曹達
- 一八四 フェリ青化曹達
- 一九〇 炭酸アムモニウム及重炭酸アムモニウム
- 二〇〇 ロンガリット、ブランキット、デクロリン其の他類似の還元劑
- 二〇一 デキストリン
- 二一八 ベーキングパウダー
- 二一九 酒精劑
- 一 フルーツエッセンス、リキユールエッセンス其の他類似のもの

- 二二〇 人造麝香
- 二二〇の二 イオノン
- 二二一 ヴァニリン、クマリン、ヘリオトロピン其の他別號に掲げざる類似の薰香性化學藥
- 二二二 齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其の他別號に掲げざる調製薰香類
- 二二三 線香
- 二三〇の内 チューインガム及其の類似品
- 二三四 煙火
- 二三五 燐寸
- 二三六 天然藍
- 二四一 燒糖
- 二四二 人造藍
- 二四七 プラツシアンブリン
- 二五〇 亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)
- 二五〇の二 硫酸バリウム
- 二五〇の三 リンボン
- 二五一 白堊及ホワイチング
- 二六〇 靴墨
- 二六一 鉛筆
- 二六二 インキ(印刷用のものを除く)
- 二六三 墨及朱墨
- 二六四の内 聖筆
- 二六八 封蠟

- 二七二 綿織絲(別號に掲げたる特殊綿織絲を除く)
- 二七六 亞麻絲及英式番手七番を超えたる單撚絲を撚合せたるものにして長十メートルの重量十二グラムを超えざる亞麻線
- 二七七 苧麻織絲及ラミー織絲
- 二七八 苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番を超えたる單撚絲を撚合せたるものにして長十メートルの重量十二グラムを超えざる苧麻線及ラミー線
- 二七九 大麻織絲
- 二八〇 黃麻織絲
- 二八一 大麻絲、黃麻絲及英式番手七番を超えたる單撚絲を撚合せたるものにして長十メートルの重量十二グラムを超えざる大麻線及黃麻線
- 二八七 生絲(撚りたるものを含む)(野蠶絲を除く)
- 二八八 紡績絹織絲
- 二八九 絹絲
- 二九〇 人造絹(アセチルセルローズ製のものを除く)
- 二九一 別號に掲げざる織絲
- 一 絹入、人造絹入又は金屬入のもの

- 二九九 亞麻、苧麻、ラミー、大麻又は黃麻の織物、其の交織物及此等の織維と綿との交織物(四甲を除く)
- 三〇〇 鳳梨、葛、マニラヘムプ、アゲルゲ其の他の植物纖維(綿、亞麻、苧麻、ラミー、大麻及黃麻を除く)の織物及其の交織物
- 三〇一 毛織物、毛綿交織物及毛又は毛綿と絹との交織物(二乙ろを除く)
- 三〇二 馬毛布(他の纖維を交へたるものを含む)
- 三〇三 絹織物及別號に掲げざる絹入の織物(人造絹織物及人造絹入の織物を除く)
- 三〇四 別號に掲げざる交織布
- 三〇五 メリヤス地其の他類似の編みたる布帛(起毛したると否とを別たす)
- 三〇六 レース地及網地
- 三〇七 フェルト地
- 三〇八 刺繡布
- 三〇九 ブツグバインダースクロース
- 三一〇 ウイドーホルランド
- 三一三 エムバイアクロース
- 三一四 革布
- 三一五 牀用油布及リノリウム
- 三一六 ルーフイングカンヴァス

- 三二七 タードカンヴァス
- 三一七 防水布(護謨を塗り又は挿入したるもの)
- 三二〇 護謨入布及護謨紐類
- 三二一 インシユレーチングテープ(布帛を用ゐたるもの)
- 三二二 ラムプ心
- 三二四 手巾(單製のもの)
- 三二五 浴巾(單製のもの)
- 三二六 フランケット(單製のもの)
- 三二七 旅氈(單製のもの)
- 三二八 地氈(單製連製を別たす)
- 三二九 テープルクローズ(單製のもの)
- 三三〇 窓掛
- 三三一 トリムミング
- 三三二 蚊蠅
- 三三三 ハムモック
- 三三四 漁網及獵網
- 三三五 エリアクツション
- 三三六 ベッドクイルト及クツション
- 三四二 別號に掲げざる布帛
- 三四三 別號に掲げざる布帛製品
- 三四四 雨衣
- 三四五 シャーツ、フロント、カラー及カフス
- 三四六 肌衣(上下を別たす)

- 三四七 手袋
- 三四八 足袋
- 三四九 肩掛及襟巻
- 三五〇 襟飾
- 三五一 袴鈎
- 三五二 衣服用ベルト
- 三五三 スリーヴサスペンダー及ストツキングサスペンダー類
- 三五五 靴其の他の履物
- 三五六 靴紐
- 三五七 紐釦(貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又は龍甲を用ゐたるものを除く)
- 三五八 バツクル、フツク及アイ類(貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又は龍甲を用ゐたるものを除く)
- 三五九 身邊粧飾用細貨類
- 三六〇 別號に掲げざる衣類、同附屬品及其の部分品
- 三六五 プロチングペーパー
- 三六七の内 熨寸用紙
- 三六九 壁紙
- 三七〇 板紙(印刷紙型用のものを除く)
- 三七一 唐紙(各種)
- 三七六 油紙

- 三七七 窓硝子用ガラスペーパー
- 三七八 別號に掲げざる紙
- 三七九 ペーパーレース及ペーパーボード
- 三八〇 白紙帳簿
- 三八二 書狀用紙(箱入のもの)
- 三八三 封筒
- 三八四 アルバム
- 三八六の内 鶏卵紙及感光紙
- 三八八の内 ウォールボード
- 三八九 レーベル
- 三九〇 骨牌
- 三九三 カードカレンダー及プロックカレンダー
- 三九四 繪葉書
- 三九五 クリスマスカード類
- 四〇一 別號に掲げざる紙製品及バルブ製品
- 四〇二 シリカサンド、クオルツサンド其の地別號に掲げざる砂及礫
- 一 著色したるもの
- 四〇九 スレート及別號に掲げざるスレート製品
- 四一四 石及石製品(別號に掲げざるもの)
- 四一五 琥珀及琥珀製品(別號に掲げざるもの)

るもの)

- 四一七 メーアシャウム、人造メーアレヤウム及同製品
- 四二四 石膏製品
- 四三二 ポートランドセメント、ローマセメント、ゾラナセメント其の他類似の水硬セメント
- 四三三 セメント製品
- 四三六 煉瓦(セメント製のものを除く)
- (耐火煉瓦を除く)
- 四三七 瓦(粘土製のもの)
- 四三七の内 アランダムタイル其の他類似のもの
- 四三九 別號に掲げざる陶磁器(電氣用のもの及二乙の内素焼のものを除く)
- 四四四 硝子板(無色平面のものにして厚一・五ミリメートルを超えざるものを除く)
- 四四五 金屬の線又は網を入れたる硝子板
- 四五二 寫真用乾板
- 一 現象せざるもの(撮影したるものを除く)
- 四五三 眼鏡
- 一 貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬

象牙又は龍甲の縁又は柄を有するもの)

- 四四七 硝子鏡
- 四五七 別號に掲げざる硝子製品(二甲二乙イ及安全硝子板を除く)
- 四五七 鍍金銀したる金屬
- 四八四の内 天井、壁等に用ゐる金屬板(珐瑯を施したるもの又はエナメルペイント、ヴァニッシュ、漆等を塗りたるもの)
- 四八七 漁用鋸
- 四八八 鋸(鐵製のもの)
- 四八九 鏈(別號に掲げざるもの)(鐵製ギアリングチェーンを除く)
- 四九一 懐時計用鏈、眼鏡用鏈其の他身邊粧飾用鏈
- 四九三 蝶鍔、ハットフツク及戸、窓、家具等に用ゐる金具
- 四九四 鎖及鎖
- 四九六 工匠具、農具及同部分品(別號に掲げざるもの)
- 十 ショヴェル及スクープ
- 四九九 刃物(別號に掲げざるもの)
- 五〇〇 テープルフォーク及スプーン
- 五〇一 コルクスクリユー
- 五〇二 縫口用キャブシユール

五〇三 クラウンコルク

- 五〇四 カートリツチケース(金屬製のもの)
- 五〇五の内 手縫用針
- 五〇七 コツビープレス
- 五〇九 自轉車用唧筒
- 五〇九の内 消火器
- 五一〇 ミートチョツパー
- 五一一 咖啡粉碎器
- 五一一 アイスクリームフリーザー
- 五一一 製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋
- 五四一 ストープ及同部分品(別號に掲げざるもの)
- 五一五 電氣ストーヴ、電氣鏡其の他類似の電熱器
- 五一六 ラジエートル
- 五一七 寢臺及同部分品
- 五一九 ナムベールリングマシン、デーチングマシン、チエツクパーフォーレーター、ペンシルシャープナー其の他類似のもの同部分品
- 五二一 貴金屬製品及貴金屬を用ゐる又は貴金屬を鍍したる金屬製品(別號に掲げざるもの)
- 五二六 懐中時計
- 五二七 懐中時計部分品

- 一 側 (ウオッチガラスを附著したるものを含む)
- 六 ウオッチガラス
- 五二八 置時計及掛時計
- 五二八の二 電氣時計 (親時計及子時計を含む)
- 五三三 雙眼鏡及隻眼鏡
 - 一 貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙
- 五五三 寫眞器 (活動寫眞用のもの、顯微鏡用のもの、航空機用のもの及測量用のものを除く)
- 五五四 寫眞器部分品 (焦點距離十七センチメートル以上のレンズ、カメラの内活動寫眞用のもの、顯微鏡用のもの、航空機用のもの及測量用のものに類して製版用スクリーンを除く)
- 五五五 蓄音機
- 五五六 蓄音器部分品及附屬品
- 五五七 樂器
- 五五九 電信機、電話機及同部分品 (別號に掲げざるもの)
- 五六〇 放送無線電話聴取用のもの
- 一 放送無線電話聴取用のもの
- 五六〇 銃砲及同部分品 (拳銃、捕鯨砲及同部分品を除く)

- 五六五 自轉車 (モーターサイクルを除く)
- 五六六 自轉車部分品 (原動力機及鏈を除く)
- 五六七 別號に掲げざる車輛及同部分品
- 五九三 送風機
 - 一 扇風機
- 六〇九 籐 (割らざるものを除く)
- 六一〇 竹
- 六一三 蘆草心及蘆草紙
- 六二一 製帽用眞田
- 六二二 蓆 (布帛に使用する纖維以外の植物性材料を以て製したるもの) (包帯を除く)
- 六二三 麥稈、藁、バナマストロー、椰葉、藁、莞、葦、竹、籐、楊條其の他類似のもの (別號に掲げざるもの)
- 六二四 傘柄、杖、鞭及其の手
- 六二五 傘
- 六二六 木製品 (別號に掲げざるもの)
 - 一 貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙
 - 又ハ 龍甲を用ゐたるもの
 - 二 其の他
 - 甲 花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅

- 六三二 木、紫檀及黒檀の製品
- 六三二 セリユロイド及同製品 (別號に掲げざるもの) (塊、條、帶、竿、板及管の類を除く)
- 六三二の二 層及故のセリユロイド (改造用のみに適するもの)
- 六三三 ガラリス及同製品 (別號に掲げざるもの)
- 六三四 プラツシュ及箒
 - 一 貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、象牙又は龍甲を用ゐたるもの
- 六三五 ラムプ、提燈及同部分品 (安全燈、醫療用のもの及燈臺用のものを除く)
- 六三九 化粧具匣
- 六四〇 ビリヤード、テニス、クリツケツト、象棋其の他の遊戯具及同附屬品
- 六四一 玩具
- 六四七 別號に掲げざる物品
 - 二 其の他
 - 甲 貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚
 - 象牙又は龍甲を用ゐたるもの

臨時資金調整法

(昭和十二年九月十日法律第八十六號 改正昭和十四年四月二十一日)

第一條 本法は支那事變に關聯し物資及資金の供給の適宜に資する爲國內資金の使用を調整するを目的とす

第二條 銀行、信託會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣を區域とする信用組合聯合會 (以下金融機關と總稱す) は事業に關する設備の新設、擴張若ハ改良に關する資金の貸付を爲し又は有價證券の應募、引受若ハ募集の取扱を爲さんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし金融機關に非ずして有價證券の引受又は募集の取扱を業とする者 (以下之を證券引受業者と稱す) 有價證券の應募引受又は募集の取扱を爲さんとするとき亦同じ

第三條 金融機關又は證券引受業者前條の貸付又は有價證券の應募、引受若ハ募集の取扱に關し本法の目的に従ひ政府の適當と認むる方法により自治的に調整を爲すものなるときは之に對し命令の定むる所により前條の規定を適用せざることを得

第四條 命令の定むる會社の設立は政府の認

可を受くるに非ざればその効力を生ぜず會社の資本増加、合併又は目的變更にして命令の定むるものに付亦同じ

命令の定むる限度を越ゆる事業設備の新設擴張又は改良を爲さんとする者は之に付政府の許可を受くべし但し命令の定むる者及左の各號の一に該當する資金に依る場合は此の限に在らず

- 一 金融機關よりの借入金
- 二 他人をして引受又は募集の取扱を爲さしめたる社債の收入金
- 三 本法に依り設立又は資本増加に付認可を受けたる場合の會社の第一回拂込株金又は出資金
- 四 本法に依り拂込又は募集に付許可又は認可を受けたる場合の會社の拂込株金又は社債收入金

第五條 政府は命令の定むる所により第一條第四條又は前條の許可又は認可に關する事務を日本銀行をして取扱はしむ

前項の事務の取扱に要する經費は日本銀行の負擔とす

第一項の場合に於て當該事務に従事する日本銀行職員は之を法令に依り公務に従事する職員と看做す

第六條 日本興業銀行は十億円を限り日本興業銀行法第十二條の規定に依る制限を越えて債券を發行することを得

日本興業銀行は其の債券借換の爲債券を發行する場合に於ては前項の制限に依らざることを得

日本興業銀行法第十六條の規定は之を適用せず

政府は日本興業銀行の發行する債券に付命令の定むる所に依り額面金額十億円を限り其の元本の償還及利息の支拂を保證することを得

第七條 金資金は金資金特別會計法第四條の規定に依るの外之を興業債券に運用することを得

第八條 命令の定むる時局に緊要なる事業を營む會社は事業擴張の場合に於て命令の定むる所に依り政府の認可を受け其の事業に關する設備の費用に充つる爲株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第九條 命令の定むる時局に緊要なる事業を營む會社は命令の定むる所に依り政府の認可を受け其の事業に關する設備の費用に充つる爲商法第二百條の規定に依る制限を越えて社債を募集することを得、但し社債の

總額は拂込みたる株金額の二倍を越ゆることを得

最終の貸借対照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる株金額に満たざる時は前項の規定を適用せず

第一項の規定に依り募集する社債に付きは擔保附社債信託法に依る物上擔保を附することを要す

第十條 政府は第八條の規定に依り資本を増加したる會社又は前條の規定に依り社債を募集したる會社に對し其の業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第十一條 資金使用の調整に關し重要な事項を調査審議する爲臨時資金調整委員會を設く

臨時資金調整委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第十二條 第一條、第四條、第四條の二、第八條又は第九條第一項の規定に依る許可又は認可に關する處分にして事業の重要なものに付ては臨時資金審査委員會の議を経べし

臨時資金審査委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第十三條 政府は日本勸業銀行をして收入金五億円に達する迄貯蓄債券を發行せしむることを得

第十四條 貯蓄債券は發行の翌年より三十五年内に毎年一回以上抽籤を以て之を償還すべし

貯蓄債券を償還する場合には賣出價格の百五十倍以内の割増金を附與することを得、其方法及金額は主務大臣之を定む

前項の割増金は主務大臣の定むる價格に依り國債證券を以て交付することを得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及第八條並に日本勸業銀行法第三十五條の二、第三十五條の三、第四十條及第四十二條の規定は貯蓄債券に之を準用す

第十六條 政府は資金の状況を調査する爲必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り左の各號に掲ぐる事項に關し關係者より報告を徴し又は帳簿其の他の検査を爲すことを得

- 一 資金の需給及移動に關する事項
- 二 有價證券に關する事項
- 三 國際收支に關する事項
- 四 事業の資金計畫に關する事項

五 事業設備の新設、擴張又は改良に關する事項

第十七條 左の各號の二に該當する者は五千万円以下の罰金に處す

一 第一條の規定に違反し許可を受けずして資金の貸付を爲し又は有價證券の應募引受若し募集の取扱を爲したる者

二 第四條第一項の規定に違反し許可を受けずして又は第四條、第四條の二、第八條若し第九條の規定に依る認可若し許可に附したる條件に違反して事業設備の新設擴張又は改良を爲したる者

第十八條 左の各號の二に該當する者は百円以下の罰金に處す

一 第十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

二 第十六條の規定に違反し報告を爲さず虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若し忌避したる者

三 本法又は本法に基きて發する命令に依り政府に提出すべき許可又は認可の申請其の他の書類に虚偽の記載を爲したる者

第五百九十號改正

昭和十四年四月廿一日改正

第一條 臨時資金調整法第二條の規定の適用を受ける金融機關事業に關する設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる一口五萬圓以上の資金の貸付を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし貸付總額五萬圓以上に及ぶべき數口に亘る資金の貸付を爲さんとするときは亦同じ

前項に五萬圓以上とあるは左に掲ぐる事業設備にして主務大臣の定むるもの新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる資金の貸付に付ては三萬圓以上とす

- 一 化粧品、化粧用具、喫煙用具、身邊用細貨類、毛皮製品、羽毛製品若し羽毛を用ひたる製品、皮革製品、玩具、室内遊戯具、樂器、樂器部分品若し附屬品、室内裝飾用品、照明器具、家具、致醉飲料清涼飲料、調味料、菓子又は飴の製造用の設備
- 二 映畫製作用の設備
- 三 物品販賣用の設備
- 四 理容店用、浴場用、旅館用、料理店用又は會席用の設備

五 興行用の設備

六 社交用、娛樂用又は遊興用の設備

第二條 臨時資金調整法第二條の規定の適用を受ける金融機關又は證券引受業者額面總額五萬圓以上の有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内に本店を有する會社の株式を除く以下同じ)の應募、引受又は募集の取扱を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第三條 前二條の規定は左の各號の二に該當する場合に於ては之を適用せず

- 一 行政官廳の認可又は許可を受け借入るる資金の貸付を爲すとき
- 二 行政官廳の認可又は許可を受け發行する有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲すとき

行政官廳前項の認可又は許可を爲さんとするときは其の事項の主務大臣は前二條の主務大臣に協議すべし

第四條 臨時資金調整法第四條第一項の規定に依り設立し主務大臣の認可を要する會社は資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額の合計額又は基金總額を謂ふ以下同じ)二十萬圓

第十九條

法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關して前二條の違反行為を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前二條の罰金刑を科す

第二十條 當該官吏、委員若し第五條第三項に規定する日本銀行職員又は其の職に在りたる者本法に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏洩し又は竊用したるときは千円以下の罰金に處す

第二十一條 本法を朝鮮、臺灣又は樺太に施行する場合に於て必要あるときは勅令を以て特別の定めをなすことを得

附 則

本法施行の期日は各條に付勅令を以て之を定む

本法は第十四條及第十五條を除き支那事變終了後一年内に之を廢止するものとす

臨時資金調整法施行令

臨時資金調整法第十一條の規定は昭和十二年九月十五日より之を施行す(昭和十二年九月十三日勅令第四百九十一號)

沿革

昭和十二年九月二十五日(勅令第五百二十七號) 沿革 昭和十二年八月十五日勅令

以上の会社とす但む左の各號の一に該當するものは此の限に在らず

- 一 特別の法令に依り設立せらるる會社
 - 二 臨時資金調整法以外の法令に依り設立に付行政官廳の認可、許可又は免許を受くべき會社
 - 三 目的とする事業の全部に付行政官廳の許可又は免許を受くべき會社
- 行政官廳前項第二號又は第三號に掲ぐる會社に付認可、許可又は免許を爲さんとするときは其の事項の主務大臣は前項の主務大臣に協議すべし
- 第五條 臨時資金調整法第四條第一項の規定に依り主務大臣の認可を要する會社の資本増加、合併又は目的變更は左に掲ぐるものとす但し行政官廳の認可許可若しは免許を受けたるもの又は行政官廳の命令に依り爲すものは此の限に在らず
- 一 資本金二十萬圓以上の會社の資本増加、合併又は目的變更
 - 二 資本増加又は合併に因り資本金二十萬圓以上の會社と爲るべき場合に於ける資本増加又は合併
- 行政官廳前項但書の認可、許可、免許又は命令を爲さんとするときは其の事

項の主務大臣は前項の主務大臣に協議すべし

- 第六條 臨時資金調整法第四條第二項の規定に依り主務大臣の許可を受くべき會社は資本金一十萬圓以上の會社とす但し同項に掲ぐる事項に付行政官廳の認可、許可若しは免許を受けたるもの又は行政官廳の命令に依り當該事項を爲すものは此の限に在らず
- 臨時資金調整法第四條の二の規定に依り主務大臣の許可を受くべき事業設備の新設、擴張又は改良の限度は五萬圓とす但し第一條第二項に掲ぐる事業設備にして主務大臣の定むるものに付ては其の限度を三萬圓とす
- 臨時資金調整法第四條の二但書の規定に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲すに付許可を受くることを要せざる者は左の各號に掲ぐる者とす
- 一 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内の區、市町村學校組合、町村學校組合及學區
 - 二 當該事業設備の新設、擴張又は改良に付行政官廳の認可、許可若しは免許を受けたる者又は行政官廳の命令に依り當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲す者

三 第四條第一項各號の一に該當する會社又は第五條第一項但書に該當する資本増加を爲したる會社にして第一回拂込株金又は出資金に依り當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲すもの

- 四 第六條第一項但書に該當する會社にして第二回以後の拂込株金又は社債収入金に依り當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲すもの
- 行政官廳前項第二號の認可、許可若しは免許又は命令を爲さんとするときは其の事項の主務大臣は大藏大臣及商工大臣に協議すべし
- 第七條 臨時資金調整法第一條又は第四條、第四條の二の許可又は認可に關する事務を日本銀行をして取扱はしむるに付必要なる事項は大藏大臣商工大臣及農林大臣に協議して之を定む
- 第八條 臨時資金調整法第六條の規定に依る保證を爲すに付必要なる事項は大藏大臣之を定む
- 第九條 左に掲ぐる事業を營む會社は大藏大臣及商工大臣の認可を受け臨時資金調整法第八條又は第九條の規定に依り株金全額拂込前と雖も資本を増加し又は商法第二百條の規定に依る制限を

超えて社債を募集することを不得

- 一 航空機製造事業
- 二 金屬工機械製造事業
- 三 兵器及兵器部分品製造事業
- 四 鋼船製造事業
- 五 製鐵事業
- 六 産金事業
- 七 石炭鑛業
- 八 石油鑛業、石油製精業及石油輸入業

第十條 臨時資金調整法第十六條の規定に依り検査を爲す場合に於ては當該官吏は其の身分を示す證券を携帯すべし

第十一條 第一條及第二條に於て主務大臣とあるは銀行、信託會社及證券引受業者に付ては大藏大臣、保險會社に付ては商工大臣、商工組合中央金庫に付ては、大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣を區域とする信用組合聯合會に付ては大藏大臣及農林大臣とし第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項に於て主務大臣とあるは大藏大臣及商工大臣とし第六條の二に於て主務大臣とあるは大藏大臣、農林大臣及商工大臣とす

するときは商工大臣に、商工大臣保險會社に對し第一條又は第二條の許可を爲さんとするときは大藏大臣に協議すべし

附 則
本令は昭和十二年九月二十七日より之を施行す
本令は公布の日より之を施行す(昭和十三年八月十五日勅令第五百九十號)
本令は公布の日より之を施行す(昭和十四年四月二十一日)

臨時資金調整法施行細則

沿 革
昭和十二年十月十三日大藏、農林、商工省令、昭和十三年八月十五日改正、昭和十四年四月廿二日改正

第一條 臨時資金調整法第三條の規定に依り同法第二條の規定を適用せざる金融機關又は證券引受業者は主務大臣之を定む

主務大臣特に必要ありと認むるときは前項の金融機關又は證券引受業者に對し事項を指定し臨時資金調整法第二條の許可を受くべきことを命ずることあるべし

るべし

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條の規定に依り貸付に付許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

- 一 申請者の住所及商號又は名稱
- 二 借主の住所及氏名、商號又は名稱
- 三 貸付の種類、時期及金額(數口に亙るときは貸付總額並に各口の貸付の種類、時期及金額)
- 四 貸付の利率、償還期限其の他の條件
- 五 借主が貸付金を使用して爲す事業設備の新設、擴張又は改良に關する計畫及其の豫算の概要並に資金の調達方法

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 借主の事業の概要を知るに足る書類
- 二 借主が會社なるときは最終の貸借對照表及損益計算書

第三條 金融機關又は證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條の規定に依り有價證券の應募に付許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる

許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

- 申請者の住所及商號又は名稱
- 有價證券發行者の住所及商號又は名稱
- 應募する有價證券の種類、數量及價額

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 有價證券發行者の事業の概要を知らるに足る書類
- 社債申込證又は之に準ずべきものの雛形及募集趣意書

第四條 金融機關又は證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條の規定に依り有價證券の引受又は募集の取扱に付許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

- 申請者の住所及商號又は名稱
- 有價證券發行者の住所及商號又は名稱
- 引受又は募集の取扱を爲す有價證券の種類、數量及價額

- 引受又は募集の取扱に關する條件
- 有價證券の發行の時期、總額及條件
- 有價證券の發行に依り調達せらるる資金の用途
- 資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるるものなるときは之に關する計畫及其の豫算の概要並に資金の調達方法

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 有價證券發行者の事業の概要を知らるに足る書類
- 有價證券發行者の最終の貸借對照表及損益計算書
- 社債申込證又は之に準ずべきものの雛形及募集趣意書

第五條 臨時資金調整法施行令第四條の會社の設立に付認可を受けんとするときは發起人又は社員たるべき者は定款を作成したる後左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

- 申請者の住所及氏名
- 會社の住所、商號又は名稱及資本金額

- 會社の目的たる事業の概要
- 會社の設立を必要とする事由
- 會社の事業設備の計畫及其の豫算の概要並に資金の調達方法
- 第一回の拂込の時期及金額

前項の認可申請書には定款並に事業計畫明細書及事業收支目論見書を添附すべし

會社の創立總會に於て前項の定款を變更したるとき又は創立總會の終結が前項の定款作成の日より六月以上を経過したる後なるときは發起人は創立總會の終結後改めて前二項の規定に準じ認可申請書を提出すべし

第六條 臨時資金調整法施行令第五條の資本増加に付認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

- 會社の住所及商號又は名稱
- 會社の現在の資本金額
- 資本増加の金額並に第一回の拂込時期及金額
- 資本増加の方法
- 資本増加を必要とする事由

- 資本増加に依り調達する資金の用途
- 資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるるものなるときは之に關する計畫及其の豫算の概要並に資金の調達方法

前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 資本増加に關する株主總會の決議録又は之に準ずべきものの謄本
- 定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
- 資本増加に伴ふ事業計畫明細書及事業收支目論見書

新株の募集に關する事項の報告を爲すべき株主總會の終結が資本増加の決議の日より六月以上を経過したる後なるときは會社は其の株主總會の終結後改めて前二項の規定に準じ認可申請書を提出すべし

第七條 臨時資金調整法施行令第五條の合併に付認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

- 合併する會社の住所及商號又は名稱
- 合併する會社の目的並に資本金額及拂込資本金額
- 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社の住所及商號又は名稱
- 合併後存続する會社又は合併に因り設立する會社の目的並に資本金額及拂込資本金額
- 合併の時期及方法
- 合併を必要とする事由
- 合併後存続する會社又は合併に因り設立する會社の事業の概要

前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 合併に關する株主總會の決議録又は之に準ずべきものの謄本
- 合併契約書の謄本
- 合併後存続する會社又は合併に因り設立する會社の定款並に事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 合併する會社の定款並に最終の貸借對照表及損益計算書

第五條第三項の規定は合併に因り會社

を設立する場合に之を準用す

第八條 臨時資金調整法施行令第五條の目的變更に付認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

- 會社の住所及商號又は名稱
- 會社の資本金額及拂込資本金額
- 會社の現在の目的及變更後の目的
- 目的變更を必要とする事由
- 目的變更後に於ける會社の事業の概要

前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 目的變更に關する株主總會の決議録又は之に準ずべきものの謄本
- 定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
- 目的變更に伴ふ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條の會社第二回以後の株金の拂込の催告を爲すに付許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務

- 一 大臣に提出すべし
- 二 株式の住所及商號又は名稱
- 三 株式の資本金額及拂込資本金額
- 四 株式の拂込の時期及金額
- 五 株式の拂込を爲さしむるを必要とする事由
- 六 株式の拂込に依り調達する資金の使途
- 七 資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるるものなるときは之に關する計畫及其の豫算の大要並に資金の調達方法
- 八 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
- 九 一定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
- 十 株式の拂込に伴ふ事業計畫詳細書及事業收支目論見書
- 十一 臨時資金調整法施行令第六條の會社社債の募集に付許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし
- 十二 會社の住所及商號又は名稱
- 十三 會社の資本金額及拂込資本金額
- 十四 社債の發行の時期、總額及條件

- 一 株式の住所及商號又は名稱
- 二 株式の資本金額及拂込資本金額
- 三 株式の拂込の時期及金額
- 四 株式の拂込を爲さしむるを必要とする事由
- 五 株式の拂込に依り調達する資金の使途
- 六 資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるるものなるときは之に關する計畫及其の豫算の大要並に資金の調達方法
- 七 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
- 八 一定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
- 九 株式の拂込に伴ふ事業計畫詳細書及事業收支目論見書
- 十 臨時資金調整法施行令第六條の二の規定に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲すに付許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし
- 十一 申請者の住所及氏名、商號又は名稱
- 十二 會社に在りては其の資本金額及拂込資本金額
- 十三 事業設備の新設、擴張又は改良に關する計畫及其の豫算の大要並に資金の調達

- 一 會社に在りては定款並に最終の貸借對照表及損益計算書、會社以外の法人に在りては定款、寄附行爲又は之に準すべきもの並に事業及資産負債の概要を知るに足る書類、個人に在りては現に營む事業の概要を知るに足る書類（人格なき團體の爲にするものなるときは其の團體の規約並に事業及資産負債の概要を知るに足る書類）
- 二 事業設備の新設、擴張又は改良に伴ふ事業計畫詳細書及事業收支目論見書
- 三 相互會社以外の會社にして資本金二十万円未満のもの、會社以外の法人若しくは個人、事業設備の新設、擴張又は改良又は相互會社以外の會社にして資本金二十万円以上のもの若しくは相互會社の臨時資金調整法施行令第一條第二項に掲ぐる五万円以下の事業設備の新設、擴張又は改良にして昭和十四年勅令第二百二十四號施行の際現に其の新設、擴張又は改良に着手せるものに付ては同令の施行後二月内に當該新設、擴張又は改良

- 一 一定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
- 二 株式の拂込に伴ふ事業計畫詳細書及事業收支目論見書
- 三 臨時資金調整法施行令第九條に掲ぐる事業を營む會社株主全額拂込前の資本増加を爲さんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし
- 四 會社の住所及商號又は名稱
- 五 會社の現在の資本金額及拂込資本金額
- 六 資本増加の金額並に第一回の拂込の時期及金額
- 七 資本増加の方法
- 八 株主全額拂込前の資本増加を必要とする事由
- 九 資本増加に依り調達する資金を使用して爲す事業設備の新設、擴張又は改良に關する計畫及其の豫算の大要並に資金の調達方法
- 十 前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
- 十一 資本増加に關する株主總會の決議錄又は之に準すべきものの謄本
- 十二 會社の資本金額及拂込資本金額に

- 一 一定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
- 二 株式の拂込に伴ふ事業計畫詳細書及事業收支目論見書
- 三 臨時資金調整法施行令第九條に掲ぐる事業を營む會社株主全額拂込前の資本増加を爲さんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし
- 四 會社の住所及商號又は名稱
- 五 會社の現在の資本金額及拂込資本金額
- 六 資本増加の金額並に第一回の拂込の時期及金額
- 七 資本増加の方法
- 八 株主全額拂込前の資本増加を必要とする事由
- 九 資本増加に依り調達する資金を使用して爲す事業設備の新設、擴張又は改良に關する計畫及其の豫算の大要並に資金の調達方法
- 十 前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
- 十一 資本増加に關する株主總會の決議錄又は之に準すべきものの謄本
- 十二 會社の資本金額及拂込資本金額に

- 一 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示
- 二 社債の利率の最高限度
- 三 第一項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
- 四 社債の募集に關する株主總會の決議錄又は之に準すべきものの謄本
- 五 會社の資本金額及拂込資本金額に關する登記簿の抄本
- 六 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額に關する登記簿の抄本
- 七 信託證書案
- 八 社債に附する擔保物件の目錄
- 九 前號の擔保物件の帳簿價格を最終の財産目錄の科目別に記載したる書類
- 十 定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
- 十一 社債の募集に伴ふ事業計畫詳細書及事業收支目論見書
- 十二 第十四條 金融機關又は證券引受業者左の各號の一に該當する場合に於ては其の都度報告書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

一 設

一 事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる一口五萬圓以上の資金の貸付を爲したるとき

二 事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる貸付總額五萬圓以上に及ぶべき數口に亘る資金の貸付を爲したるとき

三 額面總額五萬圓以上の有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内に本店を有する會社の株式を除く以下同じ)の應募を爲し其の割當を受けたるとき

四 額面總額五萬圓以上の有價證券の引受又は募集の取扱に關する契約を締結したるとき

第十五條 金融機關又は證券引受業者左の各號の一に該當する場合に於ては一月分を取纏め翌月十日迄に報告書を日本銀行の本店又は支店を經て主務大臣に提出すべし但し前條の規定に依り報告を爲すべきものに付ては此の限に在らず

一 事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる一口三萬圓以上の資金の貸付を爲したるとき

二 事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる貸付總額三萬圓以上に及ぶべき數口に亘る資金の貸付を爲したるとき

三 額面總額三萬圓以上の有價證券の應募を爲し其の割當を受けたるとき

四 額面總額三萬圓以上の有價證券の引受又は募集の取扱に關する契約を締結したるとき

一 設

爲に使用せらるると認むる貸付總額三萬圓以上に及ぶべき數口に亘る資金の貸付を爲したるとき

三 額面總額三萬圓以上の有價證券の應募を爲し其の割當を受けたるとき

四 額面總額三萬圓以上の有價證券の引受又は募集の取扱に關する契約を締結したるとき

第十六條 前二條の規定に依り主務大臣に提出すべき報告書は左の方法に依り之を作成すべし

一 資金の貸付に關する報告書には左に掲ぐる事項を記載すべし

イ 借主の住所及氏名、商號又は名稱

ロ 借主の事業の種類

ハ 貸付の年月日

ニ 貸付の種類及金額

ホ 貸付の利率、償還期限其の他の條件

ヘ 貸付金の使途

二 有價證券の應募に關する報告書には左に掲ぐる事項を記載すべし

三

ハ 應募割當の年月日

ニ 割當を受けたる有價證券の種類數量及價額

ホ 割當を受けたる有價證券の拂込の時期

三 有價證券の引受又は募集の取扱に關する報告書には左に掲ぐる事項を記載すべし

イ 有價證券發行者の住所及商號又は名稱

ロ 有價證券發行者の事業の種類

ハ 引受又は募集の取扱に關する契約の締結の年月日

ニ 引受又は募集の取扱を爲す有價證券の種類、數量及價額

ホ 引受又は募集の取扱に關する條件

ト 有價證券の發行の時期、總額及る資金の使途

第十七條 主務大臣必要ありと認むるときは本令に依り許可若し認可の申請書又は報告書を提出すべき者に對し其の副本の提出を命ずることを得

主務大臣は本令に定むるものの外關係

大臣、農林大臣及商工大臣とす

附則 本令は昭和十二年九月二十七日より之を施行す

軍用資源秘密保護法

昭和十四年三月二十四日 法律第二十五號

第一條 本法は國防目的達成の爲軍用に供する(軍用に供すべき場合を含む以下之に同じ)人的及物的資源に關し外國に秘匿することを要する事項の漏泄を防止するを以て目的とす

第二條 陸軍大臣又は海軍大臣(官廳の管理に屬するものに係るときは勅令の定むる所に依り主務大臣)は左に掲ぐるものに就き命令を以て軍用資源秘密を指定す但し公示を不適當とするものに係る指定は當該事項又は圖書物件の管理者又は之に準すべき者に對する通知を以て之を爲す

一 全國(關東州及南洋群島を含む以下之に同じ)又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の生産額、生産能力、生産能力判定資料たる設備の種類別數(之を判定し得べき比率を含む以下之に同じ)

二 全國又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の貯藏額及貯藏設備の貯藏能力、此等の判定資料たる重要な貯藏設備の當該物資の貯藏額及貯藏能力、政府の決定したる當該物資の貯藏計畫並に此等を表示する圖書物件

三 全國又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の貯藏額、政府が當該物資を貯藏せしめたる貯藏設備の貯藏能力、政府の決定したる當該物資の貯藏計畫並に此等を表示する圖書物件

四 全國又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の貯藏額、政府が當該物資を貯藏せしめたる貯藏設備の貯藏能力、政府の決定したる當該物資の貯藏計畫並に此等を表示する圖書物件

及政府の決定したる生産計畫並に此等を表示する圖書物件

二 兵器を生産する工場事業場又は之に轉用することを爲す工場事業場の當該兵器の生産額、生産能力並に生産能力判定資料たる重要な設備の種類別數及其の設備に屬する從業者の總數(之を判定し得べき比率を含む以下之に同じ)又は種類別數並に此等を表示する圖書物件

三 兵器以外の軍用に供する重要な物資を生産する工場事業場又は之に轉用することを爲す工場事業場の當該物資の生産額、生産能力判定資料たる重要な設備の種類別數及其の設備に屬する從業者の總數又は種類別數並に此等を表示する圖書物件

四 全國又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の貯藏額及貯藏設備の貯藏能力、此等の判定資料たる重要な貯藏設備の當該物資の貯藏額及貯藏能力、政府の決定したる當該物資の貯藏計畫並に此等を表示する圖書物件

五 政府が貯藏せしめたる軍用に供する重要な物資の貯藏額、政府が當該物資を貯藏せしめたる貯藏設備の貯藏能力、政府の決定したる當該物資の貯藏計畫並に此等を表示する圖書物件

府の決定したる當該物資の貯蔵命令等に
係る貯蔵計畫並に此等を表示する圖書物
件

六 全國若は一地方又は重要な港灣に於
ける軍用に供する重要な物資の輸入額
及政府の決定したる輸入計畫並に此等を
表示する圖書物件

七 全國又は一地方に於ける軍用に供する
特殊技能者其の他の重要な人的資源の
總數又は種類別數及此等を表示する圖書
物件

八 全國又は一地方に於ける軍用に供する
航空機、自動車又は馬の總數又は種類別
數及此等を表示する圖書物件

九 軍用に供する重要な鐵道の輸送能力
及輸送能力判定資料たる輸送統計、此等
を表示する圖書物件並に軍用に供する重
要なる鐵道の施設又は車輛に關する重要
なる記録圖表及其の内容

十 軍用に供する重要な飛行場又は其の
附屬設備に關する重要な記録圖表及其
の内容

十一 軍用に供する船舶に於ける特殊設備
に關する重要な記録圖表及其の内容

十二 軍用に供する重要な通信連絡系統

及其の通信能力、此等を表示する圖書物
件並に軍用に供する重要な通信設備又
は其の設備の通信能力若は連絡系統に關
する重要な記録圖表及其の内容

十三 陸軍大臣若は海軍大臣の命令若は委
嘱に依る重要な試験研究又は軍事上秘
匿を要する發明考案に關する事項及圖書
物件

十四 軍事上秘匿を要する氣象に關する重
要なる事項及圖書物件

十五 特に秘匿の措置を要する第一號乃至
第五號及第九號乃至第十二號に規定する
設備、第十三號の試験研究に關する設備
並に此等の機構及性能並に此等を表示す
る圖書物件

第三條 軍用資源秘密として秘匿するの要な
きに至りたるものに付ては其の指定を解除
す

前條の規定は前項の規定に依る解除の場合
に之を準用す
軍用資源秘密に關し政府の公表したるもの
あるときは勅令の定むる所に依り其の内容
と爲りたる部分に限り其の指定の解除あり
たるものと看做す

第四條 陸軍大臣又は海軍大臣は勅令の定む

る所に依り軍用資源秘密に屬する圖書物件
に一定の標記を附せしむることを得

第五條 陸軍大臣又は海軍大臣は第二條第十
五號に該當する軍用資源秘密に屬する設備
を秘匿する爲必要あるときは其の管理者又
は之に準すべき者に對し當該設備の遮蔽其
の他之を秘匿するに必要なる措置を命ずる
ことを得

第六條 陸軍大臣又は海軍大臣(官廳の管理
に屬するものに付ては勅令の定むる所に依
り主務大臣)は第二條第十五號に該當する
軍用資源秘密に屬する設備を秘匿する爲必
要あるときは命令を以て之に付立入又は測
量、撮影、模寫若は錄取又は其の複寫若は
複製を禁止し又は制限することを得

第七條 政府は軍用資源秘密を秘匿する爲特
に必要あるときは勅令の定むる所に依り軍
用資源秘密を記載する登記簿の閲覧又は謄
本若は抄本の交付を制限することを得

第八條 政府は第二條第二號又は第十五號に
に該當する軍用資源秘密を秘匿する爲特に
必要あるときは勅令の定むる所に依り法令
に基き出願、申請、報告、届出等を爲し又
は立入、検査、質問等を受ける場合に付軍
用資源秘密の開示又は交付を禁止し又は制

限することを得

第九條 陸軍大臣又は海軍大臣は第五條の規
定に依る命令に係る事項に關し當該設備の
管理者又は之に準すべき者に對し報告を命
じ又は當該官吏をして必要なる場所に立入
り、検査を爲し若は關係者に對し質問を爲
さしむることを得

第十條 政府は勅令の定むる所に依り第五號
の規定に依る命令に因り生じたる損失を補
償す

前項の規定に依る補償金額に付不服ある者
は其の補償金額の通知を受けた日より三
月以内に通常裁判所に出訴することを得

第十一條 外國若は外國の爲に行動する者に
漏泄し又は公にする目的を以て軍用資源秘
密を探知し又は収集したる者は十年以下の
懲役に處す

第十二條 業務に因り軍用資源秘密を知得し
又は領有したる者之を外國若は外國の爲に
行動する者に漏泄し又は公にしたるときは
一年以上の有期懲役に處す

外國若は外國の爲に行動する者に漏泄し又
は公にする目的を以て軍用資源秘密を探知
し又は収集したる者之を外國若は外國の爲
に行動する者に漏泄し又は公にしたるとき

亦前項に同じ

前二項に規定する原由以外の原由に因り軍
用資源秘密を知得し又は領有したる者之を
外國若は外國の爲に行動する者に漏泄し又
は公にしたるときは十年以下の懲役に處す

第十三條 業務に因り軍用資源秘密を知得し
又は領有したる者之を外國人に漏泄したる
ときは二年以下の懲役又は二千円以下の罰
金に處す

前項に規定する原由以外の原由に因り軍用
資源秘密を知得し又は領有したる者之を外
國人に漏泄したるときは一年以下の懲役又
は千円以下の罰金に處す

第十四條 第二條第二號又は第十五號に該當
する軍用資源秘密を知得し又は領有したる
之を他人に漏泄したるときは六月以下の懲
役又は五百円以下の罰金に處す

第十五條 軍用資源秘密を外國又は外國の爲
に行動する者に漏泄する爲之を探知し、收
集し又は漏泄することを目的として團體を
組織したる者又は其の團體の指導者たる任
務に従事したる者は五年以下の懲役に處す
情を知りて前項の團體に加入したる者二年
以下の懲役に處す

第十六條 第六條の規定に依る禁止又は制限

に違反したる者は六月以下の懲役又は五百
円以下の罰金に處す

第十七條 第五條の規定に依る命令に違反し
たる者は三千円以下の罰金に處す

第十八條 第七條の規定に依り制限に違反し
たる者及第九條の規定に依る立入若は検査
を拒み、妨げ若は忌避し又は質問に對し答
弁を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者は
五百円以下の罰金に處す

第九條の規定に依る報告を爲さず又は虚偽
の報告を爲したる者亦前項に同じ

第十九條 第十一條及第十二條の未遂罪は之
を罰す

第二十條 第十一條、第十五條又は前條の罪
を犯したる者未だ官に發覺せざる前自首し
たるときは其の刑を減輕し又は免除す

第二十一條 第五條の規定に依り秘匿の措置
を命ぜられたる者は其の代理人、戸主、家
族、同居者、雇人其の他の従業者が其の業
務に關し第十七條又は第十八條第二項の違
反行為を爲したるときは自己の指揮に出で
ざるの故を以て其の處罰を免るることを得
す

第二十二條 第十七條及第十八條第二項の罰
則は其の者が法人たるときは理事、取締役

其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第二十三條 本法の罰則は何人を問はず本法施行地外に於て罪を犯したる者に亦之を適用す

第二十四條 軍用資源秘密は勅令の定むる所に依り政府の許可を受けたるときは之を他人に開示し若は交付し又は公にすることを妨げず

第二十五條 軍用資源秘密にして官廳の管理に屬するものに係る標記及秘匿の措置に關しては勅令の定むる所に依る

第二十六條 朝鮮、臺灣又は樺太に於ては本法に規定する主務大臣の職權は勅令の定むる官廳之を行ふ

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

軍用資源秘密保護法施行令

(昭和十四年六月二十三日)
勅令第四百十三號

第一條 陸軍大臣又は海軍大臣軍用資源秘密の指定を爲さんとするときは關係各大臣

(朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官又は南洋廳長官の所管事項に關しては各朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官又は南洋廳長官以下之に同じ)に協議すべし但し軍用資源秘密保護法第一條第二號又は第十五號(同條第一號の設備に係るものに限る)に該當するものに係る同條但書の規定に依る指定を爲さんとする場合に於て協議を不適當とする軍事上の特別の事由あるときは此の限に在らず

第二條 官廳の管理に屬するものに係る軍用資源秘密の指定は陸軍大臣又は海軍大臣と主務大臣(朝鮮總督、臺灣總督又は樺太廳長官の所管事項に關しては各朝鮮總督、臺灣總督又は樺太廳長官以下之に同じ)との協議に基き主務大臣之は爲すべし

第三條 陸軍大臣又は海軍大臣第一條本文の規定に依り爲したる軍用資源秘密保護法第一條但書の規定に依る指定を解除したるときは其の旨關係各大臣に通知すべし

第四條 第二條の規定は同條の規定に依り爲したる規定の解除の場合に之を準用す
第五條 軍用資源秘密に關し内閣總理大臣又は各省大臣(朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國

駐劄特命全權大使、樺太廳長官及南洋廳長官を含む以下之に同じ)が其の官廳名を以て公表したるものあるときは其の内容と爲りたる部分に限り其の指定の解除ありたるものと看做す

前項の規定に依る公表を爲したるときは軍用資源秘密保護法第一條但書の規定に依り指定したる軍用資源秘密に係る場合を除くの外其の内容と爲りたる軍用資源秘密の部分は直に之を官報に告すべし

内閣總理大臣又は各省大臣第一項の規定に依る公表を爲さんとするときは當該軍用資源秘密の指定を爲したる陸軍大臣又は海軍大臣又は第二條の主務大臣に協議すべし
第二條の主務大臣前項の規定に依る協議に應ぜんとするときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし

第六條 陸軍大臣又は海軍大臣は其の定むる所に依り軍用資源秘密に屬する圖書物件の保管者をして當該圖書物件に附圖に定むる標記を附せしむることを得

第七條 軍用資源秘密に屬する圖書物件にして官廳の保管に係るものには當該官廳に於て前條の規定に基きて陸軍大臣又は海軍大臣の定むる所に準じ同條の標記を附すべし

前項の規定は軍用資源秘密保護法施行地外に在る官廳にも之を適用す

第八條 陸軍大臣又は海軍大臣軍用資源秘密に屬する設備の遮蔽其の他之を秘匿するに必要なる措置を命ぜんとするときは關係各大臣に協議すべし

第一條但書の規定は前項の場合に之を準用す

第九條 軍用資源秘密に屬する設備にして官廳の管理に屬するものの秘匿の措置に關しては陸軍大臣又は海軍大臣と主務大臣との協議に基き主務大臣の定むる所に依る

第十條 陸軍大臣又は海軍大臣軍用資源秘密保護法第六條の規定に依る禁止若は制限を爲すべき設備を定め又は同條の命令を發せんとするときは關係各大臣に協議すべし
第一條但書の規定は前項の規定に依り設備を定むる場合に之を準用す

第十一條 官廳の管理に屬するものに付軍用資源秘密保護法第六條の規定に依る禁止若は制限を爲すべき設備を定め又は同條の命令を發し若は之に基き處分を爲すに付ては陸軍大臣又は海軍大臣と主務大臣との協議に基くべし

第十二條 官廳に於て軍用資源秘密保護法第六條の規定に基き禁止又は制限に係る行為を爲さんとするときは法令に基き立入、検査等の場合を除くの外當該禁止又は制限を爲したる陸軍大臣又は海軍大臣又は前條の主務大臣の定むる所に依り其の承認を受くべし

前條の主務大臣前項の規定に依る規程を定め又は同項の承認を爲さんとするときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし

第十三條 主務大臣は其の定むる所に依り軍用資源秘密を記載する工場財團登記簿を閲覧し又は其の謄本若は抄本の交付を受けんとする者をして其の許可を受けしむることを得

主務大臣の前項の規定に依る制限を爲すべき登記簿を定め又は同項の規定に依る命令を發し若は同項の許可を爲すに付ては陸軍大臣又は海軍大臣と主務大臣との協議に基くべし

第十四條 第十二條の規定は官廳に於て前條第一項の規定に依る制限に係る行為を爲さんとする場合に之を準用す

第十五條 陸軍大臣又は海軍大臣は軍事上の機密保護の爲特に必要あるときは其の定む

る所に依り軍用資源秘密保護法第二條第二號又は第十五號に該當する軍用資源秘密に付同法第八條の規定に依る開示又は交付の制限を爲すことを得

當該官吏又は吏員前項の制限に係る軍用資源秘密に付法令に基き立入、検査、質問等を爲さんとするときは陸軍大臣又は海軍大臣の定むる所に依り證據を携帶すべし

陸軍大臣又は海軍大臣前項の規定に依る命令を發し又は之に基き處分を爲さんとするときは關係各大臣に協議すべし

第十六條 陸軍大臣又は海軍大臣は軍用資源秘密保護法第五條の規定に依る秘匿の措置に因り損失を生じたる場合に於ては通常生ずべき損失を補償す

損失の補償を請求せんとする者は命ぜられたる秘匿の措置を爲し終りたる日より六十日以内に之を請求すべし但し陸軍大臣又は海軍大臣の定むる所に依り別段の時期に之を請求することを得

第十七條 軍用資源秘密保護法第二十四條の許可は當該軍用資源秘密の指定を爲したる陸軍大臣又は海軍大臣又は第二條の主務大臣各其の定むる所に依り之を爲す
陸軍大臣又は海軍大臣前項の規定に依る命

附則 (略)

軍用資源秘密保護法 施行規則

(昭和十四年六月二十六日) 陸軍 海軍省令第三號

第一條 本令は陸軍大臣又は海軍大臣の指定に係る軍用資源秘密の保護に關する事項及官廳以外に於ける軍用資源秘密の標記に關する事項を規定するものとす

第二條 本令に於て法とは軍用資源秘密保護法を、令とは軍用資源秘密保護法施行令を謂ふ

第三條 法第二條の規定に依り軍用資源秘密を前表の如く指定す

第四條 法第二條但書の規定に依る軍用資源秘密の指定の通知は書面を以て之を爲す

第五條 法第二條但書の規定に依る通知を受けたる者に異動を生じたるときは承継人は遅滞なく被承継人の氏名及異動の年月日を書面を以て陸軍大臣又は海軍大臣に届出づべし

第六條 法第二條但書の規定に依り通知を以て指定したる軍用資源秘密の法第三條第二項の規定に依り解除の通知は書面を以て之

を爲す

第七條 軍用資源秘密に關する圖書物件の保管者は其の保管に係る圖書物件に左の各號に依り遅滞なく標記を附すべし

一 法第九條第九號乃至第十二號に規定する記録圖書及同條第十三號、第十四號に規定する圖書並に同條第一號乃至第九號第十一號及第十五號に規定する軍用資源秘密に關する事項を全葉に表不する圖書に於ては表紙其の他見易き箇所に令附圖第一種標記を捺捺又は手書するものとす

二 法第二條第一號乃至第九號、第十一號及び第十五號に規定する軍用資源秘密に關する事項を一部に表示する圖書に於ては表紙に令附圖第一種標記を、事項を表不する各葉毎に令附圖第一種標記を捺捺又は手書するものとす

三 物件に於ては其の見易き箇所に令附圖第三種標記を捺捺又は手書し又は同標記を捺捺又は手書したる標札を添附し若しは設置するものとす

前項に規定する者法第二條但書の規定に依り通知を受けたる者なるときは陸軍大臣又は海軍大臣の指定す

令を發せんとするときは關係各大臣に協議すべし
第二條の主務大臣第一項の規定に依る命令を發し又は同項の許可を爲さんとするときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし
第十八條 官廳に於て軍用資源秘密保護法第二條第一號若し第三號乃至第十四號に該當する軍用資源秘密を外國、外國の爲に行動する者若し外國人に開示し、交付し若し第五條の規定に依る場合を除くの外公にし又は同法第二條第二號若し第十五號に該當する軍用資源秘密を他人に開示し、交付し若し第五條の規定に依る場合を除くの外公にせんとするときは當該軍用資源秘密の指定を爲したる陸軍大臣若し海軍大臣又は第二條の主務大臣の定むる所に依り其の承認を受くべし
第七條第二項の規定は前項の場合に之を準用す
第二條の主務大臣前二項の規定に依る規程を定め又は承認を爲さんとするときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし
附則 本令は軍用資源秘密保護法施行の日より之を施行す

官憲と稱す)の指示に従ふべし

第八條 令附圖に定むる標記を附したる軍用資源秘密に關する圖書物件を保管する者當該圖書物件に付軍用資源秘密の指定の解除ありたるときは遅滞なく標記を除去すべし前項に規定する者法第一條但書の規定に依り通知を受けたる者なるときは指定官憲の指示に従ふべし

第九條 法第五條の規定に依る軍用資源秘密に關する設備の遮蔽其の他之を遮蔽するに必要なる措置に於ては陸軍大臣又は海軍大臣の命令は第十條及第十一條に規定するものを除くの外書面を以て之を爲す

第十條 法第五條の規定に依る命令を受けたる者は遅滞なく當該軍用資源秘密に關する設備を有する下場事業場其の他の設備の出入其の他秘匿に必要な取縮に關する規程を作り之を指定官憲を経て陸軍大臣又は海軍大臣に提出し其の認可を受くべし

第十一條 法第五條の規定に依る命令を受けたる者は指定官憲の指示に従ひ遅滞なく當該設備の場所に附圖第一に定むる標記を設置すべし

第十二條 法第五條の規定に依る命令を受け

たる者當該軍用資源秘密に關する設備又は當該工場事業場其の他の設備に關する事業を譲渡し、廢止し又は休止せんとするときは遅滞なく其の旨を陸軍大臣又は海軍大臣に届出づべし

第十三條 附圖第一に定むる標記を設置したる設備の場所に於ては法第六條の規定に依り之に付立入又は測量、撮影、模寫、模造若しは録取又は其の複製若しは複製を爲すことを得ず但し陸軍大臣若し海軍大臣又は指定官憲の許可を得たる者は此の限に在らず

第十四條 前條に規定する行為の許可を受けんとする者(陸軍大臣又は海軍大臣に於て別に許可したる者を除く)は別記第一様式の許可願書(三通)を當該設備の管理者又は之に準すべき者に差出すべし

前項の規定に依り許可願書を受けたる者は指定官憲に送付すべし

第十五條 令第十二條の規定に依り陸海軍以外の官廳に於て第十三條に規定する行為の承認を受けんとするときは別記第一様式の許可願書に準する承認申請書(三通)を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第十六條 陸軍大臣又は海軍大臣の指示する

法第二條第二號又は第十五號に該當する軍用資源秘密に付當該管理者又は之に準すべき者法令に基き出願、申請、報告、届出等を爲す場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣の指示する範圍程度に於て之を開示し又は交付すべし

前項の軍用資源秘密に付當該管理者又は之に準すべき者法令に基き立入、検査、質問等を受ける場合に於ては附圖第二に定むる令第十五條第一項の規定に依る證票を携帯する官吏、吏員其の他の者のみに對し陸軍大臣又は海軍大臣の指示する範圍程度に於て之を開示し又は交付すべし但し非常災害其の他の事故に因り緊急に當ることを得ずして當該官吏又は吏員の行ふ立入、検査、質問等を受ける場合に於ては當該官吏又は吏員は附圖第二に定むる證票を携帯せざるものたることを妨げず

第十七條 令第十五條第二項に規定する證票は軍用資源秘密の開示又は交付の範圍程度に應じ左の各號の區分に依る

一 第一種 法第二條第二號又は第十五號に該當する軍用資源秘密の秘密程度高きものの開示又は交付に應ずるもの

二 第一種 法第二條第二號又は第十五號

に該當する軍用資源秘密の秘密程度前號に次ぐものの、示又は交付に應ずるもの

三 第三種 法第二條第十五號に該當する

軍用資源秘密にして前各號以外のものの開示又は交付に應ずるもの

第十八條 前條に規定する證票は官吏又は吏員に對しては陸軍大臣又は海軍大臣と關係

大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官を含む以下之に同じ)と協議し當該關係大臣を経て之を交付す

官吏又は吏員以外の者前條に規定する、證票の交付を受けんとするときは其の業務の監督官廳を経て陸軍大臣又は海軍大臣に願出づべし此の場合に於ける證票の交付は陸軍大臣又は海軍大臣と主務大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官を含む)と協議し陸軍大臣又は海軍大臣之を爲す

第十九條 第九條に規定する命令を受けたる者其の命ぜられたる秘匿の措置を爲し終りたるときは遅滞なく書面を以て其の旨を指定官廳を経て陸軍大臣又は海軍大臣に報告すべし

第二十條 法第九條の規定に依り當該官吏立入、検査又は質問を爲す場合に於ては附圖第三に定むる證票を携帯すべし

可を爲し又は條件を附して許可を爲したるときは許可證を交付す

指定官廳第十四條の規定に依る許可を爲し又は條件を附して許可を爲すとき亦前項に同じ

第三十一條 陸軍大臣又は海軍大臣第十五條又は第二十七條の規定に依る承認を爲し又は條件を附して承認を爲したるときは承認證を交付す

第三十二條 許可證又は承認證は第十三條に規定する行為を爲す者必ず之を携帯し何時にても指定官廳、憲兵、警察官吏又は當該設備の看守者の要求に應じ閱覽に供すべし

第三十三條 許可證又は承認證を失ひたる者は其事由を具し陸軍大臣又は海軍大臣又は指定官廳に遅滞なく届出で必要に應じ再下付を申請すべし此の場合に於て未だ再下付を受けざるるときは雖も指定官廳又は最奇憲兵隊長若し警察署長の承認を受けたるときは當該行為を繼續することを得

第三十四條 本令に規定する指定官廳に付ては陸軍大臣又は海軍大臣當該軍用資源秘密の管理者又は之に準ずべき者に之を通知す

第三十五條 許可證を所持すべき者第三十二條の規定に依る閱覽を拒みたるときは十円

第二十一條 法第十條の規定に依る補償を請求せんとする者は補償請求書に損害昇定書を添付し指定官廳を経て陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第二十二條 陸軍大臣又は海軍大臣必要と認むるときは令第十六條第二項但書の規定に依る別段の時期を第九條に規定する命令を受けたる者に通知す

第二十三條 陸軍大臣又は海軍大臣補償金額を決定したるときは請求者に書面を以て之を通知す

第二十四條 法第二條第二號又は第十五號に該當する軍用資源秘密を開示、交付又は公にすることを許可を受けんとする當該官吏者又は之に準ずべき者は別記第一様式の許可願書(三通)を指定官廳を経て陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第二十五條 前條に規定する軍用資源秘密に付當該管理者又は之に準ずべき者は陸海軍以外の官廳の求めあるとき又は陸軍大臣若し海軍大臣の特に指定する者に對しては前條の規定に拘らず陸軍大臣又は海軍大臣の指示する所に依り之を開示し又は交付することを得

第二十六條 第二十四條に規定する場合を除くの外軍用資源秘密の開示、交付又は公に

以下の科料に處す

第三十六條 第十三條に規定する標識を損壞し又は其の他の方法を以て之を無効ならしめたる者は五十円以下の罰金又は科料に處す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

別 表

一 法第二條第一號に關するもの

イ 全國又は一地方(内地に於ける道府縣朝鮮に於ける道、臺灣、樺太、關東州及此等以上の區域、税關管轄區域並に東京市、横濱市、名古屋市、大阪市、神戸市及此等の二以上の區域を謂ふ以下之に同じ)に於ける左に掲ぐる物資の昭和十三年一月以降に於ける生産額及生産能力並に昭和十三年一月以降に於て開議又は主務大臣決定の物資動員の計畫又は生産力擴充の計畫中の生産額及生産能力並に此等を表示する圖書物件

- アルミニウム
マグネシウム
ニッケル、フェロニッケル
水 銀
タングステン礦、フェロタングステン

することの許可を受けんとする者は別記第一様式の許可願書(三通)を其の最奇憲兵隊長(憲兵分隊長及憲兵分遣隊長を含む以下之に同じ)又は警察署長(臺灣に在りては郡守又は支廳長を含む以下之に同じ)を経て陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第二十七條 令第十八條第一項の規定に依り陸海軍以外の官廳に於て軍用資源秘密の開示、交付又は公にすることを承認を受けんとするときは別記第二様式の許可願書に準ずる承認申請書(三通)を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第二十八條 指定官廳第十四條又は第二十四條の規定に依り許可願書を受理したるときは第三十條第二項に規定する場合を除くの外之に意見を附し陸軍大臣若し海軍大臣又は指定官廳に提出すべし

前項の場合に於て指定官廳必要あるときは憲兵隊長又は警察署長の意見を求むることを得

第二十九條 憲兵隊長又は警察署長第二十六條の規定に依り許可願書を受理したるときは内一通は之を保管し他の二通は意見を附し之を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第三十條 陸軍大臣又は海軍大臣第十四條、第二十四條又は第二十六條の規定に依る許

- モリブデン礦、フェロモリブデン
マンガン礦、フェロマンガン
フェロクロム
コバルト
フェロワナヂウム
アルミニウム合金
航空揮發油、航空潤滑油
ベンゾール、石炭酸、トルオール
貨物自動車
航空機又は其の機體、發動機若しプロペラ
ロ 全國又は内地、朝鮮若し關東州に於ける蒸氣機關車の昭和十三年一月以降に於ける生産額及生産能力並に昭和十三年一月以降に於て開議又は主務大臣決定の生産力擴充の計畫中の生産額及生産能力並に此等を表示する圖書物件

三九

二 法第一條第二號に關するもの
兵器を生産する工場（關東州に在るものを
含む）に於ける昭和十三年一月以降に於け
る左に掲ぐる陸海軍用又は陸軍用若は海軍
用の兵器の生産額及生産能力並に此等を表
示する圖書物件

銃、砲、砲架、砲塔
藥莖、火管
戰車、裝甲車、裝軌牽引車
艦船、機關（罐管、復水器管を含む）
航空機又は其の機體、發動機若はプロペ
ラ

魚雷、魚雷發射機、機雷、機雷敷設裝置
掃海具、爆雷、爆雷發射機、防潜網
測深機（測深儀）、照准眼鏡
航空用写真機
無線電信機、無線電話機
探照燈、聽音機
鐵甲、防毒面、防毒被服
射出機、落下傘

三 法第二條第三號に關するもの
左に掲ぐる物資を生産する工場（關東州に
在るものを含む）に於ける當該物資の昭和
十三年一月以降に於ける生産額及生産力並
に昭和十三年一月以降に於て閣議又は主務

六 法第一條第七號に關するもの
全國又は一地方に於ける左に掲ぐる各種特
殊技能者の昭和十三年一月以降に於ける總
數又は種類別數及此等を表示する圖書物件
蒸氣機關車乗務員
機關士、機關助手
航空機乘員
航空士、操縦士、機關士
無線通信有技者

七 法第一條第八號に關するもの
イ 全國又は一地方に於ける左に掲ぐる各
種のもの昭和十三年一月以降に於ける
總數及之を表示する圖書物件
航空機
貨物自動車
乗合自動車

ロ 全國又は一地方（内地に於ける道府縣
朝鮮に於ける道、臺灣、樺太及此等以上
の區域を謂ふ）に於ける左に掲ぐる各種
馬の昭和十三年一月以降に於ける總數及
之を表示する圖書物件
壯齡馬（明ヶ四歳以下明ヶ十七歳
迄の馬を謂ふ）
軍用保護馬

八 法第一條第九條に關するもの

大臣決定の生産 擴充の計畫に基く生産額
及生産能力並に此等を表示する圖書物件
アルミニウム（層より生産するものを除
く）
マグネシウム
ニッケル、フェロニッケル
水銀

フェロタンングステン
フェロモリブデン
フェロマンガ
フェロクロム
コバルト
フェロワナヂウム
アルミニウム合金（鑄造品を除く）
航空揮發油、航空潤滑油
トルオール、純ベンゾール、デニトロク
ロールベンゾール
貨物自動車
航空機又は其の機體、發動機若はプロペ
ラ

四 法第一條第四號に關するもの
全國又は一地方に於ける航空揮發油、重油
又は原油の昭和十三年一月以降に於ける貯
藏額及之を貯藏するタンクの貯藏能力並に
此等を表示する圖書物件
イ 全國又は内地、朝鮮、臺灣若は關東州
に於ける左に掲ぐる物資の昭和十三年一
月以降に於ける輸入額及昭和十三年一月
以降に於て閣議又は主務大臣決定の物資
動員の計畫中の輸、計畫並に此等を表示
する圖書物件
ボーキサイト、アルミニウム
マグネシウム
ニッケル礦
水銀
タンングステン礦
マンガン礦
酸化コバルト
ワナヂウム礦、酸化ワナヂウム
ロ 左に掲ぐる港灣に於ける前號の物資の
昭和十三年一月以降に於ける輸入額及之
を表示する圖書物件
室蘭港 横濱港 名古屋港
伏木港 大阪港 神戸港
今治港 門司港 若松港
仁川港 基隆港 高雄港
大連港

工場就業時間制限令

（昭和十四年三月三十日
勅令第三百二十七號）

樺太鐵道株式會社に屬する鐵道の輸送能力
別記（様式略）

第一條 國家總動員法第六條の規定に基く工
場に於ける就業時間の制限は本令の定むる
所に依る

第二條 本令は工場法の適用を受くる工場に
して厚生大臣の指定する事業を営むものに
之を適用す

第三條 工業主は十六歳以上の男子職工をし
て一日に付十二時間を超えて就業せしむる
ことを得ず

第四條 工業主は十六歳以上の男子職工に對
し毎月少くとも一回の休日を取一日の就
業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三
十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時
間の休憩時間を就業時間の中に於て設くべ
し

第五條 十六歳以上の男子職工を二組以上に
分ち交替に就業せしむる爲又は業務の性質
上特に必要ある場合に於ては命令の定むる
所に依り工業主は豫め地方長官（東京府に

在りては警視總監以下之に同じ）に届出で
第三條の就業時間を延長することを得
第六條 已むを得ざる事由に因り臨時必要あ
る場合に於ては工業主は地方長官の許可を
受け期間を限り第三條の規定に拘らず就業
時間を延長し又は第四條の休日を取ること
を得但し命令を以て定むる場合に於ては
地方長官の許可を受くることを要せず
臨時必要ある場合に於ては工業主は其の都
度豫め地方長官に届出で一月に付七日を超
ゆる期間就業時間を二時間以内延長する
ことを得
第一項但書の規定に依り就業せしめたと
きは遅滞なく地方長官に届出づべし
第七條 厚生大臣又は地方長官必要ありと認
むるときは就業時間の制限に關し國家總動
員法第三十一條の規定に基き工業主より報
告を徴し又は當該官吏をして工場、事務所
其の他の場所に臨檢し帳簿書類を檢査せし
むることを得
前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査
せしむる場合に於ては其の身分を示す證票
を携帯せしむべし
第八條 本令は國の事業に之を適用せず
第九條 本令中工場法の適用を受くる工場と

節用のものを除く)

- 五二八ノ内 掛時計
- 五五三 寫眞器
- 六一〇 竹
- 六一一 木材(合板を除く)
- 六三二 セリユロイド製品
- 六三六 寫眞用フィルム
- 六四一 玩具(布帛製のものを除く)
- 六四七 別號に掲げざる物品

二 其の他

乙の内 セロファン紙

【参照】 昭和十二年九月十日公布法律第九十二號は輸出入品等に関する臨時措置に関する件なり

本令は公布の日より之を施行す

國家總動員法等の施行の統轄に関する件

(昭和十四年九月三十日) 勅令第六百七十二號

第一條 各省大臣又は朝鮮總督、台灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官若しくは南洋廳長官國家總動員法(關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百十七號を含む

以下之に同じ)の施行に必要な命令を發し又は之を廢止變更せんとするときは内閣總理大臣に協議すべし

第二條 内閣總理大臣は關係各廳に對し國家總動員法の施行に関する事項に付統轄上必要な指示を爲すことを得

附 則

本令は公布の日より之を施行す

價格等統制令

(昭和十四年十月十八日) 勅令第七十三號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號に於て南洋群島に於て依る場合を含む以下同じ)第十九條の規定に基き價格運送賃、保管料、損害保險料、賃賃料又は加工賃(以下價格等と稱す)に關し必要な命令を爲すは別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 價格等は昭和十四年九月十八日(以下指定期日と稱す)に於ける額を超過して之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し關令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合及本令施行の際現に存する契約にして其の際左の各號の一に該當するものに付

ては此の限に在らず
一 注文生産品の價格に付生産者が生産に著手したるもの

二 其の他の價格に付買主其の他の支拂者が目的物の引渡を受けたるもの

三 運送賃又は加工賃に付運送人又は加工者が目的物の引渡を受けたるもの

四 保管料、損害保險料又は賃賃料に付支拂者が履行運送に在るもの

前項の指定期日に於ける額は價格等の受領者に付ての額に依り受領者別に定まるものとし指定期日に爲したる契約ある場合は其の契約額(同じ事情の下に於て數種の契約額ありたるときは其の最高額)、偶々指定期日に爲したる契約なかりし場合は契約を爲したるべき額とす

價格等に付前項の規定に依る額なき場合に於ては關令の定むるものを以て指定期日に於ける額とす

第三條 商工業業者等の組合其の他之に準ずるもの關令の定むる所に依り前條第二項又は第三項の額に代るべき額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其の他之に準ずるもの及其の構成員(構成員が組合其の他之に準ずるものなる場合は其の構成

員をも含む、第二項の場合亦同じ)に付ては其の額を以て指定期日に於ける額と看做す

行政官廳必要ありと認むるときは關令の定むる所に依り商工業業者等の組合其の他之に準ずるもの地區内に於て其の構成員たる資格を有する者にして其の構成員に非ざるものに付ても前項の規定に依る額を以て指定期日に於ける額と看做すことを得

前項の規定に依る處分ありたる場合に於て第一項の規定に依る額の變更ありたるときは前項の額は當該變更額に變更せられたるものとす

第四條 行政官廳は指定期日に於ける額(前條第一項若しくは第二項又は第三項の規定に依り看做さるるものを除く)が著しく不當と認めらるるときは關令の定むる所に依り其の額を引下ぐることを得但し其の引下實施の際現に存する契約にして其の際第一條第一項但書各號の一に該當するものに對し

ては影響を及ぼすことなし

第五條 前三條の規定は有價證券の價格及賃賃料、土地及建物の價格其の他關令を以て定むる價格等に付ては之を適用せず

第六條 價格等は第二條乃至第四條の規定に拘らず他の法令に定むる額又は他の法令に基き行政官廳の決定、命令、許可、認可其の他の處分ありたる額を超過して之を契約し支拂ひ又は受領することを得ず但し本令施行後の處分は處分實施の際現に存する契約にして其の際第一條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第七條 前條に規定する場合を除くの外行政官廳關令の定むる所に依り價格等(有價證券の價格及賃賃料を除く以下同じ)の額を指定したるときは第二條乃至第四條の規定に拘らず其の額を超過して之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し關令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず

前項の指定は指定期日の際現に存する契約にして其の際第一條第一項但書各號の一に

該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第八條 支拂條件、引渡條件其の他の契約條件の變更(第六條に規定する他の法令に依るもの及他の法令に基き行政官廳の決定、命令、許可、認可其の他の處分ありたるものを除く)にして支拂者に不利益と爲るものは其の限度に於て之を價格等の額の引上と看做す

第九條 何等の名義を以てするを問はず第二條、第六條又は第七條の規定に依る禁止を免るゝ行為を爲すことを得ず

第十條 主務大臣必要ありと認むるときは關令の定むる所に依り價格等の原價に關し計算を爲さしむることを得

第十一條 行政官廳必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り生産販賣、運送、保管、賃賃、損害保險若しくは加工に關し報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其の他の場所を臨檢し業務の状況若しくは帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

第十二條 本令は左に掲ぐる價格等には之を適用せず

- 一 取引所又は日本米穀株式會社若しくは朝鮮米穀市場株式會社の開設する米穀市場に於ける賣買取引の價格
- 二 關東州、滿洲及支那以外の地と本令施行地との間に於ける輸出入取引の價格及兩地城間に於ける運送の運送賃
- 三 其他閣令を以て定むるもの

第十三條 本令は契約の當事者にして營利を目的として當該契約を爲すに非ざるものには之を適用せず但し當該契約を爲すことが自己の業務に屬する者に付ては此の限に在らず

第十四條 本令に定むるものを除くの外本令の施行に關し必要なる事項は閣令を以て之を定むることを得

第十五條 本令の施行に關する主務大臣は左の各號に定むる所に依る

- 一 農林水産物の生産者及其の組織する法人の販賣する場合の農林水産物の價格並に農林水産業専用物品の價格に關する事項に付ては農林大臣
- 二 酒造税法の酒類並に酒精及酒精含有飲料税法の酒精及酒精含有飲料の價格に關

する事項に付ては商工大臣及大藏大臣

- 三 醫藥品の價格に關する事項に付ては商工大臣及厚生大臣
- 四 運送賃並に運送に直接關聯する保管料及賃貸料に關する事項に付ては陸上運送に在りては鐵道大臣、水上運送及航空運送に在りては遞信大臣
- 五 田、畑、山林及原野の價格及賃貸料、家畜の賃貸料、農林水産物の保管を目的とする倉庫（倉庫營業者及商工業者の組織する法人の營む倉庫を除く）の保管料並に閣令を以て定むる農林水産物及農林水産業専用物品の加工賃に關する事項に付ては農林大臣
- 六 船舶の價格及賃貸料に關する事項に付ては遞信大臣但し總噸數二十噸未満の漁船の賣買價格及賃貸料に關する事項に付ては農林大臣及遞信大臣
- 七 兵器、彈藥、艦艇等にして軍機保護上必要あるものに關する第一條に規定する事項に付ては陸軍大臣又は海軍大臣
- 八 前各號の場合を除くの外商工大臣
- 九 第六條に規定する法令に於て規定する價格等に關する事項に付ては前各號に拘らず當該法令に於ける主務大臣

第十六條 前條第七號に掲ぐる場合を除くの外本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

附 則

第十七條 本令は昭和十四年十月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十四年十月二十七日より之を施行す

第十八條 第一條乃至第四條の規定は昭和十五年十月十九日迄其の効力を有す但し同日以前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては同日後と雖も仍其の効力を有す

第十九條 左に掲ぐる命令は之を廢止す
昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販賣價格取縮規則
昭和十三年商工省令第二十四號絹糸販賣價格取縮規則
昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣價格取縮規則
昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣

欠

欠

金鑄産物を買入れ又は同條第三項の規定に違反して之を譲受けたる者

第二十條 左の各號の一に該當する者は

五千圓以下の罰金に處す

一 第二條第一項の規定に依る命令に違反して合金鑄産物を政府の指定したる者以外の者に譲渡したる者

二 第三條第一項の規定に違反して金の製鍊を爲したる者

三 第九條の規定に依る命令に違反したる者

四 第十一條の規定に基きて發する命令に違反したる者

第二十一條 左の各號の一に該當する者は

二千圓以下の罰金に處す

一 第四條第一項の規定に違反して事業を廢止し又は休止したる者

二 第五條第一項又は第七條第一項の規定に違反して事業計畫の届出を爲さず又は届出でたる事業計畫を實施せざる者

三 第五條第二項又は第七條第二項の規定に依る變更命令に違反して事業計畫を實施したる者

四 第六條又は第八條第一項の規定に依る命令に違反したる者

第二十二條 左の各號の一に該當する者は

五百圓以下の罰金に處す

一 第四條第三項の規定に違反して届出を爲さざる者

二 第十條第一項又は第十二條の規定に依る報告を爲さず、虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者

三 第十條第二項の規定に依る命令又は處分に違反したる者

第二十三條 法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の従業者が

其の法人又は人の業務に關して第十九條乃至前條の違反行為を爲したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に對し亦第十九條乃至前條の罰金刑を科す

むことを得

前項に掲ぐる者前項の期間内に金製鍊業の免許を申請したる場合に於て其の申請に對する許否の處分の日迄亦前項に同じ

産金法施行令

(昭和十二年八月二十三日)
勅令第四百五十四號

第一條 産金法第一條第一項の合金鑄物とは金鑄、金銀鑄、金銀銅鑄其の他の金を含む鑄物(鑄滓を含む)にして工業上金を採取し得るものを謂ふ

第二條 産金法第一條第一項の製鍊の過程に在る合金物とは左の各號に掲ぐる物を謂ふ

一 粗銅、粗鉛、濃物、アマルガム其の他の製鍊の過程に於て生ずる金を含む物にして工業上金を採取し得るもの

二 金及銀を主たる成分とする地金にして合金鑄物、砂金又は前號に掲ぐる物より新に製成したるもの(以下之を粗金銀地金と稱す)

第三條 産金法第一條第一項の規定は左

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
本法施行の際現に合金鑄産物を所有する者は命令の定むる所に依り本法施行の日に之を取得したる者と看做す
本法施行の際現に金製鍊業を営む者又は其の事業を承継したる者は命令の定むる所に依り本法施行の日より二月を限り第三條第一項の規定に拘らず其の事業を營

の各號の一に該當する場合には之を適用せず

一 當該合金鑛産物を學術研究、試験又は標本の用に供するとき

二 政府の許可を受けたるとき

第四條 粗金銀地金を製成したる者又は之を譲受けたる者は之を品位千分中金九百九十以上の金地金に精製し又は之が精製を造幣局に依頼し大藏大臣の定むる所に依り政府に賣却すべし但し粗金銀地金の製成高及譲受高の合計中に含まれる純金量が毎月一匁を超えざる者は産金法第一條第一項後段の規定に依り之を賣却することを妨げず

前項の規定に依り金地金を政府に賣却すべき期間は精製完了の時又は造幣局に精製を依頼したる時より一月内とす

第六條 産金法第三條第一項の規定に依り金製鍊業を営まんとする者又は業として合金鑛産物の買入を爲さんとす

者は商工大臣の免許を受くべし
商工大臣前項後段の規定に依り業として粗金銀地金又は合金アマルガムの買入を爲すことを免許せんとするときは大藏大臣に協議すべし

第七條 産金法第三條第一項の金製鍊業の免許は製鍊場毎に之を爲し業として合金鑛産物の買入を爲すことの免許は目的物を限定して之を爲すものとす金の精製のみを爲す者は其の精製に限り金製鍊業者としての免許を受くることを要せず

第八條 産金法第三條第三項本文の規定は左の各號の一に該當する場合には之を適用せず

一 當該合金鑛産物を學術研究、試験又は標本の用に供するとき

二 政府の許可を受けたるとき

第九條 産金法第五條第一項の事業計畫は製鍊場毎に、同法第七條第一項の事業計畫は鑛山毎に之を定め商工大臣に届出づべし

第十條 産金法第十五條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき器具

機械其の他の材料は金製鍊業又は金製鍊業の爲必要な物品にして豫め商工大臣の認可を受けたるものに限り

第十一條 産金法第十五條の規定に依り輸入税の免除を受けんとする者は輸入申告書に前條第一項の認可を受けたることを證する書類を添附すべし

第十二條 輸入税の免除を受けたる物品を産金法第十五條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき他の用途に供せんとする場合に於ては商工大臣の認可を受け其の旨を税關に申告することを要す

第十三條 輸入税の免除を受けたる物品を輸入の日より一年以内に輸入の目的たる用途又は前條の規定に依る他の用途に供せざるときは其の輸入税を追徴す但し已むことを得ざる事由に依り其の期間の延長に付商工大臣の認可を受け其の旨を税關に申告したるときは此の限に在らず

附則

本令は産金法施行の日より之を施行す

産金法施行の際現に金鑛業又は金製鍊業を営む者以外の者合金鑛産物を所有するときは産金法附則第二項の規定は之を適用せず

金銀地金精製及品位證明規則第二條に左の但書を加ふ

但し政府に賣却すべき地金は此の限に在らず

産金法施行規則

(昭和十二年八月二十四日 商工省令第十六號)

第一條 金製鍊業の免許を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる免許申請書を商工大臣に提出すべし

一 製鍊場の名稱及所在地

二 製鍊方式

三 主要なる製鍊設備及其の能力

四 事業開始の豫定期間

前項の免許申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 操作法の概要を記載したる書類

二 元鑛の種類別品位及一月の種類別處理量を記載したる書類

鑛業關係

三 製品の種類別品位及一月の種類別産出量を記載したる書類

四 工事費豫算書

五 事業資金の總額及其の調達方法を記載したる書類

六 會社發起人に在りては定款、會社に在りては定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書及利益の處分に關する書類

七 組合に在りては契約書

第一項各號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし

第二條 業として合金鑛産物の買入を爲さんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる免許申請書を商工大臣に提出すべし

一 營業所又は事務所の所在地

二 合金鑛産物の種類及一月の取扱數量

三 合金鑛産物の買入先及賣却先

四 精製を爲す者に在りては一月の精製能力

前項の免許申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

第一項各號に掲ぐる事項を變更したるときは其の事由を具し遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第三條 金製鍊業者又は産金法第三條第一項後段の免許を受け業として合金鑛産物の買入を爲す者(以下合金鑛産物買入業者と稱す)其の事業を開始したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第四條 合金鑛産物に付産金法施行令第三條第二項又は同令第八條第二號の許可を受けんとする者は其の事由、合金鑛産物の種類及數量を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

第五條 金製鍊業者其の事業の廢止又は

休止の許可を受けんとするときは其の事由及休止の期間を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

社の合併に付之を準用す
第八條 金製鍊業を営む會社の解散の認可申請書には解散の事由を記載し且解散に關する株主總會の決議録又は總社員の同意書の謄本を添附すべし

第六條 金製鍊業の譲渡の認可を受けんとする者は認可申請書に譲渡の價格、時期及事由を記載し當事者連署の上之を商工大臣に提出すべし

第九條 相續人被相續人の金製鍊業を承繼したるときは承繼を知りたる日より一月以内に其の旨を商工大臣に届出づべし

一 譲渡契約を證する書類

第十條 合金鍊産物買入業者其の事業を廢止し又は休止したるときは其の事由を具し遲滞なく之を商工大臣に届出づべし

二 譲渡人又は譲受人が會社なる場合に於ては譲渡に關する株主總會の決議録又は總社員

第十一條 商工大臣は金製鍊業者又は合金鍊産物買入業者に付左に掲ぐる事項を告示す告示したる事項に變更ありたるとき亦同じ

議録又は總社員の場合に於ては譲渡に關する社員總會の決議録の謄本、組合なる場合に於ては譲渡に關する總組合員の同意書の謄本

一 産金法第三條第一項の免許を爲したるときは其の氏名名稱又は商號及製鍊場又は本店の所在地並に免許の年月日

三 譲受人が法人なる場合に於ては其の定款、組合なる場合に於ては其の契約書

二 産金法第四條の規定に依り事業の廢止を許可し又は事業の譲渡若は法人の合併、解散の決議若は總社員の

譲渡終了したるときは當事者連署の上遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第十二條 金製鍊業者は毎年一月一日より十二月三十一日に至る期間の事業計畫を定め其の前年十一月三十日迄に之を商工大臣に届出づべし但し處理鐵量

第七條 前條の規定は金製鍊業を營む會

第十三條 金製鍊業の事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 製鍊設備の擴張又は變更計畫

一 輸入したる物品の品名及數量

二 操業計畫の概要

二 輸入の年月日及港

(イ)元鐵の種類別品位及處理量

第二十一條 産金法施行令第十二條の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に輸入認可書

(ロ)製鍊實收率

一 用途を變更せんとする物品の品名數量及用途

(ニ)練業日數

二 變更せんとする用途

三 製品の處分方法

三 用途の變更を必要とする事由

四 年始に於ける貯鐵數量

四 輸入の年月日及港

第十四條 金製鍊業者は毎年一月一日より十二月三十一日に至る期間の事業計畫

第二十二條 産金法第十五條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供したるときは遲滞なく左に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書を添附し之を商工大臣に提出すべし

を定め前年十一月三十日迄に之を商工大臣に届出づべし但し合金鍊産物掘採

一 輸入せんとする物品の品名、型式能力、性質、數量及價額

量年一萬噸又は砂金採取量年二十噸に満たざる者は此の限に在らず

二 輸入を必要とする事由

第十五條 金製鍊業の事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載すべし

三 製造者及輸出者

一 探鐵、掘採、採取又は選鐵に關する計畫の概要

四 輸入豫定の時期及港

二 掘採又は採取鐵物の種類別品位及數量

五 前項第五號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め之を商工大臣に届出づべし

三 選鐵を爲す者に在りては元鐵及精鐵の品位及數量

五 輸入したる物品の品名、數量及用途

第十六條 商工大臣産金法第五條第二項又は同法第七條第二項の規定に依り事業計畫の變更を命ずる場合に於ては其の變更すべき事項及期間を指定して之を爲す

二 用途に供したる年月日

第十七條 鑛業法施行細則第四條、第六

三 輸入の年月日及港

産金法第十五條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供せざるに至りたるときは遅滞なく其の事由並に前項第一號及第三號に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十三條 金製錬業者は製錬場毎に左に掲ぐる事項を記載したる事業月報を翌月十五日迄に商工大臣に提出すべし

- 一 元鑛の種類別品位及處理量
- 二 製錬實收率
- 三 製品の種類別品位及產出量並に賣却量(賣却先別に記載すべし)
- 四 操業日數

第二十四條 合金鑛產物買入業者は左に掲ぐる事項を記載したる事業月報を翌月十五日迄に商工大臣に提出すべし

- 一 買入れたる合金鑛產物の種類別品位、價格及數量(買入先別に記載すべし)
- 二 賣却したる合金鑛產物又は精製金地金の種類別品位、價格及數量(賣却先別に記載すべし)
- 三 月末に於ける合金鑛產物の種類別保有數量

第二十五條 金鑛業者、金製錬業者又は合金鑛產物買入業者法人なるときは營業期經過後遅滞なく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益の處分に關する書類を商工大臣に提出すべし

第二十六條 第六條乃至第九條及第二十五條の規定に依り金鑛業者又は金製錬業者より商工大臣に提出する書類は其の本店の所在地を管轄する鑛山監督局長を経由すべし

第一條、第三條、第五條、第十二條、第十四條及第二十三條の規定に依り商工大臣に提出する書類は金鑛業者より提出する場合に在りては其の鑛山の所在地を管轄する鑛山監督局長を、金製錬業者より提出する場合に在りては其の製錬場の所在地を管轄する鑛山監督局長を経由すべし

第二十七條 第十八條の規定に依り準用したる鑛業法施行細則第六十一條、第六十三條又は第七十條の規定に違反したる者は二十五圓以下の罰金に處す

附則 本則は産金法施行の日より之を施行す産金法施行の際現に金製錬業を營む者

又は其の事業を承繼したる者にして同法施行の日又は事業を承繼したる日より三週間以内に左に掲ぐる事項を記載したる書類を商工大臣に提出せざるものに付ては同法附則第三項の規定は之を適用せず

- 一 製錬場の名稱及所在地
- 二 製錬方式
- 三 主要なる製錬設備及其の能力

(別表)

輸入税表番號 品名

九五 植物性揮發油

二 其の他

四六二 鐵(別號に掲げたる特殊鋼を除く)

二 條及竿(テーパー形、アング

ル形等の形状を有するものを含む)の内鑿岩機用の工具鋼

四六二の二 特殊鋼

二 全重量百分中炭素の重量

〇・七以上を含有し且磷及硫黃の

各重量〇・〇二以下の塊、錠、條

及竿の内 鑿岩機用の工具鋼

五九五 ニウマチツクル及ニウマチツ

クマシシ 六〇四 別號に掲げざる機械

産金買上規則

(昭和十二年八月二十四日 大藏省令第三十二號)

第一條 産金法第一條第一項の規定に依り政府に賣却すべき金地金の買上に關する事務は金資金特別會計法第四條の規定に依り日本銀行の本店又は支店をして之を取扱はしむ

第二條 産金法第一條第一項の規定に依り政府に賣却すべき金地金は品位千分中金九百九十以上のものたることの造幣局の證明あるものに限る

第三條 産金法第一條第一項の規定に依り金地金を政府に賣却すべき者精製したる金地金に付造幣局の證明を受けんとする場合に於ては金地金輸納の際政府に賣却すべき金地金なる旨並に當該金地金の買上代金の支拂を受けんとする日本銀行の本店又は支店を申告すべし

鑛業關係

は品位試験の上金地金の品位千分中金九百九十以上のものたることを認めたるときは輸納入に對し金銀地金精製及品位證明規則第三條の規定に依り交付したる地金預り證書と引換に輸納地金中の純重量を記載したる買上金地金預り證書を交付すべし

第四條 産金法第一條第一項の規定に依り金地金を政府に賣却すべき者地金の精製を造幣局に依頼する場合に於ては地金輸納の際精製に依り生ずべき金地金を政府に賣却すべき旨並に當該金地金の買上代金の支拂を受けんとする日本銀行の本店又は支店を申告すべし

前項の申告ありたる場合に於て造幣局は品位試験の上輸納入に對し輸納地金中の純重量を記載したる買上金地金預り證書を交付すべし

第五條 産金法第一條第一項の規定に依り金地金を政府に賣却すべき者は産金法施行令第四條第二項の期間内に第三條又は前條の規定に依り申告したる日本銀行の本店又は支店に買上金地金預り證書を提出して當該證書に表示せらるる金地金の買上を請求すべし

受けたるときは買上金地金預り證書と引換に買上代金を支拂ふべし

第六條 第三條又は第四條の規定に依り地金を輸納したる者買上金地金預り證書を滅失又は紛失したるときは造幣局に對し其の再交付を申請することを得

第七條 本令は産金法以外の法令に依り金地金を政府に賣却すべき場合に之を準用す産金法其の他の法令に依り政府に賣却すべき金地金以外の金地金を政府に賣却せんとする者あるとき政府が之を買上ぐる場合亦同じ

前項後段の場合に於ては地金を造幣局に輸納する際産金法其の他の法令に依り政府に賣却すべき金地金に非ざるものなる旨を申告すべし

附則

本令は昭和十二年八月二十五日より之を施行す

本令に依り金地金を賣却する者は金地金の買上代金の支拂を受くる際當分の内其の買上價額の一萬分の五に相當する金額を政府に支拂ふべし

産金獎勵規則

(昭和十二年十月一日) (商工省令第二十二號)

- 第一條 商工大臣は本則に依り金鑛業者又は金製錬業者に對し探鑛又は選鑛場若しは製錬場の設置に付毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付し又は金鑛業者に對し探鑛の爲鑿岩用機械器具類を貸與す
- 第二條 探鑛獎勵金の額は坑道掘鑿に要したる費用の半額以内にして左の各號の一に該當する金額を限度とす
 - 一 水平坑道に在りては延長一メートルに付二十圓
 - 二 堅坑に在りては深度一メートルに付四十圓
- 第三條 選鑛場又は製錬場の設置に付交付する獎勵金の額は其の設置に要したる費用の半額以内とす
- 第四條 探鑛獎勵金の交付を受けんとする者は様式第一號に依る申請書を商工大臣に提出すべし
- 第五條 選鑛場又は製錬場の設置に付獎勵金の交付を受けんとする者は様式第二號に依る申請書を商工大臣に提出すべし
- 第六條 獎勵金交付の指令を受けたる者前二條の申請書に記載したる事項を變更せんとするときは豫め商工大臣の承認を受くべし
- 第七條 獎勵金は探鑛作業が豫定の延長若しは深度に達し又は選鑛場若しは製錬場の設置工事完成したる後之を交付す但し特別の事由あるときは此の限に在らず
- 第八條 獎勵金は其の交付を受けたる目的以外に之を使用することを不得
- 第九條 探鑛獎勵金交付の指令を受けたる者は探鑛日誌及探鑛費支出簿を備へ探鑛日誌には掘鑿の状況及地質鑛床の狀態を、探鑛費支出簿には探鑛に關する支出を記載すべし
- 第十條 探鑛費支出簿に記載したる支出に付ては之を證するに足る書類を備へ置くべし
- 第十一條 獎勵金交付の指令を受けたる者は探鑛日誌又は工事日誌に基き毎月十日迄に其の前月分の掘鑿の状況及地質鑛床の狀態又は工事の状況に關し様式第三號に依る報告書を商工大臣に提出すべし
- 第十二條 重大なる事故に因り探鑛作業又は選鑛場若しは製錬場の設置工事に支障を來したるときは獎勵金交付の指令を受けたる者は其の概要を遅滞なく商工大臣に報告すべし
- 第十三條 獎勵金交付の指令を受けたる者探鑛作業又は選鑛場若しは製錬場の設置工事を休止し又は廢止せんとするときは豫め商工大臣の承認を受くべし
- 第十四條 獎勵金交付の指令を受けたる者鑛業權、砂鑛權又は金製錬業を移轉し承繼人に於て探鑛作業又は選鑛場若しは製錬場の設置工事を繼續せんとするときは當事者連署の上商工大臣の承認を受くべし

- 第十五條 獎勵金の交付を受けて設置したる選鑛場又は製錬場は工事完成の日より五年間は商工大臣の承認を受けるに非ざれば之を讓渡することを不得
- 第十六條 商工大臣必要ありと認むるときは探鑛獎勵金交付の指令を受けたる者に對し探鑛作業の中止又は探鑛作業計畫の變更を命ずることあるべし
- 第十七條 探鑛作業が豫定の延長若しは深度に達し又は選鑛場若しは製錬場の設置工事完成したるときは遅滞なく其の旨を商工大臣に届出づべし
- 第十八條 獎勵金交付の指令を受けたる者獎勵金の交付を受けんとするときは様式第四號に依る申請書を商工大臣に提出すべし
- 第十九條 商工大臣必要ありと認むるときは獎勵金交付の指令を受けたる者に對し其の探鑛作業、選鑛場若しは製錬場の設置工事又は會計に關し報告を爲さしめ書類、帳簿又は探鑛作業若しは工事の状況の検査を爲すことあるべし
- 第二十條 金鑛業者鑿岩用機械器具類の貸與を受けんとするときは様式第五號に依る申請書を商工大臣に提出すべし貸與すべき鑿岩用機械器具類は商工大臣之を告示す
- 第二十一條 獎勵金交付の指令を受けたる者又は獎勵金の交付を受けたる者左の各號の一に該當するときは商工大臣は獎勵金交付の指令を取消し、獎勵金の額を減少し又は既に交付したる獎勵金の全部若しは一部の返還を命ずることあるべし
 - 一 本則又は本則に基きて命じたる事項に違反したるとき
 - 二 獎勵金交付の條件に違反したるとき
 - 三 探鑛作業計畫又は選鑛場若しは製錬場の設置工事計畫を變更したるとき
 - 四 探鑛作業又は選鑛場若しは製錬場の設置工事を休止し又は廢止したるとき
 - 五 探鑛作業中止の命令を受けたるとき
 - 六 不正の行爲又は怠慢ありたるるとき
 - 七 探鑛費又は選鑛場若しは製錬場の設置工事の支出額が豫算額に比し著しく相違するるとき
- 第二十二條 鑿岩用機械器具類の貸與を受けたる者貸與に付不正の行爲ありたるとき又は貸與の條件に違反したるときは設置したる機械器具其の他の設備を記載すべし
- 第二十三條 本則の規定に依り商工大臣に提出する書類は金鑛業者より提出する場合に於ては其の鑛山の所在地を管轄する鑛山監督局長を、金製錬業者より提出する場合に於ては其の製錬場の所在地を管轄する鑛山監督局長を経由すべし

附則
本則は公布の日より之を施行す
(様式略)

金使用規則改正

(昭和十三年八月二十日) (大藏省令第五十一號)

- 第一條 金を用ひたる製品(金を含む合金、金銀、金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及金化合物並に此等を用ひたる製品を含む以下同じ)は當分の内之を製造することを不得但し醫療用として必要已むを得ざるもの又は大藏大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

第二條 前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を大蔵大臣に提出すべし

- 一 申請者の住所、電話番号、職業及氏名又は商號
- 二 製品の種類、數量及價額
- 三 材料として金地金（金を含む合金、金銀及鍍金を含む以下同じ）を使用する場合は其の金の品位及純量
- 四 材料として金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液又は金化合物を使用する場合は其の數量、種類及價額並に含有する金の純量
- 五 第三號又は前號の材料たる金の調達方法（買入るる場合は其の買入先の住所及氏名又は商號）
- 六 製造の期間
- 七 製造を必要とする事由
- 八 申請の時に於ける同種製品の手持保有高
- 九 製品を輸出するものなるときは其の輸出先並に最近一年間の輸出先國別輸出実績
- 十 従業員の員數、製造能力等營業の規模を知るに足る資料其の他参考となるべき事項

第三條 當分の内物の加工又は修繕の爲に金を使用することを得ず但し醫療用として必要已むを得ざるもの又は大蔵大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

前條の規定は前項但書の許可を受けんとする者に關し之を準用す

第四條 店舗を設け金地金の販賣業を營まんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる届出書正副二通を大蔵大臣に提出すべし店舗を設け金地金の販賣業を承繼せんとする者亦同じ

- 一 届出者の住所、電話番号、職業及氏名又は商號
- 二 會社に在りては其の資本金及代表者の氏名
- 三 店舗の所在地

前項の規定に依り届出を爲したる者は前項各號に掲ぐる事項に付變更を生じたるとき又は其の事業を廢止したるときは遅滞なく其の旨を記載したる届出書正副二通を大蔵大臣に提出すべし

第五條 店舗を設け金地金の販賣業を營む者は帳簿を備へ日日の金地金の取得處分及保有に關する一切の事項を整理且明瞭に記載すべし

第六條 店舗を設け金地金の販賣業を營む者は各月の金地金の取得、處分及保有の状況を附屬書式に依り記載したる報告書正副二通を翌月十日迄に大蔵大臣に提出すべし

第七條 金地金の販賣業を營む者（店舗を設けざる者を含む）は左の各號の一に該當する場合の外は金地金を讓渡するに付大蔵大臣の許可を受くべし

- 一 政府に賣却するとき
- 二 店舗を設け金地金の販賣業を營む者に讓渡するとき
- 三 醫療用として必要已むを得ざるものの製造に使用するものなることを確認したるとき
- 四 金使用許可證の呈示を受けたるとき

前項第四號の規定に依り金使用許可證の呈示を受け金地金を讓渡したる者は其の金使用許可證に讓渡年月日、種類、數量、價額及自己の氏名又は商號を裏書すべし

第八條 大蔵大臣は必要ありと認むるときは金を用ひたる製品を製造する者に對し金の使用量又は其の製品の種類若し數量を制限することを得

日本産金振興株式會社

（昭和十三年三月二十九日法律第三十六號）

附 則

大蔵大臣は金の使用制限に付必要ありと認むるときは金地金の賣買に關し價格、數量又は取引の方法を指定することを得

第一章 總則

第九條 本令は公布の日より之を施行す

第十條 第一條の規定は本令施行の際現に製造の過程に在る金を用ひたる製品に關し之を適用す

第十一條 本令施行の際現に店舗を設け金地金の販賣業を營む者は左に掲ぐる事項を記載したる届出書正副二通を本令施行の日より三週間内に大蔵大臣に提出すべし

第一條 日本産金振興株式會社は産金事業の振興を圖る爲に必要な事業を營むことを目的とする株式會社とす

第二條 日本産金振興株式會社は其の本店を東京市に、支店を京城府に置く

日本産金振興株式會社は前項の外政府の認可を受け支店又は出張所を設けることを得

第六條 日本産金振興株式會社の存立期間に設立登記の日より三十年とす但し政府の認可を受け之を延長することを得

第七條 日本産金振興株式會社に非ざれるものは日本産金振興株式會社又は之に類似の名稱を以て其の商號と爲すことを得ず

第二章 役員

第三條 日本産金振興株式會社の資本は五千萬圓とし内二千五百萬圓は政府の出資とす

日本産金振興株式會社は政府の認可を受け其の資本を増加することを得

第四條 日本産金振興株式會社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第五條 日本産金振興株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人に限り之を所有することを得

第八條 日本産金振興株式會社に社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上を置く

第九條 社長は日本産金振興株式會社を代表し其の業務を總理す

副社長は社長事故あるときは其の職務を代理し社長缺員のときは其の職務を行ふ

副社長及理事は社長を補助し日本産金振興株式會社の業務を分掌す

監事は日本産金振興株式會社の業務を監査す

一 届出者の住所、電話番号、職業及氏名又は商號

二 會社に在りては其の資本金及代表者の氏名

三 店舗の所在地

四 最近一年間の金地金の賣買実績

前項の規定に依り届出を爲したる者は第四條の規定に依り届出を爲したる者と看做す

第十條 社長及副社長は政府之を命じ其の任期を四年とす

理事は株主中より株主總會に於て二倍の候補者を選擧し政府其の中より之を命じ其の任期を三年とす

（附屬書式略）

監事は株主中より株主總會に於て之を選任し其の任期を二年とす

第十一條 社長、副社長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し政府の認可を受けたるときは此の限に在らず

第三章 營業

第十二條 日本産金振興株式會社は左の事業を営むものとす

一 金鑛を目的とする鑛業若しは砂金を目的とする砂鑛業（以下金鑛業と總稱す）、金製鑛業又は金鑛業若しは金製鑛業の用に供する器具機械類の製造業に對する資金の融通又は投資

二 金鑛業又は金製鑛業

三 金鑛業又は金製鑛業の爲に必要な器具、機械、材料又は設備の賣買

四 合金鑛産物の賣買

五 委託に依る金鑛山に關する調査又は鑑定

日本産金振興株式會社は政府の認可を受け前項の事業の外本會社の目的達成上必要な諸事業を営むことを得

第十三條 日本興業銀行、朝鮮殖産銀行又は東洋拓殖株式會社は前條第一項第一號の事業に關し日本産金振興株式會

社の業務の一部を代理することを得

日本産金振興株式會社前項の銀行又は會社をして業務の一部を代理せしめんとするときは政府の認可を受くべし

第四章 産金振興債券

第十四條 日本産金振興株式會社は拂込みたる株金額の五倍を限り産金振興債券を發行することを得

産金振興債券を發行する場合に於ては商法第二百九條に定むる決議に依ることとを要せず

第十五條 産金振興債券を發行せんとする場合に於ては政府の認可を受くべし

第十六條 政府は産金振興債券の元本の償還及利息の支拂に付保證することを得

第十七條 産金振興債券は無記名式とす但し應募者又は所有者の請求に因り記名式と爲すことを得

第十八條 産金振興債券の所有者は日本産金振興株式會社の財産に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す

第十九條 日本産金振興株式會社は社債借換の爲一時第十四條の制限に依らず産金振興債券を發行することを得此の

場合に於ては發行後一月以内に其の社債總額に相當する舊産金振興債券を償還すべし

第五章 準備金

第二十條 日本産金振興株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得しむる爲利益金額の百分の二以上を積立つべし

第六章 監督及助成

第二十一條 政府は日本産金振興株式會社の業務を監督す

第二十二條 日本産金振興株式會社借入金を爲さんとするときは政府の認可を受くべし

第二十三條 定款の變更、利益金の處分合併及解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二十四條 日本産金振興株式會社は毎營業年度の事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第二十五條 政府は日本産金振興株式會社の業務に關し監督上又は産金事業の振興上必要な命令を爲すことを得

前項の規定に依り産金事業の振興上必要な命令を爲したるときは政府は勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償す前項の補償を伴ふべき命令は之に因り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を超ざる範圍内に於て之を爲すことを要す

第二十六條 政府は日本産金振興株式會社監理官を置き日本産金振興株式會社の業務を監視せしむ

社監理官を置き日本産金振興株式會社の業務を監視せしむ

第二十七條 日本産金振興株式會社監理官は何時にても日本産金振興株式會社の金庫、帳簿及諸般の文書物件を検査することを得

日本産金振興株式會社監理官必要と認めるときは何時にても日本産金振興株式會社に命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得

會其の他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得

第二十八條 政府日本産金振興株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分若しは定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

第二十九條 日本産金振興株式會社は毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せず

第三十條 日本産金振興株式會社の毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に達せざるときは政府は初營業年度及爾後五年間を限り之に達せしむべき金額を補給すべし但し其の額は初營業年度を除き毎營業年度に於ては政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に相當する額並に當該營業年度に於て支拂ひたる産金

額並に當該營業年度に於て支拂ひたる産金

額及當該營業年度に於て支拂ひたる産金振興債券の利息額の合計額を超ゆることを得ず

毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合を超過するときは其の超過額は先づ之を前項の規定に依る補給金の償還に充つべし

初營業年度及爾後五年間に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合を超過するときは其の二分の一を配當準備の爲別に積立つべし

第二項の規定に依り補給金を償還し尙殘餘ありたるときは之を前項の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合を超過したる當該營業年度の利益金と看做す

前二項の規定に依る積立金は後營業年度に於ける第一項の規定に依る補給金の計算に付ては之を配當し得べき利益

第八條 裁定又は決定中對價に付不服ある者は其の裁定又は決定の通知を受けたる日(裁定又は決定の通知を受けたる者に付ては其の公示の日)より三十日以内に通常裁判所に訴出することを

第九條 左に掲ぐる場合に於ては對價を支拂ふべき者は其の對價を供託することを要す

一 對價を受くべき者が其の受領を拒みたる時又は之を受領すること能はざるとき

二 裁定又は決定中對價に付前條の規定に依る出訴ありたる時

三 鐵業權に付抵當權の設定あるとき但し抵當權者の同意を得たる時は此の限に在らず

前項第三號の場合に於ては抵當權者は供託金に對しても其の權利を行ふことを得

第十條 對價を支拂ふべき者裁定又は決定に於て定めたる對價支拂の時期迄に對價の全部の支拂又は供託を爲さざるときは鐵業權者は對價を支拂ふべき者に對し六十日を下らざる一定の期間内に其の支拂又は供託を爲すべき旨を催

告することを

第十一條 裁定又は決定に依る對價の全部の支拂又は供託ありたる時は政府は鐵業權の移轉又は變更の登録を爲すに付延期を承諾したるとき亦前項に同じ此の場合に於て政府は對價の支拂を受くる權利を有する者の爲移轉又は變更ありたる鐵業權に付抵當權設定の登録を爲す

第十二條 第四條乃至第十條の規定は鐵業權の讓渡又は隣接鐵區との間の鐵區の増減に伴ひ必要な事業設備の讓渡に之を準用す但し第九條中抵當權とあるは登記したる擔保權、抵當權者とあるは擔保權者とす

第十三條 本法に規定するもの外裁定又は決定に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第十四條 第四條第二項の規定に依る裁

定又は第五條第二項の規定に依る決定に依り鐵業權を取得し又は鐵區を増設せられたる者は命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

政府必要ありと認むるときは前項の事業計畫の變更を命ずることを得

第十五條 鐵業權者前條第一項の規定に違反し認可を受けざる事業計畫を實施し又は同條第二項の規定に依る命令に違反し事業計畫を變更せずして之を實施したるときは政府は鐵業權を取消することを

第十六條 政府重要鐵物の増産を圖る爲必要ありと認むるときは重要鐵物を目的とする鐵業權者に對し事業設備の新設、擴張若は改良を命じ又は作業方法若は作業用品の規格に關し必要な事項を命ずることを得

政府は勅令の定むる所に依り、前項の規定に依り爲したる命令に因り生じたる損失を補償す

第十七條 政府は重要鐵物を目的とする鐵業權者に對し其の業務及財産の状況に關し報告を爲さしめ又は帳簿書類其の他の物件の検査を爲すことを得

實施したる者
三 第三條の規定に依る命令に違反したる者
四 第十四條第一項の規定に違反し認可を受けざる事業計畫を實施したる者
五 第十四條第二項の規定に依る命令に違反し事業計畫を變更せずして之を實施したる者
六 第十六條第一項の規定に依る命令に違反したる者
第二十一條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す
一 第十七條第一項の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者
二 第十七條第一項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避したる者
三 第十七條第二項の規定に依る命令又は處分に違反したる者
第二十二條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關し第二十條又は前條第一號若は第三號の違反行為を爲したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前二條の刑を科す

第二十三條 金鐵及砂金に關しては第二條、第三條、第十六條及第十七條の規定は之を適用せず

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法は施行後五年間を限り其の效力を有す

本法失效の際に於て必要な経過規定は勅令を以て之を定む

重要鐵物増産法は昭和十三年六月十日より之を施行す(昭和十三年六月九日勅令第四百九號)

重要鐵物増産法施行令

(昭和十三年六月九日勅令第四百十號)

第一條 本令に於て鐵業權者とは砂鐵權者を、鐵業權とは砂鐵權を含む

第二條 重要鐵物増産法第四條第一項の規定に依る協議は左の各號の一に該當する場合に限り之を爲すことを得

一 當該鐵業權者が事業に著手せず又は休業中なるとき

二 鐵利保護上必要あるとき

三 合併施業其の他操業の合理化の爲

政府は重要鐵物を目的とする鐵業權者に對し其の業務及會計に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

第十八條 本法に依り爲したる手續其の他の行為は鐵業權者の承繼人に對しても其の效力を有す

第十九條 政府第四條第二項(第十二條第一項の規定に依り準用する場合を含む)の規定に依る裁定、第五條第二項(第十二條第一項の規定に依り準用する場合を含む)の規定に依る決定、第十六條第一項の規定に依る命令又は同條第二項の規定に依る補償を爲さんとするときは重要鐵物委員會の議を経べし

重要鐵物委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第二十條 左の各號の一に該當する者は二千圓以下の罰金に處す

一 第二條第一項の規定に依る命令若は同條第二項の規定に違反し事業計畫の届出を怠り又は届出でたる事業計畫を實施せざる者

二 第二條第三項の規定に依る命令に違反し事業計畫を變更せずして之を

必要あるとき

第三條 鐵山監督局長裁定申請書を受理し又は重要鐵物増産法第五條第一項の規定に依る命令書の送付を受けたるときは當該鐵業權に付裁定の申請又は命令ありたる旨の登録を爲すべし

第四條 對價を支拂ふべき者對價の全部の支拂又は供託を爲したるときは支拂又は供託を爲したる事實を證する書面を添附し其の旨の届書を鐵山監督局長に提出すべし

第五條 鐵業權者對價の全部又は一部の支拂に付延期を承諾したるときは當事者連署の上鐵山監督局長に其の旨の届書を提出すべし

第六條 左の各號の一に該當する場合に於ては鐵山監督局長は當該鐵業權の移轉又は變更の登録を爲すべし

一 第四條の規定に依る届書を受理したるとき

二 前條の規定に依る届書を受理したるとき

前項第二號の場合に於ては鐵山監督局長は當該鐵業權に付抵當權設定の登録を爲すべし

第七條 重要鐵物増産法第十條第二項の期間内に支拂又は供託なきときは鐵業

權者は催告を爲したる事實を證する書面を添附し其の旨の届書を鐵山監督局長に提出すべし

第八條 左の各號の一に該當する場合に於ては鐵山監督局長は第三條の規定に依る登録を抹消すべし

一 裁定の申請を拒否する旨の裁定書の送付を受けたるとき

二 第六條の規定に依る登録を爲すとき

三 重要鐵物増産法第十條第二項の規定に依り裁定又は決定が其の效力を失ひたるるとき

第九條 商工大臣裁定申請書を受理したるときは申請書の副本を當該鐵業權者に交付し期間を指定して答辯書を提出せしめ且其の申請書の要旨を當該鐵業權又は事業設備に付登録又は登記したる擔保權を有する者(以下關係人と稱す)に通知し期間を指定して意見書提出の機会を與ふべし

第十條 商工大臣決定を爲さんとするときは期間を指定して關係人に意見書提出の機会を與ふべし

第十一條 裁定又は決定には理由を附すべし

鐵業權者及關係人に交付すべし

第十二條 裁定又は決定の公示は官報を以て之を爲す

第十三條 本令に規定するものの外裁定又は決定に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十四條 本令に依り爲したる手續其の他の行爲は鐵業權者又は關係人の承繼人に對しても其の效力を有す

第十五條 重要鐵物増産法に依り政府に提出し又は政府より交付する書面は鐵山監督局長を経て商工大臣に提出し又は商工大臣より交付するものとす

附則 本令は重要鐵物増産法施行の日より之を施行す

重要鐵物増産法施行規則

(昭和十三年六月九日) 商工省令第三十號

第一條 本則に於て鐵業權者とは砂鐵權者、鐵業權とは砂鐵權を、鐵區とは砂鐵區を含む

第二條 重要鐵物を目的とする鐵業權者は鐵山毎に毎年四月一日より翌年三月

協議を爲すこと能はざる事由を記載したる書面

二 鐵區圖及鐵床圖又は當該鐵區の増減範圍を示したる圖面及鐵床圖(鐵床圖は平面圖及截面圖の二種に分ちて之を調製すべし)

三 事業設備を讓受けんとする場合に在りては建物の登記簿の謄本

四 會社に在りては定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益の處分に關する書類

五 組合に在りては契約書

關係人あるときは前二項の規定に依る副本の外關係人の數に應ずる申請書及添附圖面の副本を提出すべし

第六條 重要鐵物増産法施行令第四條又は第五條の規定に依る届出と同時に當事者出頭し又は書留郵便を以て登録税を納付すべし

登録税の納付は登録納付書に收入印紙を貼用して之を爲すべし

第七條 左の場合に於ては鐵山監督局長は申請書、届書又は登録納付書を受理せず

一 他の鐵山監督局の管轄に屬すると

鐵業權者製鍊を爲す場合に於ては前項第二號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

一 製鍊設備に關する計畫

二 操業計畫の概要

(一) 元鐵の種類別品位及處理數量

(二) 製鍊實收率

(三) 製品の種類別品位及產出數量

(四) 操業日數

三 處分方法

第五條 裁定を申請する者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書正副三通を商者工大臣に提出すべし

一 當該鐵業權の登録番號並に鐵業權及關係人の氏名名稱及住所

二 申請の目的及理由

三 對價並に其の算出の基礎及支拂方法

四 事業設備を讓受けんとする場合に在りては其の設備の範圍並に對價及其の支拂方法

五 讓受又は鐵區の増減後に於ける事業計畫の概要

前項の申請書には左に掲ぐる書類及圖面を添附すべし

一 當該鐵業權者との協議の頭末又は

- 二 法令に依り裁定を申請し得ざるも
のなるとき
- 三 重要鐵物増産法施行令第四條又は
第七條の規定に違反し届書に事實を
證する書面を添附せざる時
- 四 重要鐵物増産法施行令第五條の規
定に違反し届書に當事者連署せざる
とき
- 五 第五條の規定に違反し裁定申請書
に記載すべき事項を記載せず又は添
附すべき書類若し圖面を添附せざる
とき
- 六 第六條の規定に違反し登録税を納
付せざる時
- 第八條 重要鐵物を目的とする鐵業權者
會社なるときは營業期經過後遲滞なく
財産目録、貸借對照表、營業報告書、
損益計算書及利益の處分に關する書類
を商工大臣に提出すべし
- 第九條 本則に依り爲したる手續其他
の行爲は鐵業權者又は關係人の承繼人
に對しても其の效力を有す
- 第十條 本則に依り商工大臣に提出する
書面は鐵山監督局長を経由すべし

本則は重要鐵物増産法施行の日より之を
施行す

探鑛獎勵金交付規則

(昭和十三年五月二十四日)
(商工省令第二十五號)

- 第一條 商工大臣は銅鑛、鉛鑛、錫鑛、
安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、
硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鐵鑛、重石
鑛、水鉛鑛、ニツケル鑛又はコバルト
鑛の探鑛を目的として坑道を掘鑿せん
とする鐵業權者に對し本則に依り毎年
度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す
青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山
形縣又は福島縣に於て銀鑛、蒼鉛鑛、
砒鑛、石炭、亞炭、硫黃、石膏又は重
晶石の探鑛を目的として坑道を掘鑿せ
んとする鐵業權者に對し亦前項に可
第二條 獎勵金の額は左の各號の一に該
當する金額を限度とす
一 水坑道に在りては延長一メート
ルに付二十圓
二 堅坑に在りては深度一メートルに
付四十圓

第三條 獎勵金の交付を受けんとする者
は様式第一號に依る申請書を商工大臣
に提出すべし

第四條 獎勵金交付の指令を受けたる者
前條の申請書に記載したる事項を變更
せんとするときは豫め商工大臣の承認
を受くべし

第五條 獎勵金は探鑛作業が豫定の延長
若し深度に達したる後之を交付す但し
特別の事由あるときは此の限に在らず
第六條 獎勵金は其の交付を受けたる目
的以外に之を使用することを不得

第七條 獎勵金交付の指令を受けたる者
は探鑛日誌を備へ掘鑿の状況及地質鑛
床の狀態を記載すべし

第八條 獎勵金交付の指令を受けたる者
は探鑛日誌に基き毎月十日迄に其の前
月分の掘鑿の状況及地質鑛床の狀態に
關し様式第二號に依る報告書を商工大
臣に提出すべし

第九條 重大なる事故に因り探鑛作業に
支障を來したるときは獎勵金交付の指
令を受けたる者は其の概要を遲滞なく
商工大臣に報告すべし

第十條 獎勵金交付の指令を受けたる者
探鑛作業を休止し又は廢止せんとする

- ときは豫め商工大臣の承認を受くべし
- 第十一條 獎勵金交付の指令を受けたる
者鐵業權を移轉し承繼人に於て探鑛作
業を繼續せんとするときは當事者連署
の上商工大臣の承認を受くべし
- 第十二條 商工大臣必要ありと認むると
きは獎勵金交付の指令を受けたる者に
對し探鑛作業の中止又は探鑛作業計畫
の變更を命ずることあるべし
- 第十三條 探鑛作業が豫定の延長又は深
度に達したるときは遲滞なく其の旨を
商工大臣に届出づべし
- 第十四條 獎勵金交付の指令を受けたる
者獎勵金の交付を受けんとするときは
様式第三號に依る申請書を商工大臣に
提出すべし
- 第十五條 商工大臣必要ありと認むると
きは獎勵金交付の指令を受けたる者に
對し其の探鑛作業又は會計に關し報告
を爲さしめ書類、帳簿又は探鑛作業の
状況の検査を爲すことあるべし
- 第十六條 獎勵金交付の指令を受けたる
者又は獎勵金の交付を受けたる者左の
各號の一に該當するときは商工大臣は
獎勵金交付の指令を取消し、獎勵金の
額を減少し又は既に交付したる獎勵金

鐵業關係

の全部若し一部の返還を命ずることあ
るべし

一 本則又は本則に基きて命じたる事
項に違反したるとき

二 獎勵金交付の條件に違反したると
き

三 探鑛作業計畫を變更したるとき

四 探鑛作業を休止し又は廢止したる
とき

五 探鑛作業中止の命令を受けたると
き

六 不正の行爲又は怠慢ありたるとき

第十七條 本則の規定に依り商工大臣に
提出する書類は正副二通とし其の鐵山
の所在地を管轄する鐵山監督局長を経
由すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す
本令施行前に獎勵金交付の指令を受けた
る者に付ては仍従前の例に依る

(様式略)

産金量届出規則

(昭和十四年十一月十一日)
(商工省令第六十八號)

産金法第十條の規定に依り産金量届出規則左
の通定む

第一條 本則に於て産金量とは金鑛業者の産
出したる金地金又は含金鑛産物の中に含ま
れる純金量にして金鑛業者其の鐵山の附屬
製鍊場に於て製鍊を爲す場合に在りては其
の製鍊に依る最終の製品たる金地金又は含
金物(他の鐵山より産出したる鑛石を買入
れ又は受入れ之を製鍊したるものを除く)
の中に含まれる純金量に依り、金鑛業者其
の鐵山より産出したる鑛石を賣渡し又は他
の製鍊場に送致する場合に在りては其の
賣渡し又は送致したる鑛石の中に含まれる純
金量に依り鐵山毎に算出したる數量を謂ふ

第二條 金鑛業者は毎年其の鐵山の左に掲ぐ
る期間に於ける産金量の基準産金量に比し
増加したる數量(以下産金増加量と稱す)
又は減少したる數量(以下産金減少量と稱
す)を商工大臣に届出づべし但し當該期間
に於ける産金量五百瓦に満たざる者は此の
限に在らず

一 一月一日より六月三十日に至る期間
(以下上期と稱す)

二 七月一日より十二月三十一日に至る期
間(以下下期と稱す)

前項の基準産金量とは左に掲ぐる數量を謂
ふ

鑛業關係

一 昭和十三年下期引續き産金量ありたる鑛山の毎年上期に於ける産金量に對する基準産金量に在りては其の昭和十三年上期に於ける産金量

二 昭和十三年下期引續き産金量ありたる鑛山の毎年下期に於ける産金量に對する基準産金量に在りては其の昭和十三年下期に於ける産金量

三 前各號に掲ぐる鑛山以外の鑛山の毎年上期又は下期に於ける産金量に對する基準産金量に在りては商工大臣の指定を受けたる數量

天災地變其の他特別の事由ありたるに因り鑛山の上期又は下期に於ける産金量著しく減少したるときは金鑛業者は前項各號の數量以外の數量を基準産金量として商工大臣の指定を受けることを得此の場合に於ては前項の規定に拘らず其の指定を受けたる數量を當該鑛山の當該期間に於ける基準産金量と看做す

第三條 前條第一項の規定に依り届出を爲さんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる産金増加届出書又は産金減少届出書を毎年上期のものに在りては八月三十一日迄に、下期のものに在りては翌年二月二十八日迄に商工大臣に提出すべし

一 鑛區所在地、鑛區番號及鑛山名

二 基準産金量

三 當該期間に於ける月別産金量及其の合計

四 當該期間に於ける産金増加量又は産金減少量及其の基準産金量に對する百分比

前條第一項第三號又は同條第三項の指定を受けたんとする者其の指定を受ける前に前項の届出書を提出せんとする場合に於ては前項第二號及第四號に於て基準産金量とあるは第四條第三號に掲ぐる數量とし前項第四號の産金増加量又は産金減少量の計算に付ては基準産金量は第四條第三號に掲ぐる數量とす

第一項の届出書を提出せんとする者は届出書に其の鑛山に於て當該期間に産出したる金地金若しは含金物を賣渡し又は其の鑛山に於て産出したる鑛石を當該期間に賣渡し若しは他の製鍊場に送致したることを證する書類を添附すべし

前項の書類を添附すること能はざるときは其の事由を記載したる書面を添附すべし

第四條 第一條第一項第三號又は同條第三項の指定を受けたんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる基準産金量指定申請書を商工大臣に提出すべし

一 鑛區所在地、鑛區番號及鑛山名

二 指定を受けることを必要とする事由

三 基準産金量として指定を受けんとする數量及其の算出方法

四 掘採、採取、選鑛又は製鍊に關する計畫の概要

五 最近一年間に於ける月別産金量

第五條 本則の規定に依り金鑛業者より商工大臣に提出する書類は其の鑛山の所在地を管轄する鑛山監督局長を経由すべし

附 則

本則は公布の日より之を施行す

第二條の規定に依り商工大臣に届出づべき昭和十四年下期の産金増加量又は産金減少量に付ては同條の下期は八月一日より十二月三十一日に至る期間とす

鐵鋼關係

製鐵事業法

(昭和十二年八月十二日 法律第六十八號)

第一條 本法は産業の發展及國防の整備を期する爲本邦に於ける製鐵事業の健全なる發達を圖ることを目的とす

第二條 本法に於て製鐵事業と稱するは銑鐵、鋼鐵、鋼材(鋼鋼品及鑄鋼品を含む)其の他の鐵鋼の製造及之に附隨する副生物の製造を爲す事業を謂ふ前項の副生物の種類は命令を以て之を定む

第三條 製鐵事業を營まんとする者は政府の許可を受くべし但し命令を以て定むる製鐵事業に付ては此の限に在らず本法に定むるものの外前項の許可に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第四條 前條の許可を受けたる者(製鐵事業者)は政府の指定する期間内に其

の事業を開始すべし

政府は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することを得

製鐵事業者前二項の期間内に其の事業を開始せざるときは前條の許可は其の效力を失ふ

第五條 製鐵事業者其の設備を増設し又は變更せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

第六條 一の場所に於て命令の定むる所に依り一年十萬瓩以上の製銑能力及一年十萬瓩以上の製鋼能力を有する設備を以て營む製鐵事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す

第七條 第三條の許可を受け命令の定むる所に依り政府の指定する期間内に前條に規定する設備を新設したる製鐵事業者には設備完成の年及其の翌年より十五年間其の設備を以て營む製鐵事業に付所得税及營業收益税を免除す

前項の製鐵事業者其の設備完成前其の設備の一部を以て製鐵事業を營む場合に於ても其の事業に付所得税及營業收益税を免除す但し前項の規定に依る期

間内に設備を完成せざるときは此の限に在らず

前二項の製鐵事業より生ずる所得又は純益が法人に在りては各事業年度、個人に在りては各年の資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超ゆるときは其の超過額に相當する所得又は純益に付ては前二項の規定を適用せず但し所得税法第十九條又は營業收益税法第八條の規定の適用を妨げず

前項の資本金額の計算方法は勅令を以て之を定む

第八條 第六條の規定に該當せざる設備を有する製鐵事業者其の設備に付第五條の増設の許可を受け命令の定むる所に依り政府の指定する期間内に第六條の規定に該當するに至るべき設備を増設したるときは其の増設したる設備を以て營む製鐵事業に付前條の規定を準用す

第六條 規定する設備を以て營む製鐵事業者第五條の増設の許可を受け命令の定むる所に依り政府の指定する期間内に其の場所に於て製銑又は製鋼の設備を増設したるとき亦前項に同じ

第九條 第三條の許可又は第五條の増設の許可を受け命令の定むる所に依り政府の指定する期間内に一の場所に於て一年五千二百五十瓩以上の製鋼能力を有する設備を新設したる製鋼品又は鑄鋼品の製造事業者には第七條の規定を準用す

第三條の許可又は第五條の増設の許可を受け命令の定むる所に依り政府の指定する期間内に一の場所に於て一年二千五百瓩以上の製銑能力又は製鋼能力を有する設備を新設し又は増設したる低燐銑鐵製造事業者、坩堝製鋼事業者及電氣製鐵事業者に付亦前項に同じ

第十條 第三條の許可又は第五條の増設の許可を受け命令の定むる所に依り政府の指定する期間内に砂鐵又は命令を以て定むる鐵鑄の製鍊を目的とする特殊の設備を新設し又は増設したる製鐵事業者には其の設備を以て替む製鐵事業に付第七條第一項及第二項の規定を準用す

第十一條 砂鐵又は前條の鐵鑄を配合して製銑を爲す製鐵事業者には配合の割合に應じ其の製鐵事業に付本法施行の日より十五年間命令の定むる所に依り

所得稅及營業收益稅を免除す

第十二條 北海道、府縣及市町村其他之に準ずべきものは本法に依り(第七條第三項但書の場合を含む)所得稅及營業收益稅を免除せられたる製鐵事業者には第七條第三項の規定に依り賦課せられたる所得稅及營業收益稅の附加稅を除くの外其の免除せられたる事業に對し又は其の免除せられたる事業に屬する資本金額、從業者、營業用の工作物若は物件、使用動力又は收入を標準として課稅することを得ず但し市町村其他之に準ずべきものにして特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず

前項の規定は前條の規定に依り所得稅及營業收益稅を免除せられたる事業には之を適用せず但し其の事業が第七條乃至第九條の規定に依り所得稅及營業收益稅の免除を受くることを得べきものなるときは此の限に在らず

第十三條 製鐵事業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認むべき事實ある者は前製鐵事業者が本法に依る所得稅及營業收益稅免除期間内に在るときは其の期間を承繼す

第十四條 帝國內に於て製造したる鋼材

が船舶の建造又は修繕に使用せられたる場合に於ては政府は命令の定むる所に依り其の鋼材の製造者に對し獎勵金を交付することを得

第十五條 詐欺の行爲を以て前條の獎勵金の交付を受けたる者に對しては其の金額を返還せしむ

前項の規定に依る返還金は國稅滯納處分の例に依り之を徵收することを得但し先取特權の順位は國稅に次ぐものとす

第十六條 第六條又は第十條に規定する製鐵事業の爲必要な器具、機械其他の材料を政府の認可を受け輸入するときは本法施行の日より十年間命令の定むる所に依り輸入稅を免除す

第十七條 製鐵事業者其の事業の全部又は一部を讓渡し、廢止し又は休止せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

製鐵事業者たる法人の合併又は解散の決議は命令の定むる所に依り政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十八條 製鐵事業者鐵鋼の生産、販賣

輸出、輸入、移出若は移入又は命令を以て定むる製鐵原料の購入に關し統制協定を爲したる場合に於ては命令の定むる所に依り之を政府に届出づべし之を變更し又は廢止したるとき亦同じ

第十九條 前條の統制協定を爲したる者の爲其の統制協定に基き共同販賣其他共同の目的を達するに必要な事業を行ふ者は命令の定むる事項を政府に届出づべし

第二十條 政府公益上必要ありと認むるときは製鐵事業者に對し鐵鋼の供給數量、販賣價格又は販賣條件の變更其他鐵鋼の需給の圓滑又は價格の公正を圖る爲必要な事項を命ずることを得

政府公益上必要ありと認むるときは製鐵事業者に對し其の設備の擴張若は改良又は作業方法の變更を命ずることを得

第二十一條 政府軍事上必要ありと認むるときは製鐵事業者に對し製鐵に關する特殊事項の研究又は特殊設備の施設命令を以て定むる製鐵原料の保持其他軍事上必要な事項を命ずることを得

第二十二條 政府は第二十條第二項又は

前條の規定に依り爲したる命令に因り生じたる損失に付勅令の定むる所に依り補償を爲すことを得

第二十三條 政府は製鐵事業者に對し其の業務の狀況に關し報告を爲さしめ其他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

政府監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして製鐵事業者の事務所、營業所、工場、倉庫其他の場所に臨檢し業務の狀況又は帳簿書類其他の物件を検査せしむることを得此の場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第二十四條 政府は第三條第一項但書の規定に依り許可を受くることを要せざる製鐵事業を營む者に對し命令の定むる所に依り其の設備の能力其他必要な事項を届出でしむることを得

第二十五條 政府第三條の規定に依る處分又は第二十條の規定に依る命令を爲さんとするときは製鐵事業委員會の議を經べし

製鐵事業委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第二十六條 製鐵事業者本法若は本法に

二 第二十三條第二項の規定に依る當

該官吏の臨檢検査を拒み、妨げ若は忌避し又は其の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者

第三十二條 當該官吏又は其の職に在りたる者本法に依る職務執行に關し知得したる個人又は法人の業務上の秘密を漏洩し又は竊用したるときは一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

第三十三條 營業者は其の代理人、戶主家族、雇人其他の従業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第三十四條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第三十五條 第十八條又は第十九條の規定に依る届出を怠り又は不正の届出を爲したる者は五百圓以下の過料に處す第二十四條の規定に依る届出を怠り又は不正の届出を爲したる者は百圓以下の過料に處す

第三十六條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第三十七條 製鐵業獎勵法は之を廢止す

第三十八條 本法施行の際現に第三條の規定に依り許可を受くべき製鐵事業を營む者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す

第三十九條 前條の製鐵事業者にして本法施行の際現に其の設備の増設又は變更の工事中に在るものは命令の定むる所に依り本法施行の日より之を第五條の許可を受けたる者と看做す

第四十條 第三條の規定に依り許可を受くべき製鐵事業を營む爲本法施行の際現に製鐵設備の建設工事中に在る者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す

第四十一條 第三十八條の製鐵事業者に

は不正の届出を爲したる者は百圓以下の過料に處す

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二項の過料に之を準用す

附 則 第三十六條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第三十七條 製鐵業獎勵法は之を廢止す

第三十八條 本法施行の際現に第三條の規定に依り許可を受くべき製鐵事業を營む者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す

第三十九條 前條の製鐵事業者にして本法施行の際現に其の設備の増設又は變更の工事中に在るものは命令の定むる所に依り本法施行の日より之を第五條の許可を受けたる者と看做す

第四十條 第三條の規定に依り許可を受くべき製鐵事業を營む爲本法施行の際現に製鐵設備の建設工事中に在る者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す

第四十一條 第三十八條の製鐵事業者に

して本法施行の際現に其の事業の全部又は一部を休止せるものは本法施行の日より六月間を限り第十七條第一項の規定に拘らず命令の定むる所に依り之を繼續することを得

第四十二條 本法施行の際現に製鐵業獎勵法に依り所得税、營業收益税及地方税の免除を受くることを得べき製鐵事業に付ては仍從前の例に依り所得税、營業收益税及地方税を免除す

本法施行の際現に製鐵業獎勵法第二條乃至第四條の規定に依る認可を申請中の者に對する所得税、營業收益税及地方税の免除に關しては仍從前の例に依る

前二項の規定の適用を受くる者第十一條の規定の適用を受くるに至りたる場合に於ては第十二條の規定に拘らず

二項の規定に依り地方税の免除を受く

第四十三條 本法施行の際現に第十七條に規定する設備を以て製鐵事業を營む者及同條に規定する設備の新設又は増設の工事中に在る者には本法施行の日より十五年間命令の定むる所に依り其の設備を以て營む製鐵事業に付所得税及營業收益税を免除す

の場所に於て一年五千二百五十噸に達せざる設備を以て營む鍛鋼品又は鑄鋼品の製造事業
二 製銑能力又は製鋼能力一の場所に於て一年二千五百噸に達せざる設備を以て營む電氣製鐵事業、坩堝製鋼事業及第一條第五號の銑鐵の製造事業
三 第一條各號に該當せざる製鐵事業
第四條 製鐵事業法第五條の規定に依り増設又は變更に付許可を受くべき設備は左に掲ぐるものとす
一 製銑(コークスの製造を含む)、製鋼、鋼材製造設備其他の鐵鋼の製造設備
二 副生物製造設備
製鐵事業者一の場所に於て一年十萬噸以上の製銑能力及一年十萬噸以上の製鋼能力に達すべき設備を増設する爲製鐵事業法第五條の許可を受けんとする場合に於ては其の設備は第二條各號の能力を有することを要す一の場所に於て一年十萬噸以上の製鋼能力及一年十萬噸以上の製銑能力を有する設備を以て營む製鐵事業者其の場所に於て製銑又は製鋼の設備を増設する爲製鐵事業

工場毎に左の事業別に之を爲すものとす
一 銑鐵、鋼鐵又は鋼材の製造事業
二 鍛鋼品又は鑄鋼品の製造事業
三 電氣製鐵事業
四 坩堝製鋼事業
五 鑄鐵の標準含有量一萬分の三以下の銑鐵の製造事業
六 砂鐵又は命令を以て定むる鐵鋼の製鍊を目的とする特殊の設備を以て營む製鐵事業

第二條 一の場所に於て製銑及製鋼の設備を以て營む製鐵事業に付製鐵事業法第三條の許可を受けんとする場合に於ては其の設備は一年十萬噸以上の製銑能力及一年十萬噸以上の製鋼能力を有し且各爐に付左に掲ぐる能力を有することを要す
一 製銑に在りては一日の製銑量三百噸以上
二 製鋼に在りては一回の製鋼量平爐に在りては五十噸以上、轉爐に在りては十噸以上

第三條 製鐵事業法第三條第一項但書の製鐵事業は左に掲ぐるものとす
一 製鋼設備を有せず又は製鋼能力一

第四十四條 製鐵業獎勵法に依りて爲したる認可、處分、手續其他の行爲は本法中之に相當する規定ある場合に於ては本法に依りて之を爲したるものと看做す

第四十五條 大正九年法律第十二號第七條の二中「製鐵業獎勵法に定むる能力」を「製鐵事業法に定むる能力」に改め「看做し」の下に「製鐵事業法第七條第三項の金額又は製鐵事業法第四十二條の規定に依り適用せらるる」を加ふ

製鐵事業法施行規則の件 (昭和十二年九月二十日) 勅令第五百六號

勅令第五百六號 製鐵事業法は昭和十二年九月二十二日より之を施行す

製鐵事業法施行令

(昭和十二年九月二十日) 勅令第五百七號

第一條 製鐵事業法第三條の許可は製鐵

法第五條の許可を受けんとする場合亦同じ

第五條 製鐵事業法第六條の設備は第二條各號の能力を有することを要す

第六條 製鐵事業法第九條第二項の規定に依り所得税及營業收益税の免除を受けることを得べき低燐銑鐵製造事業は第一條第五號の銑鐵の製造事業に限る

第七條 製鐵事業法第七條乃至第十條の期間は製鐵能力一年三萬五千瓩未満の場合に在りては二年以内、十萬瓩未満の場合に在りては三年以内、二十萬瓩未満の場合に在りては五年以内、二十萬瓩以上の場合に在りては七年以内に於て商工大臣之を定む

前項の期間は商工大臣災害其の他已むを得ざる事由ありと認むるときは三年を限り之を延長することを得

収益税の免除を受くる製鐵事業と其の他の事業を營む法人の資本金額は總資産價額に對する當該製鐵事業より生ずる所得又は純益の基本たる資産價額の割合を總資本金額に乘じ之を計算す

額は法人に在りては當該事業年度の月數、個人に在りては其の年の營業の期間の月數を資本金額に乘じ之を十二分したる金額に百分の十を乘じて之を計算す

第九條 前條の場合に於て所得税及營業

第十一條 製鐵事業法第七條第三項の資

前項の場合に於て所得税の免除を受くる製鐵事業より生ずる所得と其の他の所得とを有するときは之を區別したる

計算書を添附すべし

第十四條 營業收益税の免除を受けんとする者は營業收益税法第十一條又は第十二條の規定に依り純益金額を申告するときは製鐵事業法第七條又は第十一條の規定に依り計算したる免除を受くる純益及資本金額の明細書を添附し其の旨所轄稅務署に申請すべし

が加工して讓渡したるときは其の素材たる鋼材に付獎勵金を交付す

船舶の建造又は修繕に使用せられたるときは鋼材使用説明書及造船者又は船舶修繕者が受けたる管海官廳の竣工承認書を添附し獎勵金交付申請書を商工大臣に提出すべし

第十五條 製鐵事業法第十四條の獎勵金は左に掲ぐる鋼材にして本令施行後の製造に係り其の製造者又は其の製造者より之を讓受けたる者が鐵鋼船の建造又は修繕に使用したるものに付之を交付す但し國の工場に於て製造せられたる鋼材に付ては此の限に在らず

前項の届書には其の鋼材が海軍艦船以外の船舶の建造又は修繕に使用せらるる場合に於ては造船者又は船舶修繕者が商工大臣の定むる事項に付管海官廳の承認を受けたることを證する書面を添附すべし

一 鋼塊及鋼片(其の價額の一割五分以内)

一 鋼塊及鋼片(鍛造用のもの)

第一項の届書に記載したる事項に變更ありたるときは其の變更の事項に付造船者又は船舶修繕者が管海官廳の承認を受けたることを證する書面を添附し遅滞なく商工大臣に届出づべし

二 筒及管(其の價額の一割八分以内)

三 板

第十七條 第十五條の獎勵金の交付を受

五 關稅定率法別表輸入稅表第四六二號の二特殊鋼に該當するもの(其の價額の一割八分以内)

於ける其の鋼材と同種の鋼材の輸入の際に於ける到着價格を標準として商工大臣之を定む

第十九條 輸入税の免除を受けることを得べき器具、機械其の他の材料は商工大臣の定むる物品にして豫め商工大臣の認可を受け輸入するものに限る

第二十條 輸入税の免除を受けんとする者は輸入申告書に前條の認可を受けたることを證する書類を添附すべし
輸入申告は製鐵事業者の名を以てすることを要す

第二十一條 輸入税の免除を受けたる物品を製鐵事業法第十六條の規定に依り輸入税の免除を受けることを得べき他の用途に供せんとする場合に於ては商工大臣の認可を受け其の旨税關に申告することを要す

第二十二條 輸入税の免除を受けたる物品を輸入の日より三年以内に目的たる用途又は前條の規定に依る他の用途に供せざるときは其の輸入税を追徴す但し已むを得ざる事由に依り其の期間の延長に付商工大臣の認可を受け其の旨税關に申告したるときは此の限に在らず

第二十三條 商工大臣必要ありと認むるときは所得税及營業收益税の免除を受ける者に対し製鐵事業に關する書類又は製鐵原料若しは製品の試料の提出を命じ又は當該官吏をして製鐵事業に關する設備、帳簿其の他の物件の検査を爲さしむることを得輸入税の免除を受け又は受けんとする者に対し亦同じ

商工大臣必要ありと認むるときは獎勵金の交付を受け又は受けんとする者に対し前項の書類又は試料の提出を命じ當該官吏をして前項の検査を爲さしめ其の他必要なる命令又は處分を爲すことを得

第二十四條 收税官吏又は税關官吏必要ありと認むるときは前條第一項の検査を爲すことを得
第二十五條 第十六條乃至第十八條及第二十三條第二項中商工大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督とす

第二十六條 本令は製鐵事業法施行の日より之を施行す
第二十七條 製鐵業獎勵法施行令第十三條但書の規定に依り爲したる認可又は附則

申告は第二十一條の規定に依り之を爲したるものと看做す
製鐵事業法第四十四條の規定に依り同法第十六條の認可を受けたるものと看做されたるものの輸入税の追徴に付ては仍從前の例に依る

第二十八條 本令施行前の製造に係る第十五條の鋼材にして第十六條第一項に相當する使用又は引渡が本令施行前なるものに付ては仍從前の例に依り、本令施行後なるものに付ては本令の規定に準じ獎勵金を交付す

製鐵事業法施行規則

(昭和十二年九月二十一日) 商工省令第二十號

- 第一條 製鐵事業法第二條の副生物の種類は左に掲ぐるものとす
 - 鐵滓
 - 鐵滓煉瓦
 - 鐵滓瓦
 - 高爐セメント
 - 鐵滓ガラス
 - 精製瓦斯

二 硫化鐵鐵滓(紫鐵を含む)及砂鐵滓
三 クロムの有準含有量百分の一以上の鐵鐵

四 砂鐵又は前各號の鐵鐵を燒結したるもの

第六條 製鐵事業法第十一條の規定に依り所得税及營業收益税の免除を受けることを得べき製鐵事業は製鐵に付砂鐵又は前條の鐵鐵を重量百分の十以上の割合を以て配合するものに限る

第七條 前條の製鐵を爲さんとする製鐵事業者は豫め法人に在りては事業年度毎に、個人に在りては年毎に砂鐵又は第五條の鐵鐵の配合に關し左に掲ぐる事項を記載したる事業計畫書を商工大臣に提出すべし

一 設備の概要
二 配合重量及配合の割合
三 銑鐵及鋼材の製造方法
四 銑鐵及鋼材の製造及販賣の豫定數量

五 砂鐵又は第五條の鐵鐵の取得方法
第八條 製鐵事業法施行令第十六條第一項の届出を爲したる者其の届書に記載したる鋼材を引渡したるときは遲滞なく引取人と連署の上其の種類、數量、

タール

無水タール

輕油

中油

重油

ピッチ

アンモニア

アンモニア水

硫酸アンモニア

粗製ナフサリン

石炭酸

アンスラシン

ベンゾール

トルオール

キシロール

ソルベントフサ

トーマス燐肥

第二條 製鐵事業法第三條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 工場の名稱及位置
- 二 製造設備及主要附屬設備並に其の能力
- 三 製品の種類
- 四 工事の著手及完成の豫定時期

五 事業開始の豫定時期

六 製造方法

七 原料の取得方法

八 主要設備の設計の概要(設計圖を添附すべし)

九 工事費豫算

十 事業資金の總額及其の調達方法

十一 製造及販賣の豫定計畫

十二 事業收支目論見

十三 製鐵事業以外の事業を兼營する場合に於ては其の兼營事業の概要

前項の許可申請書には法人に在りては定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益の處分に關する書類を添附すべし

第三條 前條第一項の規定は製鐵事業法第五條の許可を受けんとする場合に之を準用す

第四條 製鐵事業法第三條又は第五條の許可を受けたる者其の設備を完成し又は其の事業を開始したるときは遲滞なく之を商工大臣に届出づべし

第五條 製鐵事業法第十條の鐵鐵は左に掲ぐるものとす

一 鐵の標準含有量百分の四十五以下の鐵鐵及之を選鐵したるもの

用途、製造時期、製造工場及引渡時期を商工大臣に届出づべし

第九條 製鐵事業法施行令第十六條第二項の管海官廳の承認を受くべき事項は左に掲ぐるものとす

甲 船舶建造の場合

一 造船者の商號又は氏名名稱及本店又は主たる事務所の所在地

二 工場名稱及位置

三 船舶の製造番號

四 船舶の建造に使用すべき鋼材にして獎勵金の交付を受くべきものの種類及數量

五 起工及竣工の年月日

乙 船舶修繕の場合

一 船舶修繕者の商號又は氏名名稱及本店又は主たる事務所の所在地

二 工場名稱及位置

三 特定の船舶の修繕の場合に在りては其の船舶の名稱、其の他の場合に在りては一年を超えざる一定の期間

四 前號の船舶修繕の爲使用すべき鋼材又は前號の期間内に船舶修繕の爲使用すべき鋼材にして獎勵金の交付を受くべきものの種類及數量

量

第十條 製鐵事業法施行令第十七條の鋼材使用説明書には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 鋼材の使用及使用工場名

二 船舶の建造の場合に在りては其の船舶の製造番號、船舶の修繕の場合に在りては其の船舶の名稱

三 使用鋼材の種類、數量、用途、製造時期及製造工場名

四 鋼材の製造者が鋼材を使用した場合に在りては鋼材使用の時期、其の他の場合に在りては鋼材引渡の時期

第十一條 製鐵事業法第十一條の規定に依る所得税及營業收益税の免除又は同法第十四條の獎勵金の交付を受け又は受けんとする者は原料及燃料の取得及消費製品の製造販賣又は引渡其の他作業の状況を明にすべき帳簿書類を其の工場に備へ置くべし

第十二條 製鐵事業法施行令第十九條の物品は左に掲ぐるものとす

- 一 磁選機並に燒結機、原料壓搾機及其の附屬装置
- 二 製鉄爐、熱風爐、コークス爐、混

鉄爐、製鋼爐、瓦斯發生爐、均熱爐及加熱爐の構成金物並に附屬機械(送風機を除く)

三 製鉄爐、熱風爐、コークス爐、混鉄爐及製鋼爐の耐火材料にして爐の構成金物と共に一組として輸入せらるるもの

四 鑄鉄機

五 瓦斯清淨装置(瓦斯除塵機を含む)及其の附屬機械

六 コークス爐副生物捕集装置及其の附屬機械、鑄滓煉瓦成型機並に高爐セメント包装装置

七 壓延用ローレル機(引拔機を含む)及其の附屬装置

八 壓延鋼材製造用の輸送テープル、鋸斷機、剪斷機、矯正機、卷束機、機械的冷却装置及鋼管ねじ切機

九 ローレル仕上機

十 鋼材鍛錬用の水壓機及其の附屬装置

十一 原料又は製品輸送用の起重機及連續的輸送装置

十二 材料強弱試験機

十三 砂鐵又は第五條の鐵鐵の製鍊装置並に其の附屬機械

二 譲渡人又は譲受人が會社なる場合に於ては譲渡に關する株主總會の決議録又は總社員の同意書の謄本、其の他の法人なる場合に於ては譲渡に關する社員總會の決議録の謄本

三 譲受人が製鐵事業者に非ざる法人なる場合に於ては第二條第二項に掲ぐる書類

四 譲受人が製鐵事業以外の事業を兼營する場合に於ては其の兼營事業の概要を記載したる書類

譲渡終了したるときは當事者連署の上遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第十七條 製鐵事業者其の事業の全部若しくは一部の廢止、全部の休止又は六月以上に亘る一部の休止を爲さんとすときは其の事由及休止の期間を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

製鐵事業者其の事業の一月以上六月未満の一部の休止を爲すときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

製鐵事業者前二項に依り休止したる事業を再び開始したるとき遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第十八條 第十六條の規定は製鐵事業者たる法人合併の決議の認可を受けんと

十四 前各號に掲ぐる機械の部分品(ローレルを除く)並に其の機械と共に一組として輸入せらるる附屬品、附屬原動機及其の原動機の附屬装置

第十三條 製鐵事業法第十六條の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし

一 輸入せんとする物品の品名、能力性質、數量及價額

二 輸入せんとする物品の用途及之を使用すべき工場其の他の設備の説明

三 輸入を必要とする事由

四 製造者及輸出者名

五 輸入豫定の時期及港

第十四條 製鐵事業法施行令第二十一條の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

一 用途を變更せんとする物品の品名數量及用途

二 變更せんとする用途及當該物品を使用すべき工場其の他の説明

三 用途の變更を必要とする事由

四 輸入の年月日及港

第十五條 輸入税の免除を受たる物品を目的たる用途に供したるときは遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる届書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

一 輸入したる物品の品名、數量及用途

二 使用工場名

三 用途に供したる年月日

四 輸入の年月日及港

輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供せざるに至りたるときは遅滞なく其の事由並に前項第一號及第四號に掲ぐる事項を記載したる届書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

第十六條 製鐵事業の譲渡の許可を受けんとする者は許可申請書に左に掲ぐる事項を記載し當事者連署の上之を商工大臣に提出すべし

一 譲渡すべき事業の範圍

二 譲渡の價格及時期

三 譲渡を必要とする事由

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 譲渡契約を證する書類

する場合に之を準用す

第十九條 製鐵事業者たる法人解散の決議の認可を受けんとするときは解散を必要とする事由を記載したる認可申請書に會社に在りては解散に關する株主總會の決議録又は總社員の同意書の謄本を、其の他の法人に在りては解散に關する社員總會の決議録の謄本を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十條 製鐵事業法第十八條の製鐵原料は鐵礦、砂鐵、屑鐵及石炭とす

第二十一條 製鐵事業法第十八條の規定に依り届出づべき統制協定は左に掲ぐるもの(第三號乃至第八號の協定には輸出又は移出に關するものを含む)とす

- 一 生産制限に關する協定
- 二 生産分野に關する協定
- 三 註文割當に關する協定
- 四 販賣價格其の他之に影響を及ぼすべき取引條件に關する協定
- 五 販路に關する協定
- 六 取引先の制限に關する協定
- 七 販賣數量に關する協定
- 八 共同販賣に關する協定
- 九 共同輸入又は共同移入に關する協定

十 前條の製鐵原料の共同購入に關する協定

第二十二條 製鐵事業法第十八條の届出を爲す場合に於ては協定事項及統制の組織を記載したる書類を商工大臣に提出すべし

第二十三條 製鐵事業法第十八條の届出は統制協定成立の日又は其の變更若しは廢止の日より三週間以内之を爲すべし

第二十四條 製鐵事業法第十九條の規定に該當する者は左に掲ぐる書類を商工大臣に提出すべし

- 一 商號又は氏名名稱及主たる營業所の位置を記載したる書類
- 二 法人に在りては定款及登録簿の謄本
- 三 當該統制協定の加盟者の商號又は氏名名稱を記載したる書類
- 四 販賣、輸出、輸入、移出又は移入の數量又は價格、製造又は販賣の數量の割當、第二十條の製鐵原料の購入の數量又は價格其の他共同の目的を達するに必要なる事業上の重要事項に關する決定を記載したる書類

五 法人に在りては財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益の處分に關する書類

前項第一號乃至第三號の書類は事業開始の日より三週間以内に、第四號の書類は當該事項に關する決定を爲したる日より三週間以内に、第五號の書類は毎事業年度經過後遲滞なく之を提出すべし

第一項第三號の書類に記載したる事項に變更ありたるときは變更ありたる日より三週間以内に之を商工大臣に届出づべし其の事業を休止し又は廢止したるとき亦同じ

第一項第四號の決定を變更し又は廢止したるときは變更し又は廢止したる日より三週間以内に之を商工大臣に届出づべし

第二十五條 製鐵事業者は毎年二月末日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前年の事業年報を商工大臣に提出すべし

- 一 從業者數(職員及勞働者別に記載すべし)
- 二 製造及販賣の數量
- 三 設備の概要
- (一) 敷地面積

附 則

第三十條 本則は製鐵事業法施行の日より之を施行す

第三十一條 本則施行前製鐵業獎勵法施行規則第二條、第十二條又は第十三條の規定に依り爲したる認可の申請は第二條、第三條、第十三條又は第十四條の規定に依り之を爲したるものと看做す

本則施行前製鐵業獎勵法施行規則第十條各號に掲ぐる物品にして其の輸入に付契約を締結したるものは第十二條各號に掲ぐる物品に該當せざるものと雖も製鐵事業法施行令第十九條の物品とす

第三十二條 第二十三條に規定する第二十二條の書類の提出期間は第二十二條の規定に該當する統制協定にして本則施行の際現に存するものに在りては本則施行の日より三週間とす

第二十四條第二項に規定する同條第一項第一號乃至第四號の書類の提出期間は本則施行の際現に製鐵事業法第十九條の規定に該當する者に在りては本則施行の日より三週間とす

第三十三條 本則施行の際現に製鐵事業

(一)工場建物の棟數及建坪

(二)鉄鐵、鋼鐵、鋼材其の他の鐵鋼の製造の設備及能力

(三)其の他主要設備

四 作業の概況(主要設備毎に記載すべし)

(一) 操業開始の年月日

(二) 操業日數

(三) 勞働者數

(四) 製造數量

(五) 主要原料及燃料の消費數量(生産地別に記載すべし)

製鐵事業者所得税及營業收益税の免除を受けることを得べき製鐵事業と其の他の製鐵事業とを營む場合に於ては前項第三號に掲ぐる事項に付ては其の區別を明にすべし

第二十六條 製鐵事業者は法人に在りては毎事業年度經過後遲滞なく財産目録貸借對照表、損益計算書及利益の處分に關する書類を添附し製鐵事業に關する當該事業年度の收支決算並に當該事業年度末の事業資本の總額及其の内譯を記載したる書類を、個人に在りては毎年二月末日迄に製鐵事業に關する前年の收支決算並に前年末の事業資本の

總額及其の内譯を記載したる書類を商工大臣に提出すべし

製鐵事業者所得税及營業收益税の免除を受けることを得べき製鐵事業と其の他の製鐵事業とを營む場合に於ては前項の收支決算並に事業資本の總額及其の内譯に付ては其の區別を明にすべし

第二十七條 製鐵事業法施行令第三條の製鐵事業を營む者は毎年二月末日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前年の事業年報を商工大臣に提出すべし

一 主要設備の概要

二 製造及販賣の數量

三 主要原料及燃料の消費數量

第二十八條 製鐵事業者(製鐵事業法第十九條の規定に該當する者を含む)は左の場合に於ては遲滞なく之を商工大臣に届出づべし

一 商號、氏名名稱又は主たる事務所若し營業所を變更したるとき

二 法人に在りては其の定款を變更したるとき

三 法人に在りては其の役員に變更ありたるるとき

第二十九條 製鐵事業法第二十三條第二項の證票は別記様式に依る

法第三條の規定に依り許可を受くべき製鐵事業を営む者は本則施行後三月以内に第二條第一項第一號乃至第三號、第六號、第七號、第十號及第十三號に掲ぐる事項を記載したる書類に法人に在りては定款、財産目録、貸借対照表及損益計算書を添附し之を商工大臣に提出すべし

第三十四條 製鐵事業法第三條の規定に依り許可を受くべき製鐵事業を営む者本則施行の際現に製鐵設備の建設工事中に在る者は本則施行後三月以内に第二條第一項各號に掲ぐる事項を記載したる書類に法人に在りては定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借対照表及損益計算書を添附し之を商工大臣に提出すべし

前項の規定は前條の規定に該當する者にして本則施行の際現に其の設備の増設又は變更の工事中に在るものに之を準用す

第三十五條 第三十三條又は前條の規定に依る書類の提出を怠りたる者に付ては製鐵事業法第三十八條乃至第四十條の規定に依る許可は其の效力を失ふ(様式略)

鐵鋼工作物築造許可規則

昭和十二年十月十一日 商工省令第二十四號 改正 昭和十三年 商工省令第五十七號

第一條 鐵筋「コンクリート」造、鐵骨を有する鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又は鐵造の工作物(建築物を含む以下同じ)を築造せんとする者は地方長官の許可を受くべし但し商工大臣の指定する工作物の築造に付ては此の限に在らず

前項但書の規定に依り商工大臣の指定する工作物以外の工作物に薄鋼板(金屬を鍍したるものを含む以下同じ)を使用せんとする者は地方長官の許可を受くべし但し庇、樋、換氣筒、煙突、雨押、木口隠又は炊事場、流湯若は風呂場の羽目張若は床張に付ては此の限に在らず

- 三 築造を必要とする事由
 - 四 構造の種類
 - 五 設計及工事計畫の概要
 - 六 建築物なるときは其の高さ、階數及各階の面積
 - 七 構造用として使用する鐵鋼の種類及數量又は薄鋼板の使用數量
 - 八 工事著手及竣工の豫定時間
 - 九 請負人あるときは請負人の氏名名稱
- 第三條 前條第一號、第二號、第四號、第六號及第七號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し地方長官の許可を受くべし
- 第四條 地方長官は第一條の許可を爲す場合に於て構造用として使用する鐵鋼の數量又は薄鋼板の使用數量の制限を爲すことを得
- 第五條 第一條の許可を受けたる者は工事竣工したるときは遲滞なく之を地方長官に届出ずべし
- 第六條 第一條第一項但書の規定に依り商工大臣の指定する工作物を築造したる者(當該工作物の承繼人を含む)其の用途を其の竣工後一年以内に同條同項の許可を要する工作物の用途に變更せ

んとするときは其の事由を具し地方長官の許可を受くべし同條の許可を受け工作物を築造したる者(當該工作物の承繼人を含む)其の用途を其の竣工後一年以内に同條の許可を要する他の工作物の用途に變更せんとするときは亦同じ

第七條 第一項但書の規定に依り商工大臣の指定する工作物を築造せんとする者は工事の著手前第二條各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づべし

附則

(昭和十二年商工省令第二十四號)

本則は昭和十二年十月二十日より之を施行す

本則施行の際現に工事中の工作物にして既に基礎工事を終了したるものには本則を適用せず但し本則施行の日より二週間以内に當該工作物に付第二條各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づることを要す本則施行の際現に工事中の第一條の許可を受くべき工作物にして前項の規定に該當せざるものに付ては本則施行後二週間以内に第二條の許可申請書に本則施行の際に於ける工事進捗の程度を記載したる

書類を添附し之を地方長官に提出すべし 本令は昭和十三年七月十五日より之を施行す

附則

本令施行の際現に工事中の工作物は第一條の許可を受けたるものと看做す但し本令施行の日より二週間以内に當該工作物に付第二條各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づることを要す

第六條の規定は従前の第一條但書の規定に依り商工大臣の指定したる工作物を築造したる者(當該工作物の承繼人を含む)が其の用途を其の竣工後一年以内に第一條の許可を要する他の工作物の用途に變更せんとする場合に之を準用す

鐵鋼工作物築造許可規則

第一條第一項但書の規定

に依り許可を要せざる工作物の種類に關する件

(昭和十三年七月十一日 商工省告示第八十七條)

鐵鋼工作物築造許可規則第一條第一項但

- 一 探鍊業並に金屬製鍊業及製鐵業(普通鋼材製造業にして製鋼又は壓延の設備のみを營むものを除く)
- 二 輕合金又は可鍛鐵鑄物の製造業
- 三 工作機械器具(製材及木工機械を除く)又は同部分品若は同附屬品の製造業
- 四 兵器又は同部分品若は同附屬品の製造業
- 五 人造石油(頁岩油を含む)又は代用液體燃料の製造業及石油精製業
- 六 石油輸入業

鋼製品の製造制限に關する件

(昭和十三年七月八日 商工省令第四十九號)

商工大臣の指定する物品又は其の部分品

鐵鋼關係

は鋼材(屑鋼を含む)を以て之を製造することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず
前項但書の許可を受けんとする者當該物品又は部分品に關する工業組合又は工業組合聯合會の組合員又は所屬者なる場合に於ては當該工業組合又は工業組合聯合會を経由して許可申請書を提出すべし
附 則
本令は昭和十三年八月十五日より之を施行す

鋼製品の製造制限に關する件に依り物品指定に關する件

(昭和十三年七月八日) (商工省告示第百八十號)
鋼製品の製造制限に關する件に依り左の通物品を指定す
文鎖
本立(ブツクエンドを含む)
鉛筆削
ペーパーナイフ

- 貯金箱
- バンド用金具
- 靴篋
- 煙草セット
- シガレットケース
- ライター
- 灰皿
- 鏡
- コンパクト
- 石鹼箱
- 化粧箱
- 繪具箱
- 墨汁罐
- 食卓用ナイフ
- フォーク
- スプーン
- 茶卓
- 盆
- 皿
- 菓子器
- 菓子罐
- 魔法壺
- 天火
- 布帛掛
- 置物
- 置時計

- 花器
- 火鉢
- 椅子
- 机
- 卓子
- 棚
- 戸棚(ロッカーを含む)
- 帽子掛
- 掃除器
- 塵取
- 如露
- 盥
- 備付用手洗器
- 湯タンポ
- 家庭用電熱器
- シヤンデリヤ
- 電氣スタンド
- ランプシェード
- 鳥籠
- 衣裳入箱
- 紙屑箱
- 傘立
- 自轉車立
- 履物裏金
- 泥拭器
- 痰壺

- 塀
- 扉
- 門
- 格子
- 風窓
- 窓枠分銅
- シヤッター用器
- 柵
- 手摺
- 欄干
- 交通標識
- 電柱
- 街頭照明柱(鐵芯を含むセメントポールを除く)
- 電燈支柱用腕木
- 郵便受箱
- 陳列器具
- 看板
- ネームプレート
- 廣告塔
- ネオンサイン用具
- 玩具
- 子供用乗物
- スケート用具
- 投擲用砲丸、鐵鎗、圓盤及槍
- 劍道用面

鐵鋼關係

- 野球用マスク
- 鐵壘鈴
- 競漕短艇用クラッチ
- 競技用障害物
- 庭球用ネット
- 運動靴用スパイク
- ゴルフ用具
- 登山用ピッケル
- メガホン
- 獵銃
- 空氣銃
- 樂器
- 樂譜臺及タクト
- 蓄音器及蓄音機用針
- 幻燈機
- 活動寫眞機
- 演藝用照明機械器具
- 金網(ラス及工鐵業用のものを除く)
- 籠類
- ガス器具(營業用醫療用のものを除く)
- 金庫(手提金庫を含む)
- 扇風機(工鐵業用のものを除く)
- ストーブ
- 冷蔵庫(醫療用のものを除く)
- 卓上呼鈴
- 金錢登錄機

- ファイル
- 名刺刺及傳票刺
- パンチ
- ホチキス
- 自働番號機
- エレベーター(工鐵業用のものを除く)
- 紡織、染色又は整理用機械器具(針布製造用機械器具を除く)
- 窯業用機械器具(硝子又は耐火煉瓦製造用機械器具を除く)
- 印刷又は製本用機械器具
- 理容用機械器具(バリカン及剃刃を除く)
- 左に掲ぐる物品又は其の部分品を製造する専用機械器具
- 鐵釘(蹄釘を除く)
- 金網
- 菓子
- 清涼又は致醉飲料
- 香水
- 石鹼
- 蓄音機用レコード
- セルロイド及同製品
- 紙及同製品(ペライタペーパー等特殊の紙を除く)
- 刷毛及刷子

綿又麻製の綱、繩及綱
帽子
燗寸
金屬箔
萬年筆
鉛筆及クレヨン

銑鐵鑄物の製造制限に關する件

昭和十三年四月二十五日
商工省令第十九號
改正昭和十三年
商工省令第三十四號

商工大臣の指定する物品又は其の部分品は銑鐵を以て之を鑄造することを得ず但し特別の事業に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず前項但書の許可を受けんとする者當該物品又は部分品に關する工業組合又は工業組合聯合會の組合員又は所屬の工業者なる場合に於ては當該工業組合聯合會を経由して許可申請書を提出すべし

附則

昭和十三年商工省令第十九號

電柱
電燈支柱用腕木
欄干
門柱
扉
交通標識
街路樹保護板
溝蓋
紙屑箱

銑鐵鑄物の製造制限に關する件に依る物品指定に關する件

昭和十三年六月二十九日
商工省告示第六十五號

銑鐵鑄物の製造制限に關する件に依り左の通物品を指定し昭和十三年七月十五日より之を施行す
本立(ブックエンドを含む)
シャンデリヤ

卓子
機
裏蓋

鐵鋼關係

本令は昭和十三年五月十五日より之を施行す

附則

本令は昭和十三年七月一日より之を施行す

銑鐵鑄物の製造制限に關する件に依り物品指定に關する件

昭和十三年四月二十五日
商工省告示第二十號

銑鐵鑄物の製造制限に關する件に依り左の通物品を指定す

文鏡
鉛筆削
インク壺
ホチキス
貯金箱
火鉢
茶道用風呂釜
天水鉢
扇風機(工鐵業用のものを除く)
鏡臺
煙草セット

瓦
灰皿
持送り
花器
看板
水盤
風窓
燈籠
窓枠分銅
火消壺
椅子
玩具
金庫(手提金庫を含む)
鉢
帽子掛
柱掛
掃除器
額縁
手摺
茶卓
格子
菓子皿
陳列臺
置物
街頭照明柱
電氣スタンド

シャフター用器

郵便受箱
ラヂエーター
ガスストーブ
電氣ストーブ
鐵瓶
五徳
卓上呼鈴
名刺刺及傳票刺
紡織、染色又は整理用機械器具(針布製造用機械器具を除く)
窯業用機械器具(硝子又は耐火煉瓦製造用機械器具を除く)
印刷又は製本用機械器具
理容用機械器具(バリカンを除く)
左に掲ぐる物品又は其の部分品を製造する専用機械器具
鐵釘(蹄釘を除く)
金網
菓子
清涼又は致酔飲料
香水
石鹼
蓄音器用レコード
セルロイド及同製品
紙及同製品(ペライターペーパー等特殊

の紙を除く)

刷毛及刷子
綿又は麻製の綱、繩及綱
帽子
燗寸
金屬箔
萬年筆
鉛筆及クレヨン

鐵鋼配給統制規則

昭和十三年六月二十日
商工省令第三十三號

第一條 本則に於て鐵鋼とは普通銑鐵(鑄鐵管を含む)及普通壓延鋼材を謂ふ
第二條 鐵鋼の製造業者又は販賣業者(シャリング業者を含む以下同じ)は官廳、公共團體又は商工大臣の指定したる團體(以下統制團體と稱す)に於て發行する鐵鋼割當證明書と引換ふるに非ざれば鐵鋼を使用する者に對し鐵鋼を販賣することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず
一 左の各號の一に該當する鐵鋼を販賣するとき

イ 御料品

- ロ 官廳に於て購入するもの
- ハ 公共團體に於て購入するもの
- 二 製鐵用原料又は材料として製鐵事業者に鐵鋼を販賣するとき
- 三 天災事變其他己むを得ざる事由ありたるに因り鐵鋼割當證明書に依ることを得ざる時

第三條 造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負業、瓦斯事業、水道事業、石油業、鑛業、製鐵事業、機械器具製造事業其他鐵鋼を使用する事業を營む其の事業の用に供する製鐵を購入せんとするときは當該事業の主務官廳、地方長官又は統制團體より鐵鋼割當證明書の交付を受くべし但し軍用の工作物(建築物を含む以下同じ)の築造用鐵鋼又は軍需品製造工場にして陸軍大臣若は海軍大臣の認定を受けたるものの軍需品製造用鐵鋼の購入に付ては此の限に在らず

官廳又は公共團體の工作物の築造を請負ひたる者又は軍需品製造の註文を受けたる者は前項の鐵鋼割當證明書の外當該官廳又は公共團體より鐵鋼割當證明書の交付を受くべし

第四條 前條第一項の規定に依り鐵鋼割當證明書の交付を受けたる者當該鐵鋼を使用する工作物の築造又は當該鐵鋼を原料若は材料とする製品の製造若は加工を他人に請負はしめたる場合に於て當該請負人鐵鋼を購入するときは其の者に當該鐵鋼割當證明書を交付すべし

前項の場合に於て註文者は請負契約の要旨を記載したる書面及鐵鋼割當證明書の寫を自己の屬する統制團體及請負人の屬する統制團體に提出すべし

第五條 土木建築用の鐵鋼を購入せんとする築造主は第三條第一項の鐵鋼割當證明書の外土木建築請負業者の統制團體より鐵鋼割當證明書の交付を受くべし但し統制團體に屬する者(土木建築請負業者を除く)が自ら土木建築工事を執行する場合に於ては此の限に在らず

第六條 土木建築請負業者又は機械器具製造事業者第三條第二項又は第四條の規定に依り鐵鋼割當證明書の交付を受けたるときは第三條第一項の鐵鋼割當證明書に添附し之を鐵鋼の製造業者又は販賣業者に提出すべし

第七條 統制團體は商工大臣の定むる數量の限度内に於て鐵鋼割當證明書を發行することを要す公共團體は地方長官の定むる數量の限度内に於て鐵鋼を購入し又は鐵鋼割當證明書を發行することを要す

第八條 鐵鋼割當證明書と引換へ購入したる鐵鋼は之を他人に讓渡することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 鐵鋼の製造業者又は販賣業者其の引換へたる鐵鋼割當證明書を引換後遲滞なく商工大臣の指定したる者又は團體を経由し商工大臣に提出すべし

第十條 鐵鋼の販賣業者は左に掲ぐる事項を記載したる帳簿を備へ置くべし

- 一 購入したる鐵鋼の種類別數量及價格、約定及受入の年月日並に購入先の氏名名稱及住所
- 二 販賣したる鐵鋼の種類別用途別數量及價格、鐵鋼割當證明書の發行者約定及引渡の年月日、引渡地並に販賣先の氏名名稱及住所
- 三 毎月末に於ける鐵鋼の種類別在庫數量

第十一條 商工大臣又は地方長官必要ありと認むるときは當該官吏をして鐵鋼の販賣業者の帳簿其他の検査を爲さしむることを得

第十二條 鐵鋼の製造業者又は販賣業者は鐵鋼割當證明書と引換へ鐵鋼を販賣したるときは遲滞なく鐵鋼の販賣先、種類別數量及價格並に引渡の年月日を當該鐵鋼割當證明書を發行したる官廳公共團體又は統制團體に報告すべし

附則 本則は昭和十三年七月一日より之を施行す

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依る團體に関する件

(昭和十三年六月二十九日 商工省告示第百六十八號)

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の通團體を指定す

- 社団法人造船聯合會
- 阪神造船協議會
- 關門造船協議會
- 鐵道鐵鋼協議會

鐵鋼關係

社団法人電氣協會
日本土木建築請負業聯合會
社団法人帝國瓦斯協會

石油藥物統制協會
九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會

- 宇部鐵業組合鐵鋼協議會
- 社団法人北海道石炭鑛業會
- 常磐石炭鑛業會
- 福岡地方石炭配給統制協議會
- 鐵鋼材統制互助會協議會
- 仙鐵管内炭礦鐵鋼配給協議會
- 東京地方鐵山配給統制協議會
- 仙臺地方鐵山配給統制協議會
- 大阪地方鐵山配給統制協議會
- 福岡地方鐵山配給統制協議會
- 札幌地方鐵山配給統制協議會
- 日本鋼材聯合會
- 特殊鋼協議會
- 日本フェロ・アロイ協議會
- 機械工業鐵鋼配給會
- 保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會
- 青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 岩手縣金屬製品工業組合聯合會
- 宮城縣鐵工業組合聯合會

- 愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 保證責任高知縣鐵工工業組合聯合會
- 福岡縣機械工業組合聯合會
- 佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 川口鑄鐵工業組合
- 川口鑄鐵戶車工業組合
- 東京眼鏡工業組合
- 東京乾電池工業組合
- 東京瓦斯機械器具工業組合
- 東京メッキバケツ工業組合
- 東京機械鉛筆工業組合
- 名古屋輸出樂器玩具工業組合
- 日本時計工業組合
- 日本洋傘骨製造工業組合
- 日本針金綜統工業組合
- 日本フラスナー工業組合
- 關西金屬戶車工業組合
- 關西纖維機械工業組合
- 日本リードワイヤー工業組合
- 東部ドラム鐵工業組合
- 日本鋼ペン先工業組合
- 日本放熱器工業組合
- 日本度量衡器計器工業組合聯合會

鐵鋼關係

日本鉄鋼器工業組合聯合會
日本亞鉛鐵板工業組合聯合會
日本自轉車工業組合聯合會
日本鑄物工業組合聯合會
滋賀縣鐵工機械工業組合聯合會
石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り團體指定に關する件

(昭和十三年七月四日)
商工省告示第七十六號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
日本鑄鐵調車工業組合
東京府鐵鋼製品工業組合聯合會
群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會
和歌山縣鐵工工業組合聯合會
兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會

日本電氣架線金物工業組合聯合會
日本木造船工業組合聯合會
日本サツシニ製造工業組合聯合會
日本鑄造機械工業組合

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り團體指定に關する件

(昭和十四年五月十日)
商工省告示第六十六號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
日本内務機工業組合聯合會
日本氣力製食品工業組合聯合會
全國電線工業組合聯合會

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り團體指定に關する件

(昭和十四年七月十一日)
商工省告示第五十一號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
日本纖維機械工業組合聯合會
日本船用鐵工業組合

鐵鋼關係

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り團體指定に關する件

(昭和十三年七月二十一日)
商工省告示第九十七號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
日本交通保安裝置工業組合
日本鑄鐵管工業組合
熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會
栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り團體指定に關する件

(昭和十三年七月三十日)
商工省告示第二百二十四號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
人造石油業物資配給協議會
日本管鐵工組聯合會

商工省告示第二百七十九號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
昭和十四年十月十六日
マグネシウム工業會
内地バルブ物資配給協議會
日本硫化曹達工業組合

鐵鋼配給統制規則第九條の規定に依り會社及團體指定に關する件

(昭和十三年六月二十九日)
商工省告示第六十九號

改正 昭和十三年商工省告示第百二十三號、第二百九十號
鐵鋼配給統制規則第九條の規定に依り左の團體及團體を指定す
一 鉄鐵(鑄の含有量一万分の三以下のものを除く)又は鑄鐵管に關する鐵鋼割當證明書に付ては日清鐵鋼販賣株式會社
一 壓延鋼材(鐵鋼配給統制規則別表に掲ぐるものを除く)に關する鐵鋼割當證明書に付ては日本鋼材聯合會

日本鋸及工業組合
大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會
宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
沖繩縣鐵工業組合
鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り團體指定に關する件
(昭和十三年八月十八日)
商工省告示第二百四十四號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
日本電解曹達工業組合
日本アムモニア法曹達工業組合
鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り團體指定に關する件
(昭和十四年二月十七日)
商工省告示第三十號

鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り左の團體を指定す
石灰窒素肥料製造業組合
電氣通信機器工業組合
日本鋸釘工業組合聯合會
日本鑄山ボール工業組合

鐵鋼工作物築造許可規則第一條第一項但書の規定に依り許可を要せざる工作物の種類に關する件

(昭和十四年五月八日)
商工省告示第四十四號

鐵鋼工作物築造許可規則第一條第一項但書の規定に依り許可を要せざる工作物の種類左の通指定し昭和十三年七月商工省告示第八十七號は之を廢止す
本告示は昭和十四年五月十五日より之を施行す
左に掲ぐる事業の用に供する製鍊場、機械選鑛場、高さ十八米若は軒高十三米を超過し又は能力五馬力以上の天井走行起重機を支持する工場(作業場に限る)、鐵塔、索道、起重機タンク及貯藏庫(銃砲火藥類取締法に依る火藥類、原油、原油の分溜製品若は其の残渣又は其の分解製品、天然ガスの分離製品にして常溫に於て液狀を爲すもの、タール類の分溜油、シエール油又は人造石油の貯藏庫に限る)
一 採鑛業並に金屬製鍊及製鐵業(製鐵事業法施行令第三條に掲ぐるもの及普通鋼材製

鐵鋼關係

造業にして製鋼又は歴延の設備のみを以て營むものを除く

- 二 輕合金の製造業
- 三 工作機械器具(製材及木工機械を除く)又は同部分品若は同附屬品の製造業
- 四 兵器又は同部分品若は同附屬品の製造業
- 五 石油精製業及人造石油(シエール油を含む)又は代用液體燃料の製造業
- 六 石油輸入業

物品販賣價格取締規則第一條の規定に依り故又は屑の鐵の販賣價格指定に關する件

(昭和十四年五月十二日
商工省告示第九號)

物品販賣價格取締規則第一條の規定に依り故又は屑の鐵の販賣價格左の通指定し昭和十三年九月商工省告示第一百六十一號は之を廢止す
本告示は昭和十四年六月一日より之を施行す
第一 故又は屑の鐵を原料又は材料として使用する者に販賣する價格(以下最終販賣價格と稱す)

一 故又は屑の鋼(別表に掲ぐるものを除く以下同じ)	一 噸 九十七円	ハ 鋼ダライ粉	一 噸 七十七円
甲 燐解用	一 噸 百十円	ニ 普通品	一 噸 九十四円
イ 特級品	一 噸 百十円	平爐用	一 噸 九十七円
ロ 珪素鋼板の故又は屑	一 噸 百十円	其他	一 噸 九十七円
ハ 鋼ダライ粉	一 噸 百七円	乙 化學反應用	一 噸 九十七円
ニ 普通品	一 噸 八十五円	丙 伸鐵用(抜物用及押物用を含む以下同じ)	一 噸 百二十円
平爐用	一 噸 百円	一 故又は屑の鉄	
其他	一 噸 百三円	甲 燐解用	一 噸 百二十円
乙 化學反應用	一 噸 百三円	イ 鉄ダライ粉	一 噸 七十七円
丙 伸鐵用(抜物用及押物用を含む以下同じ)	一 噸 百三円	ロ 其他	一 噸 百五円
一 故又は屑の鉄(鑄物を含む以下同じ)	一 噸 百三十円	乙 化學反應用	一 噸 八十七円
甲 燐解用	一 噸 百三十円	(備考)	
イ 鉄ダライ粉	一 噸 八十五円	一 特級品は切斷屑、ポンチ屑、打拔屑、リベットの故若は屑、レールの故若は屑又は鑄造品の故若は屑とす但し第一の一の甲のイの特級品は鐵屑配給統制規則第一條の統制會社(以下統制會社と稱す)の指定したる集荷所に於て引渡すものに限る	
ロ 其他	一 噸 百十五円	二 普通品は特級品、珪素鋼板の故又は屑及鋼ダライ粉以外の燐解用の故又は屑の鋼とす	
乙 化學反應用	一 噸 九十七円	三 化學反應用及伸鐵用の故又は屑の鐵には錫を鍍したる鋼板の故又は屑を含まず	

四 第一の一の甲のイの特級品の最終販賣價格は統制會社の指定したる集荷所渡の價格とす特級品以外の故又は屑の鐵の最終販賣價格は故又は屑の鐵を原料又は材料として使用する者の工場又は買入所に最も近接する河岸著岸乗渡又は驛著貨車乗渡(船又は鐵道以外の場合)に在りてて持込乗渡)の價格とす但し一回の引渡數量三噸未満の場合に在りては統制會社の集荷所又は鐵屑配給統制規則第一條の指定販賣業者の營業所の價格とす

- 五 中間販賣價格は鐵屑配給統制規則第一條の指定販賣業者の營業所又は買入所持込渡の價格とす
- 六 最終販賣價格には故又は屑の鐵を原料又は材料として使用する者の要求に依り特に荷造を爲したる場合に於ける荷造費を含みます

別表

- 左の各號の一に該當するの鋼故又は屑
- 一 ニッケルの含有量千分の十以上の鋼
- 二 モリブデンの含有量千分の二以上の鋼
- 三 クロムの含有量千分の百以上の鋼
- 四 マンガンの含有量千分の百以上の鋼
- 五 タングステンの含有量千分の十以上の鋼

鐵鋼關係

鋼

鐵屑配給統制規則

六 コバルトの含有量千分の二十以上の鋼

(昭和十三年一月二十一日)
商工省令第九十七號
(改正昭和十四年五月五日)
商工省令第二十號

- 第一條 本則に於て鐵屑とは本邦内に於て發生したる鋼又は鉄の屑又は故を言ふ
- 第二條 鐵屑を業務用の原料又は材料として使用するものは商工大臣の指定したるもの(以下統制會社と稱す)はその指定したる販賣業者(以下指定販賣業と稱す)以外のものより鐵屑を買受け又は受託加工その他何等の名義をもつてするを問はず自己の所有に屬せざる鐵屑を受入れることを得ず、但し左の各號の一に該當する鋼(以下特殊鋼と稱す)を業務用の材料として、使用する者は、其の業務用の材料として使用する特殊鋼の屑又は故を統制會社及び其の指定したる蒐集業者以外の者に讓渡(昭和十四年五月三十一日以前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)し又は鐵屑を業務用の原料若は材料として使用する者に委託加工其他何等の名義を以てするを問はず

之を引渡すことを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

- 一 ニッケルの含有量千分の十以上の鋼
 - 二 モリブデンの含有量千分の二以上の鋼
 - 三 クロムの含有量千分の百以上の鋼
 - 四 マンガンの含有量千分の百以上の鋼
 - 五 タングステンの含有量千分の十以上の鋼
 - 六 コバルトの含有量千分の二十以上の鋼
- 前項の蒐集業者は前項の屑又は故を統制會社以外の者に讓渡することを得ず
- 第三條 統制會社及び指定販賣業者以外の鐵屑の蒐集業者又は販賣業者は第一條但書の場合を除くほか鐵屑を業務用の原料又は材料として使用するものに對し鐵屑を販賣(本則施行前になしたる契約による引渡を含む以下同)することを得ず
- 第四條 鐵屑の販賣業者は販賣の目的を以て買受けたる鐵屑を販賣以外の用途に供することを得ず
- 第五條 商工大臣特に必要ありと認むるときはその販賣價格を期限を定め鐵屑を所有するものに對してこれを統制會社に販賣すべきことを命ずることあるべし

第六條 統制會社又は指定販賣業者商工大臣
 地方長官又は商工大臣の指定したるもの若
 は團體において發行する鐵屑の割當證明書
 を附するものならざれば鐵屑を業務用の
 原料又は材料として使用するものに對し鐵
 屑を販賣する事を得ず、但し官廳に對し販
 賣する場合、統制會社第二條の二第一項の
 屑又は故を販賣する場合又は特別の事情に
 依り商工大臣の許可を受けたる場合はこの
 限に在らず

第七條 前條の規定により商工大臣の指定し
 たる場合又は團體は商 大臣の定むる數量
 の限度内において鐵屑割當の證明書を發行
 することを要す

第八條 前項の業務場に於て發生したる鐵屑
 を業務者の原料又は材料として使用する場
 合その毎月の使用數量を翌月十五日までに
 量工大臣に届出すべし但し第二條第三項の
 規定により地方長官の指定したる場合はこ
 の限りにあらず

附 則
 本則は昭和十三年十二月一日より之を施行す
 但し第一條、第三條及第四條中燒解用鐵屑又
 は故以外の鐵屑に關する規定並に第六條及第
 七條の施行期日は別に之を定む

- 茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 栃木縣鐵工用品工業組合聯合會
- 群馬縣鐵工用品工業組合聯合會
- 埼玉縣鐵工用品工業組合聯合會
- 千葉縣鐵工用品工業組合聯合會
- 東京府鐵工用品工業組合聯合會
- 神奈川縣鐵工用品工業組合聯合會
- 新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會
- 富山縣金屬製品工業組合聯合會
- 石川縣鐵工用品工業組合聯合會
- 保證責任福井縣鐵工機械工業組合聯合會
- 山梨縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 長野縣鐵工用品工業組合聯合會
- 岐阜縣金屬工業組合聯合會
- 靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會
- 愛知縣鐵工用品工業組合聯合會
- 三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 滋賀縣鐵工機械工業組合聯合會
- 京都府鐵工用品工業組合聯合會
- 大阪府鐵工用品工業組合聯合會
- 兵庫縣鐵工用品工業組合聯合會
- 奈良縣鐵工用品工業組合聯合會
- 和歌山縣鐵工用品工業組合聯合會
- 保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會

鐵鋼關係

附 則
 本令は昭和十四年六月一日より之を施行す
**鐵屑配給統制規則第二條
 の指定に依る會社指定に
 關する件**

(昭和十三年十一月二十四日)
 (商工省告示第三百四十二號)

鐵屑配給統制規則第一條の規定に依り左の通
 り會社を指定す
 日本鐵屑統制株式會社

商工省令第二十一號

鐵屑配給統制規則第一條、第三條及第四條中
 燒解用の銑の屑又は故に關する規定並に第六
 條及第七條中燒解用の鋼又は銑の屑又は故に
 關する規定は昭和十四年六月一日より之を施
 行す

昭和十四年五月五日

**鐵屑配給統制規則第六條
 の規定に依り團體指定に
 關する件**

(昭和十四年五月二十日)
 (商工省告示第百十六號)

- 鳥根縣鐵工用品工業組合聯合會
- 岡山縣鐵工用品工業組合聯合會
- 廣島縣鐵木工用品工業組合聯合會
- 山口縣鐵木工用品工業組合聯合會
- 德島縣鐵工機械工業組合聯合會
- 香川縣鐵工機械工業組合聯合會
- 愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 保證責任高知縣鐵工用品工業組合聯合會
- 福岡縣機械工業組合聯合會
- 佐賀縣鐵工用品工業組合聯合會
- 長崎縣鐵工用品工業組合聯合會
- 熊本縣鐵工用品工業組合聯合會
- 大分縣鐵工用品工業組合聯合會
- 宮崎縣鐵工用品工業組合聯合會
- 鹿兒島縣鐵工用品工業組合聯合會
- 沖繩縣鐵工業組合
- 日本再生鐵業組合聯合會
- 石炭鐵業聯合會
- 九州石炭鐵業懇話會鐵鋼統制協議會
- 宇部鐵業組合鐵鋼協議會
- 社團法人北海道石炭鐵業會
- 常磐石炭鐵業會
- 福岡地方石炭山配給統制協議會
- 鐵鋼材統制互助會協議會
- 仙鐵管内炭鐵鋼配給協議會

鐵屑配給統制規則第六條の規定に依り左の通
 團體を指定し昭和十四年六月一日より之を施
 行す

屑鐵共同購買會
 日本鐵鋼協議會
 特殊鋼協議會

- 日本フエロアロイ協議會
- 日本鐵鋼製品工業組合聯合會
- 日本鐵物工業組合聯合會
- 日本機械製造工業組合聯合會
- 日本度量衡設計量器工業組合聯合會
- 日本自轉車工業組合聯合會
- 日本交通保安裝置工業組合
- 日本鐵鋼鋼車工業組合
- 日本鐵鋼管工業組合
- 日本鐵系機械工業組合
- 日本鐵山ポール工業組合
- 日本内燃機工業組合聯合會
- 保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會
- 青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 岩手縣金屬製品工業組合聯合會
- 宮城縣鐵工業組合聯合會
- 秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 山形縣鐵木工用品工業組合聯合會
- 福島縣鐵工機械工業組合聯合會

鐵鋼統制協議會聯合會
 東京地方鐵山配給統制協議會
 仙臺地方鐵山配給統制協議會
 大阪地方鐵山配給統制協議會
 福岡地方鐵山配給統制協議會
 札幌地方鐵山配給統制協議會
 日本鐵屑統制株式會社

商工省令第二十九號

鐵屑配給統制規則第一條、第三條、第四條、
 第六條及第七條中化學反應用の鋼又は銑の屑
 又は故に關する規定は昭和十四年七月一日よ
 り之を施行す
 昭和十四年六月十七日

**鐵屑配給統制規則第六條
 の規定に依り團體指定に
 關する件**

(昭和十四年七月十二日)
 (商工省告示第百五十三號)

- 鐵屑配給統制規則第六條の規定に依り左の通
 團體指定す
- 日本鐵維機械工業組合聯合會
- 社團法人帝國瓦斯協會

製鐵設備制限規則

(昭和十五年七月二十七日)
商工省令第四十號

第一條 左に掲ぐる製鐵設備の新設又は増設を爲さんとする者は商工大臣の許可を受くべし

一 製鋼能力一の場所に於て一年五千二百五十吨に達せざる設備を以て營む鐵鋼品又は鑄鋼品の製造事業に使用する製鋼設備

二 製鉄能力又は製鋼能力一の場所に於て一年二千五百吨に達せざる設備を以て營む電氣製鐵事業(製鐵事業法施行令第一條第六號に掲ぐるものを除く)、坩堝製鐵事業又は製鐵事業法施行令第一條第五號に掲ぐる事業に使用する製鉄設備又は製鋼設備

第二條 前條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 製鐵設備を新設し又は増設せんとする工場名稱及位置
- 二 新設し又は増設せんとする製鐵設備の概要(設計圖を添附すべし)及其の能力
- 三 新設し又は増設せんとする製鐵設備に

依り製造すべき製成品の種類

- 四 工事の着手及完成の豫定時期
 - 五 製造方法
 - 六 原料の取得方法
 - 七 工事費豫算
 - 八 製造及販賣の豫定計畫
- 前項の許可申請書には法人に在りては定款登記簿の謄本、財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益の處分に關する書類を添附すべし

附 則

本則は昭和十四年八月十日より之を施行す

非鐵金屬關係

銅使用制限規則

昭和十二年十一月六日
商工省令第二十八號
改正昭和十三年
商工省令第十八號
第七十三號

第一條 本則に於て銅合金とは黃銅(眞鍮)、青銅(砲金を含む)、洋銀(洋白)、四分一(臙銀)、白銅及赤銅を謂ふ

第二條 銅(屑及故を含む以下同じ)又は銅合金(屑及故を含む以下同じ)は之を建築物の門、柵、屋根、庇、水切、雨押、木口隠、樋、化粧張(羽目張、下見張及扶壁を含む)、煙突、排氣筒、枠扉、賦板、押板、破損止金物(保護金物)、方立、コーナービード、仕切用金物(カウンタースクリーンを含む)、手摺、格子、止止、目地、炊事臺(調理

非鐵金屬關係

臺を含む)、流場(流臺を含む)又は柱、壁、天井、庇廻し等の裝飾金物(グリルを含む)として使用することを得ず但し特別の事情に依り地方長官(東京府に在りては警視總監)の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

第三條 前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官(東京府に在りては警視總監)に提出すべし

- 一 銅又は銅合金の種類別使用數量(前條に規定する用途別に記載すべし)
- 二 銅又は銅合金を使用せんとする事由
- 三 建築物の位置
- 四 建築物の用途
- 五 建築物を建築する場合に在りては工事着手及竣工の豫定時期
- 六 請負人あるときは請負人の氏名名稱

第四條 銅又は銅合金は之を商工大臣の指定する物品又は其の部分品にして輸出品(關東州、滿洲國は中華民國に輸出するものを除く以下同じ)又は其の部分に非ざるものの製造(加工を含む

以下同じ)に使用することを得ず但し左の各號の一に該當する場合及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

- 一 法令に依り製造を要するものの製造に使用するとき
- 二 學術研究、試験又は標本の用に供するものの製造に使用するとき
- 三 美術展覽會の出品物の製造に使用するとき
- 四 鍍金用又は箔、紙、絲、粉若は液として使用するとき

第五條 前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし

- 一 製造する物品の名稱及數量
- 二 銅又は銅合金の種類別使用數量
- 三 銅又は銅合金を使用せんとする事由

第六條 輸出品又は其の部分品として銅又は銅合金を使用して第四條の規定に依り商工大臣の指定する物品又は其の部分品を製造せんとする者は豫め左に掲ぐる事項を地方長官に届出づべし

- 一 製造工場名稱及所在地
- 二 製造する物品の名稱及數量

非鐵金屬關係

三 銅又は銅合金の種類別使用數量
四 製造する物品の相手方別販賣豫定數量

第七條 第四條の規定に依り商工大臣の指定する物品又は其の部分品にして輸出品又は其の部分品として銅又は銅合金を使用して製造したるものを譲受けたる者は之を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附 則

(昭和十二年十一月六日)

本則は昭和十二年十一月十日より之を施行す

附 則

(昭和十三年四月二十三日)

本則は昭和十三年五月一日より之を施行す

第二條の許可を受くべき者にして本則施行の際現に第二條に掲ぐる用途に銅又は銅合金を使用中のものには本則を適用せず但し本則施行の日より二週間以内に第三條各號に掲ぐる事項を地方長官(東京府に在りては警視總監)に届出づること

を要す

第四條又は第六條の許可を受くべき者にして本則施行の際現に第四條各號に掲ぐる物品若し其の部分品又は第六條に規定する原料若し材料を製造中のものには本則を適用せず但し本則施行の日より二週間以内に第五條各號又は第七條各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づることを要す

本則施行の際現に銅又は銅合金を使用し第四條各號に掲ぐる物品又は其の部分品の製造を爲すを業とする者は昭和十三年五月一日現在の當該物品又は分部品の在庫數量を本則施行の日より二週間以内に地方長官に届出づべし

附 則

本則は昭和十三年八月十五日より之を施行す

本則公布の際現に第二條の規定に依り新に制限を受くるに至りたる用途に銅又は銅合金を使用中の者には其の使用に付本則第二條の規定を適用せず但し本則施行の日より一週間以内に第三條に掲ぐる事項を地方長官(東京府に在りては警視總監)に届出づることを要す

可を受けたる者本則施行の前日迄に當該物品又は部分品の製造を完了せざるときは許可は其の效力を失ふ

銅使用制限規則第四條の規定に依り物品指定に関する件

(昭和十三年八月一日) (商工省告示第二百二十七號)

銅使用制限規則第四條の規定に依り左の通物品を指定し昭和十三年八月十五日より之を施行す

- アイロン
- 油濾し
- 安全剃刀及同容器
- 椅子
- 犬用金具
- 印形
- 印形入れ
- インク入れ(インクスタンドを含む)
- 打掛
- 腕時計バンド
- 腕輪
- 繪具容器

エレベーター(工礦業用のものを除く)

- 煙突
- 鉛筆金具
- 鉛筆削り
- 鉛筆鞘
- 置時計
- 置物
- 桶、壺類の箍
- 押板
- 帶留
- オペラグラス
- カーテン金具
- カード立
- カードリング
- 鏡金具
- 花器
- 角砂糖挾
- カクテルセット
- 樂譜臺
- 傘立
- 飾棚
- 菓子型
- 菓子器
- 菓子製造器
- 家庭用懐中電燈
- 家庭用冷蔵庫

非鐵金屬關係

靴金具(蝶番及錠前を除く)

- カフスポタン
- 畫鋏
- 釜
- 墓口金具
- 髪飾品
- 紙挾
- 蚊帳釣手
- 蚊遣器
- カラー止
- カラーボタン
- カレンダー金具
- 皮刺器
- 玩具
- 觀賞用魚類容器
- 看板
- 喫煙用器具(煙管、パイプ、ライター、灰皿、シンガレットケース等)
- 急須
- 鏡臺金具
- 金庫(手提金庫を含む)
- 空氣銃
- 鎖(工礦漁業及船舶用のものを除く)
- 屑入れ
- 藥玉裝飾金具
- 果物容器

靴下止金具

- 靴篋
- 頸飾
- クリップ類
- 化粧品又は化粧用具の容器(口金を含む)
- 下駄又は草履の裏金
- 蹴板
- 建築物の柱、壁、天井、庇廻し等の製
- 飾金物(グリルを含む)
- コーナービード
- コーヒー沸し
- 廣告用文字
- 格子及パンチングメタル(レヂスターを除く)
- 香水吹金具
- 交通標識鋏
- 水入器
- 氷挾
- 香爐
- コップ、茶碗類並に同蓋、袴及臺
- 鏡(工礦業用のものを除く)
- 五徳
- 子供用乗物
- コハゼ
- 御飯蒸器

非鐵金屬關係

ゴルフ用具
コンバクト
盃
柵
仕切用金物(カウンタースクリーンを
含む)
自轉車立
絞タオル入れ
シャープペンシル(機構鉛筆)
寫眞機用三脚
寫眞立
十能(臺十能を含む)
漏斗
狀差
賞牌
賞盃
商品陳列器具
錠前の握玉(眞棒受ネチ部を除く)
食器棚金具
燭臺
食卓
書狀計
書類入籠
如露
炊事臺(調理臺を含む)

炊事用ボール
スキッチボード
水筒
吸取器
碗水入れ
スタンプ臺
ステツキ具金
ストロー立
スプーン
止止
ズボン伸張器
ズボン吊金具
スライドフアスター
清涼櫃
船舶用、燈火管制用、耐濕耐爆用及特
殊照明用(航空標識用、航路標識用、
醫療用及神佛用)以外の照明器具及
附屬品(通電部分、無裝飾ホルダー
部分及反射鏡部分を除く)
扇風器(工礦業用のものを除く)
洗面器
袖丸み
算盤の心棒
大根等の下金
卓上呼鈴

玉子燗器
箆筒、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出
箱、茶棚、机等の金具(蝶番及錠前
を除く)
痰壺
燧房具前飾金物
蓄音機
茶漉し入れ
茶零し
茶托
茶壺
茶道用風爐釜
茶焙じ
提灯金具
帳面(ルーブリーフノート及スプリ
ングノートを含む)金具
貯金箱
塵取
散蓮華
圖畫用水筒及油壺
吊下洗器
手提袋金具
電氣炬燵
電氣座蒲團
電氣七輪
電氣掃除器

電氣足温器
天火
トースター
ドアークローザー及フロリアヒンヂ
槌受金物
トイレットペーパーホルダー
銅壺及柄杓入
銅像(胸像を含む)及銅碑
燈籠
登山用アルコール焔爐
登山用アルコールタンク
扉
トランク類金具(蝶番及錠前を除く)
鳥籠
泥拭器
ナイフ(ペンナイフ及バターナイフを
含む)
流臺
ナフキンリング
鍋
肉池
ネームプレート、コーションプレート
標札
ネクタイ止類
ネクタイピン
灰落し

灰搔
排氣筒
蠅叩き
蠅張
灰篩
バケツ
破損止金物(保護金物)
パニティケース
ペター、ジャム、砂糖、ミルク等の容
器
鬚刷子入れ
パレット
盤景用具類
パン立
ハンドバツグ
引手及把手
髭剃用コツブ
柄杓(レードルを含む)
美鏡
火燧斗
火箸
火鉢
被服用バンド
紐掛
表示板掲装具
日除金具

フインガーボール
風鈴
フオーク
ブツクベルト金具
筆洗
筆立(ペン立を含む)及筆架
布帛掛
ブローチ
風呂桶及風呂釜
文鎮
ペーパーナイフ
塀
ヘヤーアイロン
ヘヤードライヤー
篋
ペン皿
ペン軸裝飾金具
ホールスタンド
箒
帽子、額縁等の掛金具
庖丁
ボタン(スナップを除く)
盆
本立
窓開閉調整器
魔法瓶

非鐵金屬關係

非鐵金屬關係

- 萬年筆金具(ペン先を除く)
- 水差
- 耳飾
- 名刺、傳票等の刺器
- 目地
- メニユー立
- メモ挾
- 持送り(棚受を含む)
- 物干器
- 門
- 藥罐
- 藥網
- 藥味入及藥味立
- 矢立
- 矢筈
- 遊戯用ポット
- 郵便受口
- 床磨器
- 指輪
- 湯沸器
- 洋傘裝飾金具
- 楊枝入
- 洋服掛
- ラヂエーター及同カバー
- 欄干
- 蠟燭立(神佛用のものを除く)

白金使用制限規則

(昭和十二年十二月二十八日) 商工省令第三十六號

- 第一條 白金は之を裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又は什器の製造(加工及修理を含む以下同じ)に使用することを得ず但し地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず
- 第二條 前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし
- 一 製造する物品
- 二 白金の使用量
- 三 白金を使用せんとする事由
- 第三條 白金の生産、輸移入又は賣買を業とする者は左に掲ぐる事項を記載したる事業月報を翌月十五日迄に地方長官に提出すべし
- 一 生産量又は輸移入量
- 二 買入量(輸移入量を除く)
- 三 販賣量
- 四 使用量
- 五 月末在庫量

鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

(昭和十三年七月九日) 商工省令第五十一號

- 第一條 鉛、亞鉛、錫若はアンチモン又は之等の金屬を用ひたる合金を使用して製造したる箔、紙又はチューブは之を齒磨、化粧品又は食料品にして輸出品(關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く以下同じ)に非ざるものの包装に使用することを得ず但し地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず
- 第二條 前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし

- 一 使用する箔、紙又はチューブの種類及數量
- 二 箔、紙又はチューブの用途
- 三 箔、紙又はチューブを使用せんとする事由

- 第三條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若はニッケル又は之等の金屬を用ひたる合金(銅使用制限規則の適用を受ける銅合金を除く)は之を左に掲ぐる物品又は其の部分品にして輸出品に非ざるものの製造に使用することを得ず但し亞鉛メッキ用、錫メッキ用又はハンドタとして使用する場合及地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず
- 一 茶器、酒器、菓子器其の他の飲食用器具
- 二 鍋、釜、湯沸其の他の厨房用器具
- 三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺其の他の家具什器
- 四 手摺、把手、蝶番其の他の建築用附屬金具
- 五 置物、花器、賞盃、函物其の他の美術裝飾品
- 六 煙草セット、シガレットケース、灰皿其の他の喫煙用器具
- 七、ハンドバッグ、化粧用具、化粧品

非鐵金屬關係

- 十 玩具
- 第四條 前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし
- 一 製造する物品の名稱及數量
- 二 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若はニッケル又は之等の金屬を用ひたる合金の種類別使用數量
- 三 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若はニッケル又は之等の金屬を用ひたる合金を使用せんとする事由
- 第五條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若は之等の金屬を用ひたる合金を使用して製造したる箔、紙若はチューブを以て輸出品として包装したる齒磨、化粧品若は食料品又は第三條各號に掲ぐる物品若は其の部分品にして輸出品として鉛、亞鉛、錫、アンチモン、ニッケル若は之等の金屬を用ひたる合金を使用して製造したるものを譲受けたる者は之を本邦、關東州、滿洲國又は中華

民國に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず但し地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附則
本則は昭和十三年七月十五日より之を施行す

本則施行の際現に齒磨、化粧品又は食料品の製造を爲す業者には本則施行の際現に有する箔、紙又はチューブを使用する場合に限り第一條の規定を適用せず但し本則施行の日より二週間以内輸出品に非ざるものに付第四條各號に掲ぐる事項を地方長官に届出さずべし

銅、鉛、錫等配給統制規則

(昭和十三年十一月二十二日) 省工令第九十九號

銅、鉛、錫等配給統制規則

(昭和十三年十一月二十二日 商工省令第九十九號)

改正 昭和十四年六月一日商工省令第二十五號、第三十四號

第一條 本則に於て銅、鉛、亜鉛、錫又はアンチモンの地金とは銅地金、鉛地金、亜鉛地金、錫地金又はアンチモン地金及左の各號の一に該當する粗地金を除くの外銅、鉛、亜鉛、錫又はアンチモンを主たる成分とする粗地金を謂ふ。

一 産金法の適用を受くる製錬の過程に在る含金物

二 銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金の屑(ユルミを含む)又は故を再生したるもの

三 鉛又はハンダ、活字合金其の他の鉛合金の屑又は故を再生したるもの

本則に於て故銅とは銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金の屑(ユルミを含む)及故並に此等を流替へたるもの及前項第二號に掲ぐる粗地金を謂ひ故鉛とは鉛又はハンダ、活字合金其の他の鉛合金の屑及故並に此等を流替へたるもの及前項第三號に掲ぐる粗地金を謂ひ故亜鉛とは亜鉛の屑(亜鉛滓を除く)

く)及故並に此等を流替へたるものを謂ひ故錫とは錫の屑(錫滓を除く)及故並に此等を流替へたるものを謂ふ

第一條ノ二 製錬業者(再生製錬業者を含む)は其の製錬したる銅、鉛、亜鉛、錫又はアンチモンの地金を使用し又は商工大臣の指定したる團體(以下統制組合と稱す)以外の者に之を販賣し(本則施行前に爲したる契約に依り引渡す場合を含む以下同じ)若は統制組合の指示に依る場合を除くの外受託製錬品の引渡其の他何等の名義を以てするを問はず之を引渡すことを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第二條 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品中本則の別表に掲ぐるもの(産金法の適用を受くる含金礦物及製錬の過程に在る含金物を除く)を輸入したる者は之を使用し又は商工大臣の指定したる統制組合及其の指定したる者以外の者に販賣することを得ず但し明治三十七年勅令第九號第一條第三項の規定に依り私設保税工場の設置に付特許手數料の低減又は免除を受けたる者其の低減又は免除を受くべき事由に依り輸入したるものを當該保税工場に於て使用する

場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品中本則の別表に掲ぐるものにして産金法の適用を受くる含金礦物又は製錬の過程に在る含金物を輸入したる者は之を使用し又は産金法第三條第一項若は朝鮮産金令第三條第一項の免許を受けたる金製錬業者若は含金礦産物買入業者に販賣せんとするときは其の使用數量又は販賣先及販賣數量に付當該物品に關する統制組合の承認を受くべし但し産金法第一條第一項の規定に依る命令に依り販賣せんとするときは此の限に在らず

第三條 第一條の二但書又は前條第一項但書の許可を受けんとする者は當該物品に關する統制組合を経由して許可申請書を提出すべし

第四條 故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を業務用の原料又は材料として使用する者は商工大臣の指定したる者(以下統制會社と稱す)及其の指定したる者以外の者より故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を買受け(昭和十四年七月三十一日以前に爲したる契約に依り受入るる場合を含む以下同じ)又は受託加工其の他何等の名義を以てするを問はず自使用に因り生したる亜鉛滓又は錫滓を當該物品に關する統制組合又は其の指定したる者以外の者に販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附 則

本則は昭和十三年十一月一日より之を施行す但し第四條乃至第七條中故鉛、故亜鉛に關する規定の施行の期日は別に之を定む

附 則

(昭和十四年商工省令第二十五號) 本令は公布の日より之を施行す

附 則

(昭和十四年商工省令第三十四號) 本令は昭和十四年八月一日より之を施行す從前の規定に違反したる行爲に付ては仍從前の例に依る

(別表)

輸入稅表番號	品 名
四五八ノ内	銅、鉛、錫、錫、錫、亞鉛、錫
四六四	銅
四六五	鉛
四六六	錫
四六七	亞鉛

己の所有に屬せざる故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を受入るることを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一 故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を輸入するとき

二 故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を業務用の原料又は材料として使用する者にして故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫の販賣を營むもの販賣の目的を以て買受くるとき

三 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるるとき

第四條の二 統制會社及其の指定したる者以外の故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫の蒐集業者又は販賣業者は第二條第一項但書の場合及前條但書の場合を除くの外故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を業務用の原料又は材料として使用する者に對し故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を讓渡し又は委託加工其の他何等の名義を以てするを問はず相手方の所有に屬せざる故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫を引渡すことを得ず工業、鑛業、鐵道業、電氣事業、瓦斯事業又は水道事業を營む者其の事業上生したる故銅、故鉛、故亜鉛又は故錫に付亦同じ

第五條 二以上の工場、鑛山又は其の他の事

非鐵金屬關係

- 四七〇 安知母尼及硫化安知母尼
- 四七一 眞鍮及青銅
- 四七二 日耳曼銀
- 四七三ノ内 眞鍮、青銅及ハンダ

商工省令第三十五號

(昭和十四年七月十五日)
(商工省令第三十五號)

銅、鉛、錫等配給統制規則第四條乃至第七條中故鉛及故亞鉛に關する規定は昭和十四年八月一日より之を施行す

銅使用制限規則第四條の規定に依り物品指定に關する件

(昭和十四年三月三十一日)
(商工省令第六十五號)

銅使用制限規則第四條の規定に依り左の通物品を指定し昭和十四年五月一日より之を施行す

- シヤンパンクーラー 手水鉢
- ドイツシユカパー 電球(導人線を除く)
- 天水桶 ナットクラツカー
- 噴水金物 マーク類刷込板
- 燒串

銅、鉛、錫等配給統制規則
第一條の二の規定に依り
團體指定に關する件

(昭和十四年八月一日)
(商工省令第七十五號)

銅、鉛、錫等配給統制規則第一條の二の規定に依り左の團體を指定し昭和十三年十一月十日より之を施行す

- 一 銅の地金に付ては日本銅統制組合
- 一 鉛、亞鉛又はアンチモンの地金に付ては日本鉛亞鉛アンチモン統制組合
- 一 錫の地金に付ては錫統制組合

輕金屬製造事業法

(昭和十四年四月二十八日)
(法律第八十八號)

第一條 本法は國防の整備及産業の發達を期する爲本邦に於ける輕金屬製造事業の確立を圖ることを目的とす

第二條 本法に於て輕金屬製造事業と稱するはアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造を爲す事業を謂ふ

第三條 輕金屬製造事業を營まんとする者は政府の許可を受くべし但し命令を以て定むる輕金屬製造事業に付ては此の限に在らず

本法に定むるものの外前項の許可に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第四條 前條の許可を受くることを得べき者は帝國法令に依り設立したる株式會社にして其の株主の半數以上、取締役の半數以上資本の半數以上及議決權の過半數が帝國臣氏又は帝國法令に依り設立したる法人に屬するものに限る

前項の法人は其の社員、株主若は業務を執行する役員は半數以上又は資本の半數以上若は議決權の過半數が外國人又は外國法人に屬せざるものなることを要す

前條の許可を受けたる者前二項の規定に該當せざるに至りたるときは許可は其の効力を失ふ

第五條 第三條の許可を受けたる會社(輕金屬製造會社)は政府の指定する期間内に其の事業を開始すべし

政府は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することを得

輕金屬製造會社前二項の期間内に其の事業を開始せざるときは第三條の許可は其の効力を失ふ

第六條 輕金屬製造會社其の設備を増設し又は變更せんとするときは命令の定むる所に

依り政府の許可を受くべし

第七條 輕金屬製造會社政府の許可を受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる規模以上の設備を新設し又は増設したるときは設備完成の年及其の翌年より五年間其の新設し又は増設したる設備を以て營む輕金屬製造事業に付所得税及營業收益税を免除す

前項の輕金屬製造會社其の設備完成前其の一部を以て輕金屬製造事業を營む場合に於ても其の事業に付所得税及營業收益税を免除す但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざるときは此の限に在らず

第八條 北海道、府縣及市町村其の他之に準ずべきものは前條の規定に依り所得税及營業收益税を免除せられたる輕金屬製造會社には其の免除せられたる事業に對し課税することを得ず但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 第七條の規定に依り所得税及營業收益税の免除を受くべき事業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認むべき事實ある者は前事業者が第七條の規定に依る所得税及營業收益税免除期間内に在るときは其の期間を承繼す

第十條 輕金屬製造會社其の事業の爲必要な器具又は機械を政府の許可を受け輸入するときは本法施行の日より五年間命令の定むる所に依り輸入税を免除す

第十一條 輕金屬製造會社の營む輕金屬製造事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す

第十二條 輕金屬製造會社は事業擴張の場合に於て政府の許可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第十三條 輕金屬製造會社は政府の許可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の二倍を超ゆることを得ず

最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる株金額に満たざるときは前項の規定を適用せず

第一項の規定に依り募集する社債に付ては工場抵當法に依り會社の事業に屬するものを抵當と爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て政府其の必要なしと認めたるときは此の限に在らず

第十四條 輕金屬製造會社其の事業の全部又は

一部を譲渡し、廢止し又は休止せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

輕金屬製造會社の合併又は解散の決議は命令の定むる所に依り政府の許可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第十五條 輕金屬製造會社は命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府に之を届出づべし之を變更せんとするときは亦同し

政府必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第十六條 政府は輕金屬製造會社に對し業務及財産の狀況に關し報告を爲さしむることを得

政府は輕金屬製造會社に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

政府監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして輕金屬製造會社の事務所、營業所、工場、倉庫其の他の場所に臨視し業務若は財産の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得此の場合に於ては其の身分を不承認を携帶せしむべし

第十七條 政府公益上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對しアルミニウム、ア

ルミナ又はマグネシウムの製造又は販賣に關しアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの需給の円滑又は價格の公正を圖る爲必要な命令を爲すことを得

第十八條 政府軍車上其の他公益上必要ありと認むるときは輕金屬製造買社に對し其の設備の擴張若は改良又は製造方法の變更を命ずることを得

第十九條 政府軍車上必要ありと認むるときは輕金屬製造買社に對し命令を以て定むるアルミニウム、アルミナ若はマグネシウムの原料若は其の製造に必要な材料の貯蔵又はアルミニウム、アルミナ若はマグネシウムの製造に關する特殊事項の研究を命ずることを得

第二十條 第十八條又は前條の規定に依り爲したる命令に因り生じたる損失は勅令の定むる所に依り政府之を補償す
前項の補償を伴ふべき命令は之に因り要すべき補償金の總額が帝國議會の協費を経たる金額を越ゆる範圍内に於て之を爲すことを要す

第二十一條 政府は命令の定むる所に依り政府の指定する原料又は製造方法に依るアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製

造に關する研究又は試験を爲す者に對し豫算の範圍内に於て獎勵金を交付することを得

第二十二條 政府アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの需給の円滑及價格の公正を圖る爲必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り政府の適當と認むる會社に對し左の各號に掲ぐる事業の全部又は一部を行ふべきことを命ずることを得
一 アルミニウム又はマグネシウムの買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入
二 アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの原料及其の製造に必要な材料の買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入
三 其の他アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの需給の円滑及價格の公正を圖る爲必要な事業

第二十三條 前條の規定に依る命令を受くることを得べき會社は帝國法令に依り設立したる株式會社にして其の株式を記名式とし株主の全部が政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬し且其の資本の三分の二以上及議決權の三分の二以上が二以上の輕金屬製造買社に屬するものに限る

前項の法人は其の社員、株主若は業務を執行する役員の数以上又は資本の半額以上若は議決權の過半数が外國人又は外國法人に屬せざるものなることを要す

前條の規定に依る命令を受けたる者前二項の規定に該當せざるに至りたるときは政府は其の命令を取消すことを得

第二十四條 第二十二條の規定に依る命令を受けたる會社(受命會社)其の命ぜられたる事業以外の事業を行はんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし
第二十五條 政府はアルミニウム又はマグネシウムの製造、輸入又は移入を業とする者に對し命令の定むる所に依り其の製造、輸入又は移入に係るアルミニウム又はマグネシウムを受命會社に賣渡すべきことを命ずることを得

第二十六條 受命會社は命令の定むる所に依り政府の認可を受けたる價格に依るに非ざればアルミニウム又はマグネシウムの買入、販賣、輸出、輸入、移出又は移入を爲すことを得ず

第二十七條 受命會社の取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併並に解散の決議は命令の定

むる所に依り政府の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第二十八條 受命會社借入金を爲さんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

第二十九條 受命會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り業務規程を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同し

政府必要ありと認むるときは業務規程の變更を命ずることを得

第三十條 受命會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同し

政府必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第三十一條 政府は受命會社に對し其の命ぜられたる事業の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしむることを得

政府は受命會社に對し其の命ぜられたる事業の業務及會計に關し監督上必要な命令又は處分を爲すことを得

政府監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして受命會社の事務所、營業所、倉庫

其の他の場所に臨檢し其の命ぜられたる事業に關し業務若は財産の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得此の場合に於ては其の身分を示す證明書を携帯せしむべし

第三十二條 政府軍車上其の他公益上必要ありと認むるときは受命會社に對し販賣先及販賣數量の指定其の他アルミニウム又はマグネシウムの配給に關し必要な事項を命ずることを得

第三十三條 政府は輕金屬製造買社及受命會社を除くの外アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造、輸入又は移入を爲す者に對し命令の定むる所に依り業務又は設備の狀況に關し必要な事項を届出せしむることを得

第三十四條 政府第三條の許可、第六條の許可、第十七條の命令、第十八條の規定に依る命令、第二十條の規定に依る補償金額の決定又は第二十二條の規定に依る命令を爲さんとするときは勅令に別段の規定ある場合を除くの外輕金屬製造事業委員會の議を経べし

輕金屬製造事業委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第三十五條 輕金屬製造買社若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反し又は公益を害する行爲を爲したるときは政府は其の業務を停止し若は制限し

第三條の許可を取消し又は取締役若は其の職務を行ふ監督役の解任を爲すことを得

受命會社若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反し又は公益を害する行爲を爲したるときは政府は第二十二條の規定に依る命令を取消し又は取締役若は其の職務を行ふ監督役の解任を爲すことを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は五千円以下の罰金に處す

一 第三條の規定に違反し許可を受けずして輕金屬製造事業を営みたる者
一 第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は二千円以下の罰金に處す

一 第六條の規定に違反し許可を受けずして設備を増設し又は變更したる者
一 第十四條第一項の規定に違反し許可を受けずして事業の全部又は一部を讓渡し廢止し又は休止したる者

- 三 第十五條第一項の規定に違反して事業計畫の届出を爲さず又は届出でたる事業計畫を實施せざる者
- 四 第十五條第二項の規定に依る變更命令に違反し事業計畫を變更せずして之を實施したる者
- 五 第十七條乃至第十九條、第二十五條又は第三十二條の規定に依る命令に違反したる者
- 六 第二十四條の規定に違反し許可を受けずして其の命ぜられたる事業以外の事業を行ひたる者
- 七 第二十六條の規定に違反し認可を受けたる價格に依らずしてアルミニウム又はマグネシウムの買入、販賣、輸出、輸入、移出又は移入を爲したる者
- 八 第二十八條の規定に違反し許可を受けずして借入金を爲したる者
- 九 第二十九條第一項の規定に依り認可を受けたる業務規程に依らずして業務を行ひたる者
- 十 第二十九條第二項の規定に依る變更命令に違反し業務規程を變更せずして之を實施したる者
- 十一 第三十條第一項の規定に依り認可を

- 受けたる事業計畫に依らずして事業を行ひたる者
- 十二 第三十條第二項の規定に依る變更命令に違反し事業計畫を變更せずして之を實施したる者
- 第三十八條 第十六條第二項又は第三十一條第二項の規定に依る命令又は處分に違反したる者は千円以下の罰金に處す
- 第三十九條 左の各號の一に該當する者は五百円以下の金に處す
 - 一 第十六條第一項又は第三十一條第一項の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者
 - 二 第十六條第三項又は第三十一條第三項の規定に依る當該官吏の臨檢検査を拒み妨げ若し是を隠蔽し又は其の質問に對し答弁を爲さず若し虚偽の陳述を爲したる者
- 第四十條 當該官吏又は其の職に在りたる者本法に依る職務執行に關し知得したる個人又は法人の業務上の秘密を漏洩し又は濫用したるときは一年以下の懲役又は千円以下の罰金に處す
- 第四十一條 營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者が其の業務に關し第三十六條乃至第三十八條又は第

- 三十九條第一號の違反行為を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず
- 第四十二條 第三十六條乃至第三十八條及第三十九條第一號の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付てはこの限に在らず
- 第四十三條 第三十三條の規定に依る届出を怠り又は不正の届出を爲したる者は百円以下の過料に處す
- 非訴事件手續法第二百六號乃至第二百八條の規定は前項の過料に之を準用す

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
 本法施行の際現に第三條の規定に依り許可を受くべき輕金屬製造事業を営む者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す
 前項の者にして本法施行の際現に第六條の規定に依り許可を受くべき設備の増設又は變更の工事中に在るものは命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す

者と看做す

第三條の規定に依り許可を受くべき輕金屬製造事業を営むる本法施行の際現に其の設備の建設工事中に在る者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す
 前二項の規定に該當する者の當該設備に關しては第七條及第八條の規定は之を適用せず
 輕金屬製造事業法は昭和十四年九月二十日より之を施行す(昭和十四年九月十五日勅令第六百四十九號)

輕金屬製造事業法施行令

昭和十四年九月十五日勅令第六百五十二號

- 第一條 輕金屬製造事業法第三條の許可は工場毎に左の事業別に之を爲すものとす
 - 一 アルミナを原料とするアルミニウムの製造事業
 - 二 アルミニウム製造用アルミナの製造事業
 - 三 マグネシウムの製造事業
- 第二條 輕金屬製造事業法第三條第一項但書の輕金屬製造事業は左に掲ぐるものとす
 - 一 アルミナを原料とするアルミニウムの製造能力一の工場に於て一年千五百噸に

非鐵金屬關係

達せざる設備を以て營むアルミニウムの製造事業

- 二 アルミナの製造能力一の工場に於て年三千噸に達せざる設備を以て營むアルミニウム製造用アルミナの製造事業
- 三 マグネシウムの製造能力一の工場に於て一年三百噸に達せざる設備を以て營むマグネシウムの製造事業
- 四 屑又は故のアルミニウム又はアルミニウム合金を原料とするアルミニウムのみの製造事業
- 五 アルミニウム製造用アルミナ以外のアルミナのみの製造事業
- 第三條 輕金屬製造事業法等七條第一項の規模は左に掲ぐるものとす
 - 一 アルミナを原料とするアルミニウムの製造に關しては一の工場に於て其の設備の製造能力一年三千噸に該當するもの
 - 二 アルミニウム製造用アルミナの製造に關しては一の工場に於て其の設備の製造能力一年六千噸に該當するもの
 - 三 マグネシウムの製造に關しては一の工場に於て其の設備の製造能力一年六百噸に該當するもの
- 第四條 輕金屬製造事業法第七條の規定に依

り所得税又は營業收益税の免除を受けんとする會社は所得税法第二十四條又は營業收益税法第十一條の規定に依り所得又は純益金額を申告するとき其の旨所轄稅務署に申請すべし

前項の場合に於て所得税及營業收益税の免除を受くる事業より生ずる所得又は純益と其の他の所得又は純益とを有するときは之を區別したる計算書を添附すべし

第五條 輕金屬製造事業法第十條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき器具又は機械は商工大臣の定むる物品にして豫め商工大臣の認可を受け輸入するものに限り

第六條 輕金屬製造事業法第十條の規定に依り輸入税の免除を受けんとする會社は輸入申告書に前條の認可を受けたることを證する書類を添附すべし
 輸入申告は輕金屬製造會社の名を以てすることを要す

第七條 輸入税の免除を受けたる物品を輕金屬製造事業法第十條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき他の用途に供せんとする場合に於ては商工大臣の認可を受け其の旨税關に申告することを要す

第八條 輸入税の免除を受けたる物品を輸入の日より三年以内に目的たる用途又は前條の規定に依り認可を受けたる他の用途に供せざるときは其の輸入税を追徴す但し已むを得ざる事由に因り其の期間の延長に付商工大臣の認可を受け其の旨税關に申告したるときは此の限に在らず

第九條 輕金屬製造事業法第二十條第一項の規定に依り補償すべき損失は通常生ずべき損失に限る

損失の補償を請求せんとする會社は其の損失が輕金屬製造事業法第十八條の規定に依る命令に因り生じたるものなるときは當該設備の使用又は當該方法に依り製造を廢止したる後、同法第十九條の規定に依る命令に因り生じたるものなるときは當該命令事項の履行を終りたる後之を請求すべし但し當該命令を爲したる商工大臣、陸軍大臣又は海軍大臣の定むる所に依り毎營業年度の終りたる後又は損失の生じたる都度之を請求することを得

第十條 輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令はアルミニウム及アルミナに關しては同法の施行地を通じ一の會社に對してのみ之を爲すものとすマグネシウムに關

し亦同じ

第十一條 左に掲ぐる事項に付ては輕金屬製造事業委員會議の議に付せざることを得

- 一 輕金屬製造事業法第六條の許可にして増設し又は變更せんとする設備の製造能力がアルミナを原料とするアルミニウムに付ては一年千五百噸、アルミニウム製造用アルミナに付ては一年三千噸、マグネシウムに付ては一年三百噸に達せざるものに關するもの
- 二 輕金屬製造事業法第十八條の規定に依る命令にして軍事上緊急を要するもの又は軍事上機密を保持する爲必要あるもの

第十二條 輕金屬製造事業法第十六條第一項及第三項、第十八條、第十九條並に第三十二條に於て政府とあるは當該報告、臨検検査又は命令が軍事上の必要に基く場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣とす

陸軍大臣又は海軍大臣輕金屬製造事業法第十八條、第十九條又は第三十二條の規定に依り命令を爲さんとする場合に於ては商工大臣に協議すべし但し軍事上緊急を要するときは此の限りに在らず

る後其の旨を商工大臣に通知すべし

第十三條 商工大臣輕金屬製造事業法又は之に基きて發する命令に依り命令又は處分を爲さんとする場合に於て當該命令又は處分が軍事上に影響を及ぼすべきものなるときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし

第十四條 輕金屬製造事業法第二十一條、第二十三條第三項、第二十四條、第二十六條乃至第三十二條及第三十五條第二項中政府とあるは商工大臣とす但し第三十二條の命令にして軍事上の必要に基くものには此の限に在らず

- 左に掲ぐる場合に於ては商工大臣は朝鮮總督又は台灣總督に協議すべし
- 一 輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依り命令を爲し又は同法第二十三條第三項の規定に依り取消を爲さんとするとき
- 二 輕金屬製造事業法第二十六條の規定に依り價格の認可を爲さんとする場合に於て當該價格に依る買入、販賣、輸出、輸入、移出又は移入が朝鮮又は台灣に係るものなるとき
- 三 輕金屬製造事業法第二十七條の規定に依り取締役若しは監査役の選任若しは解任、重要なる事項に關する定款の變更、合併

又は解散の決議の認可を爲さんとするとき

四 輕金屬製造事業法第二十九條又は第三十條の規定に依り業務規程若しは事業計畫の認可を爲し又は重要な事項に關する業務規程若しは事業計畫の變更の認可若しは命令を爲さんとするとき

五 輕金屬製造事業法第三十一條又は第三十二條の規定に依り重要な事項に關し命令又は處分を爲さんとするとき

六 輕金屬製造事業法第三十五條第二項の規定に依り命令の取消を爲し又は取締役若しは其の職務を行ふ監査役の解任を爲さんとするとき

第十五條 前條の場合を除くの外本令中商工大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、台灣に在りては台灣總督とす

附 則
本令は輕金屬製造事業法施行の日より之を施行す

輕金屬製造事業法施行規則

(昭和十四年九月十六日)
(商工省令第五十一號)

第一條 輕金屬製造事業法第三條の認可を受

非鐵金屬關係

けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 工場名稱及位置
- 二 製品の種類
- 三 製造方法
- 四 製造設備及主要附屬設備並に其の能力 (工場圖及設備配置圖を添附すべし)
- 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
- 一 工事の着手及完成の豫定期並に事業開始の豫定期を記載したる書類
- 二 原料及材料の取得方法を記載したる書類
- 三 電力の取得方法を記載したる書類
- 四 工事計畫の概要を記載したる書類 (設計圖を添附すべし)
- 五 工事費豫算書
- 六 工事に必要な物資 (器具、機械及装置を含む) の種類別數量及其の取得方法を記載したる書類
- 七 事業資金の總額及其の調達方法を記載したる書類
- 八 技術者及職工の雇傭及養成に關する説明を記載したる書類
- 九 製造及販賣の豫定計畫を記載したる書類

類並に輕金屬製造事業を既に開始せる者に在りては最近一年間に於ける毎月の製造及販賣の實績を記載したる書類

- 十 事業收支目録見書
- 十一 定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿
- 十二 輕金屬製造事業法第四條第二項第二項の規定に該當するものなることを證する書類
- 十三 輕金屬製造事業以外の事業を兼營する場合に於ては其の兼營事業の概要を記載したる書類
- 第一條 前條の規定は輕金屬製造事業法施行令第三條に規定する規模以上の設備の増設に付輕金屬製造事業法第六條の許可を受けんとする場合に之を準用す
- 前項の場合を除くの外輕金屬製造事業法第六條の許可を受けんとする者は製品の種類製造方法並に増設し又は變更せんとする設備及其の製造能力を記載したる許可申請書に工事の着手及完成の豫定期を記載したる書類並に前條第二項第二號乃至第十號に掲ぐる書類 (最近一年間に於ける製造及販賣の實績を記載したる書類を除く) を添附

し之を商工大臣に提出すべし

第三條 輕金屬製造事業法第三條又は第六條の許可を受けたる者其の設備を完成し又は其の事業を開始したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第四條 輕金屬製造事業法第七條第一項の認可は同法第三條又は第六條の許可申請と同時に商工大臣に之を申請すべし

第五條 輕金屬製造事業法施行令第五條の物品は左に掲ぐるものとす

- 一 熔鑄爐及其の附屬装置
- 二 瓦斯發生爐及其の附屬装置
- 三 濃密機及濾過装置並に其の附屬装置
- 四 真空蒸發罐及其の附屬装置
- 五 熔融爐及其の附屬装置
- 六 水銀整流器、回轉變流器及配電盤並に其の附屬装置
- 七 電氣爐及電解爐並に其の附屬装置
- 八 水晶石又は弗化アルミニウムの製造に必要なる器具又は機械
- 九 前各號に掲ぐる機械又は装置の部分品並に其の機械と共に一組として輸入せらるる附屬品、附屬原動機及其の原動機の附屬装置

第六條 輕金屬製造事業法第十條の認可を受

けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 輸入せんとする物品の品名、型式、構造、能力、數量及價格
- 二 輸入せんとする物品の用途
- 三 輸入を必要とする事由
- 四 製造方法及輸出者
- 五 輸入豫定の時期及港

前項第五號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め之を商工大臣に届出づべし

第七條 輕金屬製造事業法施行令第七條の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

- 一 用途を變更せんとする物品の品名、數量及用途
- 二 變更せんとする用途
- 三 用途の變更を必要とする事由
- 四 輸入の年月日及港

第八條 輕金屬製造事業法施行令第八條但書の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

- 一 輸入したる物品の品名、數量及用途
- 二 延長せんとする期間

三 期間の延長を必要とする事由

第九條 輕金屬製造事業法第十條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供したるときは遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

- 一 輸入したる物品の品名、數量及用途
- 二 用途に供したる年月日
- 三 輸入の年月日及港

輕金屬製造事業法第十條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供せざるに至りたるときは遅滞なく其の事由並に前項第一號及第三號に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

- 第十條 輕金屬製造事業法第十二條の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし
- 一 増加すべき資本の總額並に第一回拂込の時期及金額
- 二 資本増加の方法
- 三 株金全額拂込前の資本増加を必要とする事由

前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 事業擴張に關する説明書
- 二 増加すべき資本を以て支弁せんとする設備の概要を記載したる書類（工事費概算書を添附すべし）
- 三 資本増加に關する株主總會の決議録の謄本
- 四 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄録
- 五 最終の貸借對照表

第十一條 輕金屬製造事業法第十三條第一項の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 社債の總額
 - 二 社債發行の時期及條件
 - 三 商法に規定する制限を越ゆる社債の募集を必要とする事由
- 前項の場合に於て擔保付社債信託法に依り社債の總額を數回に分ち發行せんとするものなるときは認可申請書に前項第一號及第三號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし
- 一 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示
 - 二 社債の利率の最高限度

非鐵金屬關係

前二項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 社債を以て支弁せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類（工事費概算書を添附すべし）
- 二 社債募集に關する株主總會の決議録の謄本
- 三 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄録
- 四 最終の貸借對照表
- 五 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額の登記抄録
- 六 信託證書案
- 七 工場抵當法に依り抵當と爲すべき物件の目錄
- 八 前號の擔保物件の帳簿價格を最終の財産目錄の科目別に記載したる書類

第一項の場合に於て輕金屬製造事業法第十三條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは認可申請書に第一項各號に掲ぐる事項の外擔保を供せざる特別の事由を詳記し前項第一號乃至第五號に掲ぐる書類並に社債發行の條件及社債募集の方法に關する説明書を添附すべし

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第一項の認可を受けたる後信託契約又は擔保物件に變更ありたるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

- 第十三條 輕金屬製造事業法第十四條第一項の規定に依り輕金屬製造事業の譲渡の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし
- 一 譲渡すべき事業の範圍
- 二 譲渡の價格及時期
- 三 譲渡を必要とする事由
- 四 事業の全部を譲渡する場合に於ては譲受人に付第一條第一項各號に掲ぐる事項前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 譲渡契約を證する書類
 - 二 譲渡價格算定の基礎を明にする書類
 - 三 譲渡に關する株主總會の決議録の謄本
 - 四 事業の全部を譲渡する場合に於ては譲受人に付第一條第二項各號に掲ぐる書類事業の全部を譲渡する場合に於ては第一項の許可申請書に譲受人連署すべし
- 第十四條 輕金屬製造事業の譲渡終了したるときは譲渡人は遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

事業の全部を譲渡したる場合に於ては前項の届出書に譲受人連署すべし

第十五條 輕金屬製造會社其の事業の全部若は一部の廢止、全部休止又は三月以上に亘る一部の休止を爲さんとするときは其の事由及休止の期間を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

輕金屬製造會社其の事業の一月以上三月未満の一部の休止を爲すときは遲滞なく之を商工大臣に届出づべし

輕金屬製造會社前二項に依り休止したる事業を再び開始したるときは遲滞なく之を商工大臣に届出づべし

第十六條 輕金屬製造事業法第十四條第二項の規定に依り合併の決議の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に當事者連署の上之を商工大臣に提出すべし

- 一 合併の方法及條件
- 二 合併の時期
- 三 合併を必要とする事由
- 四 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第一條第一項各號に掲ぐる事項

- 附すべし
- 一 合併契約を證する書類
 - 二 合併條件決定の基礎を明にする書類
 - 三 合併に關する株主總會の決議録の謄本
 - 四 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第一條第二項第一號乃至第十號及第十三號に掲ぐる書類並に定款
 - 五 合併の當事者たる會社の商法の規定に依り合併の決議の日より二週間内に作成したる財産目録及貸借對照表
 - 六 合併の相手方が輕金屬製造會社に非ざる會社なるときは其の定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿
 - 第十七條 輕金屬製造會社の合併終了したるときは合併後存続する會社又は合併に因りて設立したる會社は遲滞なく之を商工大臣に届出づべし

- の規定に該當するものなることを證する書類
- 第十八條 輕金屬製造事業法第十四條第二項の規定に依り解散の決議の認可を受けんとする者は解散を必要とする事由を記載したる認可申請書に解散に關する株主總會の決議録の謄本を添附し之を商工大臣に提出すべし
- 第十九條 輕金屬製造會社は毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の事業計畫を定め一月三十一日迄に商工大臣に之を届出づべし
- 前項の届出書には左に掲ぐる事項を記載すべし
- 一 事業計畫の概要
 - 二 操業計畫の概要
 - 三 設備の増設又は變更の計畫の概要
 - 四 月別製造定數量及價額
 - 五 月別販賣定數量
 - 六 原料及材料の取得先別取得定數量
 - 七 收支豫算

第二十條 輕金屬製造會社は毎年四月三十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前年四月一日より其の年の三月三十一日に至る期間の事業年報を商工大臣に提出すべし

一 事業經營の概況

二 操業の概況

三 製造及販賣の數量及價額

四 三月三十一日に於ける設備の概況

第二十一條 輕金屬製造會社は營業年度毎に株主總會終結後遲滞なく輕金屬製造事業の收支決算書に財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類、株主名簿及輕金屬製造事業法第四條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十二條 輕金屬製造會社は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前月の事業月報を商工大臣に提出すべし

一 製造數量及價額

二 販賣先別販賣數量及價額

三 製品の月末在庫數量

四 原料及材料の取得先別取得數量及價額

第二十三條 輕金屬製造事業法第十九條のアルミニウム、アルミナ若はマグネシウムの原料又は其の製造に必要な材料は左に掲ぐるものとす

- 一 ボーキサイト

二 ビッチコークス

三 螢石

四 水晶石

第二十四條 輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令は商工大臣之を告示し且當該命令を受けたる會社の本店及支店の所在地を管轄する登記所に之を通知す輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令を取消したるとき亦同し

第二十五條 輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令を受けたる會社(以下受命會社と稱す)は其の命令を受けたる後十四日以内に左に掲ぐる書類を商工大臣に提出すべし

一 取締役及監査役の氏名、住所、職業及經歷を記載したる書類

二 定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿

三 輕金屬製造事業法第二十三條第一項第一項の規定に該當するものなることを證する書類

第二十六條 受命會社輕金屬製造事業法第二十四條の許可を受けんとするときは同法第二十二條の規定に依る命令を受けたる事業

(以下受命事業と稱す)以外の事業の兼營を必要とする事由を記載したる許可申請書に兼營せんとする事業の事業計畫の概要を記載したる書類、事業資金總額及其の調達方法を記載したる書類並に事業收支目論見書を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十七條 アルミニウムの買入及販賣に關し輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令ありたるときはアルミニウムの製造

輸入又は移入を業とする者は其の製造、輸入又は移入に係るアルミニウムの全部を第二十八條の規定に従ひ當該受命會社に賣渡すべしマグネシウムの買入及販賣に關し輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令ありたる

ときはマグネシウムに關し亦同し

第二十八條 アルミニウム又はマグネシウムの製造、輸入又は移入を業とする者は當該受命會社より價格、數量、受渡時期、受渡場所其他取引上必要な事項を指示して買入契約の申込ありたるときは遲滞なく契約を締結することを要す但し商工大臣正當の事由ありと認むる場合は此の限に在らずアルミニウム又はマグネシウムの製造、輸入又は移入を業とする者は前項の契約に従ひ當該受命會社に對しアルミニウム又はマ

グネシウムの引渡を爲すことを要す

第二十九條 受命會社輕金屬製造事業法第二十六條の認可を受けんとするときは認可申請書に價格算出の基礎を明にしたる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

第三十條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條の規定に依り取締役又は監査役の選任又は解任の決議の認可を受けんとするときは認可申請書に取締役又は監査役の選任又は解任に關する株主總會の決議録の謄本及選任せんとする取締役又は監査役の履歴書を添附し之を商工大臣に提出すべし

第三十一條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條の規定に依り定款の変更の決議の認可を受けんとするときは定款の変更を必要とする事由を記載したる認可申請書に定款の変更に關する株主總會の決議録の謄本を添附し之を商工大臣に提出すべし

第三十二條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條の規定に依り利益金の處分の決議の認可を受けんとするときは認可申請書に財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する株主總會の決議録の謄本及收支決算書(受命事業と其の他の事業とに區別して記載すべし)を添附

し之を商工大臣に提出すべし

第三十三條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條の規定に依り社債の募集の決議の認可を受けんとするときは社債の募集を必要とする事由並に第十一條第一項第一號及第二號に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に第十一條第三項第二號乃至第五號に掲ぐる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

第三十四條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條の規定に依り合併の決議の認可を受けんとするときは第十六條第一項第一號乃至第三號に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に第十六條第二項第一號乃至第三號及第五號に掲ぐる書類、合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社の定款並に合併の相手方が受命會社に非ざる會社なるときは其の定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿を添附し當事者連署の上之を商工大臣に提出すべし

第三十五條 受命會社の合併終了したるときは合併後存続する會社又は合併に因りて設立したる會社は準備なく之を商工大臣に届出づべし

前項の届出書には第十七條第二項第一號及第二號に掲ぐる書類並に輕金屬製造事業法第二十三條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類を添附すべし

第三十六條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條の規定に依り解散の決議の認可を受けんとするときは解散を必要とする事由を記載したる認可申請書に解散に關する株主總會の決議録の謄本を添附し之を商工大臣に提出すべし

第三十七條 受命會社債還期限一年以上又は一口の金額が拂込みたる株主總額を越ゆる借入金と爲さんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

一 借入金金額
二 借入先
三 借入金の利率及償還期限其の他の條件
四 借入金を爲すを必要とする事由

第三十八條 受命會社は輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令を受けたる後一週間以内に左に掲ぐる事項を記載したる業務規程を定め商工大臣の認可を受くべし

三 移出及移入に關する事項

四 受渡に關する事項

五 代金決済に關する事項

六 取引の違約に關する事項

第三十九條 受命會社は毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の事業計畫を定め一月三十一日迄に左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし但し第一回の事業計畫に付ては輕金屬製造事業法第二十二條の規定に依る命令を受けたる後一月以内に之を提出すべし

一 事業計畫の概要

二 月別買入先別買入豫定數量

三 月別仕出地別輸入及移入豫定數量

四 月別販賣先別販賣豫定數量

五 月別仕向地別輸出及移出豫定數量

六 收支豫算

第四十條 受命會社は毎年四月三十日迄に事業經營の概況並に買入及販賣の數量及價額を記載したる前年四月一日より其の年の三月三十一日に至る期間の事業年報を商工大臣に提出すべし

第四十一條 受命會社は營業年度毎に株主總會終結後準備なく輕金屬製造事業法第二十三條第一項第二項の規定に該當するものな

ることを證する書類に株主名簿を添附し之を商工大臣に提出すべし

第四十二條 受命會社は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前月の事業月報を商工大臣に提出すべし

一 買入先別買入數量及價額
二 仕出地別輸入及移入數量及價額
三 販賣先別販賣數量及價額
四 仕向他別輸出及移出數量及價額
五 月末在庫新量

第四十三條 輕金屬製造事業法第十六條第三項及第三十一條第三項の證票は別記様式第一號及第二號に依る

第四十四條 輕金屬製造會社を除くの外アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造を爲す者は毎年四月三十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前年四月一日より其の年の三月三十日に至る期間の事業年報を商工大臣に提出すべし

一 事業經營の概況
二 製品の種類
三 製造方法
四 三月三十一日に於ける製造設備及主要附屬設備並に其の能力(工場圖及設備配置圖を添附すべし)

五 月別製造新量及價額

六 月別販賣先別販賣新量及價額

七 三月三十一日に於ける製品中の在庫新量

八 原料及材料の月別取得新量及價額並に

三月三十一日に於ける在庫新量

第四十五條 受命會社を除くの外アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの輸入又は移入を爲す者は毎年四月三十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前年四月一日より其の年の三月三十一日に至る期間の事業年報を商工大臣に提出すべし

一 事業經營の概況
二 月別仕出地別輸入新量及價格
三 月別仕出地別移入數量及價格
四 月別販賣先別販賣數量及價格
五 三月三十一日に於ける在庫數量

附 則

本則は輕金屬製造事業法施行の日より之を施行す
本則施行の際現に輕金屬製造事業法第三條の規定に依り許可を受くべき輕金屬製造事業を營む者は本則施行後一月以内に第一條第一項各號に掲ぐる事項及最近一年間に於ける製造及販賣の實績を記載したる書類に同條第二項第一號、第三號、第七號、第八號及第十一號

乃至第十三號に掲ぐる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

輕金屬製造事業法第三條の規定に依り許可を受くべき輕金屬製造事業を營むる本則施行の際現に其の設備の建設工事中に在る者は本則施行後一月以内に第一條第一項各號に掲ぐる事項を記載したる書類に同條第二項各號に掲ぐる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし
第二項の規定に該當する者にして本則施行の際現に輕金屬製造事業法第六條の規定に依り許可を受くべき設備の増設又は變更の工事中に在るものは本則施行後一月以内に製品の種類及製造方法並に増設し又は變更せんとする設備及其の製造能力を記載したる書類に工事完成の豫定期を記載したる書類及第一條第一項第二號乃至第十條に掲ぐる書類(最近一年間に於ける毎月の製造及販賣の實績を記載したる書類を除く)を添附し之を商工大臣に提出すべし

前三項の規定に依る書類の提出を怠りたる者に付ては輕金屬製造事業法附則第二項乃至第四項の規定に依る許可は其の効力を失ふ(別記様式略)

輕金屬製造研究獎勵金交付規則

(昭和十四年九月十六日 商工省令第五十二號)

第一條 商工大臣は本則に依り輕金屬の製造に關する研究又は試験(以下單に研究と稱す)を爲す者に對し獎勵金を交付す

第二條 獎勵金は左に掲ぐる原料に依るアルミナの製造又は鹽化マグネシウム以外の原料に依るマグネシウムの製造に關する研究にして商工大臣の適當と認むるものに付之を交付す

- 一 明礬石
- 二 礬土頁岩
- 三 磷酸礬土
- 四 霞石
- 五 粘土
- 六 其他商工大臣に於て適當と認むるもの

獎勵金の額は研究に要したる費用の半額以内とす
第三條 獎勵金の交付を受けんとする者は毎年四月三十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 研究に使用せんとする原料
- 二 研究の期間
- 三 研究に關する從來の經過
- 四 研究に關する計畫
- 五 研究費豫算
- 六 研究の擔當主任者
- 七 交付を受けんとする獎勵金の額(年次別に記載すべし)

前項の申請書には法人に在りては定款、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金の處分に關する書類を、個人に在りては事業及財産の概況を記載したる書類を添附すべし

第四條 獎勵金交付の指令を受けたる者前條第一項第一號乃至第六號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め商工大臣の承認を受くべし

第五條 獎勵金交付の指令を受けたる者は研究日誌、設備臺帳、及研究費收支簿を備へ研究日誌には研究の經過を、設備臺帳には研究用設備の内容を、研究費收支簿には研究に關する收支を記載すべし
研究費收支簿に記載したる收支に付ては之を證するに足る書類を備へ置くべし

第六條 獎勵金交付の指令を受けたる者は一

定の期間毎に研究の状況及其の收支計算を商工大臣に報告すべし

第七條 獎勵金交付の指令を受けたる者は商工大臣の承認を受くるに非ざれば當該研究を中止し又は廢止することを不得す

獎勵金交付の指令を受けたる者他人をして當該研究を承繼せしめんとするときは當事者連署の上商工大臣の承認を受くべし

第八條 獎勵金は當該研究以外の目的に之を使用することを不得す

第九條 研究費を以て設置したる設備は當該研究を終了する迄商工大臣の承認を受くるに非ざれば之を讓渡し又は當該研究以外の目的に使用することを不得す

第十條 商工大臣は獎勵金交付の指令を受けたる者に對し當該研究の終了する迄何時にても研究に關する報告を爲さしめ、書類、帳簿又は研究の状況を検査し其他監督上必要な事項を命ずることを得

第十一條 左の各號の一に該當する場合に於ては商工大臣は獎勵金交付の指令を取消し獎勵金の額を減少し又は交付したる獎勵金の全部若は一部の返還を命ずることあるべし

一 本則又は本則に基き命じたる事項に違

反したるとき

- 二 獎勵金交付の條件に違反したるとき
- 三 不正の行爲又は怠慢ありたるとき
- 四 研究遂行の見込なきに至りたるとき
- 五 研究費の決算額が豫算額と著しく相違したるとき
- 六 研究に關する計畫を變更し又は研究を中止し若は廢止したるとき

附 則

本則は輕金屬製造事業法施行の日より之を施行す

第三條第一項中四月三十日迄とあるは昭和十四年に在りては十月三十一日迄とす

機械關係

工作機械製造事業法

(昭和十三年三月三十日)
法律第四十號

第一條 本法は國防の整備及産業の發達を期する爲本邦に於ける工作機械製造事業の確立を圖ることを目的とす

第二條 本法に於て工作機械製造事業と稱するは命令を以て定むる工作機械の製造を爲す事業を謂ふ

第三條 工作機械製造事業を營まんとする者は政府の許可を受くべし但し其の設備が命令の定むる規模に達せざるものに付ては此の限に在らず

本法に定むるものの外前項の許可に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第四條 前條の許可を受くことを得べき者は帝國法令に依り設立したる株式會社にして其の株主の半數以上、取締役の半數以上、資本の半數以上及議決

權の過半數が帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬するものに限る

前項の法人は其の社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半數以上若は議決權の過半數が外國人又は外國法人に屬せざるものなることを要す

前條の許可を受けたる者前二項の規定に該當せざるに至りたるときは許可は其の效力を失ふ

第五條 第三條の許可を受けたる會社(工作機械製造會社)は政府の指定する期間内に其の事業を開始すべし

政府は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することを得

工作機械製造會社前二項の期間内に其の事業を開始せざるときは第三條の許可は其の效力を失ふ

第六條 工作機械製造會社其の設備を増設し又は變更せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

第七條 工作機械製造會社政府の認可を受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる規模以

上の設備を新設し又は増設したるときは設備完成の年及其の翌年より五年間其の新設し又は増設したる設備を以て營む工作機械製造事業に付所得稅及營業收益稅を免除す

前項の工作機械製造會社其の設備完成前其の一部を以て工作機械製造事業を營む場合に於ても其の事業に付所得稅及營業收益稅を免除す但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざるときは此の限に在らず

第八條 北海道府縣及市町村其他之に準ずべきものは前條の規定に依り所得稅及營業收益稅を免除せられたる工作機械製造會社には其の免除せられたる事業に對し課稅することを得ず但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 第七條の規定に依り所得稅及營業收益稅の免除を受くべき事業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認むべき事實ある者は前事業者が第七條の規定に依る所得稅及營業收益稅免除期間内に在るときは其の期間を承繼す

第十條 工作機械製造會社政府の認可を

受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる規模以上の設備を新設し又は増設し其の設備に付勅令の定むる所に依り償却を爲したる場合に於て其の償却額が其の設備完成の日の屬する營業年度の翌營業年度より起算し一年を營業年度とするものに在りては第五營業年度末、六月を營業年度とするものに在りては第十營業年度末に於て當該設備の價額の六割に達せざるときは政府は之に達せしむべき金額を補給すべし

前項に規定する最終營業年度の翌營業年度以降每營業年度に於て當該設備を以て營む工作機械製造事業より生ずる利益金額が勅令を以て定むる金額を超過するときは其の超過額は先づ之を前項の規定に依る補給金の償還に充つべし

第十一條 詐欺の行爲を以て前條の規定に依る補給金の交付を受けたる者に對しては其の金額を返還せしむ

前項の規定に依る返還金は國稅滯納處分の例に依り之を徵收することを得但し先取特權の順位は國稅に次ぐものとす

第十二條 工作機械製造會社其の事業の爲必要な器具、機械又は材料を政府の認可を受け輸入するときは本法施行の日より五年間命令の定むる所に依り輸入税を免除す

第十三條 工作機械製造會社は事業擴張の場合に於て政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第十四條 工作機械製造會社は政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の二倍を超過することを不得

最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる株金額に満たざるときは前項の規定を適用せず

第一項の規定に依り募集する社債に付ては工場抵當法に依り會社の事業に屬するものを抵當と爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て政府其の必要なしと認めたるときは此の限に在らず

第十五條 工作機械製造會社其の事業の

全部又は一部を讓渡し、廢止し又は休止せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

工作機械製造會社の合併又は解散の決議は命令の定むる所に依り政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十六條 第十條第一項の規定に依り政府の認可を受けたる工作機械製造會社は命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府に之を届出づべし之を變更せんとすとき亦同じ

政府必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第十七條 第十條第一項の規定に依り政府の認可を受けたる工作機械製造會社は同項に規定する最終營業年度迄每營業年度に受ける利益金の處分に付政府の認可を受くべし

第十條第一項の規定に依り補給金の交付を受けたる工作機械製造會社は同條第二項の規定に依り補給金の償還を終了する營業年度迄每營業年度に於ける利益金の處分に付亦前項に同じ

第十八條 政府は工作機械製造會社に對し業務及財産の狀況に關し報告を爲さしむることを得

政府は工作機械製造會社に對し業務及會計に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得
政府監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして工作機械製造會社の事務所、營業所、工場、倉庫其の他の場所に臨檢し業務若は財産の状況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得此の場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第十九條 政府公益上必要ありと認むるときは工作機械製造會社に對し工作機械の販賣價格若は販賣條件の變更を命じ又は工作機械の需要供給を調節する爲必要なる事項を命ずることを得
政府公益上必要ありと認むるときは工作機械製造會社に對し其の設備の擴張又は改良を命ずることを得

第二十條 政府軍事上必要ありと認むるときは工作機械製造會社に對し特殊工作機械の製造、工作機械に關する特殊事項の研究又は特殊設備の施設其の他軍事上必要なる事項を命ずることを得
第二十一條 第十九條第二項又は前條の規定に依り爲したる命令に因り生じたる損失は勅令の定むる所に依り政府之

を補償す

前項の補償を伴ふべき命令は之に因り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を經たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す

第二十二條 政府は命令の定むる所に依り政府の指定する工作機械の試作を爲す者に對し豫算の範圍内に於て獎勵金を交付することを得

第二十三條 工作機械の輸入が工作機械製造事業の確立を妨ぐる虞あるときは政府の定むる所に依り期間を定め工作機械の輸入を制限することを得

第二十四條 工作機械の輸入に因り其の市價の低落を來し工作機械製造事業の確立を妨ぐるの虞あるときは政府は勅令の定むる所に依り關稅調査委員會の議を経て期間を定め工作機械に對し關稅率法別表輸入稅表に定むる輸入稅の外其の物品の價格の五割に相當する金額以下の輸入稅を課することを得

第二十五條 政府は工作機械製造會社を除くの外工作機械又は工作機械部分品の製造を爲す者に對し命令の定むる所に依り業務又は設備の状況に關し必要なる事項を届出でしむることを得

第二十六條 政府第三條の許可、第六條の許可(命令の定むる規模以上の設備に關するものに限る)、第十九條の命令第二十一條の補償金額の決定又は第二十三條の制限を爲さんとするときは工作機械製造事業委員會の議を經べし
工作機械製造事業委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第二十七條 工作機械製造會社本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反し又は公益を害する行為を爲したるときは政府は其の業務を停止し若は制限し、第三條の許可を取消し、取締役若は其の職務を行ふ監督役の解任を爲し又は之に對し第十條の規定に依る補給金の全部若は一部を交付せず若は交付したる補給金の全部若は一部を返還せしむることを得

第二十八條 左の各號の一に該當する者は五千圓以下の罰金に處す
一 第三條の規定に違反し許可を受けずして工作機械製造事業を営みたる者

二 第二十三條の規定に依る制限に違反して工作機械の輸入を爲したる者

第二十九條 左の各號の一に該當する者は二千圓以下の罰金に處す
一 第六條の規定に違反して設備を増設し又は變更したる者

二 第十五條第一項の規定に違反して事業を譲渡し、廢止し又は休止したる者

三 第十六條第一項の規定に違反して事業計畫の届出を爲さず又は届出でたる事業計畫を實施せざる者

四 第十六條第二項の規定に依る變更命令に違反して事業計畫を實施したる者

五 第十七條の規定に違反し認可を受けずして利益金の處分を爲したる者

六 第十九條の規定に依る命令に違反したる者

七 第二十條の規定に依る命令に違反したる者

第三十條 第十八條第二項の命令又は處分に違反したる者は千圓以下の罰金に處す

第三十一條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す
一 第十八條第一項の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者

工作機械製造事業法施行令

(昭和十三年七月九日勅令第五百號)

第一條 工作機械製造事業法第二條の工

は二千圓以下の罰金に處す

一 第六條の規定に違反して設備を増設し又は變更したる者

二 第十五條第一項の規定に違反して事業を譲渡し、廢止し又は休止したる者

三 第十六條第一項の規定に違反して事業計畫の届出を爲さず又は届出でたる事業計畫を實施せざる者

四 第十六條第二項の規定に依る變更命令に違反して事業計畫を實施したる者

五 第十七條の規定に違反し認可を受けずして利益金の處分を爲したる者

六 第十九條の規定に依る命令に違反したる者

七 第二十條の規定に依る命令に違反したる者

第三十條 第十八條第二項の命令又は處分に違反したる者は千圓以下の罰金に處す

第三十一條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す
一 第十八條第一項の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者

二 第十八條第三項の規定に依る當該官吏の臨檢検査を拒み、妨げ若は忌避し又は其の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者

第三十二條 營業者は其の代理人、戸主家族、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第三十三條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第三十四條 第二十五條の規定に依る届出を怠り又は不正の届出を爲したる者は百圓以下の過料に處す

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料に之を準用す

附 則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む
本法施行の際現に第三條の規定に依り許

可を受くべき工作機械製造事業を営む者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す
前項の者にして本法施行の際現に第六條の規定に依り許可を受くべき設備の増設又は變更の工事中に在るものは命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す

第三條の規定に依り許可を受くべき工作機械製造事業を營む爲本法施行の際現に其の設備の建設工事中に在る者は命令の定むる所に依り本法施行の日より之を同條の許可を受けたる者と看做す
前二項の規定に該當する者の當該設備に關しては第七條、第八條及第十條の規定は之を適用せず

工作機械製造事業法は昭和十三年七月九日より之を施行す(昭和十三年七月九日勅令第四百九十九號)

作機械は切削研磨用の金屬工作機械とす

第二條 工作機械製造事業法第三條の許可は工場毎に之を爲すものとす

第三條 二以上の工場に於て工程を分解して工作機械の製造を行ふ場合は其の範圍内に於て之を一の工場と看做す

第四條 工作機械製造事業法第三條第一項但書の規模は一の工場に於て設備したる工作機械二百臺を備ふるものとす但し命令の定むる工作機械を製造する者に在りては其の製造に用ふる設備したる工作機械五十臺を備ふるものとす

前項に規定する設備したる工作機械は第一條に規定する工作機械とす

第五條 商工大臣は工作機械の需要供給を參酌し工作機械製造事業の健全なる發達に支障ありと認むるときは工作機械製造事業法第三條の許可を爲さざることを得

第六條 設備したる工作機械二百臺以上を備ふる工作機械製造會社設備したる工作機械を三十臺以上増設し又は變更せんとするときは其の増設し又は變更せんとする工作機械及其の他の設備に付工作機械製造事業法第六條の許可を受く

べし設備したる工作機械二百臺未滿を備ふる工作機械製造會社設備したる工作機械を十臺以上増設し又は變更せんとするも亦同じ

前項に規定する設備したる工作機械は第一條に規定する工作機械とす

第七條 工作機械製造事業法第七條第一項の規模は其の設備の價額(土地の價額を除く)百五十萬圓に該當するものとす

第八條 工作機械製造事業法第七條の規定に依り所得税又は營業收益税の免除を受けんとする者は所得税法第二十四條又は營業收益税法第十一條の規定に依り所得又は純益金額を申告するときは其の旨所轄稅務署に申請すべし

前項の場合に於ては所得税及營業收益税の免除を受くる事業より生ずる所得又は純益と其の他の所得又は純益とを有するときは之を區別したる計算書を添附すべし

第九條 工作機械製造事業法第十條第一項の規模は其の設備價額(土地の價額を除く)五百萬圓に該當するものとす

第十條 工作機械製造事業法第十條第一項の規定に依り償却すべき金額は毎營業年度當該設備を以て營む工作機械製造事業より生ずる利益金額を左の各級に區分し遞次に適用して云を算出したる金額以上とす

拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を以て算出したる金額以下

同百分の六の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の七十

同百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の六十

同百分の十五の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の四十

同百分の二十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の三十

同百分の二十五の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の二十

したる金額を越ゆる金額 百分の二十

前項の場合に於て當該設備に對する償却額は利益金額計算上之を支出に算入せず

第十二條 前二條の拂込みたる株金額は當該營業年度に於ける各月末の拂込みたる株金額の月割平均を以て之を計算す

第十三條 前條の場合に於て當該設備を以て營む工作機械製造事業と其の他の事業とを營む工作機械製造會社の拂込みたる株金額は總資産價額に對する當該設備を以て營む工作機械製造事業よ

業年度當該設備を以て營む工作機械製造事業より生ずる利益金額を左の各級に區分し遞次に適用して云を算出したる金額以上とす

拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を以て算出したる金額以下

同百分の六の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の七十

同百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の六十

同百分の十五の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の四十

同百分の二十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の三十

同百分の二十五の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の二十

したる金額を越ゆる金額 百分の二十

前項の場合に於ては當該設備に對する償却額は利益金額計算上之を支出に算入せず

第十一條 工作機械製造事業法第十條第二項の金額は當該設備を以て營む工作機械製造事業より生ずる利益金額を左の各級に區分し遞次に各率を適用して算出したる金額に當該設備の價額に當該設備の價額に對し年百分の四に相當

途又は前條の規定に依り認可を受けたる他の用途に供せざるときは其の輸入税を追徴す但し已むを得ざる事由に依り期間の延長に付商工大臣の認可を受け其の旨税關に申告したるときは此の限に在らず

第十八條 工作機械製造事業法第二十六條の規模は其の設備の價額百五十萬圓に該當するものとす

附則 本令は工作機械製造事業法施行の日より之を施行す

工作機械製造事業法施行規則

(昭和十三年七月九日) (商工省令第五十號)

第一條 工作機械製造事業法施行令第四條第一項但書の工作機械は左に掲ぐるものとす

自動旋盤
精密ネヂ切旋盤
精密卓上旋盤
精密ネヂ立盤

機械關係

精密卓上ボール盤

ジク中グリ盤

フライン中グリ盤

ネチ切フライス盤

精密卓上フライス盤

スプライン軸フライス盤

心無研磨盤

ネチ研磨盤

精密卓上研磨盤

スプライン軸研磨盤

齒車研磨盤

ウイディア工具研磨盤

砥上盤

齒切盤(ウオーム齒切盤を含む)但しホ

ブ盤を除く

ブローチ盤

第二條 工作機械製造事業法第三條の許

可を受けんとする者は左に掲ぐる事項

を記載したる許可申請書を商工臣に提

出すべし

一 工場名稱及位置

二 製品の種類

三 設備たる工作機械及其の他の設備

(工場圖及設備配置圖を添附すべし)

四 製造能力

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類

を添附すべし

一 工事の著手及完成の豫定期間並に

事業開始の豫定期間を記載したる書

類

二 製品に關する規格其の他の説明を

記載したる書類

三 部分品及材料の取得方法を記載し

たる書類

四 技術者及職工の雇傭及養成に關す

る説明を記載したる書類

五 工事計畫の概要を記載したる書類

六 工事費豫算書

七 事業資金の總額及其の調達方法を

記載したる書類

八 製造及販賣の豫定計畫を記載した

る書類並に工作機械製造事業を既に

開始せる者に在りては最近一年間に

於ける製造及販賣の實績を記載した

る書類

九 事業收支目論見書

十 定款、登記簿の謄本、財産目録、

貸借対照表、營業報告書、損益計算

書、利益金の處分に關する書類及株

主名簿

十一 工作機械製造事業法第四條第一

項第二項の規定に該當するものなる

ことを證する書類

十二 工作機械製造事業以外の事業を

兼營する場合に於ては其の兼營事業

の概要を記載したる書類

第十三條 前條の規定は工作機械製造事業

法施行令第七條に規定する規模以上の

設備の増設に付工作機械製造事業法第

六條の許可を受けんとする場合に之を

準用す

前項の場合を除くの外工作機械製造事

業法第六條の許可を受けんとする者は

製品の種類並に増設し又は變更せんと

する設備及其の製造能力を記載したる

許可申請書に工事の著手及完成の豫定

時期を記載したる書類並に前條第二項

第五號乃至第九號に掲ぐる書類(最近

一年間に於ける製造及販賣の實績を記

載したる書類を除く)を添附し之を商

工大臣に提出すべし

第十四條 工作機械製造事業法第三條又は

第六條の許可を受けたる者其の設備を

完成し又は其の事業を開始したるとき

は遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第十五條 工作機械製造事業法施行令第七

條、第九條及第十八條に於て設備の價

額とあるは土地の價額を含まざるもの

とす

第六條 工作機械製造事業法第七條第一

項の認可は同法第三條又は第六條の許

可申請と同時に商工大臣に之を申請す

べし

第七條 前條の規定は工作機械製造事業

法第十條第一項の認可を受けんとする

場合に之を準用す

第八條 工作機械製造事業法施行令第十

四條の物品は左に掲ぐるものとす

一 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる

物品にして本則の別表に掲ぐるもの

二 前號に該當する器具又は機械の部

分品及附屬品

三 第一號に該當する機械と共に一組

として輸入せらるる附屬原動機及其

の附屬装置

第九條 工作機械製造事業法第十二條の

認可を受けんとする者は左に掲ぐる事

項に記載したる認可申請書を商工大臣

に提出すべし

一 輸入せんとする物品の品名、型式

能力、性質、數量及價額

二 輸入せんとする物品の用途

三 輸入を必要とする事由

四 製造者及輸出者

機械關係

五 輸入豫定の時期及港

前項第五號に掲ぐる事項を變更せんと

するときは豫め之を商工大臣に届出づ

べし

第十條 工作機械製造事業法施行令第十

六條の認可を受けんとする者は左に掲

ぐる事項を記載したる認可申請書に輸

入認可書寫を添附し之を商工大臣に提

出すべし

一 用途を變更せんとする物品の品名

數量及用途

二 變更せんとする用途

三 用途の變更を必要とする事由

四 輸入の年月日及港

第十一條 工作機械製造事業法施行令第

十七條但書の認可を受けんとする者は

左に掲ぐる事項を記載したる認可申請

書に輸入認可書寫を添附し之を商工大

臣に提出すべし

一 輸入したる物品の品名、數量及用

途

二 延長せんとする期間

三 期間の延長を必要とする事由

第十二條 工作機械製造事業法第十二條

の規定に依り輸入稅の免除を受けたる

物品を目的たる用途に供したるときは

遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる

届出書に輸入認可書寫を添附し之を商

工大臣に提出すべし

一 輸入したる物品の品名、數量及用

途

二 用途に供したる年月日

三 輸入の年月日及港

工作機械製造事業法第十二條の規定に

依り輸入稅の免除を受けたる物品を目

的たる用途に供せざるに至りたるとき

は遅滞なく其の事由並に前項第一號及

第三號に掲ぐる事項を記載したる届出

書に輸入認可書寫を添附し之を商工大

臣に提出すべし

第十三條 工作機械製造事業法第十三條

の認可を受けんとする者は左に掲ぐる

事項を記載したる認可申請書を商工大

臣に提出すべし

一 増加すべき資本の總額及第一回拂

込の時期及金額

二 資本増加の方法

三 資本増加を必要とする事由

前項の認可申請書には左に掲ぐる書類

を添附すべし

一 事業擴張に關する説明書

二 増加すべき資本を以て支辨せんと

する設備の概要を記載したる書類
 (工事概算書を添附すべし)
 三 資本増加に關する株主總會の決議の附本
 四 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄本
 五 最終の貸借對照表
 第十四條 工作機械製造事業法第十四條第一項の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし
 一 社債の總額
 二 社債の利率
 三 社債募集を必要とする事由
 前項の場合に於て擔保附社債信託法に依り社債の總額を數回に分ち發行せんとするものなるときは認可申請書に前項第一號及第三號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし
 一 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示
 二 社債の利率の最高限度
 前二項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 一 社債を以て支辨せんとする設備の概要を記載したる書類(工事費概算書を添附すべし)
 二 社債募集に關する株主總會の決議の附本
 三 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄本
 四 最終の貸借對照表
 五 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額の登記抄本
 六 信託證書案
 七 工場抵當法に依り抵當と爲すべき物件の目録
 八 前號の擔保物件の帳簿價格を最終の財産目録の科目別に記載したる書類
 第一項の場合に於て工作機械製造事業法第十四條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは認可申請書に第一項各號に掲ぐる事項の外擔保を供せざる特別の事由を詳記し前項第一號乃至第五號に掲ぐる書類並に社債發行の條件及社債募集の方法に關する説明書を添附すべし
 第十五條 工作機械製造事業法第十四條第一項の認可を受けたる後信託契約又は擔保物件に変更ありたるときは遅滞なく之を商工大臣に届出ずべし
 第十六條 工作機械製造事業法第十五條第一項の規定に依り工作機械製造事業の譲渡の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし
 一 譲渡すべき事業の範圍
 二 譲渡の價格及時期
 三 譲渡を必要とする事由
 四 事業の全部を譲渡する場合に於ては讓受人に付第二條第一項各號に掲ぐる事項
 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 一 譲渡契約を證する書類
 二 譲渡價格算定の基礎を明かにする書類
 三 譲渡に關する株主總會の決議書の附本
 四 事業の全部を譲渡する場合に於ては讓受人に付第二條第二項各號に掲ぐる書類
 事業の全部を譲渡する場合に於ては第一項の許可申請書に讓受人連署すべし
 第十七條 工作機械製造事業の譲渡終了したるときは讓渡人は遅滞なく之を商

工大臣に届出づべし
 事業の全部を譲渡したる場合に於ては前項の届出書に讓受人連署すべし
 第十八條 工作機械製造會社其の事業の全部若の一部の廢止、全部の休止又は六月以上に亘る一部の休止を爲さんとするときは其の事由及休止の期間を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし
 工作機械製造會社其の事業の一月以上六月未満の一部の休止を爲すときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし
 工作機械製造會社前二項に依り休止したる事業を再び開始したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし
 第十九條 工作機械製造事業法第十五條第二項の規定に依り合併の決議の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に當事者連署の上之を商工大臣に提出すべし
 一 合併の方法及條件
 二 合併の時期
 三 合併を必要とする事由
 四 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第二條第一項各號に掲ぐる事項
 機械關係
 書を添附すべし)
 二 社債募集に關する株主總會の決議の附本
 三 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄本
 四 最終の貸借對照表
 五 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額の登記抄本
 六 信託證書案
 七 工場抵當法に依り抵當と爲すべき物件の目録
 八 前號の擔保物件の帳簿價格を最終の財産目録の科目別に記載したる書類
 第一項の場合に於て工作機械製造事業法第十四條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは認可申請書に第一項各號に掲ぐる事項の外擔保を供せざる特別の事由を詳記し前項第一號乃至第五號に掲ぐる書類並に社債發行の條件及社債募集の方法に關する説明書を添附すべし
 第十五條 工作機械製造事業法第十四條第一項の認可を受けたる後信託契約又は擔保物件に変更ありたるときは遅滞なく之を商工大臣に届出ずべし
 第十六條 工作機械製造事業法第十五條第一項の規定に依り工作機械製造事業の譲渡の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし
 一 譲渡すべき事業の範圍
 二 譲渡の價格及時期
 三 譲渡を必要とする事由
 四 事業の全部を譲渡した場合に於ては讓受人に付第二條第一項各號に掲ぐる事項
 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 一 譲渡契約を證する書類
 二 譲渡價格算定の基礎を明かにする書類
 三 譲渡に關する株主總會の決議書の附本
 四 事業の全部を譲渡した場合に於ては讓受人に付第二條第二項各號に掲ぐる書類
 事業の全部を譲渡する場合に於ては第一項の許可申請書に讓受人連署すべし
 第十七條 工作機械製造事業の譲渡終了したるときは讓渡人は遅滞なく之を商
 前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 一 合併契約を證する書類
 二 合併條件決定の基礎を明にする書類
 三 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第二條第二項第一號乃至第九號及第十二號に掲ぐる書類並に定款
 四 合併に關する株主總會の決議書の附本
 五 合併の當事者たる會社の商法第七十八條第一項の規定に依り作成したる財産目録及貸借對照表
 六 合併の相手在工作機械製造會社に非ざる會社なるときは其の定款、登記簿の附本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿
 第二十條 工作機械製造會社の合併終了したるときは合併後存続する會社又は合併に因りて設立したる會社は遅滞なく之を商工大臣に届出づべし
 前項の届出書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 一 登記簿の附本
 二 株主名簿
 三 工作機械製造事業法第四條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類
 第二十一條 工作機械製造事業法第十五條第二項の規定に依り解散の決議の認可を受けんとする者は解散を必要とする事由を記載したる認可申請書に解散に關する株主總會の決議書の附本を添附し之を商工大臣に提出すべし
 第二十二條 工作機械製造事業法第十條第一項の認可を受けたる工作機械製造會社は左に掲ぐる事項を記載したる毎營業年度の事業計畫書を當該營業年度開始の一月前迄に商工大臣に提出すべし
 一 事業計畫の概要
 二 設備の増設又は變更計畫の概要
 三 操業計畫の概要
 四 製造及販賣の數量及價額
 五 收支豫算
 第二十三條 工作機械製造事業法第十七條第一項又は第二項の認可を受けんとする者は認可申請書に左に掲ぐる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし
 一 工作機械製造事業の收支決算書

(工作機械製造事業法第十條第一項の認可を受け新設し又は増設したる設備を以て營む工作機械製造事業と其の他の工作機械製造事業とに區別して記載すべし)

二 當該營業年度に於ける工作機械製造事業法第十條第一項の規定に依る償却額又は同條第二項の規定に依る償還額を記載したる書類(計算書を添附すべし)

三 第一號に掲ぐる事業以外の事業の收支決算書

四 財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書及利益金の處分に關する株主總會の決議録の謄本

第二十四條 工作機械製造會社は毎年二月末日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前年の事業年報を商工大臣に提出すべし

項の認可を受くべき者に在りては株主名簿及工作機械製造事業法第四條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類を、其の他の者に在りては工作機械製造事業の收支決算書に財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類、株主名簿及工作機械製造事業法第四條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十六條 工作機械製造會社は毎月十五日迄に其の前月の業務及財産の状況を記載したる事業月報を商工大臣に提出すべし

第二十七條 工作機械製造會社を除くの外工作機械又は工作機械分部品の製造を爲す者は毎年二月末日迄に左に掲ぐる事項を記載したる前年の事業年報を商工大臣に提出すべし

一 製造及販賣の數量及價額

二 年末に於ける設備の概要

三 年末に於ける從業者數

第二十八條 工作機械製造事業法第十八條第三項の證券は別記様式に依る附 則

本則は工作機械製造事業法施行の日より之を施行す

本則施行の際現に工作機械製造事業法第三條の規定に依り許可を受くべき工作機械製造事業を營む者に在る者は本則施行後三月以内に第二條第一項各號に掲ぐる事項及最近一年間に於ける製造及販賣の實績を記載したる書類に同條第二項第二號乃至第四號、第七號及第十號乃至第十二號に掲ぐる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

工作機械製造事業法第三條の規定に依り許可を受くべき工作機械製造事業を營む爲本則施行の際現に其の設備を建設工事中に在る者は本則施行後三月以内に第二條第一項各號に掲ぐる事項を記載したる書類に同條第二項各號に掲ぐる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二項の規定に該當する者にして本則施行の際現に工作機械製造事業法第六條の規定に依り許可を受くべき設備の増設又は變更の工事中に在るものは本則施行後三月以内に製品の種類並に増設し又は變更せんとする設備及其の製造能力を記載したる書類に工事完成の豫定期間を記載したる書類及第二條第二項第五號乃至第

九號(最近一年間に於ける製造及販賣の實績を記載したる書類を除く)に掲ぐる書類を添附し之を商工大臣に提出すべし

前三項の規定に依る書類の提出を怠りたる者に付ては工作機械製造事業法附則第二項乃至第四項の規定に依る許可は其の效力を失ふ

械(ローリングマシン、ドロイイングマシン、ネールメーキングマシン、モイルディングマシン、フランジングマシン、ベンディングマシン、リヴェツチングマシン等を含む)

六〇四 別號に掲げざる機械

六〇五 機械部分品(別號に掲げざるもの)

工作機械試作獎勵金交付規則

(昭和十三年八月十九日 商工省令第七十四號)

第一條 商工大臣は本則に依り工作機械の試作を爲す者に對し毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す

第二條 獎勵金は左に掲ぐる工作機械の試作に付之を交付す

自動旋盤
精密ネヂ切旋盤
二番取旋盤
クランク軸旋盤
ジグ中グリ盤

フライン中グリ盤
ネヂ切フライス盤
スプライン軸フライス盤
做フライス盤
型彫機
心無研磨盤
内面研磨盤
ネヂ研磨盤
スプライン軸研磨盤
齒車研磨盤
萬能工具研磨盤
砥上盤
齒切盤(ホブ盤を除く)
プローチ盤

液壓式の形削盤、平削盤又は堅削盤
可變速度又は多段速度電動機を應用し齒車裝置を簡略にしたる工作機械
其の他商工大臣に於て國防上又は産業上試作を獎勵するを必要と認むるもの

第三條 獎勵金の交付を受けんとする者は毎年四月三十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし

一 試作せんとする工作機械
二 試作期間
三 試作臺數

- (別表)
- 輸入税
表番號
- 四〇八 砥石
- 四六二の二 特殊鋼
- 五三六 直尺、曲尺、卷尺、ワイヤゲージ、スクリユーピツチゲージ、シツクネスゲージ、マイクロメーター、プロトラクター、キャリパー、デイヴアイダー、レヴェル、その他類似のもの
- 五四六 タコメーター、シツプスログ、スチームエンジンデケーター、アシネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ペドメーターその他類似のもの
- 五五一 理化學及同部分品(別號に掲げざるもの)
- 五八六 パワーハムマー
- 五九六 別號に掲げざる金屬工及木工機械關係

- 四 試作計畫
 - 五 試作費豫算
 - 六 試作擔當主任者
 - 七 交付を受けんとする獎勵金の額
- 前項の申請書には法人に在りては定款、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書及利益金の處分に關する書類を、個人に在りては事業及財産の概況を記載したる書類を添附すべし
- 第四條 獎勵金交付の指令を受けたる者前條第一項第二號乃至第六號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め商工大臣の承認を受くべし
 - 第五條 勸勵金交付の指令を受けたる者は試作費收支簿を備へ試作に關する收支を記載すべし
 - 第六條 試作費收支簿に記載したる收支に付ては之を證するに足る書類を備へ置くべし
 - 第六條 獎勵金交付の指令を受けたる者は一定の期間毎に試作の状況及其の收支計算を商工大臣に報告すべし
 - 第七條 獎勵金交付の指令を受けたる者は商工大臣の承認を受くるに非ざれば當該試作を中止し又は廢止することを得ず

獎勵金交付の指令を受けたる者他人をして當該試作を承繼せしめんとするときは當事者連署の上商工大臣の承認を受くべし

- 第八條 獎勵金は當該試作以外の目的に之を使用することを不得
- 第九條 試作費を以て爲したる設備は當該試作を終了する迄商工大臣の承認を受くるに非ざれば之を讓渡し又は當該試作以外の目的に使用することを不得
- 第十條 商工大臣は獎勵金交付の指令を受けたる者に對し當該試作を終了する迄何時にても試作に關する報告を爲さしめ、書類、帳簿又は試作の状況を検査し其の他監督上必要な事項を命ずることを得
- 第十一條 獎勵金交付の指令を受けたる者左の各號の一に該當するときは商工大臣は獎勵金交付の指令を取消し、獎勵金の額を減少し又は交付したる獎勵金の全部若の一部を返還せしむることを得
 - 一 本則又は本則に基き命じたる事項に違反したるとき
 - 二 獎勵金交付の條件に違反したるとき

工作機械供給制限規則

(昭和十三年七月二十日)
(商工省令第六十號)
(改正昭和十四年商工省令第五十八號)

- 三 不正の行爲又は怠慢ありたるとき
 - 四 試作遂行の見込なきに至りたるとき
 - 五 試作費の決算額が豫算額と著しく相違するるとき
 - 六 試作に關する計畫を變更し又は試作を中止し若は廢止したるとき
- 附則
- 本則は公布の日より之を施行す
- 第三條 第一項中四月三十日迄とあるは昭和十三年に在りては十月三十一日迄とす
- 第一條 本則に於て工作機械とは切削研磨用の金屬工作機械を謂ふ
 - 第二條 設備たる工作機械三十臺以上を備ふる工作機械製造業者(以下工作機械製造業者と稱す)は兵器又は其の部分品を製造する者以外の者に對し工作機械を供給(本則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む同下同じ)することを不得但し左に掲ぐる物品若は其の

- 一 工作機械
- 二 自動車
- 三 鐵道車輛
- 四 鋼船
- 五 鑛山用機械
- 六 鈎鐵用機械
- 七 大型原動機又は大型電氣機械
- 八 球軸受又はコロ軸受
- 九 工具

部分品を製造する者に對し供給する場合、輸出する場合(輸出用として輸出業者に對し供給する場合を含む)又は特別の事情ある場合に於て商工大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

第四條 兵器又は其の部分品を製造する者工作機械製造業者より工作機械の供給を受けんとするときは工作機械製造業者に對し當該工作機械を使用して兵器又は其の部分品を製造するものなることを證する書面を交付すべし

第五條 工作機械製造業者より工作機械の供給を受けたる者は當該工作機械を轉賣し又は兵器若は其の部分品の製造以外の用途に轉用することを不得但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條 前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 轉賣し又は轉用せんとする工作機械の品名及數量
- 二 轉賣先及轉賣先に於ける用途又は轉用せんとする用途

第七條 工作機械製造業者は毎月十五日迄に左に掲ぐる事項を記載したる書類を商工大臣に提出すべし

- 一 前月の製造數量及價額(機種別に記載すべし)
- 二 前月の供給數量及價額(機種別及

航空機製造事業法

(昭和十三年三月三十日)
(法律第四十一號)

- 供給先別に記載し且各供給先に付當該工作機械を使用して製造する物品を記載すべし)
- 三 翌月の製造豫定數量及價額(機種別に記載すべし)
 - 四 翌月の供給豫定數量及價額(機種別及供給先別に記載し且各供給先に付當該工作機械を使用して製造する物品を記載すべし)
- 附則
- 本則は公布の日より之を施行す
- 第五條の規定は本則施行前に供給を受けたる工作機械に付ては之を適用せず
- 本令は昭和十四年九月三十日より之を施行す
- 第一條 本法に於て航空機製造事業と稱するは命令を以て定むる航空機又は其の機體、發動機若はプロペラの製造を爲す事業を謂ふ
 - 前項の事業を營む者の爲す航空機の部分品若は附屬品の製造、其の事業者の用ふる航空機用材料の製造又は航空機

の修理は之を當該事業の一部と看做す
 第二條 航空機製造事業を営まんとする者は政府の許可を受くべし
 第三條 前條の許可を受くることを得べき者は帝國法令に依り設立したる株式會社にして其の株主の半數以上、取締役の半數以上、資本の半額以上及議決權の過半數が帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬するものに限る
 前項の法人は其の社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が外國人又は外國法人に屬せざるものなることを要す
 前條の許可を受けたる者前二項の規定に該當せざるに至りたるときは許可は其の效力を失ふ
 第四條 第二條の許可を受けたる會社は政府の指定する期間内に其の事業を開始すべし
 政府は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することを得
 第二條の許可を受けたる會社前二項の期間内に其の事業を開始せざるときは

第二條の許可は其の效力を失ふ
 第五條 航空機製造事業を營む會社（以下航空機製造會社と稱す）は命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府に之を届出づべし之を變更せんとするとき亦同じ
 政府必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得
 第六條 政府は航空機技術委員會の議を経て航空機の機體、發動機、プロペラ部分品、材料又は附屬品に付其の規格を定むることを得
 航空機製造會社は前項の規定に依り規格を定めたるものに付ては規格に適合するものに非ざれば之を製造又は使用することを得ず但し政府の許可を受けたるものに付ては此の限に在らず
 航空機技術委員會に關する規程は勅令を以て定む
 第七條 航空機製造會社其の事業の全部又は一部を讓渡し、廢止し又は休止せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし
 航空機製造會社の合併又は解散の決議は命令の定むる所に依り政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第八條 航空機製造事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す
 第九條 航空機製造會社には勅令の定むる所に依り第二條の許可を受けたる年及其の翌年より五年間其の事業に付所得税及營業收益税を免除す
 第十條 北海道、府縣及市町村其の他之に準ずべきものは前條の規定に依り所得税及營業收益税を免除せられたる航空機製造會社には其の免除せられたる事業に對し課税することを得ず但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず
 第十一條 航空機製造會社其の事業の爲必要な器具、機械又は材料を政府の認可を受け輸入するときは本法施行の日より五年間勅令の定むる所に依り輸入税を免除す
 第十二條 航空機製造會社本邦に於て未だ製造せられたることなき航空機又は其の機體、發動機若はプロペラの製造を爲す場合に於ては政府は命令の定むる所に依り豫算の範圍内に於て之に獎勵金を交付することを得航空機の部分品、材料又は附屬品にして本邦に於て

未だ製造せられたることなきものを製造する場合亦同じ
 第十三條 航空機製造會社は事業擴張の場合に於て政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得
 第十四條 航空機製造會社は政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の二倍を超ゆることを得ず
 最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる株金額に満たざるときは前項の規定を適用せず
 第一項の規定に依り募集する社債に付ては工場抵當法に依り會社の事業に屬するものを抵當と爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て政府其の必要なしと認めたるときは此の限に在らず
 第十五條 政府は航空機製造會社に對し業務及財産の狀況に關し報告を爲さしむることを得
 政府は航空機製造會社に對し業務及會

計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得
 政府監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして航空機製造會社の事務所營業所、工場、倉庫其の他の場所に臨檢し業務若は財産の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得此の場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし
 第十六條 政府は公益上必要ありと認むるときは航空機製造會社に對し航空機又は其の機體、發動機若はプロペラの販賣價格若は販賣條件の變更を命じ又は此等製品の供給に關し必要な事項を命ずることを得
 第十七條 政府は軍事上必要ありと認むるときは航空機製造會社に對し左の各號に掲ぐる事項を命ずることを得政府公益上必要ありと認むるときは第一號乃至第五號に掲ぐる事項に付亦同じ
 一 設備の擴張又は改良
 二 政府の指定する航空機又は其の機體、發動機若はプロペラの製造
 三 航空機に關する特殊事項の研究又特殊設備の施設
 四 航空機又は其の機體、發動機若は

プロペラの製造技能者の養成
 五 航空機又は其の機體、發動機若はプロペラの製造に關し設備の共用其の他の航空機製造會社に對する協力
 六 航空機用材の保有
 七 從業者又は工場其の他の設備の政府に對する供用
 八 特殊なる事業計畫の設定又は其の計畫に付必要な演練
 九 工場の警備又は防諜上必要な施設
 十 航空機に關する資料の提出
 十一 前各號に掲ぐるものを除くの外特に必要な事項
 前項第一號乃至第四號又は第六號乃至第十一號の命令に因り生じたる損失は勅令の定むる所に依り政府之を補償す前項の補償を伴ふべき命令は之に因り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す
 第一項第五號の場合に於て費用の負擔に付當事者間に協議調はざるときは政府之を裁定す裁定に對し不服ある者は裁定の通知を受けたる日より三月内に通常裁判所に出訴することを得

第十八條 政府第十六條若は前條第一項第一號の命令又は前條第二項の補償金額の決定を爲さんとするときは勅令に別段の規定ある場合を除くの外航空機製造事業委員会の議を経べし
航空機製造事業委員会に關する規程は勅令を以て之を定む

令に違反して事業計畫を實施したる者
三 第七條第一項の規定に違反して事業を譲渡し、廢止し又は休止したる者
四 第十六條又は第十七條第一項の規定に依る命令に違反したる者

が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第十九條 航空機製造會社本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは政府の業務を停止し若は制限し、第二條の許可を取消し又は取締役若は其の職務を行ふ監査役の解任を爲すことを得

第二十三條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す
一 第十五條第一項の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者
二 第十五條第二項の規定に依る命令又は處分に違反したる者
三 第十五條第三項の規定に依る當該官吏の臨檢検査を拒み、妨げ若は回避し又は其の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
本法施行の際現に航空機製造事業を營む者又は其の事業を承繼したる者は本法施行の日より一年を限り第二條の規定に拘らず其の事業を營むことを得
前項に掲ぐる者前項の期間内に第二條の許可を申請したる場合に於て其の申請に對し許可又は不許可の處分の日迄亦前項に同じ

第二十條 航空機の部分品、材料又は附屬品の製造事業にして第一條の航空機製造事業に屬せざるものに關しては勅令の定むる所に依り本法を準用す

第二十四條 航空機製造會社は其の代理人、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第九條の規定は第二項に掲ぐる者が第二條の許可を受けたる場合に於ては事業開始の年を以て第二條の許可を受けたる年と看做し許可の日以後の分に付てのみ之を適用す

第二十一條 第二條の規定に違反し許可を受けずして航空機製造事業を營みたる者は五千圓以下の罰金に處す
第二十二條 左の各號の一に該當する者は二千圓以下の罰金に處す
一 第五條第一項の規定に違反して事業計畫の届出を爲さず又は届出でたる事業計畫を實施せざる者
二 第五條第二項の規定に依る變更命令

第二十五條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者

航空機製造事業法は昭和十三年八月三十

日より之を施行す(昭和十三年八月二十七日勅令第六百五號)

航空機製造事業法施行令

(昭和十三年八月二十七日勅令第六百五號)

第一條 航空機製造事業法第一條の航空機又は其の機體、發動機若はプロペラは左に掲ぐるものとす
一 機體の重量三百五十斤以上の飛行機
二 飛行機の機體にして重量三百五十斤以上のもの
三 飛行機の發動機にして衝程容積の合計三千五百立方厘米以上のもの
四 飛行機のプロペラにして金屬製のもの又は命令を以て定むる非金屬製のもの
第二條 航空機製造事業法第二條の許可は左の事業別に之を爲すものとす
一 飛行機の製造事業
二 飛行機の組立事業
三 機體の製造事業
四 發動機の製造事業

五 プロペラの製造事業
第三條 航空機製造事業法第九條の規定に依り所得税又は營業收益税の免除を受けんとする會社は所得税法第二十四條又は營業收益税法第十一條の規定に依り所得又は純益金額を申告するとき其の旨を所轄稅務署に申請すべし
前項の場合に於て所得税及營業收益税の免除を受くべき事業より生ずる所得又は純益と其の他の所得又は純益とを有するときは之を區別したる計算書を添附すべし
第四條 航空機製造事業法第九條の規定に依り所得税及營業收益税の免除を受くべき事業を繼續したる又は其の繼續ありと認むべき事實ある會社は其の事業に付所得税及營業收益税の免除期間の殘存するときに限り其の免除期間を繼承す
第五條 航空機製造事業法第十一條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき器具、機械又は材料は逓信大臣の定むる物品にして豫め逓信大臣の認可を受け輸入するものに限る
第六條 航空機製造事業法第十一條の規定に依り輸入税の免除を受けんとする

會社は輸入申告書に前條の認可を受けたることを證する書類を添附すべし
輸入申告は航空機製造會社の名を以てすることを要す
第七條 航空機製造事業法第十一條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を同條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき他の用途に供せんとする場合に於ては逓信大臣の認可を受け其の旨を税關に申告することを要す
第八條 航空機製造事業法第十一條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を輸入の日より三年内に目的たる用途又は前條の規定に依り認可を受けたる他の用途に供せざるときは其の輸入税を追徴す但し已むを得ざる事由に依り其の期間の延長に付逓信大臣の認可を受け其の旨を税關に申告したるときは此の限に在らず
第九條 航空機製造事業法第十七條第二項の規定に依り補償すべき損失は通常生ずべき損失に限る
損失の補償を請求せんとする會社は其の損失が航空機製造事業法第十七條第一項第一號の命令に因り生じたるものなるときは當該設備の使用を廢止した

る後又同條第一項第二號乃至第四號又は第六號乃至第十一號の命令に因り生じたるものなるときは當該命令事項の履行を終りたる後之を請求すべし但し當該命令を爲したる逓信大臣、陸軍大臣又は海軍大臣の定むる所に依り毎事業年度の終りたる後又は損失の生じたる都度之を要求することを得

第十條 航空機製造事業法第十七條第一項第一號の命令又は同條第二項の補償金額の決定にして軍事上緊急を要するもの又は軍事上の機密を保持する爲必要あるものに付ては航空機製造事業委員會議の議に付せざることを得

第十一條 航空機製造事業法第六條第二項及第十二條に於て政府とあるは軍用に供する航空機又は其の機體、發動機プロペラ、部分品、材料若は附屬品に付ては陸軍大臣又は海軍大臣とす
航空機製造事業法第十五條第一項、第三項及第十七條に於て政府とあるは當該報告、臨檢検査又は命令が軍事上の必要に基く場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣とす
第十二條 逓信大臣航空機製造事業法又は之に基きて發する命令に依り命令又

は處分を爲さんとする場合に於て當該命令又は處分が軍事上に影響を及ぼすべきものなるときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし逓信大臣同法第十五條第三項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査を爲さしめんとする場合に於て軍事上の機密を保持する爲必要あるとき亦同じ

第十三條 陸軍大臣又は海軍大臣航空機製造事業法第十七條第一項の規定に依り命令を爲さんとする場合に於ては逓信大臣に協議すべし但し軍事上緊急を要するとき又は軍事上の機密を保持する爲必要あるときは此の限に在らず
第十四條 本令中逓信大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督とす

附則 本令は航空機製造事業法施行の日より之を施行す

航空機製造事業法施行規則

(昭和十三年八月二十七日) 逓信省令第六十九號

第一條 航空機製造事業法施行令第一條第四號に掲ぐる非金屬製プロペラは直徑二米以上のもの又は翼を一枚毎に製作して組立てたるものとす
非金屬性の翼を金屬を以て被覆したるプロペラは之を非金屬製プロペラと看做す

第二條 航空機製造事業法第二條の規定に依り許可を受けんとするときは左の事項を記載したる許可申請書(正本一通副本二通)を逓信大臣に提出すべし
一 工場名稱及位置
二 航空機製造事業法施行令第二條の規定に依る事業の區別(航空機製造事業法第一條第二項の事業を營まんとするときは其の旨を附記すべし)
三 製造設備(修理設備を含む)の概要(圖面を添附すべし)
前項の許可申請書には左の書類を添附

すべし

- 一 事業開始の時期を記載したる書類
- 二 部分品、材料及附屬品の取得方法を記載したる書類
- 三 技能者の採用及養成の計畫を記載したる書類
- 四 工事費豫算書
- 五 事業資金の總額及其の調達方法を記載したる書類
- 六 事業收支目論見書
- 七 定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿
- 八 航空機製造事業法第三條第一項及第二項の規定に該當するものなることを證する書類
- 九 航空機製造事業以外の事業を兼營する場合に於ては其の兼營事業の概要を記載したる書類
- 第三條 前條第一項第一號又は又三號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し逓信大臣の許可を受くべし
- 第四條 航空機製造會社其の事業を開始したるときは遲滞なく之を逓信大臣に

届出づべし

- 第五條 航空機製造會社は毎年一月一日より十二月三十一日に至る期間の事業計畫を定め其の前年十一月三十日迄に事業計畫書(正本一通副本二通)を逓信大臣に提出すべし
- 一 事業計畫の概要
- 二 設備の擴張、改良又は變更計畫
- 三 技能者の養成計畫
- 四 操業計畫
- 五 部分品、材料及附屬品の取得計畫
- 六 收支豫算
- 第六條 逓信大臣は航空機製造事業法第六條第一項の規定に依り規格を定めたとときは之を告示す告示したる規格を變更したるとき亦同じ
- 逓信大臣特に必要ありと認むるときは航空機製造會社に對する告知を以て前項の告示に代ふることあるべし
- 第七條 逓信大臣は検査官吏をして飛行機の機體、發動機、プロペラ、部分品材料及附屬品に付前條の規格に適合するや否やを検査せしむ但し特に其の必要なしと認めたるもの又は陸軍大臣若は海軍大臣に於て特に持定したるものに付ては此の限に在らず

第八條

航空機製造事業法第七條第一項の規定に依り事業譲渡の許可を受けんとするときは左の事項を記載したる許可申請書に當事者連署の上之を逓信大臣に提出すべし

- 一 譲渡すべき事業の範圍
- 二 譲渡の價格及期時
- 三 譲渡を必要とする事由
- 四 譲受けんとする會社に付譲受後に於ける第二條第一項各號に掲ぐる事項

前項の許可申請書には左の書類を添附すべし

- 一 譲渡契約書の謄本
- 二 譲渡價格算出の基礎を明にする書類
- 三 譲渡に關する株主總會の決議書の謄本
- 四 譲受けんとする會社に付譲受後に於ける第二條第二項第一號乃至第六號及第九號に掲ぐる書類
- 五 譲受けんとする會社が航空機製造會社に非ざる會社なるときは其の定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類、株主名

機械關係

簿並に航空機製造事業法第三條第一項及第二項の規定に該當するものなることを證する書類

第九條 航空機製造事業の譲渡終了したるときは當事者連署の上運滞なく其の旨を逓信大臣に届出づべし

第十條 航空機製造事業法第七條第一項の規定に依り事業の廢止又は休止の許可を受けんとするときは其の事由、廢止又は休止すべき事業の範圍及休止の場合に在りては其の期間を記載したる許可申請書を逓信大臣に提出すべし但し一月未滿の事業の休止を爲さんとするときは其の旨を逓信大臣に届出づるを以て足る

航空機製造會社休止したる事業を再び開始したるときは遅滞なく其の旨を逓信大臣に届出づべし

第十一條 航空機製造事業法第七條第二項の規定に依り合併の決議の認可を受けんとするときは左の事項を記載したる認可申請書に當事者連署の上之を逓信大臣に提出すべし

- 一 合併の方法及條件
- 二 合併の時期
- 三 合併を必要とする事由

四 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第二條第一項各號に掲ぐる事項

前項の認可申請書には左の書類を添附すべし

- 一 合併契約書の謄本
- 二 合併條件決定の基礎を明にする書類
- 三 合併に關する株主總會の決議録の謄本
- 四 合併後に存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第二條第二項第一號乃至第六號及第九號に掲ぐる書類並に定款

五 合併の當事者たる會社の商法第七十八條第一項の規定に依り作成したる財産目録及貸借對照表

六 合併の相手方が航空機製造會社に非ざる會社なるときは其の定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿

第十二條 航空機製造會社の合併終了したるときは合併後存続する會社又は合併に因りて設立したる會社は遅滞なく其の旨を逓信大臣に届出づべし

四 輸入の年月日及港

第十八條 航空機製造事業法第十一條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供したるときは左の事項を記載したる届書に輸入認可書寫を添附し遅滞なく之を逓信大臣に提出すべし

- 一 輸入したる物品の品名、數量及用途
- 二 使用工場名
- 三 用途に供したる年月日
- 四 輸入の年月日及港

航空機製造事業法第十一條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供せざるに至りたるときは其の事由並に前項第一號及第四號に掲ぐる事項を記載したる届書に輸入認可書寫を添附し遅滞なく之を逓信大臣に提出すべし

第十九條 航空機製造事業法第十二條の規定に依り獎勵金の交付を受けんとするときは左の事項を記載したる申請書を逓信大臣に提出すべし

- 一 製造せんとする工場名稱
- 二 製造せんとする飛行機又は其の機體、發動機、プロペラ、部分品、材

前項の届書には左の書類を添附すべし

一 登記簿の謄本

二 株主名簿

三 航空機製造事業法第三條第一項及第二項の規定に該當するものなることを證する書類

第十三條 航空機製造事業法第七條第二項の規定に依り解散の決議の認可を受けんとするときは解散の事由を記載したる認可申請書に解散に關する株主總會の決議録の謄本を添附し之を逓信大臣に提出すべし

第十四條 航空機製造事業法旅行令第五條の物品は左に掲ぐるものとす

- 一 關稅定率法別表輸入税表に掲ぐる物品にして本令の別表に掲ぐるもの
- 二 前號に該當する器具又は機械の部分品及附屬品
- 三 第一號に該當する機械と共に一組として輸入せらるる附屬原動機及其の附屬裝置

第十五條 航空機製造事業法第十一條の規定に依り認可を受けんとするときは左の事項を記載したる認可申請書を逓信大臣に提出すべし

- 一 輸入せんとする物品の品名、型式

料若は附屬品の種類、型式、性能及數量(設計圖又は仕様書を添附すべし)

- 三 設計者又は考案者及製造擔當者の氏名
- 四 製造の目的及研究の沿革
- 五 製造の開始及終了見込年月日
- 六 製造費豫算
- 七 製造の爲に設備の新設、擴張又は改良を要するものに在りては其の概要及工事費豫算

前項の申請書(設計圖又は仕様書を含む)に記載したる事項を變更せんとするときは逓信大臣の承認を受くべし

第二十條 前條の獎勵金は當該製造の完了したる後之を交付す但し特別の事由あるときは此の限に在らず

第二十一條 獎勵金交付の指令を受けたる會社又は獎勵金の交付を受けたる會社當該物品の製造に付左の各號の一に該當するときは逓信大臣は獎勵金交付の指令を取消し、獎勵金を減額し又は既に交付したる獎勵金の全部若は一部の返還を命ずることあるべし

- 一 獎勵金交付の條件に違反したるとき

能力、性質、數量及價額

二 輸入せんとする物品の用途及之を使用すべき工場

三 輸入を必要とする事由

四 製造者及輸出者名

五 輸入豫定の時期及港

前項第五號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の旨を逓信大臣に届出づべし

第十六條 航空機製造事業法第十一條の規定に依り認可を受け輸入を爲したるときは左の事項を記載したる届書に輸入認可書寫を添附し遅滞なく之を逓信大臣に提出すべし

- 一 輸入したる物品の品名及數量
- 二 輸入の年月日及港

第十七條 航空機製造事業法施行令第七條の規定に依り認可を受けんとするときは左の事項を記載したる認可申請書に輸入認可書寫を添附し之を逓信大臣に提出すべし

- 一 用途を變更せんとする物品の品名數量及用途
- 二 當該物品の新用途及之を使用すべき工場
- 三 用途の變更を必要とする事由

機械關係

- 二 設計又は仕様を変更したるとき
 - 三 製造を中止したるとき
 - 四 製造費の支出額が豫算額に比し著しく寡少なるとき
 - 五 不正の行為ありたるとき
- 第二十二條 航空機製造事業法第十三條の規定に依る認可を受けんとするときは左の事項を記載したる認可申請書を選信大臣に提出すべし
- 一 増加すべき資本の總額及第一回拂込の金額
 - 二 資本増加の方法
 - 三 株金全額拂込前に於て資本増加を必要とする事由
- 前項の認可申請書には左の書類を添附すべし
- 一 事業擴張に關する明説書
 - 二 増加すべき資本を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)
 - 三 資本増加に關する株主總會の決議録の謄本
 - 四 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄本
 - 五 最終の貸借對照表

- 第二十三條 航空機製造事業法第十四條第一項の規定に依る認可を受けんとするときは左の事項を記載したる認可申請書を選信大臣に提出すべし
- 一 社債の總額
 - 二 社債募集の時期及條件
 - 三 商法に規定する制限を超えて社債募集を必要とする事由
- 前項の場合に於て擔保附社債信託法に依り社債の總額を數回に分ち發行せんとするものなるときは認可申請書に前項第一號及第三號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし
- 一 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示
 - 二 社債の利率の最高限度
- 前二項の認可申請書には左の書類を添附すべし
- 一 社債を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)
 - 二 社債募集に關する株主總會の決議録の謄本
 - 三 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄本
 - 四 最終の貸借對照表

- 五 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額の登記抄本
 - 六 信託證書案
 - 七 工場抵當法に依り抵當と爲すべき物件の目録
 - 八 前號の擔保物件の帳簿價格を最終の財産目録の科目別に表示したる書類
- 第一項の場合に於て航空機製造事業法第十四條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは認可申請書に第一項各號の事項の外擔保を供せざる特別の事由を詳記し前項第一號乃至第五號に掲ぐる書類及社債募集の方法に關する説明書を添附すべし
- 第二十四條 航空機製造事業法第十四條第一項の規定に依る認可を受けたる後信託契約又は擔保物件に変更ありたるときは遅滞なく其の旨を選信大臣に届出づべし
- 第二十五條 航空機製造會社は毎年一月三十一日迄に前年の營業の概況、作業の概況、及年末に於ける設備の概要を記載したる事業年報を選信大臣に提出すべし

- 第二十六條 航空機製造會社は營業期毎に株主總會終結後遅滞なく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿を選信大臣に提出すべし
- 第二十七條 航空機製造會社は左の場合に於ては遅滞なく其の旨を選信大臣に届出づべし
- 一 定款を変更したるとき
 - 二 取締役又は監査役に變更ありたるとき
 - 三 株金の拂込ありたるとき
 - 四 社債を發行し又は償還したるとき
 - 五 兼營事業を開始し、擴張し、縮少し又は廢止したるとき
- 第二十八條 航空機製造事業法第十五條第三項の規定に依る證票は別記様式に依る
- 第二十九條 航空機製造事業法第十七條第四項の規定に依り裁定を受けんとするときは左の事項を記載したる正副二通の申請書を選信大臣に提出すべし
- 一 申請者及相手方の名稱
 - 二 申請の目的及理由
- 選信大臣は前項の申請書を受理したるときは其の副本を相手方に送附す其の

- 送付を受けたる相手方は選信大臣の指定する期間内に答辯書を選信大臣に差出すべし
- 前項の期間内に答辯書を差出ざるるときは選信大臣は申請書のみ依りて裁定することあるべし
- 附則
- 本令は航空機製造事業法施行の日より之を施行す
- 本令施行の際現に航空機製造事業を營む者は本令施行の日より二月内に第二條第一項に掲ぐる事項を記載したる届書を選信大臣に提出すべし但し第二條の規定に依る許可申請書を提出したるときは此の限に在らず
- 前項の届書には左の書類を添附すべし
- 一 定款
 - 二 事業を開始したる時期を記載したる書類
- (別記様式略)
- (別表)
- | 輸入税表番號 | 品名 |
|--------|----------------------|
| 五五一 | 理化學器及同部分品(別號に掲げざるもの) |
| 五八六 | パワーハムマー |

- 五八七 氣體壓縮機
 - 五九四 水壓機
 - 五九六 別號に掲げざる金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドロイグマシン、ネールメーカーマシン、モールディングマシン、フランジングマシン、ペンチングマシン、リヴェツチングマシン等を含む)
 - 六〇四 別號に掲げざる機械
 - 六〇五 機械部分品(別號に掲げざるもの)
 - 六一二 木材
 - 一 單に切り、挽き又は割りたるもの
 - 丁 マホガニー
 - 己の四の内スプルス
- 第一條 航空機製造事業法を營む會社にして陸軍の用に供する航空機又は其の機體、發動機若はプロペラを製造する
- (昭和十三年八月三十日) 陸軍省令第三十四號

航空機製造事業法施行に關する件

もの(以下陸軍航空機製造會社と稱す)陸軍の用に供する航空機又は其の機體發動機、プロペラ、部分品、材料若しは附屬品を製造又は使用せんとする場合に於て航空機製造事業法第六條第二項但書の規定に依り許可を受けんとするときは左の事項を記載したる許可申請書を陸軍大臣に提出すべし

一 製造又は使用の事由
二 製造又は使用せんとするものの種類、性能及數量(性能に關する試験結果を添附すべし)

三 使用せんとする部位
陸軍部隊との契約に基くものに付て前項の手續は之を要せず

第二條 陸軍航空機製造會社航空機製造事業法第十二條の規定に依り陸軍の用に供する航空機又は其の機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若しは附屬品の製造に付獎勵金の交付を受けんとするときは左の事項を記載したる申請書を陸軍大臣に提出すべし

一 製造せんとする工場の名稱
二 製造せんとする航空機又は其の機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若しは附屬品の種類、型式、性能及

數量(設計書又は仕様書を添附すべし)

三 設計者又は考案者及製造擔當者の氏名

四 製造の目的及研究の沿革

五 製造の開始及終了見込年月日

六 製造費豫算

七 製造の爲に設備の新設、擴張又は改良を要するものに在りては其の概要及工事費豫算

前項の申請書(設計圖又は仕様書を含む)に記載したる事項を變更せんとするときは陸軍大臣の承認を受くべし

第三條 前條の獎勵金は當該製造の完了したる後之を交付す但し特別の事由あるときは此の限に在らず

第四條 獎勵金交付の指令を受けたる陸軍航空機製造會社又は獎勵金の交付を受けたる陸軍用航空機製造會社當該物品の製造に付左の各號の一に該當するときは陸軍大臣は獎勵金交付の指令を取消し、獎勵金を減額し又は既に交付したる獎勵金の全部若しは一部の返還を命ずることあるべし

一 獎勵金交付の條件に違反したるとき

二 設計又は仕様を變更したるとき

三 製造を中止したるとき

四 製造費の支出額が豫算額に比し著しく寡少なるとき

五 不正の行爲ありたるとき

第五條 陸軍用航空機製造會社は營業期毎に遅滞なく前營業期に於ける營業の概況、作業の概況及前營業期末に於ける備設の概要を記載したる事業報告を陸軍大臣に提出すべし

第六條 陸軍用航空機製造會社は營業期毎に株主總會終結後遅滞なく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及株主名簿を陸軍大臣に提出すべし

第七條 陸軍用航空機製造會社は左の場合に於ては遅滞なく其の旨を陸軍大臣に届出づべし

一 定款を變更したるとき
二 取締役又は監査役に變更ありたるとき
三 株金の拂込ありたるとき
四 社債を發行し又は償還したるとき
五 兼營業を開始し、擴張し、縮少し又は廢止したるとき

第八條 航空機製造事業法第十五條第三

高速度鋼バイトの供給

制限に關する件

(昭和十四年六月十七日)
(商工省令第三十號)

裏金の柄の部分の断面の一邊(長邊)の長さ十二耗以上五十一耗以下の高速度鋼バイトは高速度鋼以外の鋼を以て製造したる裏金に高速度鋼を以て附及又は裏金を爲したるものを除くの外之を製造し、販賣(本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む)し又は買受くる(本令施行前に爲したる契約に依り受入る場合を含む)ことを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

本令に於て高速度鋼とは左の各號の一に該當する鋼を、高速度鋼バイトとは高速度鋼を使用して製造したるバイトを謂ふ

一 タングステンの含有量百分の十以上にしてクロムの含有量百分の三以上のもの
二 コバルト、ワナジウム又はモリブデンの含有量百分の一以上のもの

附則

本令は昭和十四年十月十六日より之を施行す

銑鐵鑄物製造設備制限

規則

(昭和十四年九月二十三日)
(商工省令第五十五號)

第一條 本則に於て銑鐵鑄物製造設備とは銑鐵鑄物(電氣爐に依り製造したる可鍛鑄物以外の可鍛鑄物を含む)の製造に使用するキユボラ、反射爐、電氣爐其の他の熔融爐を謂ふ

第二條 銑鐵鑄物製造設備の新設若しくは増設(讓受又は借受に依る場合を含む、以下同じ)又は改造(能力の増加する場合に限る以下同じ)を爲さんとする者は商工大臣の許可を受くべし但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一 特別の法令に依り設立せられたる會社又は臨時資金調整法以外の法令に依り設立に付行政官廳の認可、許可若しは免許を受けたる會社が銑鐵鑄物製造設備の新設増設又は改造を爲さんとするとき

二 自動車製造事業法、航空機製造事業法又は造船事業法に依り許可を受け營む事業のみに使用する銑鐵鑄物製造設備の新設、増設又は改造を爲さんとするとき

三 行政官廳の命令に依り銑鐵鑄物製造設備の新設、増設又は改造を爲さんとするとき

四 臨時資金調整法第四條第一項の規定に依り會社の設立に付認可を受け第一回拂込株金に依り銑鐵鑄物製造設備の新設を爲さんとするとき

五 臨時資金調整法第四條、第八條又は第九條の規定に依り資本増加、第二回以後の株金の拂込又は社債の募集に付認可又は許可を受け調達したる資金に依り銑鐵鑄物製造設備の新設、増設又は改造を爲さんとするとき

六 臨時資金調整法第四條の二の規定に依り許可を受け銑鐵鑄物製造設備の新設、増設又は改造を爲さんとするとき

前項の規定は銑鐵鑄物の製造を爲し又は爲さんとする者其の銑鐵鑄物以外のものの製造に使用するキユボラ、反射爐、電氣爐其の他の熔融爐を銑鐵鑄物の製造に轉用せんとする場合に之を準用す

第三條 前條第一項の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

一 銑鐵鑄物製造設備の新設、増設又は改

造を爲さんとする工場名稱及位置

- 一 新設、増設又は改造を爲さんとする鉄鑄物製造設備の能力（設備別に記載すべし）
- 二 新設、増設又は改造を爲さんとする鉄鑄物製造設備に依り製造すべき物品の種類別數量（鑄成品の種類別重量を記載すべし）及其の原料の種類別數量
- 三 新設、増設又は改造を爲さんとする鉄鑄物製造設備の新設、増設又は改造を必要とする事由
- 四 工場の着手及完成の豫定期期又は譲受けんとする鉄鑄物製造設備の使用開始の豫定期期（借受の場合に在りては借受の豫定期間及借受けんとする鉄鑄物製造設備の使用開始の豫定期期）
- 五 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 - 一 新設、増設又は改造を爲さんとする鉄鑄物製造設備に依り製造すべき物品の主たる豫定納入先（納入先別に種類別數量を記載すべし）を記載したる書類
 - 二 前項第三號に掲ぐる原料の取得方法を記載したる書類
 - 三 現に鉄鑄物の製造を爲す者に在りては其の事業の概要（鉄鑄物製造設備の

能力、最近二年間に製造したる鑄成品の種類別重量、工場の坪數及職工數）を記載したる書類

- 四 會社に在りては定款並に貸借對照表及損益計算書
- 五 前項の規定は前條第二項の規定に依り準用したる前條第一項の許可を受けんとする場合に之を準用す但し第一項第五號に掲ぐる事項は之を轉用開始の豫定期期とす
- 六 第四條 第一條第一項（同條第二項の規定に依り準用する場合を含む）の許可を受けたる者其の工事を完成し又は譲受け、借受け若し轉用したる鉄鑄物製造設備の使用を開始したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし
- 七 第五條 第二條第一項（同條第二項の規定に依り準用する場合を含む）の許可を受け鉄鑄物製造設備の新設、増設、改造又は轉用を爲したる者該設備に依り製造すべき物品の種類を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし
- 八 第六條 本則に依り商工大臣に提出すべき書類は當該鉄鑄物製造設備の新設、増設、改造又は轉用を爲す工場の所在地を管轄する地方長官を經由すべし

附則

本則は昭和十四年九月三十日より之を施行す本則公布の際現に第三條第一項の規定に依り許可を受くべき鉄鑄物製造設備の新設、増設又は改造の工事中にして既に基礎工事を終了したる者は本則施行の日より之を同條同項の許可を受けたる者と看做す

前項に掲ぐる者は本則施行の日より二週間以内に當該鉄鑄物製造設備に付第三條第一項各號に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし第五條の規定は第二項に掲ぐる者には之を適用せず

機械設備制限規則

（昭和十四年九月二十五日 商工省令第五十七號）

- 第一條 本則に於て機械設備とは金屬工作機械にして左に掲ぐるものを謂ふ
 - 一 切削研磨用のもの
 - 二 鍛造用のもの
- 第二條 機械設備の新設又は増設（譲受又は借受に依る場合を含む以下同し）を爲さんとする者は其の設備が別表に掲ぐる物品又は其の部分品の製造加工を含む以下同し）に使用せらるるものなる場合に在りては商工大臣、其の場合に在りては地方長官

の許可を受くべし但し左の各號の一に該當する場合に此の限に在らず

- 一 特別の法令に依り設立せられたる會社又は臨時資金調整法以外の法令に依り設立に付行政官廳の認可、許可若し免許を受けたる會社が機械設備の新設又は増設を爲さんとするとき
- 二 自動車製造事業法、製鐵事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法又は造船事業法に依り許可を受け營む事業のみに使用する機械設備の新設又は増設を爲さんとするとき
- 三 瓦斯事業法、電気事業法、石油業法、人造石油製造事業法、産金法若し輕金屬製造事業法に依り許可若し免許を受け營む事業又は鑄業法若し砂鑄法の適用を受ける事業に用ふる設備の修繕のみに使用する爲機械設備の新設又は増設を爲さんとするとき
- 四 行政官廳の命令に依り機械設備の新設又は増設を爲さんとするとき
- 五 臨時資金調整法第四條第一項の規定に依り會社の設立に付認可を受け第一回拂込株金に依り機械設備の新設を爲さんとするとき

六 臨時資金調整法第四條、第八條又は第九條の規定に依り資本増加、第一回以後の株金の拂込又は社債の募集に付認可又は許可を受け調達したる資金に依り機械設備の新設又は増設を爲さんとするとき

- 七 臨時資金調整法第四條の一の規定に依り許可を受け機械設備の新設又は増設を爲さんとするとき
- 八 製鐵設備制限規則第一條の許可を受けたる者が製鐵設備と共に機械設備の新設又は増設を爲さんとするとき
- 九 第三條 前條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を前條の規定に依る區別に従ひ商工大臣又は地方長官に提出すべし
 - 一 機械設備の新設又は増設を爲さんとする工場名稱及位置
 - 二 新設又は増設を爲さんとする機械設備の種類別數量及價額並に其の取得豫定先
 - 三 新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品の種類別數量及價額
 - 四 新設又は増設を必要とする事由
 - 五 工場の着手及完成の豫定期期又は譲受けんとする機械設備の使用開始の豫定期期

（借受の場合に在りては借受の豫定期間及借受けんとする機械設備の使用開始の豫定期期）

- 前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 - 一 新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品の主たる豫定納入先（納入先別に種類別數量及價額を記載すべし）を記載したる書類
 - 二 新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品の主要原材料の種類別數量及價額並に其の取得方法を記載したる書類
 - 三 新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品を現在製造する者に在りては其の事業の概要（機械設備の種類別數量、最近一年間に製造したる當該物品の種類別數量及價額並に工場の坪數及職工數）を記載したる書類
 - 四 新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品が兵器若し其の部分品又は其の他軍用に供する物品にして軍事上の機密保護の爲特に必要あるものに在りては前項の書類を添附する事を要せず此の場合に於ては當該設備の新設又は増設を必要とするとき

する旨の軍の證明書を添付すべし

第四條 機械設備の新設又は増設を爲さんとする者第二條第五號乃至第七號に掲ぐる認可又は許可を受けたる場合に在りては運滯なく左に掲ぐる事項を記載したる書類を地方長官に提出すべし

一 機械設備の新設又は増設を爲さんとする工場名稱及位置

二 新設又は増設を爲さんとする機械設備の種類別臺數

三 新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品前項の書類には第一條第五號乃至第七號に掲ぐる認可又は許可を受けたることを證する書面を添付すべし

第五條 第二條の許可を受けたる者其の工事を完成し又は譲受け若は借受けたる機械設備の使用を開始したるときは運滯なく之を第二條の規定に依る區別に従ひ商工大臣又は地方長官に届出づべし

第六條 第一條の許可を受け機械設備の新設又は増設を爲したる者當該設備に依り製造すべき物品の種類を變更せんとするときは其の事由を具し現に製造する物品又は變更後製造すべき物品が別表に掲ぐる物品又は

其の部分品なる場合に在りては商工大臣、其の場合に在りては地方長官の許可を受くべし

第七條 切削研磨用の金屬工作機械の製造以外の用途に使用する機械設備を切削研磨用の金屬工作機械又は其の部分品の製造に轉用せんとする者は商工大臣の許可を受くべし但し前條の許可を受くべき場合は此の限に在らず

第八條 第三條の規定は前條の許可を受けんとする場合に之を準用す但し同條第一項第五號に掲ぐる事項は之を轉用の豫定期及豫定期間とす

第九條 本則に依り商工大臣に提出すべき書類は當該機械設備の新設、増設又は轉用を爲す工場の所在地を管轄する地方長官(鑛業法又は砂鑛法の適用を受くる事業を營む者が其の事業設備として機械設備の新設若は増設を爲し又は其の事業設備たる機械設備を轉用せんとする場合に在りては鑛山監督局長)を經由すべし

附 則

本則は昭和十四年九月三十日より之を施行す別 表

蒸汽罐

工具

蒸汽タービン

内燃機關

水車

電氣機械(家庭用のものを除く)

無線電信電話機械(家用エレベータ庭用のものを除く)

探鑛、選鑛又は精鍊 氣體壓縮機

金屬工作機械

ポンプ

水壓機

計器又は測定器具

試驗、檢定又は理化

學用機械器具

醫療用機械器具

光學機械器具

鐵道車輛

自動車(自動車用ガス發生裝置を含む)

牽引車

蓄電池車

鋼 船

航空機

齒 車

球軸受又はコロ軸受

起重機

コンベヤ

播種機

索道

無線電信電話機械(家用エレベータ庭用のものを除く)

探鑛、選鑛又は精鍊

氣體壓縮機

汽風機

兵器

石油精製用機械

製鐵用機械

非鐵金屬材料製造用機械

化學工業用機械

鑄鋼配給統制規則

昭和十四年九月二十八日 商工省令第五十九號

第一條 鑄鋼の鑄造を業とする者(以下製造者と稱す)は官廳に於て又は商工大臣の指定したる團體(以下統制團體と稱す)に於て交付したる鑄鋼配給承認書の引渡を受け又は官廳より鑄鋼配給承認書の交付を受くるに非ざれば鑄鋼(仕上鑄鋼を含む以下同じ)を賣渡すことを得ず

第二條 鑄鋼を業務用使用する者は官廳若は統制團體又は第四條の註文者より交付を受けたる鑄鋼配給承認書を引渡すに非ざれば製造業者より鑄鋼を賣受くることを得ず

第三條 製造業者は官廳又は統制團體より鑄鋼配給承認書の交付を受くるに非ざれば其の鑄造したる鑄鋼を業務用使用する(鑄鋼を仕上ぐる場合を除く以下同じ)することを不得ず

機械關係

前項の場合に於て註文者は請負契約の要旨を記載したる書面及鑄鋼配給承認書の寫を當該鑄鋼配給承認書を交付したる官廳又は之を交付したる統制團體及請負人の屬する統制團體に提出すべし

第五條 統制團體は商工大臣の定むる數量の限度内に於て鑄鋼配給承認書を交付すべし

第六條 鑄鋼配給承認書は之を他人に讓渡し又は他人より譲受くることを得ず但し第四條第一項の規定に依り註文者鑄鋼配給承認書を請負人に交付する場合は此の限に在らず

第七條 鑄鋼配給承認書を引渡し買受けたる鑄鋼は之を他人に讓渡することを不得ず但し鑄鋼に加工を施し器具又は器具若は機械の部分品たる鑄鋼と爲したる後之を讓渡する場合及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 製造業者は官廳若は統制團體より交付を受け又は鑄鋼を賣受くる者より引渡を受けたる鑄鋼配給承認書を交付又は引渡を受けたる日より十五日以内に官廳に於て交付したるものに在りては商工大臣に、其の他のものに在りては商工大臣の指定したる團體を經由し商工大臣に提出すべし

第九條 製造業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

一 製造の註文を受けたる鑄鋼の品名、數量、鑄放重量、約定年月日、鑄造豫定期、引渡豫定期及註文者の氏名名稱及住所

二 鑄造したる鑄鋼の品名、簡數、鑄放重量及鑄造年月日

三 賣渡したる鑄鋼の品名、簡數、鑄放重量(仕上鑄鋼に在りては鑄放重量及仕上重量以下同じ)價格、引渡の年月日、鑄鋼配給承認書を交付したる官廳名又は統制團體名及其の番號並に賣渡先の氏名稱及住所

四 使用したる鑄鋼の品名、簡數、鑄放重量、使用の年月日並に鑄鋼配給承認書を交付したる官廳名又は統制團體名及其の番號

第十條 商工大臣又は地方長官必要ありと認むるときは當該官吏をして製造業者の帳簿其の他の検査を爲さしむることを得

第十一條 製造業者は毎月賣渡したる鑄鋼の賣渡先品名、簡數、鑄放重量、價格、引渡の年月日及鑄鋼配給承認書の番號を翌月十日迄に商工大臣及當該鑄鋼の鑄鋼配給承認

書を交付したる官廳又は統制團體に報告すべし
製造業者は毎月使用したる鑄鋼の品名、箇數、鑄放重量、使用の年月日及鑄鋼配給承認書の番號を翌月十日迄に商工大臣及當該鑄鋼の鑄鋼配給承認書を交付したる官廳又は統制團體に報告すべし

附則

本則は昭和十四年十月一日より之を施行す官廳又は統制團體に於て本則施行前交付したる軍註文引受申告書、官公署註文引受申告書又は鑄鋼品生産承認申請書は本則の鑄鋼配給承認書と看做す

第一條乃至第三條の規定の適用に付ては本則施行前に於ける前項の軍註文引請申告書、官公署註文引請申告書、又は鑄鋼品生産承認申請書の交付又は引渡は之を本則に依る鑄鋼配給承認書の交付又は引渡と看做す

鑄鋼配統制規則第一條の規定に依り團體指定の件

(昭和十四年九月二十八日 商工省告示第一百五十九號)

日本鋼材聯合會
特殊鋼協議會

- 日本鑄鋼協議會
- 日本フェロアロイ協議會
- 社団法人造船聯合會
- 阪神造船協議會
- 關門造船協議會
- 鐵道鑄鋼協議會
- 日本土木建築組合聯合會
- 社団法人電氣協會
- 鑛山配給統制協議會聯合會
- 石炭鑄業聯合會
- 石油業物資統制會
- 石油鑄業物資統制協議會
- 人造石油業物資協議會
- 全國染料製造同業會
- 日本ポルトランドセメント同業會
- 化學纖維物資調整協議會
- 硫酸肥料製造業組合
- 日本アルミニウム工業組合
- 石灰窒素肥料製造業組合
- 日本電解曹達工業組合
- 日本アムモニア法曹達工業組合
- 社団法人帝國瓦斯協會
- 日本鑄鋼製造工業組合聯合會
- 保證責任北海道鑄鋼製造工業組合聯合會
- 青森縣鑄鋼製造工業組合聯合會

- 岩手縣金屬製造工業組合聯合會
- 宮城縣鑄工業組合聯合會
- 秋田縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 山形縣鑄木工品工業組合聯合會
- 福島縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 茨城縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 栃木縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 群馬縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 埼玉縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 千葉縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 東京府鑄鋼製造工業組合聯合會
- 神奈川縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 新潟縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 富山縣金屬製造工業組合聯合會
- 石川縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 保證責任福井縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 山梨縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 長野縣鑄工業製造工業組合聯合會
- 岐阜縣金屬工業組合聯合會
- 靜岡縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 愛知縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 三重縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 滋賀縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 京都府鑄鋼製造工業組合聯合會
- 大阪府鑄鋼製造工業組合聯合會

- 兵庫縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 奈良縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 和歌山縣鑄工業組合聯合會
- 保證責任鳥取縣鑄工業機械器具工業組合聯合會

- 島根縣鑄工業品工業組合聯合會
- 岡山縣鑄工業品工業組合聯合會
- 廣島縣鑄木工品工業組合聯合會
- 山口縣鑄木工工業組合聯合會
- 德島縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 香川縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 愛媛縣鑄工業機械器具工業組合聯合會
- 保證責任高知縣鑄工業組合聯合會
- 福岡縣機械工業組合聯合會
- 佐賀縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 長崎縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 熊本縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 大分縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 宮崎縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 鹿兒島縣鑄鋼製造工業組合聯合會
- 沖繩縣鑄工業組合

- 日本機械製造工業組合聯合會
- 日本鑄物工業組合聯合會
- 日本度量衡設計量器工業組合聯合會
- 日本内燃機工業組合聯合會

機械關係

鑄鋼配給統制規則第八條の規定に依り團體指定の件

(昭和十四年九月二十八日 商工省告示第一百六十號)

日本鑄鋼協議會

- 全國電線工業組合聯合會
- 日本線材製造工業組合聯合會
- 日本鋸釘工業組合聯合會
- 日本電氣架線金物工業組合聯合會
- 日本磨帶鋼工業組合
- 日本亞鉛鐵板工業組合
- 日本交通保安裝置工業組合
- 食料品罐詰製罐工業組合
- 五ガロン罐工業組合
- 新炭瓦斯發生爐工業組合
- 日本線材ミソロール加工工業組合
- 日本鑄山ボール工業組合
- 日本鑄鐵管工業組合

燃料關係

人造石油製造事業法

(昭和十二年八月九日
法律第五十二號)

第一條 本法は液體燃料の供給を確保する爲に人造石油製造事業の確立を圖ることを目的とす

第二條 人造石油製造事業を營まんとする者は政府の許可を受くべし
前項の人造石油製造事業の範圍及許可に關し必要な事項は本法に定むるもの外勅令を以て之を定む

第三條 前條の許可を受くることを得べき者は帝國法令に依り設立したる株式會社にして其の株主の半數以上、取締役の半數以上、資本の半額以上及議決權の過半數が帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬するものに限る

前項の法人は其の社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が外國人又は外國法人に屬せざるものなることを要す

前條の許可を受けたる者前二項の規定に該當せざるに至りたるときは許可は其の效力を失ふ

第四條 第二條の許可を受けたる會社(人造石油製造會社)は政府の指定する期間内に其の事業を開始すべし
政府は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することを得

人造石油製造會社前二項の期間内に其の事業を開始せざるときは第二條の許可は其の效力を失ふ

第五條 人造石油製造會社の營む人造石油製造事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す

第六條 人造石油製造會社には命令の定むる所に依り本法施行の日より十年間其の事業に付所得税及營業收益税を免除す

第七條 北海道、府縣及市町村其の他之

に準ずべきものは前條の期間人造石油製造會社には其の事業に對し又は其の事業に關する資本金額、從業者、製造若は加工の用に供する器具機械類、使用動力又は收入を標準として課税することを不得

第八條 人造石油製造會社其の事業の爲に必要な器具、機械又は材料を政府の認可を受け輸入するときは本法施行の日より七年間命令の定むる所に依り輸入税を免除す

第九條 政府は人造石油製造會社に對し命令の定むる所に依り其の製造したる人造石油に付獎勵金を交付することを不得

第十條 詐欺の行爲を以て前條の獎勵金の交付を受けたる者に對しては其の金額を返還せしむ
前項の規定に依る返還金は國稅滯納處分の例に依り之を徵收することを得但し先取特權の順位は國稅に次ぐものとす

第十一條 人造石油製造會社は事業擴張の場合に於て政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲に株金全額拂込前と雖も其の資本を増加する

ことを得

第十二條 人造石油製造會社は政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲に商法第二百條の規定に依る制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の二倍を超ゆることを得ず
最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる株金額に満たざるときは前項の規定を適用せず

第十三條 人造石油製造會社は命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ
政府必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第十四條 人造石油製造會社其の事業の全部又は一部を譲渡し、廢止し又は休止せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

人造石油製造會社の合併又は解散の決議は命令の定むる所に依り政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十五條 政府は人造石油製造會社に對し其の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしむることを得
政府は人造石油製造會社に對し其の業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得
政府監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして人造石油製造會社の事務所、營業所、工場、貯油所其の他の場所に臨檢し業務若は財産の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得此の場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第十六條 政府公益上必要ありと認むるときは人造石油製造會社に對し人造石油の販賣價格の變更其の他販賣に關し必要な事項を命ずることを得
政府公益上必要ありと認むるときは人造石油製造會社に對し其の設備の擴張若は改良又は製造方法の改善を命ずることを得

第十七條 政府軍事上必要ありと認むるときは人造石油製造會社に對し人造石

油の製造に關する特殊設備の施設其の他軍事上必要な事項を命ずることを得

第十八條 人造石油製造會社は其の所有する人造石油を政府が命令の定むる所に依り時價を標準として購入せんとするときは之を拒むことを不得

第十九條 政府第二條の處分又は第十六條の規定に依る命令を爲さんとするときは液體燃料委員會の議を経べし
液體燃料委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第二十條 人造石油製造會社本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは政府は其の業務を停止し若は制限し、第二條の許可を取消し又は取締役若は其の職務を行ふ監査役の解任を爲すことを得

第二十一條 第二條の規定に違反し許可を受けずして人造石油製造事業を營みたる者は五千圓以下の罰金に處す

第二十二條 人造石油製造會社第十六條又は第十七條の規定に依る命令に違反したるときは其の取締役又は其の職務を行ふ監査役を三千圓以下の罰金に處す

第二十三條 人造石油製造會社左の各號の
一に該當するときは其の取締役又は其の職務を行ふ監査役を千圓以下の罰金に處す

一 第十三條第一項の規定に違反し認可を受けざる事業計畫を實施したるとき

二 第十三條第二項の規定に依る命令に違反し事業計畫を變更せずして之を實施したるとき

三 第十四條第一項の規定に依り許可を受くべき事項を許可を受けずして爲したるとき

四 第十五條第二項の命令又は處分に違反したるとき

第二十四條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す

一 第十五條第一項の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者

二 第十五條第三項の規定に依る當該官吏の臨検検査を拒み、妨げ若は忌避し又は其の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者

第二十五條 當該官吏又は其の職に在りたる者本法に依る職務執行に關し知得

したる個人又は法人の業務上の秘密を漏洩し又は之を竊用したるときは一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

第二十六條 人造石油製造會社は其の代理人、雇人其の他の従業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第二十七條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

附 則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行の際現に人造石油製造事業を營む者は本法施行の日より二年を限り命令の定むる所に依り第二條の規定に拘らず其の事業を營むことを得

第十五條第一項第三項、第二十四條、第二十六條及第二十七條の規定は前項の規定に依り人造石油製造事業を營む者に之

を準用す
石油業法第八條第一項中「石油業委員會」を「液體燃料委員會」に改め同條第二項を削る

人造石油製造事業法は昭和十三年一月二十五日より之を施行す（昭和十三年一月二十二日勅令第四十號）

人造石油製造事業法施行令

（昭和十三年一月二十二日勅令第四十一號）

第一條 人造石油製造事業法第二條の人造石油製造事業は左に掲ぐる事業とす

一 石炭、亞炭又はタールを原料とする水素添加事業にして人造石油の製造能力一の工場に付一年一萬キロリツトル以上のもの

二 ガスを原料とする石油合成事業にして人造石油の製造能力一の工場に付一年天然ガスのみを原料とするものに在りては千キロリツトル以上、其の他のものに在りては一萬キロリツトル以上のもの

第九條 人造石油製造事業法第九條の獎勵金は人造石油製造會社に對し命令を以て定むる人造石油に付之を交付す獎勵金の額は人造石油の市價及生産費を標準とし相當利益を參酌して商工大臣毎年之を定む

第十條 商工大臣人造石油製造事業法第十六條の命令を爲さんとする場合に於て其の命令が軍事上に影響を及ぼすべきものなるときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし

第十一條 陸軍大臣又は海軍大臣人造石油製造事業法第十七條の命令を爲さんとするときは商工大臣に協議すべし

第十二條 政府は軍事上其の他公益上緊急の必要あるときは人造石油製造事業法第十八條の規定に依り人造石油製造會社の所有する人造石油を購入することを得

第十三條 本令中商工大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官とす

附 則
本令は人造石油製造事業法施行の日より之を施行す

三 石炭又は亞炭の低温乾溜事業にして原料炭處理能力一の工場に付一年十萬圓以上のもの

前項各號の一に該當する事業を營む會社が其の事業に關聯し同一工場に於て他の前項各號に掲ぐる種類の事業にして其の能力が前項各號に規定する能力に達せざるものを營むときは之を當該事業の一部と看做す

第二條 人造石油製造事業法第二條の許可は人造石油製造工場毎に且前條第一項各號の事業別に之を爲すものとす

第三條 商工大臣は石油の需要供給を參酌し人造石油製造事業の健全なる發達に支障ありと認むるときは人造石油製造事業法第二條の許可を爲さざることを得

第四條 人造石油製造事業法第六條の規定に依り所得税又は營業收益税の免除を受けんとする會社は所得税法第二十四條又は營業收益税法第十一條の規定に依り所得又は純益金額を申告するときは其の旨所轄稅務署に申請すべし

前項の場合に於て所得税及營業收益税の免除を受くべき事業より生ずる所得又は純益と其の他の所得又は純益とを

有するときは之を區別したる計算書を添附すべし

第五條 人造石油製造事業法第八條の規定に依り輸入税の免除を受くことを得べき器具、機械又は材料は商工大臣の定むる物品にして豫め商工大臣の認可を受け輸入するものに限る

第六條 人造石油製造事業法第八條の規定に依り輸入税の免除を受けんとする會社は輸入申告書に前條の認可を受けたることを證する書類を添附すべし

輸入申告は人造石油製造會社の名を以てすることを要す

第七條 輸入税の免除を受けたる物品を人造石油製造事業法第八條の規定に依り輸入税の免除を受くことを得べき他の用途に供せんとする場合に於ては商工大臣の認可を受け其の旨税關に申告することを要す

第八條 輸入税の免除を受けたる物品を輸入の日より三年以内の目的たる用途又は前條の規定に依る他の用途に供せざるときは其の輸入税を追徴す但し已むを得ざる事由に依り其の期間の延長に付商工大臣の認可を受け其の旨税關に申告したるときは此の限に在らず

第九條 本令中商工大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官とす

附 則
本令は人造石油製造事業法施行の日より之を施行す

附 則
本令は人造石油製造事業法施行の日より之を施行す

附 則
本令は人造石油製造事業法施行の日より之を施行す

附 則
本令は人造石油製造事業法施行の日より之を施行す

附 則
本令は人造石油製造事業法施行の日より之を施行す

人造石油製造事業法 施行規則

(昭和十三年一月二十四日
商工省令第一號)

第一條 人造石油製造事業法第二條の許可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 工場の名稱及位置
- 二 製造設備及製造能力
- 三 主要製品の種類

人造石油製造事業法施行令第一條第二項の規定に該當する事業を営む場合に於ては前項第二號及第三號に掲ぐる事項は其の事業に付之を區別して記載すべし

第二條 前條の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 事業開始の豫定時期を記載したる書類
- 二 製造工程を記載したる書類
- 三 人造石油製造事業法施行令第一條第二項の規定に該當する事業を営む場合に於ては事業の關聯を明にする

書類

- 四 原料の使用數量及其の取得方法を記載したる書類
- 五 製造設備及主要附屬設備の設計の概要を記載したる書類(設計圖を添附すべし)
- 六 工事費豫算書
- 七 事業資金の總額及其の調達方法を記載したる書類
- 八 製造及販賣の豫定計畫書
- 九 事業收支目論見書
- 十 定款、登記簿の謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益の處分に關する書類及株主名簿
- 十一 人造石油製造事業法第三條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類
- 十二 人造石油製造事業以外の事業を兼營する場合に於ては其の兼營事業の概要を記載したる書類
- 十三 第一條第一項各簿に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし
- 十四 人造石油製造會社其の事業を開始したるときは遅滞なく之を商工大臣

に届出づべし

第五條 人造石油製造事業法施行令第五條の物品は左に掲ぐるものとす

- 一 撰炭機、粉碎機、捏和機及煉炭機並に其の附屬装置
- 二 コークス爐(低溫乾溜爐を含む)及瓦斯發生爐の構成金物並に之と一組として輸入せらるる耐火材料
- 三 硫安回收装置及ベンゾール回收装置並に其の附屬機械
- 四 瓦斯清淨装置、瓦斯調整装置及瓦斯變換装置並に其の附屬機械
- 五 壓縮機、送風機、壓送機及ポンプ並に其の附屬装置
- 六 水素添加用の高壓器具及高壓機械並に其の附屬装置
- 七 合成爐及其の附屬装置
- 八 觸媒並に其の製造に直接必要な原料及材料
- 九 觸媒の製造に必要な器具及機械
- 十 吸收装置及其の附屬機械
- 十一 吸收濟並に其の製造に必要な器具及機械
- 十二 石油又はタール分解装置及瓦斯重合装置並に其の附屬機械
- 十三 石油又はタール精製造装置及其

の附屬機械

十四 前各號に掲ぐる機械又は装置の部分品並に其の機械と共に一組として輸入せらるる附屬品、附屬原動機及其の原動機の附屬装置

第六條 人造石油製造事業法第八條の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一 輸入せんとする物品の品名、型式能力、性質、數量及價額
- 二 輸入せんとする物品の用途及之を使用すべき工場其の他の設備の説明
- 三 輸入を必要とする事由
- 四 製造者及輸出者
- 五 輸入豫定の時期及港
- 六 前項第五號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め之を商工大臣に届出づべし

第七條 人造石油製造事業法第八條の規定に依り認可を受け輸入を爲したる會社は輸入後遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

- 一 輸入したる物品の品名及數量
- 二 輸入の年月日及港

第八條

人造石油製造事業法第八條の規定に依り輸入税の免除を受けたる物品を目的たる用途に供したるときは遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

- 一 輸入したる物品の品名、數量及用途
- 二 使用工場名及使用時期
- 三 輸入の年月日及港

第九條 人造石油製造事業法施行令第七條の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣に提出すべし

- 一 用途を變更せんとする物品の品名數量及用途
- 二 變更せんとする用途及當該物品を使用すべき工場其の他の設備の説明

三 用途の變更を必要とする事由

四 輸入の年月日及港

第十條 人造石油製造事業法施行令第九條第一項の人造石油は左に掲ぐるものとす

- 一 第一種人造石油 日本標準規格第百七十四號石油製品試験方法第六條分溜試験に依る九十五パーセント溜出溫度攝氏二百二十五度以下の人造石油
- 二 第二種人造石油 第一種人造石油以外の製品たる人造石油

人造石油製造事業法施行令第九條第二項の獎勵金の額は商工大臣之を告示す

第十一條 人造石油製造事業法第九條の獎勵金の交付を受けんとする會社は毎年一月一日より六月三十日迄の製造に係る人造石油に付ては七月十五日迄に七月一日より十二月三十一日迄の製造に係る人造石油に付ては翌年一月十五日迄に申請書を商工大臣に提出すべし

第十二條 人造石油製造事業法第九條の規定に依り獎勵金の交付を受け又は受けたる會社は原料及材料の取得及使用、製品の製造及販賣又は引渡其の他の事業の状況を明にすべき帳簿書類

を其の工場に備へ置くべし

第十三條 人造石油製造事業法第十一條の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし

一 増加すべき資本の總額及第一回拂込の金額

二 資本増加の方法

三 資本増加を必要とする事由
前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 事業擴張に關する説明書

二 増加すべき資本を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)

三 資本増加に關する株主總會の決議の謄本

四 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄本

五 最終の貸借對照表

第十四條 人造石油製造事業法第十二條第一項の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣に提出すべし

一 社債の總額

二 社債の利率

三 社債募集を必要とする事由
前項の場合に於て擔保附社債信託法に依り社債の總額を數回に分ち發行せんとするものなるときは認可申請書に前項第一號及第三號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

一 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示

二 社債の利率の最高限度

第一項の場合に於て人造石油製造事業法第十二條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは認可申請書に第一項各號に掲ぐる事項の外擔保を供せざる特別の事由を詳記すべし

第十五條 前條の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 社債を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)

二 社債募集に關する株主總會の決議の謄本

三 會社の資本及拂込みたる株金總額の登記抄本

四 最終の貸借對照表

項を記載したる認可申請書に當事者たる會社連署の上之を商工大臣に提出すべし

一 合併の方法及條件

二 合併の時期

三 合併を必要とする事由

四 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第一條第一項各號に掲ぐる事項

前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 合併契約を證する書類

二 合併條件決定の基礎を明にする書類

三 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第二條第一號乃至第九號及第十二號に掲ぐる書類並に定款

四 合併の當事者たる會社の商法第七十八條第一項の規定に依り作成したる財産目録及貸借對照表

五 合併の相手方が人造石油製造會社に非ざる會社なるときは其の定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、利益の處分に關する書類及株主名簿

前條第一項の場合に於て人造石油製造事業法第十二條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは前條の認可申請書に前項第一號乃至第五號に掲ぐる書類並に社債發行の條件及社債募集の方法に關する説明書を添附すべし

第十六條 人造石油製造事業法第十二條第一項の認可を受けたる後信託契約又は擔保物件に變更ありたるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第十七條 人造石油製造會社は毎年一月一日より十二月三十一日に至る期間の事業計畫を定め其の前年九月三十日迄に認可申請書を商工大臣に提出すべし

第十八條 人造石油製造會社の事業計畫認可申請書には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 事業計畫の概要

二 設備の擴張又は變更計畫

三 操業計畫の概要

四 販賣計畫

五 製造數量及販賣數量並に年始及年末在庫數量

六 原料の取得計畫

七 原料の使用數量並に年始及年末在庫數量

第十九條 人造石油製造事業法第十四條第一項の規定に依り人造石油製造事業の譲渡の許可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

一 譲渡すべき事業の範圍

二 譲渡の價格及時期

三 譲渡を必要とする事由

譲渡すべき事業が人造石油製造事業法施行令第一條第一項各號の一に該當する場合に於ては前項の許可申請書に譲受けんとする會社連署すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 譲渡契約を證する書類

二 譲渡價格算定の基礎を明にする書類

第二十條 人造石油製造事業の譲渡終了したるときは譲渡したる會社は遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第二十一條 人造石油製造會社其の事業の廢止又は三月以上の休止の許可を受けんとするときは其の事由及休止の期間を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

人造石油製造會社三月未滿の事業の休止を爲したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

人造石油製造會社休止したる事業を再び開始したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第二十二條 人造石油製造事業法第十四條第二項の規定に依り合併の決議の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事

項を記載したる認可申請書に當事者たる會社連署の上之を商工大臣に提出すべし

一 合併の方法及條件

二 合併の時期

三 合併を必要とする事由

四 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第一條第一項各號に掲ぐる事項

前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 合併契約を證する書類

二 合併條件決定の基礎を明にする書類

三 合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第二條第一號乃至第九號及第十二號に掲ぐる書類並に定款

四 合併の當事者たる會社の商法第七十八條第一項の規定に依り作成したる財産目録及貸借對照表

五 合併の相手方が人造石油製造會社に非ざる會社なるときは其の定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、利益の處分に關する書類及株主名簿

第二十三條 人造石油製造會社の合併終了したるときは合併後存続する會社又は合併に因りて設立したる會社は遅滞なく之を商工大臣に届出づべし
前項の届出書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 登記簿の謄本
- 二 株主名簿
- 三 人造石油製造事業法第三條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類

第二十四條 人造石油製造事業法第十四條第二項の規定に依り解散の決議の認可を受けんとする會社は解散を必要とする事由を記載したる認可申請書に解散に關する株主總會の決議録の謄本を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十五條 人造石油製造會社は毎年二月末日迄に其の前年の營業の概況、作業の概況及年末に於ける設備の概要を記載したる事業年報を商工大臣に提出すべし

第二十六條 人造石油製造會社は營業期毎に株主總會終結後遅滞なく財産目録貸借對照表、營業報告書、損益計算書利益の處分に關する書類及株主名簿を

商工大臣に提出すべし
第二十七條 人造石油製造會社は毎月十五日迄に其の前月の原料數量並に製品の種類、製造數量、販賣數量及月末在庫數量を記載したる事業月報を商工大臣に提出すべし

人造石油製造會社は前項の事業月報の提出と同時に人造石油製造事業法第三條第一項第二項の規定に該當するものなることを證する書類を提出すべし

第二十八條 人造石油製造事業法第十五條第三項の證票は別記様式に依る

第二十九條 第一條乃至第四條及第十九條乃至第二十一條の規定に依り人造石油製造會社より商工大臣に提出すべき書類は人造石油製造工場の所在地を管轄する地方長官を経由すべし

附則

第三十條 本則は人造石油製造事業法施行の日より之を施行す

第三十一條 本則施行の際現に人造石油製造事業法施行令第一條第一項各號に掲ぐる事業を營む者にして本則施行後二月以内に第一條第一項第一號乃至第三號に掲ぐる事項を記載したる届出書を商工大臣に提出せざるものは其の事

業を營むことを得ず
前項の届出書には左に掲ぐる書類を添附すべし

- 一 第二條第二號乃至第五號、第八號及第十二號に掲ぐる書類
- 二 法人に在りては定款、組合に在りては契約書
- 三 事業を開始したる時期
- 四 本則施行前一年間に於ける原料の使用數量
- 五 本則施行前一年間に於ける製造數量、販賣數量及販賣價額
- 六 最近一年間の收支決算(法人に在りては最近の二營業期の財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益の處分に關する書類)

第三十二條 前條の規定に依り商工大臣に提出すべき書類は人造石油製造工場の所在地を管轄する地方長官を経由すべし

第三十三條 第二十五條、第二十六條及第二十七條第一項の規定は人造石油製造事業法附則第二項の規定に依り人造石油製造事業を營む者に之を準用す(別記様式略)

帝國燃料工業株式會社法

(昭和十二年八月九日法律第五十三號)

第一章 總則

第一條 帝國燃料興業株式會社は人造石油製造事業の振興を圖る爲必要な事業を營むことを目的とする株式會社とす

第二條 帝國燃料興業株式會社の資本は一億圓とし内五千萬圓は政府の出資とす

第三條 帝國燃料興業株式會社は政府の認可を受け其の資本を増加することを得

第四條 帝國燃料興業株式會社の株金の第一回拂込金額は株金の十分の一迄下ることを得

第五條 帝國燃料興業株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の数以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が外國

人又は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することを得

第六條 帝國燃料興業株式會社の存立期間は設立登記の日より五十年とす但し政府の認可を受け之を延長することを得

第七條 帝國燃料興業株式會社に非ざるものは帝國燃料興業株式會社又は之に類似の名稱を以て其の商號と爲すことを得ず

第二章 役員

第八條 帝國燃料興業株式會社に總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上を置く

第九條 總裁は帝國燃料興業株式會社を代表し其の業務を總理す

副總裁事故あるときは其の業務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

副總裁及理事は總裁を補助し帝國燃料興業株式會社の業務を分掌す

監事は帝國燃料興業株式會社の業務を監査す

第十條 總裁及副總裁は政府之を命じ其の任期を五年とす

理事は株主中より株主總會に於て二倍の候補者を選挙し政府其の中より之を

命じ其の任期は四年とす

監事は株主中より株主總會に於て之を選任し其の任期を三年とす

第十一條 總裁、副總裁及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し政府の認可を受けたるときは此の限に在らず

第三章 營業

第十二條 帝國燃料興業株式會社は人造石油製造事業に對する投資を爲すものとす

帝國燃料興業株式會社は政府の認可を受け前項の事業の外人造石油の製造又は販賣其の他本會社の目的達成上必要なる諸事業を營むことを得

第十三條 帝國燃料興業株式會社は拂込みたる株金額の三倍を限り燃料興業債券を發行することを得

燃料興業債券を發行する場合に於ては商法第二百九條に定むる決議に依ることを要せず

第十四條 燃料興業債券を發行せんとする場合に於ては政府の認可を受くべし

第十五條 政府は燃料興業債券の元本の償還及利息の支拂に付保證することを

得

第十六條 燃料興業債券は無記名式とす但し應募者又は所有者の請求に因り記名式と爲すことを得

第十七條 燃料興業債券の所有者は帝國燃料興業株式會社の財産に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す

第十八條 帝國燃料興業株式會社は社債借換の爲一時第十三條の制限に依らず燃料興業債券を發行することを得此の場合に於ては發行後一月以内に其の社債總額に相當する舊燃料興業債券を償還すべし

第五章 準備金

第十九條 帝國燃料興業株式會社は每營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得しむる爲利益金額の百分の二以上を積立つべし

第六章 監督及助成

第二十條 政府は帝國燃料興業株式會社の業務を監督す

第二十一條 帝國燃料興業株式會社借入金を爲さんとするときは政府の認可を受くべし

第二十二條 定款の変更、利益金の處分合併及解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二十三條 帝國燃料興業株式會社は每營業年度の事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第二十四條 政府は帝國燃料興業株式會社の業務に關し監督上又は人造石油製造事業の振興上其他公益上必要なる命令を爲すことを得

第二十五條 政府は帝國燃料興業株式會社の業務に關し軍事上必要なる命令を爲すことを得

第二十六條 政府は帝國燃料興業株式會社社監理官を置き帝國燃料興業株式會社の業務を監視せしむ

第二十七條 帝國燃料興業株式會社社監理官は何時にても帝國燃料興業株式會社の金庫、帳簿及諸般の文書物件を檢査することを得

帝國燃料興業株式會社社監理官必要と認めるときは何時にても帝國燃料興業株式會社に命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得

會其の他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得

第二十八條 政府帝國燃料興業株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

第二十九條 帝國燃料興業株式會社は每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せず

第三十條 帝國燃料興業株式會社の每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し第三營業年度迄に在りては年百分の四、第四營業年度以降に在りては年百分の六の割合に達せざるときは政府は第十營業年度迄に達せしむべき金額を補給すべし但し其の額は第四營業年度以降每營業年度に於ては政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合に相當する額及當該營業年度に於て支拂ひたる燃料興業債券の利息額の

合計額を越ゆることを得ず

每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を超過するときは其の超過額は先づ之を前項の規定に依る補給金の償還に充つべし

第十營業年度迄每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を超過するときは其の二分の一を配當準備の爲別に積立つべし

第二項の規定に依り補給金を償還し尙殘餘ありたるときは之を前項の拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を超過したる當該營業年度の利益金と看做す

前二項の規定に依る積立金は後營業年度に於ける第一項の規定に依る補給金の計算に付ては之を配當し得べき利益金と看做す

第三十一條 帝國燃料興業株式會社の每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の六の割

合を超過する場合に於て政府以外の者の所有する株式に對し年百分の六の割合を越え利益配當を爲さんとするときは其の超過する利益金額は利益配當が總株式に付拂込みたる株金額に對し均一の割合に達する迄政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額及政府の所有する株式の拂込みたる株金額に對し一と五との割合を以て之を配當すべし

第三十二條 帝國燃料興業株式會社には開業の年及其の翌年より十年間所得税及營業收益税を免除す

第三十三條 北海道、府縣及市町村其の他之に準ずべきものは前條の期間帝國燃料興業株式會社の事業に對し地方税を課することを得ず但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第三十四條 帝國燃料興業株式會社左の各號の一に該當するときは總裁又は總裁の職務を行ひ若は代理する副總裁を百圓以上二千圓以下の過料に處す副總裁又は理事の分掌業務に係るときは副總裁又は理事を過料に處すること亦同

第七章 罰則

第三十八條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

の事務を處理せしむ
第四十條 設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし

第四十一條 前條の認可ありたるときは設立委員会は株式總數より政府に割當すべき株式を控除したる殘餘の株式に付株主を募集すべし

第四十二條 株式申込證には定款認可の年月日並に商法第二百六條第二項第二號、第四號及第五號に規定する事項を記載すべし

第四十三條 設立委員株主の募集を終りたるときは株式申込證を政府に提出し其の検査を受くべし

第四十四條 設立委員は前條の検査を受けたる後遅滞なく各株に付第一回の拂込を爲さしむべし

前項の拂込ありたるときは設立委員は遅滞なく創立總會を招集すべし

第四十五條 創立總會に於ては第十條の規定に準じ理事候補者の選舉及監事の選任を行ふべし

第四十六條 創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を帝國燃料興業株式會社總裁に引渡すべし

第四十七條 登録税法第六條第一項第十

一號中「又は東北興業債券」を「東北興業債券又は燃料興業債券」に改む

帝國燃料興業株式會社は昭和十二年九月十八日より之を施行す（昭和十二年九月十六日勅令第五百號）

揮發油及重油販賣取締規則

（昭和十三年三月七日）
（商工省令第八號）

第一條 本則に於て揮發油とは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を、重油とは攝氏十五度に於ける比重〇・八七六二を超ゆる黒色、褐色又は暗綠色の礦油にして不透明なるもの（コールタールを除く）を謂ふ

第二條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は購買券（第八條の規定に依る記載なきものに限る）と引換ふるに非ざれば揮發油又は重油を賣渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する揮發油又は重油を賣渡すとき

イ 御料品

ロ 官廳用品

ハ 軍用品

ニ 本邦に派遣せられたる外國の大使、公使其の他に之に準ずべき使節若しは領事の自用品又は在本邦外國大使館、公使館若しは領事館の公用品

ホ 航空機用品

ヘ 船舶安全法に依る近海區域若しは遠洋區域を航行區域とする船舶、本則施行地に船籍港を有せざる船舶（船籍規則第一條第一項第一號及第二號に掲ぐる船舶を除く）又は本則施行地に住所を有せざる者の所有に係る船舶の用品

ト 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業又は専ら漁獲場より漁獲物若しは其の化學品を運搬する業務に従事する船舶にして外國港灣に出入するものの用品

二 揮發油を一リットル以下賣渡すとき
三 重油を五リットル以下賣渡すとき
四 販賣の目的を以て買受くる揮發油

又は重油の販賣業者に揮發油又は重油を賣渡すとき

五 精製又は販賣の目的を以て買受くる石油精製業者に揮發油又は重油を賣渡すとき

六 精製の爲使用する目的を以て買受くる石油精製業者に重油を賣渡すとき

七 石油運搬用自動車又は石油運搬船舶に使用する目的を以て買受くる揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者に揮發油又は重油を賣渡すとき

八 天災事變其他已むことを得ざる事由ありたるに因り購買券に依ることを得ざる時

第三條 購買券は商工大臣の定むる限度に於て地方長官（東京府に在りては警視總監以下之に同じ）之を發行す

第四條 購買券は揮發油に付ては一ガロン券、五ガロン券、五リットル券、十リットル券、十八リットル（一罐）券、百リットル券、一キロリットル券及十

キロリットル券の八種とし重油に付ては十八リットル（一罐）券、九十リットル（五罐）券、百八十リットル（十罐）券

一キロリットル券、十キロリットル券及百キロリットル券の六種とし各種に付赤色及青色の別を設く

購買券は別記様式に依る

第五條 赤色券は船舶に使用する爲揮發油又は重油を買受んとする者に、青色券は船舶以外に使用する爲揮發油又は重油を買受んとする者に之を交付す

第六條 購買券の交付を受けんとする者は交付申請書を揮發油又は重油を工場又は事業場に使用せんとする場合に於ては其の所在地を、自動車に使用せんとする場合に於ては其の主たる使用地を、船舶に使用せんとする場合に於ては船籍港（漁船並に船鑑札規則第一條第一項第一號及第二號に掲ぐる船舶に在りては其の所有者の住所）を、ガソリン機關車、ガソリン自動車、ディーゼル機關車又はディーゼル自動車に使用せんとする場合に於ては地方鐵道又は軌道を經營する者たる事務所の所在地を、其の他の場合に於ては其の者の住所を管轄する地方長官に提出すべし

前項の購買券交付申請書には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 買受んとする揮發油又は重油の數量

二 用途

三 使用設備の概要

四 使用豫定期間

五 交付を受けんとする購買券の種類及枚數

六 前回購買券の交付を受けたる年月日並に其の種類及枚數

第七條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は船舶以外に使用するものなることを知りて赤色券と引換へ揮發油又は重油を賣渡すことを得ず

第八條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は其の引換へたる購買券に引換後遅滞なく當該販賣場の名稱及引換の年月日を記載すべし

第九條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は其の引換へたる購買券を故なく他人に引渡し又は破棄することを不得

第十條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は販賣場毎に其の開設後一週間以内に左に掲ぐる事項を販賣場所在地を管轄する地方長官に届出づべし其の販賣場を廢止し又は届出でたる

事項に變更ありたる時亦同じ

一 販賣場の名稱及位置

二 取扱に係る石油の種類

三 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者の氏名名稱及住所

第十一條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は販賣場毎に帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

一 受入れたる揮發油又は重油の數量

二 販賣したる揮發油又は重油の數量

價格及販賣の年月日並に其の引渡人の氏名名稱及住所

三 引換へたる購買券の種類及枚數並に引換の年月日

購買券と引換へ販賣したる場合及揮發油に在りては五リットル以下を、重油に在りては五リットル以下を販賣したる場合に於ては前項第二號の買受人の氏名名稱及住所は之を記載することを要せず

第十二條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は販賣場毎に毎月左に掲ぐる事項を記載したる報告書を地方長官に提出すべし

一 前月中に受入れたる揮發油又は重油の數量、價格及受入の年月日並に其の引渡人の氏名名稱及住所

二 前月中に販賣したる揮發油又は重油の數量、價格及販賣の年月日並に其の買受人の氏名名稱及住所

三 前月中に引換へたる購買券の種類及枚數並に引換の年月日

購買券と引換へ販賣したる場合及揮發油に在りては五リットル以下を、重油に在りては五リットル以下を販賣したる場合に於ては前項第二號の買受人の氏名名稱及住所は之を記載することを要せず

第一項の報告書には前月中に引換へたる購買券を添附すべし

附 則

本則は公布の日より之を施行す但し第二條及第十一條の規定は昭和十三年五月一日より、第十二條の規定は同年六月一日より之を施行す

本則施行の際現に揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者を営む者は販賣場毎に本則施行の日より二週間以内に第十條各號に掲ぐる事項を其の所在地を管轄する地方長官に届出づべし

動車又は石油運搬用船舶に使用する揮發油又は重油は省令第二條七に該當せざるも右は揮發油及重油の消費規正に對應し其の配給の圓滑を期する爲規正比率は無駄排除の程度とし特に制限せざること

追而一三燃發第二九號を以て照會致置候購買券の價格に關しては一枚約八毛(五百枚綴約四十錢)の豫定に有之候條希望の向は至急當局宛揮發油重油別に種類枚數(豫め二三箇月分を取纏め作成し置くを便とす)等を通知相成度尙商工省令に基き廳府縣令公布の上は遲滞なく其寫一部當局宛御送附相煩度

度此段爲念及通牒候尙此の場合に於ては警察署等に於て右の場合に該當する重油なることの證明方法を講ずる様相成度此段申添候

重油の範圍に關する件

(一三燃一第七五五號) 昭和十三年三月二十六日 燃料局長官通牒

揮發油及重油販賣取締規則第一條に於ける重油の範圍に關しては其の取扱上尙疑義の存する點有之やに被認候處右は左記に依り御取扱相成度爲念此段及通牒候也

「潤滑の用に供する目的を以て製造せられたる礦油」は省令第一條に謂ふ重油として取扱はざること

右以外の礦油にして省令第一條に規定せる範圍に該當するものは總て省令に謂ふ重油とし取扱ふこと

揮發油及アルコール混用法施行令

(昭和十三年四月二十三日) 勅令第二百八十四號

燃料關係

一八五

事項に變更ありたる時亦同じ

一 販賣場の名稱及位置

二 取扱に係る石油の種類

三 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者の氏名名稱及住所

第十一條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は販賣場毎に帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

一 受入れたる揮發油又は重油の數量

二 販賣したる揮發油又は重油の數量

價格及販賣の年月日並に其の引渡人の氏名名稱及住所

三 引換へたる購買券の種類及枚數並に引換の年月日

購買券と引換へ販賣したる場合及揮發油に在りては五リットル以下を、重油に在りては五リットル以下を販賣したる場合に於ては前項第二號の買受人の氏名名稱及住所は之を記載することを要せず

第十二條 揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者は販賣場毎に毎月左に掲ぐる事項を記載したる報告書を地方長官に提出すべし

一 前月中に受入れたる揮發油又は重油の數量、價格及受入の年月日並に其の引渡人の氏名名稱及住所

二 前月中に販賣したる揮發油又は重油の數量、價格及販賣の年月日並に其の買受人の氏名名稱及住所

三 前月中に引換へたる購買券の種類及枚數並に引換の年月日

購買券と引換へ販賣したる場合及揮發油に在りては五リットル以下を、重油に在りては五リットル以下を販賣したる場合に於ては前項第二號の買受人の氏名名稱及住所は之を記載することを要せず

第一項の報告書には前月中に引換へたる購買券を添附すべし

附 則

本則は公布の日より之を施行す但し第二條及第十一條の規定は昭和十三年五月一日より、第十二條の規定は同年六月一日より之を施行す

本則施行の際現に揮發油若しは重油の販賣業者又は石油精製業者を営む者は販賣場毎に本則施行の日より二週間以内に第十條各號に掲ぐる事項を其の所在地を管轄する地方長官に届出づべし

動車又は石油運搬用船舶に使用する揮發油又は重油は省令第二條七に該當せざるも右は揮發油及重油の消費規正に對應し其の配給の圓滑を期する爲規正比率は無駄排除の程度とし特に制限せざること

追而一三燃發第二九號を以て照會致置候購買券の價格に關しては一枚約八毛(五百枚綴約四十錢)の豫定に有之候條希望の向は至急當局宛揮發油重油別に種類枚數(豫め二三箇月分を取纏め作成し置くを便とす)等を通知相成度尙商工省令に基き廳府縣令公布の上は遲滞なく其寫一部當局宛御送附相煩度

度此段爲念及通牒候尙此の場合に於ては警察署等に於て右の場合に該當する重油なることの證明方法を講ずる様相成度此段申添候

重油の範圍に關する件

(一三燃一第七五五號) 昭和十三年三月二十六日 燃料局長官通牒

揮發油及重油販賣取締規則第一條に於ける重油の範圍に關しては其の取扱上尙疑義の存する點有之やに被認候處右は左記に依り御取扱相成度爲念此段及通牒候也

「潤滑の用に供する目的を以て製造せられたる礦油」は省令第一條に謂ふ重油として取扱はざること

右以外の礦油にして省令第一條に規定せる範圍に該當するものは總て省令に謂ふ重油とし取扱ふこと

揮發油及アルコール混用法施行令

(昭和十三年四月二十三日) 勅令第二百八十四號

燃料關係

第一條 揮發油及アルコール混用法第一條第一項の規定に依りアルコールを混入すべき揮發油は左の各號の一に該當する礦物性の揮發油とす

一 命令の定むる試験方法に依る九五パーセント溜出温度攝氏二百二十五度以下のもの

二 攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざるもの

揮發油及アルコール混用法第一條第一項の規定に依り揮發油に混入すべきアルコールはアルコール分九十九度以上のアルコールとす

前項のアルコール分とは攝氏十五度に於て原容量百分中に含有する〇・七九四七の比重を有するアルコールの容量を謂ふ

第二條 揮發油の製造輸入、又は移入を業とする者は左に掲ぐる場合に於ては揮發油にアルコールを混入せざることを得

一 自己の他の工場又は貯油所に移送する目的を以て揮發油を工場又は貯油所より搬出せんとするとき

二 他の揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者に對し其の工場又は貯

油所に於て引渡を爲す揮發油を其の工場又は貯油所に移送する目的を以て工場又は貯油所より搬出せんとするとき

三 他の揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者が其の工場又は貯油所に移送する目的を以て引渡を受くる揮發油を工場又は貯油所に於て其の者に引渡し又は其の者に引渡す目的を以て工場又は貯油所より搬出せんとするとき

四 輸出又は揮發油及アルコール混用法を施行せざる地への移出の用に供する目的を以て揮發油を工場又は貯油所より搬出せんとするとき

五 輸出又は揮發油及アルコール混用法を施行せざる地への移出の用に供する目的を以て引渡を受くる者に揮發油を工場又は貯油所に於て引渡せんとするとき

六 命令を以て定むる用途に供する目的を以て揮發油を工場又は貯油所より搬出せんとするとき

七 工場又は貯油所に於て揮發油を命令を以て定むる用途に使用せんとするとき

八 命令を以て定むる用途に供する目的を以て引渡を受くる者に揮發油を工場又は貯油所に於て引渡せんとするとき

九 軍事上の必要に依り政府が購入する揮發油を工場又は貯油所より搬出し又は工場又は貯油所に於て引渡せんとするとき

十 天災事變其他已むことを得ざる事由に因り揮發油にアルコールを混入して之を工場又は貯油所より搬出し又は工場又は貯油所に於て使用し若し他の者に引渡すことを得ざるとき

第三條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者其の工場又は貯油所より搬出し又は其の工場又は貯油所に於て使用し若し他の者に引渡す揮發油の總數量常時年額百キロリットルに達せざる場合に於て命令の定むる所に依り商工大臣の許可を受けたるときは揮發油にアルコールを混入せざることを得

第四條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者はアルコールの需給關係上商工大臣に於て必要と認むる期間其の期間内に其の工場又は貯油所より搬出

揮發油及アルコール混用法施行規則

(昭和十三年四月二十三日 商工省令第十七條)

し又は其の工場又は貯油所に於て使用し若し他の者に引渡す揮發油の總數量より第二條第一號乃至第九號の規定に依りアルコールを混入せざることを得る揮發油の數量を除きたる數量に對し商工大臣の定むる割合に相當する數量の揮發油にはアルコールを混入することを要せず

前項の期間及割合は商工大臣之を告示在りては臺灣總督とす

第五條 本令中商工大臣とあるは臺灣に在りては臺灣總督とす

附則
本令は揮發油及アルコール混用法施行の日より之を施行す

揮發油の製造輸入又は移入を業とする者は石炭、亞炭若しはオイルシエールより製造したる原料油又はガスの合成に依り製造したる原料油より製造したる礦物性の揮發油には當分の内アルコールを混入せざることを得

前項の規定に依りアルコールを混入せざることを得る揮發油の數量は第四條の揮發油の總數量に之を算入せず

第一條 揮發油及アルコール混用法施行令第一條第一項第一號の試験方法は日本標準規格第七十四號石油製品試験方法第六條の分溜試験方法とす

第二條 揮發油及アルコール混用法第五條第三項及同法施行令第二條第六號乃至第八號の用途は内燃機關用(航空機の内燃機關用を除く)以外の用途とする

第三條 揮發油の製造又は輸入を業とする者は其の事業開始後遅滞なく左に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし

一 氏名名稱又は商號及住所

二 工場又は貯油所の名稱及位置(工場又は貯油所の全體圖を添附すべし)

揮發油の移入を業とする者は其の事業開始後遅滞なく前項各號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし

一 事業の概要

二 貯藏設備

三 一年間に於ける移入及販賣見込數量

四 事業開始の年月日

第一項各號に掲ぐる事項並に前項第一號及第二號に掲ぐる事項を變更したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第四條 揮發油の移入を業とする者其の事業を譲渡し又は廢止せんとするときは豫め左に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし

一 譲渡又は廢止の事由及時期

二 譲渡に在りては譲受人の氏名名稱又は商號及住所

第五條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者其の事業を休止せんとするときは豫め休止の事由及期間を商工大臣に届出づべし但し揮發油の製造又は輸入を業とする者に在りては六月未滿の休止を爲す場合に限る

揮發油の移入を業とする者休止したる事業を再び開始したるときは遅滞なく之を商工大臣に届出づべし

第六條 揮發油及アルコール混用法施行

令第三條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

一 アルコールを混入せざる事由
二 一年間に於ける製造輸入又は移入数量

三 一年間に工場若し貯油所より搬出し又は工場若し貯油所に於て使用し若し他の者に引渡す数量

第七條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者は毎年一月一日より十二月三十一日に至る期間のアルコール混入計畫を定め其の前年九月三十日迄に認可申請書を商工大臣に提出すべし

第八條 アルコール混入計畫認可申請書には工場又は貯油所別に左に掲ぐる事項を記載すべし

一 揮發油の製造又は搬入数量及搬出使用又は引渡数量並に年始及年末在庫數量

二 アルコールを混入する揮發油の數量及揮發油にアルコールを混入する割合

三 アルコール搬入、混入及搬出數量並に年始及年末在庫數量

四 アルコールの貯蔵設備及貯蔵能力

五 アルコールの混入設備及混入方法
六 アルコールを混入したる揮發油の貯蔵設備及貯蔵能力

第九條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者は毎月十五日迄に其の前月中の左に掲ぐる事項を工場又は貯油所別に記載したる届出書を商工大臣に提出すべし

一 揮發油の製造又は搬入數量及搬出使用又は引渡數量並に月末在庫數量

二 アルコールを混入したる揮發油の數量及揮發油にアルコールを混入したる割合

三 アルコールの搬入、混入及搬出數量並に月末在庫數量

第十條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者揮發油及アルコール混用法施行令第二條第六號又は第八號の規定に依りアルコールを混入せざるに揮發油を搬出し又は引渡さんとするときは瓶、罐、樽其の他に之に準ずる容器に入れたる其の揮發油に付其の容器の見易き箇所に別記様式第一號の標章を附すべし其の容器に包装を施したるものには在りては其の包装に付亦同じ

前項の場合に於て當該搬出又は引渡が

同時に揮發油及アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第五號又は第九號の規定に依る搬出又は引渡に該當する場合に於ては前項の規定を適用せず

第十一條 揮發油の製造、輸入若し移入を業とする者又は業務上揮發油の使用販賣其の他の取扱を爲す者は揮發油及アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第六號又は第八號の規定に依りアルコールを混入せざる揮發油(前條の規定に依り標章を附したる揮發油を除く)を内燃機用(航空機の内燃機用を除く)に使用し又は供するものなることを知りて譲渡することを得ず但し軍事上の必要に依り政府が購入せんとするとき又は特別の事由に因り商工大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

第十二條 業務上揮發油及アルコール混用法施行令第二條第四號乃至第六號又は第八號の規定に依りアルコールを混入せざる揮發油の使用、販賣其の他の取扱を爲す事業主(第十條の規定に依り標章を附したる揮發油のみの使用、販賣其の他の取扱を爲す者及業務上揮發油の輸送を爲す者を除く)は其のアル

容量五
揮發油にアルコールを混入すべき割合
(昭和十三年七月三十日) 商工省告示第二百二十二號

の容量五

揮發油にアルコールを混入すべき割合

(昭和十三年七月三十日) 商工省告示第二百二十二號

揮發油及アルコール混用法第一條第二項の規定に依り揮發油にアルコールを混入すべき割合左の通定む
本告示は昭和十三年九月一日より之を施行す

昭和十三年四月商工省告示第二百二十一號は之を廢止す
揮發油の容量九十に對しアルコールの容量十

揮發油及アルコール混用法施行令第四條第一項の期間及割合

(昭和十三年四月二十五日) 商工省告示第二百二十二號

一 期間 昭和十三年七月一日より十二月三十一日に至る期間
二 割合 四分の三以下但し各月に於ける

アルコールを混入せざる揮發油に付毎月十五日迄に其の前月中の左に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし

一 揮發油を譲受けたる日及其の數量
二 揮發油の使用、販賣其の他の取扱數量及月末在庫數量

第十三條 揮發油及アルコール混用法第七條の證票は別記様式第二號に依る

附 則
本則は揮發油及アルコール混用法施行の日より之を施行す但し第九條及第十二條の規定は昭和十三年八月一日より之を施行す

揮發油及アルコール混用法附則第二項の期間は本則施行の日より昭和十三年六月三十日に至る期間とす

本則施行の際現に揮發油の製造又は輸入の業を営む者は本則施行の日より二週間以内に第三條第一項各號に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし

本則施行の際現に揮發油の移入の業を営む者は本則施行の日より二週間以内に第三條第一項各號及第二號に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし

本則施行の際現に揮發油の製造、輸入又

は移入の業を営む者は昭和十三年七月一日より十二月三十一日に至る期間のアルコール混入計畫を定め本則施行の日より一月以内に認可申請書を商工大臣に提出すべし

揮發油及アルコール混用法施行令附則第二項の規定に依りアルコールを混入せざることを得る揮發油の製造輸入又は移入を業とする者には其の事業に付當分の内本則を適用せず
(別記様式略)

揮發油にアルコールを混入すべき割合

(昭和十三年四月二十五日) 商工省告示第二百二十一號

揮發油及アルコール混用法第一條第二項の規定に依り揮發油にアルコールを混入すべき割合左の通定む
揮發油の容量九十五に對しアルコール

る割合は五分の四を超ゆることを得ず

揮發油及アルコール混用法施行令第四條第一項の期間及割合

(昭和十三年九月十三日 商工省告示第二百六十八號)

- 一 自昭和十四年一月一日至同年三月三十一日 七割五分以下但し各月に於ける割合は八割を超ゆることを得ず
- 二 自昭和十四年四月一日至同年六月三十一日 五割以下但し各月に於ける割合は五割五分を超ゆることを得ず
- 三 自昭和十四年七月一日至同年十二月三十一日 三割以下但し各月に於ける割合は三割五分を超ゆることを得ず

石油資源開發法

(昭和十三年三月二十八日 法律第三十一號)

第一條 石油を目的とする鑛業權者(以下

石油鑛業者と稱す)は命令の定むる所に依り事業計畫を定め之を政府に届出づべし之を變更せんとするとき亦同じ

政府鑛利保護上必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第二條 政府は命令の定むる所に依り豫算の範圍内に於て石油鑛業者に對し試験助成金を交付することを得

第三條 政府は前條の試験助成金に依る試験の結果開發せられたる油田より探油を爲す者をして命令の定むる所に依り探油開始後五年間毎年探油價額の百分の二以内に相當する金額を納付せしむることを得

前項の油田の地域及深度は政府之を指定す

第四條 前條第二項の指定に不服ある者は訴願を提起することを得

第五條 詐欺の行爲を以て第二條の試験助成金の交付を受けたる者に對しては其の金額を返還せしむ

第六條 第三條の規定に依る納付金及前條の規定に依る返還金は國稅滯納處分の例に依り之を徵收することを得但し先取特權の順位は國稅に次ぐものとす

第七條 政府石油資源の開發促進上必要ありと認むるときは石油鑛業者に對し其の鑛區の開發方法其の他必要なる事項に付他の石油鑛業者と協議を爲すべきことを命ずることを得

石油鑛業者他の石油鑛業者の鑛區と隣接する自己の鑛區の境界線より五十メートル以内の地域に於て探掘を爲さんとするときは鑛利保護上必要なる事項に付豫め隣接鑛區の石油鑛業者と協議を爲すべし

政府石油資源の開發促進上又は鑛利保護上必要ありと認むるときは前二項の協議に依る決定の變更を命ずることを得

第一項又は第二項の協議を爲さず若は爲すこと能はず又は協議調はざるときは政府は當該事項に付必要なる決定を爲すことを得

第八條 政府石油資源の開發促進上必要ありと認むるときは石油鑛業者に對し試験又は之に關し必要なる事項を命ずることを得

政府前項の規定に依り試験を命じたるときは第二條の試験助成金を交付す

第九條 政府軍事上必要ありと認むるときは石油資源開發法は昭和十三年八月一日より之を施行す(昭和十三年七月三十日勅令第五百四十二號)

石油資源開發法施行規則

(昭和十三年七月三十日 商工省令第七十二號)

第一條 石油鑛業者は鑛山毎に毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の事業計畫を定め其の年の二月末日迄に之を商工大臣に届出づべし

前項の事業計畫は石油を目的とする鑛業權を取得したる年に在りては其の取得の日より翌年三月三十一日に至る期間に付之を定め其の取得の日より三十日以内に商工大臣に届出づべし

第二條 事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 試験及探掘計畫の概要
- 二 原油又は天然瓦斯の採取見込量及其の處分方法
- 三 事業に要する資材、技術員及鐵夫の充足計畫の概要
- 四 收支豫算及事業資金の調達方法

きは勅令の定むる所に依り石油鑛業者に對し探油の制限又は増加に關し必要なる事項を命ずることを得

政府は勅令の定むる所に依り前項の規定に依る命令に因り生じたる損失を補償す

第十條 政府は石油鑛業者に對し其の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ又は帳簿書類其の他の物件の検査を爲すことを得

政府は石油鑛業者に對し其の業務及會計に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

第十一條 左の各號の一に該當する者は五千圓以下の罰金に處す

- 一 第七條第二項の規定に依る協議を爲さず又は協議調はざる以前に探掘を爲したる者
- 二 第七條の規定に基かず又は同條第三項の規定に依る命令に違反し決定を變更せずして試験又は探掘を爲したる者
- 三 第八條第一項の規定に依る命令に違反したる者
- 四 第九條第一項の規定に依る命令に違反したる者

第十二條 左の各號の一に該當する者は二千圓以下の罰金に處す

一 第一條第一項の規定に違反し事業計畫の届出を怠り又は届出でたる事業計畫を實施せざる者

二 第一條第二項の規定に依る命令に違反し事業計畫を變更せずして之を實施したる者

第十三條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す

一 第十條第一項の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

二 第十條第一項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避したる者

三 第十條第二項の規定に依る命令又は處分に違反したる者

第十四條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關し第十一條、第十二條又は前條第一號若は第三號の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人に對し亦前三條の刑を科す

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第三條 石油鑛業者廢坑又は遮水の作業を爲さんとするときは作業案を具し其の作業に著手前之を商工大臣に届出づべし

第四條 鑿井中出油又は瓦斯の噴出ありたるときは石油鑛業者は遲滞なく之を商工大臣に届出づべし鑛利を損するの虞ある出水ありたるとき亦同じ

第五條 石油鑛業者は鑛山毎に毎月の試掘及探掘状況並に坑井別探油状況を翌月十五日迄に商工大臣に届出づべし

第六條 試掘助成金は商工大臣の指定する地域に於て指定する深度の試掘を爲す石油鑛業者に對し商工大臣其の試掘

計畫を適當と認むる場合に於て之を交付す

試掘助成金は掘鑿助成金及機械助成金とす

第一項の地域及深度は商工大臣之を告示す

第七條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する金額を限度とす但し商工大臣崩壊性地質其の他の事由に因り特に多額の掘鑿費を要するものと認めたる場合は此の限に在らず

前項の掘鑿助成金の限度は機械助成金の交付を受くる場合に於ては第一號に在りては一メートルに付九圓以内、第

二號に在りては一メートルに付七圓以内を減じたる額とす

掘鑿助成金交付の指令を受けたる者第十條の認可を受け豫定の掘止深度に達する前に試掘を廢止したる場合に於て商工大臣必要ありと認むるときは掘鑿助成金は第一項の限度を超え之を交付することを不得

第八條 機械助成金は掘鑿助成金の交付を受けんとする者試掘を爲す爲鑿井機械、櫓、櫓金具、原動機、ポンプ、坑用鐵管又は其の附屬品を購入する場合に於て之を交付す

一、「ロータリー」式に依り掘鑿する場合

深 度	掘 鑿 助 成 金	其 の 他 の 場 合
六百メートル以下の部分	一メートルに付 五十四圓	一メートルに付 三十六圓
六百メートルを超ゆる部分	一メートルに付 六十九圓	一メートルに付 四十六圓
千メートルを超ゆる部分	一メートルに付 九十一圓五十錢	一メートルに付 六十一圓
千五百メートルを超ゆる部分	一メートルに付 百三十四圓五十錢	一メートルに付 八十七圓
二千メートルを超ゆる部分	一メートルに付 百九十四圓五十錢	一メートルに付 百二十七圓

石油資源開發法第八條の規定に依る場合

二、網式又は可搬式に依り掘鑿する場合

深 度

三百メートル以下の部分

三百メートルを超ゆる部分

六百メートルを超ゆる部分

九百メートルを超ゆる部分

石油資源開發法第八條の規定に依る場合

深 度	掘 鑿 助 成 金	其 の 他 の 場 合
一メートルに付	三十四圓	一メートルに付 二十四圓
一メートルに付	七十七圓四十錢	一メートルに付 五十一圓六十錢
一メートルに付	百二十一圓五十錢	一メートルに付 八十一圓
一メートルに付	百七十一圓九十錢	一メートルに付 百十四圓六十錢

機械助成金の額は左の各號に該當する金額を限度とす

一 石油資源開發法第八條の規定に依る場合 購入費の金額

二 其の他の場合 購入費の金額

第九條 掘鑿助成金の交付を受けんとする者は申請書に左に掲ぐる事項を記載したる試掘計畫書を添附し之を商工大臣に提出すべし

一 試掘せんとする鑛區の所在地及登録番號

二 鑿井地點

三 掘止深度

四 鑿井方法

五 鑿井の著手及終了時期

燃料關係

六 主任技術者及主任鑿井手の氏名及履歷

機械助成金の交付を受けんとする者は申請書に前項の試掘計畫書の外機械購入費明細書を添附すべし

第十條 試掘助成金交付の指令を受けたる者試掘計畫書を變更せんとするときは商工大臣の認可を受けべし

第十一條 試掘助成金交付の指令を受けたる者は試掘に著手したる日より試掘日誌を作り試掘作業に關する状況を記入し其の寫を一週間毎に取纏め翌週中に商工大臣に提出すべし

第十二條 試掘助成金交付の指令を受けたる者機械助成金の交付を受け購入したる機械又は其の附屬品を試掘計畫書に定むる深度の試掘を了る前又は之を

了りたる後五年以内に處分せんとするときは商工大臣の認可を受けべし

第十三條 試掘助成金交付の指令を受けたる者鑛業權を移轉し承繼人に於て第九條の試掘計畫書に定むる試掘を繼續せんとするときは當事者連署の上商工大臣の認可を受けべし

相續に因り試掘助成金交付の指令を受けたる者の鑛業權を承繼したるときは相續人は遲滞なく其の旨を商工大臣に届出づべし

第十四條 試掘助成金交付の指令を受けたる者左の各號の一に該當するときは商工大臣は試掘助成金交付の指令を取消し、試掘助成金の額を減少し又は既に交付したる試掘助成金の全部若は一部の返還を命ずることあるべし

- 一 試掘計畫書に定むる深度の試掘を休止し又は廢止したるとき
- 二 第十條の規定に違反し試掘計畫を變更したるとき
- 三 石油資源開發法第八條第一項の命令に違反したるとき
- 四 石油資源開發法第十條第一項の規定に依る報告を怠り若は虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したるとき
- 五 第十一條の規定に違反したるとき
- 六 石油資源開發法第十條第二項の規定に依る命令又は處分に違反したるとき
- 七 第十二條の規定に違反し機械又は其の附屬品を處分したるとき
- 八 試掘助成金交付の條件に違反したるとき
- 九 第十五條 石油資源開發法第三條第一項の規定に依る納付金は同條第二項の規定に依り指定したる地域及深度の油田に於て探油を爲す者の毎年一月一日より十二月三十一日に至る期間の總探油量を其の坑井數(無出油井を含む)を以て除したる量(一井當探油量)が左に掲ぐる探油量に達したる場合に限り之を納付せしむ
- 十 油田の深度五百メートル以下のとき 二〇〇軒
- 十一 油田の深度五百メートルを超ゆるとき 四四〇軒
- 十二 油田の深度千メートルを超ゆるとき 七〇〇軒
- 十三 油田の深度千五百メートルを超ゆるとき 一、二〇〇軒
- 十四 油田の深度二千メートルを超ゆるとき 二、七五〇軒
- 十五 第十六條 前條の納付金の額は探油價額に左の率を乗じたものとす
探油價格は商工大臣の檢定したる原油の價格に依る

油田の深度	一井當探油量	堀鑿助成金及機械助成金の交付を受ける者	堀鑿助成金の交付を受けたる者	堀鑿助成金の交付を受けざる者
五百メートル以下のとき	二〇〇軒以上のとき	百分の二	百分の〇・八	百分の二
五百メートルを超ゆるとき	四〇〇軒以上のとき	百分の二	百分の〇・八	百分の二
千メートルを超ゆるとき	七〇〇軒以上のとき	百分の二	百分の〇・八	百分の二
千五百メートルを超ゆるとき	一、四〇〇軒以上のとき	百分の二	百分の〇・八	百分の二
二千メートルを超ゆるとき	二、七五〇軒以上のとき	百分の二	百分の〇・八	百分の二

第十七條 石油資源開發法第七條第一項又は第二項の規定に依る協議調ひたるときは關係石油鑛業者は連署の上遅滞なく其の決定事項を商工大臣に届出づべし

前項の協議を爲すこと能はず又は協議調はざるときは關係石油鑛業者は理由を具し遅滞なく其の旨を商工大臣に届出づべし

第十八條 石油資源開發法第七條第四項の決定には理由を附す

決定書の謄本は之を關係石油鑛業者に交付す

第十九條 本則の規定に依り商工大臣に提出する書類は鑛區の所在地を管轄する鑛山監督局長を経由すべし

附則

本則は石油資源開發法施行の日より之を施行す

石油試掘獎勵金交付規則は之を廢止す

石油試掘獎勵金交付規則に依り獎勵金交付の指令を受けたる者及其の承繼人に關しては仍同則に依る

石油試掘獎勵金交付規則第二條の規定に依り爲したる昭和十三年四月商工省告示第百十七號は第六條第三項の規定に依り

之を爲したるものと看做す

石油試掘獎勵金交付規則第三條の規定に依り爲したる申請は第九條の規定に依り之を爲したるものと看做す

本則施行の際現に石油鑛業者たる者は鑛山毎に昭和十三年八月一日より同十四年三月三十一日に至る期間の事業計畫を定め本則施行後一月以内に之を商工大臣に届出づべし

石油資源開發法第七條第一項又は第二項の規定に依る協議調ひたるときは關係石油鑛業者は連署の上遅滞なく其の決定事項を商工大臣に届出づべし

前項の協議を爲すこと能はず又は協議調はざるときは關係石油鑛業者は理由を具し遅滞なく其の旨を商工大臣に届出づべし

第十八條 石油資源開發法第七條第四項の決定には理由を附す

決定書の謄本は之を關係石油鑛業者に交付す

第十九條 本則の規定に依り商工大臣に提出する書類は鑛區の所在地を管轄する鑛山監督局長を経由すべし

附則

本則は石油資源開發法施行の日より之を施行す

石油試掘獎勵金交付規則は之を廢止す

石油試掘獎勵金交付規則に依り獎勵金交付の指令を受けたる者及其の承繼人に關しては仍同則に依る

石油試掘獎勵金交付規則第二條の規定に依り爲したる昭和十三年四月商工省告示第百十七號は第六條第三項の規定に依り

石炭販賣取締規則

(昭和十四年八月十六日
商工省令第四十三號)

第一條 石炭の生産業者又は販賣業者は商工大臣の許可を受けるに非ざれば石炭を販賣(本則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する石炭を販賣するとき

イ 御料品

ロ 船舶用品

二 一銘柄に付販賣業者又は組合員の爲に共同購入を爲す法人たる組合に對する販賣契約數量が月當二百五十噸、使用者に對する販賣契約數量が工場、事業場共の他の使用場所毎に月當二百五十噸を超ゆるとき

三 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式会社又は團體の株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者が輸入炭及移入炭以外の石炭を販賣するとき

四 天災事變其の他已むを得ざる事由ありたるに因り許可を受くること能はざるとき

第一條 石炭の生産業者又は販賣業者前條の許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

一 販賣先

二 販賣せんとする石炭の銘柄別數量及價格

三 販賣先に於ける用途

燃料關係

四 引渡の時期及場所

第三條 別表甲號に掲ぐる株式会社又は團體の株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者又は販賣業者は其の株主たる株式会社又は所屬する團體の交付する販賣指圖書に依るに非ざれば輸入炭及移入炭以外の石炭を販賣することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する石炭を販賣するとき

イ 御料品

ロ 船舶用品

二 一銘柄に付販賣業者又は組合員の爲に共同購入を爲す法人たる組合に對する販賣契約數量が月當二百五十噸、使用者に對する販賣契約數量が工場、事業場共の他の使用場所毎に月當二百五十噸を超ゆるとき

三 天災事變其の他已むを得ざる事由ありたるに因り販賣指圖書に依ることを得ざるとき

第四條 別表乙號に掲ぐる株式会社又は團體の株主又は團體員たる石炭の販賣業者は其の株主なる株式会社又は所屬する團體の交付する販賣指圖書に依るに非ざれば輸入炭

及移入炭以外の石炭を販賣することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する石炭を販賣するとき

イ 御料品

ロ 船舶用品

二 一銘柄に付販賣業者又は組合員の爲に共同購入を爲す法人たる組合に對する販賣契約數量が月當五十噸、使用者に對する販賣契約數量が工場、事業場共の他の使用場所毎に月當五十噸を超ゆるとき

三 天災事變其の他已むを得ざる事由ありたるに因り販賣指圖書に依ることを得ざるとき

第五條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式会社又は團體は毎年四月一日より九月三十日及十月一日より翌年三月三十一日に至る期間に於ける株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者の生産又は取扱に係る石炭の配分計畫を定め四月一日より九月三十日に至る期間の計畫は二月末日迄に、十月一日より翌年三月三十一日に至る期間の計畫は八月三十一日迄に之を提出し商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ